

平成26年9月第5回人吉市議会定例会会議録（第1号）

平成26年9月2日 火曜日

1. 議事日程第1号

平成26年9月2日 午前10時 開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第68号 平成26年度人吉市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第4 議第69号 平成26年度人吉市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第5 議第70号 平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議第71号 平成26年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議第72号 平成26年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議第73号 平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議第74号 平成26年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第75号 平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議第76号 平成26年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議第77号 平成25年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第13 議第78号 人吉市いじめ調査委員会設置条例の制定について
- 日程第14 議第79号 人吉市いじめ問題対策連絡協議会設置条例の制定について
- 日程第15 議第80号 人吉市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第81号 人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第17 議第82号 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第18 議第83号 人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第19 議第84号 人吉市風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定について
- 日程第20 議第85号 人吉市道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議第86号 人吉市道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議第87号 工事請負契約の締結について

- 日程第23 議第88号 損害の賠償について
日程第24 議第89号 損害の賠償について
日程第25 議第90号 市道路線の廃止について
日程第26 議第91号 市道路線の認定について
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（18名）

1番	宮崎	保君
2番	高瀬	堅一君
3番	村口	隆君
4番	大塚	則男君
5番	平田	清吉君
6番	犬童	利夫君
7番	松岡	隼人君
8番	井上	光浩君
9番	豊永	貞夫君
10番	川野	精一君
11番	笹山	欣悟君
12番	西	信八郎君
13番	村上	恵一君
14番	田中	哲君
15番	仲村	勝治君
16番	三倉	美千子君
17番	森口	勝之君
18番	永山	芳宏君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	田中	信孝	君
副	市長	坂崎	博憲	君
監	査委員	篠崎	國博	君
教	育長	末次	美代	君

総務部長	中村則明君
市民部長	中村明公君
健康福祉部長	松岡誠也君
経済部長	松田知良君
建設部長	田中幸輔君
総務部次長	迫田浩二君
市民部次長	加賀邦保君
健康福祉部次長	中川一水君
経済部次長	大渕修君
経済部次長	廣田五浩君
建設部次長	山田巧君
建設部次長	木村秀敏君
総務課長	溝口尚也君
企画財政課長	告吉眞二郎君
自治振興課長	小澤洋之君
会計管理者	椎葉幹夫君
水道局長	東俊宏君
水道局次長	愛甲泰士君
上水道課長	那須義徳君
教育部長	井上祐太君
教育部次長	今村修君
教育部次長	東和人君
農業委員会 事務局長	舟戸幸弘君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	赤池謙介君
次	長	山本繁美君
庶務係	長	椎葉千恵君
書	記	白坂禎敏君

午前10時 開会

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより平成26年9月第5回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付しております議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略し、書類報告にかえさせていただきます。

関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覽いただきますようお願いいたします。

日程第1 会期の決定

○議長（永山芳宏君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。本件については、去る8月26日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君）（登壇） おはようございます。平成26年9月第5回人吉市議会定例会に当たりまして、去る8月26日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日9月2日開会、3日午前、治水・防災に関する特別委員会、午後、市庁舎建設に関する特別委員会、4日から8日まで休会、9日、10日一般質問、11日一般質問及び委員会付託、12日予算委員会、13日から15日まで休会、16日、17日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、18日の午前、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後、予算委員会、19日から23日まで休会、24日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

なお、11日は一般質問及び委員会付託としておりますが、当日午前、第69回国民体育大会カヌー競技会の開始式が、会場となる本市で行われ、これに議会、執行部とも出席することになっております。よって、当日は通常の午前10時からの開議ができませんので、午前11時から議会運営委員会を開催することとし、本会議は午後1時からの開議ということにいたしております。

一般質問につきましては質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は9月5日金曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定することにいたしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回

目から質問席にて行い、質問時間は従来どおり50分以内としております。

また、本日提案の議第68号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第4号）につきましては、本日、委員会付託を省略して審議を行い、引き続き採決することにいたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 会期については、ただいまの委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に9番、豊永貞夫議員、10番、川野精一議員を指名いたします。

日程第3 議第68号から日程第26 議第91号まで

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第3、議第68号から日程第26、議第91号までの24件を一括して議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） 皆さん、おはようございます。平成26年第5回人吉市議会定例会の初めに当たりまして、市政に対する所信を申し述べる機会を与えていただき、まことにありがとうございます。

去る8月19日夜から20日未明にかけて、中国地方や九州の一部地域にもたらされた猛烈な雨は、広島市安佐北区三入で観測史上最大の降雨量を記録する豪雨となりました。この雨は、「広島市北区」の安佐南区、安佐北区において局地的に降り続き、土砂崩れや土石流を引き起こし多数の住宅を飲み込むなど、過去最大級の土砂災害となりました。この災害で、72の方がお亡くなりになられ、2の方がいまだ行方不明となっているほか、土石流が発生した地域で現在も危険度が高いとされる地域では、避難指示・勧告が継続しており、住まいを失うなど被災された方々が、今なお避難所生活を強いられています。お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた方々へ心からお見舞いを申し上げます。

7月に発生した台風8号でございますが、大型で非常に強い勢力を保ちながら、10日午前7時前に鹿児島県阿久根市付近に上陸し、その後、本州南岸を東に進み、和歌山県南部、千葉県富津市付近に上陸し、11日に関東の東海上に進みました。この間、沖縄本島地方では記録的な大雨となったほか、台風周辺の湿った南風と梅雨前線の影響で、台風から離れた地域でも局地的な大雨をもたらし、全国各地で土砂災害、河川のはんらん、浸水被害などが発生

しました。

台風8号接近における本市の対応につきましては、7月9日から局地的に雷を伴った激しい雨が降り、10日に熊本県に最も接近するなどの予報が出されたため、8日に人吉市災害対策本部を設置いたしました。9日の本部会議では、市民の皆様の安全確保を第一と考え、台風が接近する前の明るい時間帯に一人でも多くの方々に避難していただくため、午後4時に市内全域を対象とした避難勧告を発令いたしました。

指定避難所につきましては、人吉スポーツパレスなど9カ所を設置し開設しましたところ、台風接近による被害を心配された高齢者の方や子供連れの御家族などが次々と集まれ、午後11時現在で、200世帯、321人の方々が避難し一夜を過ごされました。各避難所の対応としては、避難者へ食料と寝具の提供を行い、保健師による避難者の健康観察を行うなどの避難所運営に努めたところでございます。

翌日は、台風の通過により、本市に出されていた暴風警報が解除されたことに伴い、午前10時30分、市内全域の避難勧告を解除いたしました。

本市における被害につきましては、大雨や強風にもかかわらず、幸いにして負傷者などの人的被害はなく、建物、そのほかにおきましても大きな被害はございませんでした。しかしながら、今後も台風の接近、上陸などが考えられますので、予報、予測に基づく明るいうちの早目の避難の呼びかけや、防災行政無線などにより防災情報を発信するなど、引き続き万全の態勢で警戒に当たってまいりたいと存じます。市民の皆様におかれましても、今後の防災情報には御留意いただき、適切な避難行動に努めていただきますようお願い申し上げます。

次に、人吉市総合防災訓練でございますが、去る8月31日、市役所別館駐車場一帯をメイン会場として実施いたしました。今回の訓練は、大規模な地震を想定し、「防災関係機関及び住民との連携強化」、「住民の防災意識の高揚」を目的として、本市消防団を初め人吉下球磨消防組合消防本部、陸上自衛隊第8特科連隊第2大隊、人吉警察署、災害時応援協定締結団体、市内医療機関、そして各町内会など多数の関係団体の御参加のもと、倒壊家屋救助、車両救助、医療機関での傷病者受け入れなど、本番さながらの訓練を実施することができました。また、東間校区町内会の御協力もございまして、多くの住民の方々にも避難訓練、炊き出し訓練に積極的に参加をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。今後も行政と市民の皆様が一体となった防災対策の推進を図り、安全・安心なまちづくりに取り組んでまいりたいと存じます。

広報広聴関係でございますが、毎年開催しております「ひとよし“かがやき”づくりトーク」につきましては、本年度も22町内15カ所での開催を計画し、7月から実施しております。今回は、本市の財政状況やマニフェストの進捗状況などについて御説明を申し上げ、参加いただきました皆様と意見交換を行っているところでございます。11月中旬まで開催を計画し

ておりまして、今後、多くの市民の皆様にご参加いただき、地域の課題や市政につきまして、意見交換を行ってまいりたいと存じます。

成長戦略についてでございますが、先般、国において地理空間情報と情報通信技術（ICT）の利活用を促進し、経済成長力の底上げと国土の強靱化を図ることを目的として、総務省の「災害に強いG空間シティの構築等新成長領域開拓のための実証事業」に係る提案公募があったところでございます。これを受け、本市を代表団体とし、九州大学や熊本大学、事業を担う民間事業者、また、隣接する鹿児島県伊佐市及び湧水町を共同提案団体として、複数ある分野の中から、「山間部や過疎地地域等における豪雨・洪水の迅速把握及び情報伝達実証事業」の分野に、県境を越えて連携し、防災に強いまちづくりを構築するモデルとして「G空間技術を活用した地域連携型防災まちづくり実証事業」を提案いたしました。選定の結果、去る7月18日、実証事業を担う全国10カ所の団体の一つとして採択をいただいたところでございます。

この取り組みは、災害時の被害状況を効率的に情報収集、分析するとともに、国や連携自治体と防災情報を共有するシステムや、テレビ、スマートフォンなどの多層的かつ多様なメディアによる位置に応じた伝達方法の構築、さらには高齢者の見守りなど、住民生活の向上に役立つ方策を検討するものでございます。本市を初め集中豪雨や台風の常襲地帯である九州圏における、大規模かつ広域的な災害に対応できる防災力を高める重要なモデル構築事業でございますので、共同提案団体とともに産学官連携と防災関連情報の共有・利活用を図りながら、実証事業の推進に向けて積極的に活動してまいり所存でございます。

本年5月、国の「地域活性化モデルケース」の選定を受けた「人吉ハラル促進区をコアとした地域産直・広域ネットワーク及びツーリズム構築事業」につきましては、去る8月25日から2日間、モデルケースの計画の熟度を高めるため関係する省庁の課長級で構成されます政策対応チームに来訪いただき、計画に関する「総合コンサルティング」が実施されました。当日は、内閣官房地域活性化統合事務局を初め総務省や農林水産省、経済産業省、文化庁の職員から、現地視察も踏まえた地域の課題や要望などに対し、御指導、御助言をいただく一方で、本市から地方の声として、国が国家戦略で取り組むことで解決が可能な地方の課題について御提案申し上げるなど、活発な議論を交わすことができました。本事業に対する国のかかわりとして、地域活性化の成功事例を創出することを目的に、選定されたモデルケースの具現化に向けて、関係省庁がしっかりと連携することで最大限支援し、スピード感をもって具体的な成果を導き出すとの力強い発言もいただいたところであり、今後、関係省庁の御指導をいただきながら事業を推進してまいりたいと存じます。

先般、国から認定をいただいた「地域資源を活かした人吉ハラル促進区を実現するための地域再生計画」関連についてでございますが、内閣府の特定地域再生事業費補助金を活用し、ハラルツーリズムやおもてなしの確立に向けた事業を推進することとしております。

今回、平成25年度に実施しました市場調査等で情報収集したニーズをもとに、本市の地域資源を結びつけたツーリズム構築に向けて、九州在住ムスリム留学生を中心としたモニターによりテストマーケティングを行うとともに、モニターと地域関係者との接点をつくるための意見交換の場を設けてまいります。モニターの皆様からの御意見などをもとに、人吉ならではのおもてなしの確立のために、持続可能な事業体制の構築に努めてまいりたいと存じます。

球磨川流域の治水関係でございますが、4月に開催されました第10回ダムによらない治水を検討する場において、流域市町村から国及び熊本県に対し、住民への説明会開催の要望が出されました。それを受け、本市におきましては、去る8月18日、29日の2回にわたり、国土交通省九州地方整備局、熊本県、本市の共同主催による「ダムによらない治水対策案の住民説明会」を開催し、会場となった東西コミュニティセンター及びカルチャーパレスに、約90人の市民の皆様にご参加いただきました。

説明会では、国から、これまでの議論の経緯や、幹事会で積み上げてきた治水対策案、それによって得られる治水安全度についての説明が行われ、昭和40年7月及び昭和57年7月の降雨に基づくシミュレーションによるはんらん想定区域や、追加遊水地などの新たな提案に対する検討結果が提示されました。また、熊本県からは、球磨川水系における防災・減災ソフト対策に対する財政支援について、説明があったところでございます。市民の皆様からは、治水安全度に関する意見や河川改修事業の継続的な実施などの要望が出されておりまして、本市としましても、今後も引き続き国・県、流域市町村との議論を重ね、協力、連携を図りながら、治水安全度、地域防災力を高めるため、努力をしてまいりたいと存じます。

消防関係でございますが、去る8月3日、人吉スポーツパレス駐車場を会場として、第30回熊本県消防操法大会が開催されました。本市消防団からは、小型ポンプの部に、第4方面隊第6分団第1部が出場し、選手は一条乱れぬ規律正しい操法を披露し、参加26チーム中4位というすばらしい成績を収めました。第6分団第1部におかれましては、地元開催の代表としての重圧の中、大会に向けて、夏の暑さにも負けず、部員一丸となって過酷な訓練に取り組んでこられ、選手はもちろん、サポートをしてきた団員個々の鍛錬と強固な団結力、そしてたゆまぬ努力に対し改めて敬意を表するとともに、これまでの労苦に心からねぎらいの言葉を申し上げます。また、団員を支えていただきました御家族を初め地元町内会や後援会の皆様、団員が勤務する事業所の方々、そして、応援していただきました市民の皆様に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

交通安全関係でございますが、平成26年秋の全国交通安全運動の実施に伴い、来る9月22日、ふるさと歴史の広場において出発式を開催いたします。9月21日から30日までの運動期間中は、子供と高齢者の交通事故防止を基本に「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止」と「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」、「飲酒運転の根絶」に重点的に取り組み、交通事故撲滅に努めてまいります。関係機関並び

に市民の皆様方におかれましても、御理解と御協力いただきますようお願い申し上げます。

社会保障・税番号制度関係でございますが、社会保障・税番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報が同一人の情報であることの確認を行うための社会基盤であり、社会保障・税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平、公正な社会を実現することを目的として、昨年5月、社会保障・税番号制度関連4法が公布されました。これを踏まえ本市におきましては、昨年10月開催しました人吉市電子自治体推進委員会において推進本部を設置し、職員を対象に研修会を開催し情報共有に努め、本年8月にはワーキンググループを設けるなど、導入に向けた体制整備を行ってきたところでございます。

制度導入につきましては、平成27年10月にマイナンバーと呼ばれる特定の個人を識別するために国民一人一人に割り当てられる番号の付番と通知を行い、平成28年1月には、各分野でのマイナンバーの利用開始が決定しておりますので、本市としましては、円滑な制度導入と運用に向け、準備を進めてまいりたいと存じております。

環境関係でございますが、平成25年3月に制定した人吉市環境基本条例に基づき、本市が目指す環境像である「自然環境と人間生活がともに輝く美しき千年都市ひとよし」を実現するために、このたび、環境基本計画を策定しました。

策定に当たりましては、昨年5月、人吉市環境審議会に諮問を行い、7回にわたり審議を重ねていただき、本年8月に答申をいただいたところでございます。審議会では、次世代を担う小中学生、保護者及び環境衛生に最前線にかかわる衛生員の皆様から、環境の理想像や課題、問題点、実践状況について幅広く聞き取りを行い、1,185件もの意見をいただいたとでございます。また、自然環境の有識者の方々からも御意見を伺い、さまざまな御指導や御教示を得て、市、市民、事業者が取り組むことについても慎重に御審議をいただいたと聞き及んでおります。

今後は、環境基本計画に定めました自然環境、生活環境、快適環境、地球環境、環境教育と、それぞれの目標を実現するため、市、市民の皆様及び事業者の方々为一体となって、本市の環境を守り、美しい自然と歴史が融合したふるさとの宝物を次世代に引き継いでいけるよう努めてまいり所存でございます。

福祉関係でございますが、本年4月の消費税率引き上げに伴い、国が実施する臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金につきましては、去る6月2日から申請受付を開始しておりまして、8月20日現在で、2,468件、5,011万円の給付を行ったところでございます。今後も適正な給付を行うため、申請期限である11月28日までに漏れなく申請をいただけるよう対象者への申請勧奨を実施するなど、制度周知に努めてまいります。

高齢者福祉関係でございますが、先日、厚生労働省から昨年の日本人の平均寿命が公表されました。それによりますと、女性が86.61歳で昨年に引き続き世界第1位、男性は80.21歳となり、初めて80歳の台を越え、香港、アイスランド、スイスに続き世界第4位となって

おります。厚生労働省では、「医療技術の進歩により今後も平均寿命は延びる可能性がある」と分析しており、我が国の高齢化はますます進んでいくものと予測されます。

本市の65歳以上の高齢者につきましては、7月末日現在で1万1,017人、高齢化率は31.95%、1年前と比較いたしますと、185人、0.96%の増となっており、本市の高齢化もさらに進んでいるところでございます。このような状況でございますが、高齢者の皆様が住みなれた地域でいきいきと暮らしていただけるよう介護予防、包括的支援を充実し、健康で安心を実感できる「笑顔があふれ、幸せいっぱい健康福祉都市ひとよし」を推し進めるべく、一層の努力をしてまいり所存でございます。

また、今月は敬老月間でございます。長寿をお祝いするとともに、高齢者の皆様がますます健康で元気に過ごしていただくことを目的に、延寿荘などの老人ホーム施設でのあんま・マッサージの無料奉仕や、老人ホーム利用者の方々へのお祝い訪問、さらには、老人福祉センターの無料開放と金婚御夫婦の表彰式などを行うほか、各町内会におかれましても、敬老会を開催されるようでございます。9月1日現在で100歳以上の方が22人おられ、さらに、本年度中に100歳に到達される方が6人いらっしゃいます。皆様方には心からお喜びを申し上げたいと存じます。

就学前児童における虫歯予防についてでございますが、本市の平成24年度における年長児虫歯有病者率は65.3%であり、全国平均と比較しても虫歯の多い熊本県平均51.4%よりさらに高い状況にあります。本市におきましては、昨年度に第2期人吉市健康増進計画・食育推進計画を策定し、その取り組みの一つとして、フッ化物応用による虫歯予防を掲げているところでございます。就学前児童のうち幼稚園については、既に全園実施されていることから、今回、私立保育所においても、フッ素洗口による虫歯予防への取り組みを実施していただくよう働きかけをしてまいりたいと存じます。

林業関係でございますが、人吉市森林組合、中球磨森林組合、山江村森林組合の三者による合併につきましては、去る6月6日に合併予備契約の調印がとり行われました。現在、くま中央森林組合合併推進協議会の中で、最終的な合併準備が進められているところでございまして、本年10月1日に、新森林組合となる「くま中央森林組合」が設立し発足する予定となっております。この森林組合は、地域の森林管理を計画的かつ効率的に実行することで地域社会への貢献を果たすことを目指しておりまして、本市といたしましても、新森林組合が健全かつ堅実な経営となりますよう必要な施策を講じてまいりたいと存じます。

商工関係でございますが、今般、経済産業省の地域新成長産業創出促進事業に、人吉商工会議所が事業主体となる「鉄道遺産・肥薩線を活用した地域産直・「広域集合」ネットワーク構築事業」が採択されました。この事業は、「肥薩線」というコンパクトでわかりやすいキーワードのもと、熊本、宮崎、鹿児島島の南部九州3県をまたぎ、食や観光といった各地域の魅力ある資源を改めて掘り起こし、域内の生産者や関係者による「産直ネットワーク」を

構築することで、パッケージでの商品化や情報発信などを行い、「南部九州の地域ブランド化」につなげていくことを目的といたしております。今月には、その推進組織として、食や観光における各地域の民間の専門家の方々を中心とした「(仮称) 鉄道遺産・肥薩線を活用した地域産直・広域集客ネットワーク協議会」が設立される予定でございます。市といたしましても、今後、同協議会と連携し、官民一体となって「地域のブランド化」の確立に向けた取り組みを推進してまいりたいと存じております。

企業誘致関係でございますが、本年5月、「地域活性化モデルケース」において、本市提案の「人吉ハラル促進区をコアとした地域産直・広域ネットワーク及びツーリズム構築事業」が全国のモデルケースとして選定されたところでございます。そのため、今後本事業を円滑に推進するに当たり、企業や工場施設誘致の拠点となる受け皿を早急に整備する必要があることから、人吉中核工業用地の造成整備を進めてまいりたいと存じます。熊本県の開発行為申請許可が下り次第、直ちに造成整備に着手することとし、本年度は、調整池の拡張工事を計画しているところでございます。工事の実施に当たりましては、周辺環境に留意しながら、安全かつ速やかに進めてまいりたいと存じます。

観光関係でございますが、人吉球磨が一体となって推進しておりますひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーンでは、本年も7月中旬から8月末までの期間、夏の恒例イベントとなりました「カップ搜索隊」の携帯電話モバイルラリーを実施いたしました。期間中、専用ホームページや各イベントのホームページ、フェイスブックにより出没情報やイベント情報を発信し、多くの皆様方が、人吉球磨各地に出没するカップを搜索し目撃情報を投稿するなど、ユーモラスな人吉球磨の夏を楽しんでいただくとともに、本地域の観光PRに寄与できたものと存じます。

観光列車「SL人吉」のお出迎えにつきましては、本年も夏休み企画として、県立球磨工業高校の協力をいただき、本市職員と高校生が甲冑姿に扮し、観光客のお出迎えを実施しました。この事業は、人吉温泉観光協会が実施したもので、SL人吉で到着した観光客を甲冑武者が笑顔でお出迎えし、記念写真を撮るなど、人吉の玄関口である人吉駅でのサプライズおもてなしとして実施し、本市の観光振興の一翼を担っていただいたところでございます。協力いただいた高校生にとりましても、観光客のお出迎えといったおもてなしを通じ、郷土を愛し貢献する貴重な体験ができたものと存じます。

去る8月15日、60回の節目を迎える人吉花火大会を中川原公園及びふるさと歴史の広場をメインの観覧会場として開催いたしました。人吉城跡を背景に球磨川河畔から上がる色鮮やかな5,000発の花火は、市民の皆様はもとより、帰省されている方々や市外からの多くのお客様を魅了し、人吉ならではの夏の風物詩を御堪能いただいたことと存じます。また、アニメ「夏目友人帳」を題材にした大会ポスターでございますが、今回も話題性が高く、人吉球磨近隣地域のみならず、全国のアニメファンから大きな反響をいただいております。花火大

会当日、会場で行った大会ポスター、うちわ販売会には、若者を中心に長蛇の列ができるなど、アニメツーリズムでの観光振興を展開する中、着実に交流人口が増加していることを実感するとともに、今後の事業展開に期待するところでございます。花火大会の開催に当たり、御協力をいただきました関係団体の方々に心からお礼申し上げますとともに、御協賛いただきましたスポンサー各社及び関係各位に深く感謝申し上げます。

第10回の開催となります「じゅぐりっと博覧会」でございますが、本市を訪れる観光客の皆様を町なかへと誘い、地域の皆様とともに作り上げるおもてなしイベントを、10月1日から2カ月間にわたり開催いたします。昨年に引き続き、「相良700年の文化の継承と創造」をメインテーマとして、町なかイベントや人吉城跡御下門での幻想的な灯りの中でのコンサートなど、恒例の事業をさらに充実し開催することとしております。また、新たな取り組みとしまして、人吉クラフトパーク石野公園において、地元工芸家による作品展の開催など多彩なイベントを計画しているところでございます。期間中、官民一体となり事業に取り組み、観光客の皆様へ歴史と自然の魅力あふれる人吉をお楽しみいただけるよう努めてまいりたいと存じます。

広域観光連携についてでございますが、去る7月25日に熊本県南広域本部を事務局として「くまもと県南広域観光連携推進会議」が設立されました。この推進会議は、八代、水俣・芦北、人吉・球磨の3地域の行政、商工、観光団体で構成され、それぞれの地域が持つ豊富な観光資源を有機的に活用しながら、広域的な観光振興を推進することを目的としております。会議では、八代港を活用した大型旅客船誘致の取り組みや、各地域のイベント情報を共有しながら、さらなる連携を図ることなどが確認されたところであり、今後、本市としましても、広域観光に資する取り組みとして参画してまいりたいと存じます。

また、えびの市、霧島市と本市の県際交流によりまして、国土交通省のビジットジャパン地域連携事業を活用した南九州トライアングル連携事業を協働で実施することとし、本年、「南九州トライアングル事業実行委員会」を設立いたしました。この3市は、豊富な自然や温泉を抱えるなど共通の特色を持ち隣接しておりますが、熊本、宮崎、鹿児島との3県が連携した外国人旅行者への対応が不十分であり、知名度向上の施策が急がれております。本年度は、韓国をターゲットとした旅行エージェント招聘事業を実施し、モニタリングでの調査を行い、南九州の魅力ある周遊観光を検討するとともに、外国人旅行者の誘致につなげてまいりたいと存じます。

土木関係でございますが、本年度から2カ年計画としまして、市道五日町田町線において橋梁長寿命化修繕計画に基づき、球磨川にかかる水ノ手橋の補修工事を実施することとしております。去る8月19日、指名競争入札を行った結果、IHIインフラ建設・双栄建設建設工事共同企業体が、2億4,516万円で落札いたしましたので、工事請負契約の締結についての議案を御提出いたしております。工事請負契約締結後には、早速工事に着工することにな

りますが、工事期間中は、長期にわたり交通規制により補修工事を進めてまいりますので、市民の皆様には御迷惑と御不便をおかけいたしますが、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

(仮称)人吉・球磨スマートインターチェンジ整備促進関係でございますが、去る6月30日、国においてスマートインターチェンジ整備事業制度実施要綱が施行され、これを受けまして実施計画書を提出いたしました。その後、国土交通省から新規採択されたことに伴い、連結許可申請書を提出したところ、8月8日付で国土交通大臣から連結許可を得たところでございます。今後の事業としましては、平成31年度の開通に向けて進めてまいることになりますが、本年度中に地形測量、用地測量及び実施設計業務などを、西日本高速道路株式会社と分担して実施し、平成27年度から用地取得に取り組む計画といたしているところでございます。

学校教育関係でございますが、夏休みの恒例事業となりました「夏休みパワーアップ教室」を、本年も市内小学校3年生の希望者を対象とし、去る7月22日から30日までの7日間、すべての小学校で開講いたしました。本年は206人の児童が受講し、熱心に国語や算数の学習に励みましたが、各小学校とも児童の学習態度が大変すばらしく、御指導いただきました学習サポーターの皆様も、例年以上に指導に熱が入ったようでございました。児童からは、「ていねいに教えてもらったのでよくわかった」、保護者からは「生活のリズムが保てて助かった」などの喜びの声が多数届いており、今後も、夏休み期間の子供たちの学力向上に係る取り組みとして、夏休みパワーアップ教室をさらに充実させてまいりたいと存じているところでございます。御協力いただきました学習サポーターの皆様に対し、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

次に、いじめ防止対策関係でございますが、全国的にいじめが原因で子供の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼしている現状に対し、国は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、昨年6月、いじめ防止対策推進法を公布しました。本市におきましては、この法律に基づき、本年3月「人吉市いじめ防止基本方針」を策定したところでございます。市内の各小中学校では、いじめの早期発見、早期対応や未然防止に最大限の努力をされておられますが、いじめの根絶を図るためには、学校、家庭、地域社会が一体となって取り組むことが重要であり、これらの体制整備と連携強化が急務となっております。このたび、本市では、いじめ問題に係るさまざまな機関及び団体の連携を図るため、人吉市いじめ問題対策連絡協議会を設置することとし、設置条例案を御提案いたしております。今後、この協議会を通じまして、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処などに努めてまいりたいと存じます。

また、児童・生徒の生命や心身に被害が生じるなど、重大事態への対処及び再発防止の必要がある場合などに再調査を行うための機関として、人吉市いじめ調査委員会の設置につき

ましても設置条例案を御提案いたしております。

小中学生児童・生徒における虫歯予防についてでございますが、児童・生徒の健康な歯を維持することを目的としまして、本年度、市内小中学校において、フッ素を含むうがい液を用いた「むし歯予防うがい」の実施を計画しております。現在、先進地の取り組み状況など収集した情報を分析しながら、使用するうがい液の選定や具体的な実施方法など、円滑な実施体制について検討を進めているところでございます。8月中に教職員への概要説明を終え、今後、保護者への説明を実施し、学校歯科医、学校薬剤師との連携、協力体制構築に取り組むこととしております。なお、この小中学校での「むし歯予防うがい」の実施につきましては、希望する御家庭の児童・生徒を対象として行うこととしております。

学校給食関係でございますが、現在、民間委託しております学校給食調理業務は、本年度末で第2期学校給食調理業務委託の契約期間が満了となります。そのため、これまでの給食調理業務委託の検証を行い、次期委託契約期間において安心、安全な学校給食を提供できるよう、最良な業者選定を目指し、選定作業に着手してまいりたいと存じます。

社会教育関係でございますが、本議会でも取り上げていただき、大きな社会的課題となっておりますインターネット依存社会から子供を守るという取り組みでございますが、今般、人吉市PTA連絡協議会を主体に「人吉市子どもを守る五つの宣言」が策定され、子供たちが携帯電話、スマートフォン、インターネット等を利用する上でのルールや、保護者の対応等を明示し、我が家独自の宣言を加筆するような構成でまとめられております。また、宣言づくりと並行する形でアンケート調査も実施され、これらを取り巻く家庭や子供たちの実態が明らかになるにつれ、関係団体、関係者が、等しく危機感を強めたところでございます。これらは以前から準備を進めていたものとはいえ、市内で起こりました痛ましい事件で市全体に絶望感が漂う最中、一連の作業に当たられた関係の皆様御苦勞、御尽力に心から感謝を申し上げますとともに、今後は、家庭、学校、関係団体のみならず、地域が一体となってインターネット依存社会から子供たちを守る運動に努めてまいり所存でございます。

7月25日、29日、31日の夏休みの3日間、市内小学校を3班に分けて、人吉型サマースクール人吉市草木山川学校を開校いたしました。今回は、花まる教室に通う小学2年生を対象に募集を行い、約90人の子供たちが参加をしてくれました。初めて川で泳ぐ子供たちもいる中で、文字どおり水を得た魚のような若鮎っ子たちの歓声が、会場である万江川高橋に響きわたる自然体験となりました。子供たちは、野外学習を通して人吉の自然の豊かさや、美しさ、楽しさ、そして生き物たちを通じた命の大切さ、さらには、川や川原が自然のものとはいえ、地元の皆様のボランティア活動等を通して守られていることを「ふるさと」の実感として幼い心に感じてくれたものと存じます。開催に向けて御尽力を賜りました井ノ口町内会の皆様、救護を初め御協力いただいた方々、関係各位に心からお礼申し上げます。

長崎がんばらんば国体関係でございますが、いよいよ今月11日から4日間の日程で、第69

回国民体育大会カヌー競技会が球磨川特設カヌー競技場で開催されます。競技会には、ワイロドウォーターとスラロームの種目に、全国各地からカヌー界のトップレベルにある選手たちが出場します。大会期間中は、市内の小学6年生約300人や人吉スポーツ少年団約30人の児童たちの競技観戦なども予定されています。現在、歓迎看板、歓迎のぼり旗及び飾花プランターの設置や、食事などのおもてなしの準備も最終段階に入っているとのことで、4月に行われたリハーサル大会の来場者数をはるかに超える来場が期待されております。市民の皆様におかれましても、是非、会場にお越しいただき、地元出場選手はもとより全国の選手たちの活躍に声援を送っていただきますようお願い申し上げます。

川上哲治氏顕彰事業につきましては、「不出世」の野球人で、本市の名誉市民である故川上哲治元読売巨人軍監督の生い立ち、人となり、功績を末長く顕彰するためのコーナーを川上哲治記念球場内にリニューアルオープンいたしました。川上氏の御逝去を悼み、川上哲治氏追悼記念展で展示をさせていただいたものを、しっかりとしたセキュリティのもとで、再び一般に公開するというもので、子供たちや野球を愛する方々に、最もふさわしい場所で触れてほしいと考えております。

文化振興関係でございますが、台風11号の接近で延期しました「くまもと子ども芸術祭2014in人吉」を、去る8月17日に開催したところでございます。当日は、延期にもかかわらず、今回の子ども芸術祭のコンセプトである「700年の歴史に学び、今を生きる、そして未来へ」を軸とした舞台発表に、370人の子供たちが参加いたしました。舞台では、人吉東小学校のインタータの合唱の後、子供たちが各地域に伝わる郷土芸能などを次々と披露し、子供たちが演じる真剣でいきいきとした姿に、地域に伝わる芸術文化が大人から次世代を担う子供たちに継承されていることを伺い知ることができ、これからの芸術文化の発展及び継承が確信できる子ども芸術祭が開催できたものと存じます。子ども芸術祭の開催に当たり、企画構想から運営まで御協力いただきました人吉文化協会の皆様を初め関係者の方々に心から感謝申し上げます。

図書館関係でございますが、去る7月20日、あさぎり町須恵文化ホールにおいて、第30回人吉球磨児童による童話発表大会を開催いたしました。この大会は、読書を通じて豊かな人間性を育成するとともに、読書意欲の向上を図るため毎年実施しているもので、本年は人吉球磨管内の小学校から29人の児童が出場し、人権、震災、平和などを題材に発表しました。いずれの児童も各学校の代表にふさわしく堂々とした態度で発表に臨み、登場人物や物語の情景が目浮かぶようなすばらしい発表に、会場からたくさんの拍手が送られていました。

引き続きまして、御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

議第68号平成26年度人吉市一般会計補正予算案（第4号）は、国の補助事業を活用し、取り組むこととしております特定地域再生事業「人吉ハラル促進区実現のためのおもてなし

構築事業」の補助内示及び国の委託事業として取り組む「G空間技術を活用した地域連携型防災まちづくり実証事業」の採択に伴う追加補正でございます。今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ841万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ153億4,174万5,000円とするものでございます。

議第69号平成26年度人吉市一般会計補正予算案（第5号）は、国・県の補助事業の内示、申請などに伴う補正のほか、人事異動に伴う人件費及び単独事業などの追加補正を行うものでございます。今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ3億6,832万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ157億1,007万3,000円とするものでございます。

議第70号平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第2号）は、前年度繰越金のほか、保険給付に係る国庫負担金の精算などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ2億6,335万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億2,927万円とするものでございます。

議第71号平成26年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）は、前年度繰越金のほか、平成25年度熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の精算などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ1,047万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億224万3,000円とするものでございます。

議第72号平成26年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第2号）は、前年度繰越金のほか、介護給付費負担金の精算などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ1億422万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億3,197万円とするものでございます。

議第73号平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算案（第2号）は、前年度繰越金の追加などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ182万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,108万円とするものでございます。

議第74号平成26年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第1号）は、人事異動に伴う人件費の補正でございます。収益的収入及び支出につきまして、支出の営業費用を496万8,000円増額し、支出予算総額を5億2,108万4,000円とするものでございます。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を55万1,000円増額し、支出予算総額を2億6,060万7,000円とするものでございます。

議第75号平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）は、前年度繰越金及びがんばる地域交付金繰入金のほか、人件費及び原材料費などの補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ1億1,122万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億8,362万5,000円とするものでございます。

議第76号平成26年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算案（第1号）は、前年度繰越金のほか、人吉中核工業用地調整池改築工事に伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ2億3,183万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,472万3,000円とす

るものでございます。

議第77号平成25年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての案件は、地方公営企業法第32条第2項に基づき、利益剰余金を処分することについて議会の議決をお願いすること及び同法第30条第4項の規定に基づき、平成25年度人吉市水道事業特別会計決算について議会の認定をお願いするものでございます。

議第78号人吉市いじめ調査委員会設置条例案は、いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として人吉市いじめ調査委員会を設置するため、新たに条例を制定するものでございます。

議第79号人吉市いじめ問題対策連絡協議会設置条例案は、いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき、人吉市いじめ問題対策連絡協議会を設置するため、新たに条例を制定するものでございます。

議第80号人吉市税条例の一部改正案は、市が独自で定めている小型特殊自動車の税額を増額すること及び罰金刑の対象となる入湯税の特別徴収義務者に対する帳簿保管義務の期間を5年間とするため、条例の一部を改正するものでございます。

議第81号人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により、児童福祉法が一部改正されたことに伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、厚生労働省令で定める基準を参酌して定めることとなったため、新たに条例を制定するものでございます。

議第82号人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、内閣府令で定める基準を参酌して定めることとなったため、新たに条例を制定するものでございます。

議第83号人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により、児童福祉法が一部改正されたことに伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、厚生労働省令で定める基準を参酌して定めることとなったため、新たに条例を制定するものでございます。

議第84号人吉市風致地区内における建築等の規制に関する条例案は、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正に伴い、風致地区における建築等の規制について同基準を参酌して定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

議第85号人吉市道路構造の技術的基準を定める条例の一部改正案は、スマートインターチェンジ整備事業による連結路の設計及び施工に伴い、市道の構造に関し必要な一般的技術的基準を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

議第86号人吉市道路標識の寸法を定める条例の一部改正案は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正及びスマートインターチェンジ整備事業に伴い必要な道路標識を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

議第87号工事請負契約の締結についての案件は、水ノ手橋補修工事につきまして、指名競争入札の結果、IHIインフラ建設・双栄建設建設工事共同企業体が、2億4,516万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結することにつきまして、議会の御議決をお願いするものでございます。

議第88号損害の賠償についての案件は、平成26年5月20日未明、人吉市立人吉西小学校敷地内に植えてあるセンダンの木が、夜半からの風雨の影響によって隣接する熊本県立球磨工業高等学校側へつけ根から倒木し、工業高校敷地内に敷設されていた電線が破損した事故について、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

議第89号損害の賠償についての案件は、平成26年4月24日午後4時ごろ、女子児童が前田団地敷地内で遊んでいたところ、敷地内の児童遊園横に設置してある集水柵のふたがずれていたため転落した事故に関し、女子児童の親権者と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

議第90号及び議第91号市道路線の廃止について及び市道路線の認定についての案件は、都市計画法第29条及び第32条の開発行為に伴い、市道東間地内第8号線の終点が変更されたため、道路法第10条第3項の規定により市道を廃止し、同法第8条第2項の規定により新たに市道を認定するものでございます。

以上、御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

訂正をお願いしたいと思います。1ページの5行目、「広島市北部」と申し上げなければいけないところを「広島市北区」と申したそうでございます。北部が正解でございます。6ページをお願いいたします。5行目、「広域集客」と申し上げなければならないところを「広域集合」と申したようでございます。それから、10ページをお願いいたします。7行目、「不世出」と申し上げなければいけないところを「不出世」と申したようでございます。あわせて御訂正をお願いいたします。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時06分 休憩

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（中村則明君）（登壇） 皆さん、こんにちは。それでは、議第68号平成26年度人吉市一般会計補正予算案（第4号）及び議第69号平成26年度人吉市一般会計補正予算案（第5号）の補足説明をさせていただきます。

初めに議第68号平成26年度人吉市一般会計補正予算案（第4号）の補足説明でございます。予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

6ページをお願いいたします。歳入でございますが、14款国庫支出金、2項国庫補助金、6目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金、特定地域再生事業費補助金412万2,000円の増額補正は、先般、国から認定をいただきました地域資源を生かした人吉ハラル促進区を実現するための地域再生計画に基づく地域資源を結びつけたハラルツーリズムやおもてなしの確立を推進する事業に対しまして、本年7月28日付で内閣府から特定地域再生事業費補助金をお認めいただきましたことから増額するものでございます。3項委託金、1目総務費委託金、1節総務管理費委託金、G空間シティ構築事業費委託金429万1,000円の増額補正は、国におきまして地理空間情報と情報通信技術の利活用を促進し、経済成長力の底上げと国土の強靱化を図ることを目的とした災害に強いG空間シティの構築等新成長領域開拓のための実証事業の公募に、本市を代表団体といたしまして隣接する鹿児島県伊佐市並びに湧水町や大学、民間事業所を共同提案団体として、G空間技術を活用した地域連携型防災まちづくり実証事業として、県境を越えて連携し防災に強いまちづくりを構築するモデル事業を提案いたしましたところ、本年7月18日付で総務省から採択の通知をいただきましたことから、委託金を増額するものでございます。

7ページをお願いいたします。次に、歳出でございますが、2款総務費、1項総務管理費、7目企画費1,254万円の増額補正は、13節委託料以外の経費につきましては、主にG空間技術を活用した地域連携型防災まちづくり実証事業に係る経費でございまして、シンポジウム及びセミナー開催時の講師謝金や実証事業報告書の印刷経費、今後、設置予定のサテライトオフィスに係る経費などを追加いたしております。また13節委託料は、特定地域再生事業に係る委託料でございまして、主に九州在住のムスリムの方々を本市にお招きし、観光体験を通してハラルツーリズムの構築に向けたマーケティング調査などを実施するものでございます。

次に、14款、1項、1目予備費を412万7,000円減額いたしております。

以上で、平成26年度人吉市一般会計補正予算案（第4号）の補足説明を終わります。

引き続きまして、議第69号平成26年度人吉市一般会計補正予算案（第5号）について、補

足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により、第2条の債務負担行為の補正につきましては、第2表債務負担行為補正により、第3条の地方債の補正につきましては、第3表地方債補正によりそれぞれ御説明いたします。

5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正の追加の給食調理業務委託料は、平成27年度からの学校給食センター給食調理業務委託の期間及び限度額を設定するものでございます。第3表地方債補正の追加につきましては、農業基盤整備事業債のほか3件でございます。農業基盤整備事業債は、農業用水路改修事業に対する起債でございまして、充当率75%の190万円を計上いたしております。小学校施設整備事業債は、全小学校の遊具改修工事や西瀬小学校屋上防水改修工事など4件の工事に対する起債でございまして、充当率75%の1,420万円を計上いたしております。中学校プール改修事業債は、第一中学校プール改修事業の追加工事に対する起債でございまして、充当率75%の690万円を計上いたしております。現年発生補助災害復旧事業債は、国庫負担金事業で施工を予定しております市道の災害復旧工事に対する起債でございまして、充当率100%の290万円を計上いたしております。次に、地方債補正の変更でございますが、臨時財政対策債は、普通交付税の交付額確定に伴い発行可能額が確定いたしましたことから、限度額を変更するものでございます。公有林整備事業債及び地方道路等整備事業債は、いずれも工事等の追加に伴い限度額を変更するものでございます。

8ページをお願いいたします。歳入でございますが、10款、1項、1目、1節地方交付税1億1,765万5,000円の増額補正は、地方交付税のうち普通交付税の交付額が決定いたしましたので増額するものでございます。14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目災害復旧費国庫負担金、1節公共土木施設災害復旧費負担金、現年災公共土木施設災害復旧費負担金600万3,000円の増額補正は、市道の災害復旧工事などに対するものでございます。2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金1,576万3,000円の増額補正は、社会保障・税番号制度導入に伴う福祉、医療保険など関連の電算システム整備に対する補助金などを増額するものでございます。5目教育費国庫補助金、4節社会教育費補助金、史跡人吉城跡保存修理事業費補助金227万7,000円の増額補正は、人吉城跡三の丸北側斜面修理測量設計業務委託料の追加に伴い増額するものでございます。

9ページをお願いいたします。6目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金1,123万3,000円の増額補正は、住民基本台帳や地方税関連の電算システム整備に対する補助金でございます。同じく、がんばる地域交付金3,929万8,000円の増額補正は、国の平成25年度第1次補正予算に計上されましたがんばる地域交付金の内示に伴うものでございます。15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、

1 節保健衛生費補助金55万4,000円の増額補正は、保育園児や小中学校の児童・生徒を対象としたフッ化物洗口事業に対するむし歯予防対策事業費補助金などを増額するものでございます。4 目農林水産業費県補助金、1 節農業費補助金558万5,000円の増額補正は、農地台帳システム改修に対する補助金や農業機械の購入に対して交付されるくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業費補助金などの増額でございます。2 節林業費補助金3,584万7,000円の増額補正は、シカの捕獲見込み頭数の確定に伴う特定鳥獣適正管理事業費補助金や、市有林の苗木新植、防護さくの設置事業に対する森林環境保全整備事業費補助金などの増額に伴うものでございます。6 目教育費県補助金、2 節社会教育費補助金122万8,000円の増額補正は、人吉城跡三の丸北側斜面修理測量設計業務委託料に対する国庫補助金にあわせて補助される史跡人吉城跡保存修理事業費補助金やカルチャーパレスの自主文化事業、六代山勢松韻様による人吉講演に対する地域づくり夢チャレンジ推進補助金の内示に伴うものでございます。

10ページをお願いいたします。16款財産収入、1 項財産運用収入、2 目、1 節利子及び配当金73万1,000円の増額補正は、人吉・球磨林業機械センター及び人吉市森林組合からの配当金でございます。

11ページをお願いいたします。18款繰入金、1 項特別会計繰入金の増額補正は、前年度の療養給付費などの精算に伴う特別会計からの繰入金でございます。

12ページをお願いいたします。20款諸収入、4 項、3 目雑入、5 節農林水産業費雑入922万6,000円の増額補正は、国有林との分収契約に基づく分配金などでございます。7 節土木費雑入549万2,000円の増額補正は、人吉球磨広域行政組合からの受託事業として取り組みます一般廃棄物処理施設周辺整備事業の負担金などでございます。21款市債につきましては、第3表地方債補正で御説明いたしましたので省略させていただきます。

次に、歳出でございますが、各款、項、目の中の給料、職員手当等共済組合負担金などの増減につきましては、人事異動などに伴うものでございます。また、国・県支出金などの精算金は、前年度の事業精算に伴うものでございまして、説明を省略させていただきます。

13ページから14ページをお願いいたします。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費3,986万2,000円の増額補正は、社会保障・税番号制度導入に伴う例規集などの個人情報取扱業務の洗い出し等の支援委託料や、19節補助金の中神町小柿町内公民館の増築工事に対する地区公民館施設整備費補助金、また、くま川鉄道の平成25年度の経常損失を補てんする人吉市くま川鉄道経営安定化補助金が主なものでございます。6 目財産管理費1,455万円の増額補正は、市有地売却のための測量業務委託や人吉球磨能力開発センター入口横の建物等解体工事、本庁舎2階の空調設備改修工事が主なものでございます。7 目企画費118万8,000円の増額補正は、第5次総合計画の平成28年度からの工期計画見直しの参考とするため市民意識調査等の委託料でございます。10目情報管理費1,808万1,000円の増額補正は、歳入でも御説明いたしました社会保障・税番号制度導入に伴う住民基本台帳や地方税関連の電算システ

ムの改修委託料でございます。

15ページから16ページを省略いたしまして、17ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費2,927万4,000円の増額補正は、社会保障・税番号制度導入に伴う福祉総合システムなどの改修委託料や人事異動等に伴う特別会計繰出金の増額が主なものでございます。3目老人福祉費453万1,000円の増額補正は、介護療養型医療施設を小規模老人保健施設へ転換中の医療法人回生会の設備整備事業に対する介護療養型医療施設転換整備事業補助金が主なものでございます。4目老人福祉施設費217万9,000円の増額補正は、老人福祉センターの地下重油タンクの廃棄手数料と矢岳町にございます岳寿館横の広場改修のための測量設計委託料でございます。

18ページを省略いたしまして、19ページをお願いいたします。3項生活保護費、1目生活保護総務費279万4,000円の増額補正は、健康管理支援員設置に伴う報酬や法改正に伴う生活保護システムの改修委託料が主なものでございます。

20ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費1,009万1,000円の増額補正は、幼児対象の水痘予防接種と高齢者対象の肺炎球菌予防接種が法改正に伴い、本年10月から定期予防接種化されましたことから、予防接種の医療機関への委託料と風疹の予防対策として15歳から50歳未満の女性とその同居者を対象としたワクチン接種に対する助成金が主なものでございます。3目保健センター費296万9,000円の増額補正は、屋上防水シートの老朽化により、雨漏りがある保健センターの屋上防水シートの一部張りかえ工事費と保育園児を対象としたフッ化物洗口薬剤等を補助するむし歯予防対策事業補助金が主なものでございます。

21ページを省略いたしまして、22ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費700万3,000円の増額補正は、ひとよし産業祭実行委員会補助金や人吉市クリせん定作業支援補助金、歳入でも御説明いたしました農業機械の購入に対するくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金、薬草のミシマサイコの普及、増産を計画されているひとよし薬草部会補助金が主なものでございます。5目農地費1,511万6,000円の増額補正は、水路改修のための測量設計委託料や改修工事、23ページのため池整備工事及び農地や水路などの保全管理推進のための多面的機能支払交付金事業負担金が主なものでございます。2項林業費、2目林業振興費6,359万3,000円の増額補正は、山間地域において発生しておりますシカによる被害防止対策として、捕獲活動を行う特定鳥獣適正管理事業に対する報償費の増額や市有林の苗木新植と防護さくの設置に係る委託料、24ページの民有林整備促進のための間伐材供給安定化緊急対策事業補助金や人吉市森林組合、中球磨森林組合、山江村森林組合の合併に対する森林組合合併施設整備事業補助金などでございます。

25ページをお願いいたします。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費537万2,000円の増額補正は、人吉市住宅リフォーム促進事業補助金などを増額しております。

26ページをお願いいたします。2項道路橋梁費、2目道路維持費1,940万2,000円の増額補正は、市道の維持補修委託料や舗装補修、側溝修繕などの工事が主なものでございます。3目道路新設改良費1,594万円の増額補正は、人吉球磨広域行政組合からの受託事業として取り組みます市道赤池古屋敷第2号線改良のための測量設計委託料や南町地内第1号線ほか1路線改良のための測量設計委託料、戸越草津線ほか1路線の道路改良及び側溝新設工事などでございます。

27ページをお願いいたします。3項住宅費、1目住宅管理費1,275万2,000円の増額補正は、各市営住宅の修繕料や樹木剪定委託料の追加が主なものでございます。

28ページをお願いいたします。4項都市計画費、1目都市計画総務費262万6,000円の増額補正は、公共下水道特別会計分のがんばる地域交付金の繰出金が主なものでございます。

29ページをお願いいたします。5項河川費、1目河川総務費50万円の増額補正は、出水川の浚渫委託料でございます。

30ページをお願いいたします。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費981万円の増額補正は、各小学校の施設営繕のための修繕料や旧矢岳小学校敷地内の排水路整備工事が主なものでございます。

31ページをお願いいたします。3目学校建設費2,184万5,000円の増額補正は、全小学校体育館の照明器具等耐震点検委託料のほか全小学校の遊具改修工事や西瀬小学校校舎屋上防水改修工事などでございます。3項中学校費、3目学校建設費1,097万6,000円の増額補正は、小学校と同じく、全中学校体育館の照明器具等耐震点検委託料のほか第一中学校の駐輪場設置工事などでございます。

32ページをお願いいたします。5項社会教育費、2目公民館費418万2,000円の増額補正は、中原コミュニティセンターの調理室等改修のための設計委託料や大畑コミュニティセンター敷地内の転落防止フェンス設置工事などが主なものでございます。5目文化財保護費786万円の増額補正は、人吉城跡三の丸北側斜面修理のための測量設計委託料やふるさとの食指南書作成委員会の「人吉球磨暮らし伝えづくりふるさとの食指南書」作成と「人吉・球磨山頭火の会」の種田山頭火石像や散策ルート案内板設置に対する人吉市民まちづくり応援事業条例に基づく補助金が主なものでございます。6目カルチャーパレス費34万2,000円の増額補正は、カルチャーパレスの自主文化事業の人吉のど自慢大会開催経費が主なものでございます。

33ページをお願いいたします。6項保健体育費、1目保健体育総務費88万3,000円の増額補正は、9節旅費の費用弁償と11節需用費の消耗品が、市内小中学校の児童・生徒を対象にしたむし歯予防対策事業の経費でございます。

34ページをお願いいたします。11款災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費1,200万3,000円の増額補正は、本年7月6日から8日にかけて豪雨により発

生しました市道鬼木願成寺第1号線ほか3路線の災害復旧工事などでございます。5目河川災害復旧費110万円の増額補正は、本年6月21日から22日にかけての豪雨により発生しました永野川支川の災害復旧工事でございます。

35ページをお願いいたします。14款、1項、1目予備費を1,947万9,000円増額いたしております。

以上で、議第68号及び議第69号について補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○水道局長（東 俊宏君）（登壇） 皆さん、こんにちは。議第77号平成25年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定につきまして、補足説明をさせていただきます。

平成25年度人吉市水道事業特別会計決算でございますが、お手元の決算書2ページと3ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございます。金額は消費税込みの額でございます。

収入でございますが、第1款水道事業収益、予算額5億4,747万8,000円に対しまして決算額5億4,569万4,482円で、予算に対し178万3,518円の減となっております。その内訳でございますが、第1項営業収益、予算額5億4,490万8,000円に対し決算額5億4,308万7,582円で、182万418円の減でございます。第2項営業外収益、予算額256万7,000円に対し決算額259万3,626円で、2万6,626円の増でございます。第3項特別利益、予算額3,000円に対し決算額1万3,274円で、1万274円の増となっております。

支出でございますが、第1款水道事業費用、予算額4億9,332万円に対し決算額4億5,973万2,883円で、不用額3,358万7,117円となっております。その内訳でございますが、第1項営業費用、予算額4億4,366万4,000円に対し決算額4億1,388万6,294円で、不用額2,977万7,706円でございます。第2項営業外費用、予算額4,663万9,000円に対し決算額4,522万539円で、不用額141万8,461円でございます。第3項特別損失、予算額101万7,000円に対し決算額62万6,050円で、不用額39万950円でございます。第4項予備費、予算額200万円に対し決算額はゼロ円でございますので、全額不用額となっております。

次に4ページと5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入でございますが、第1款資本的収入、予算額4,580万2,000円に対し決算額4,705万3,102円で、予算に対して125万1,102円の増となっております。その内訳でございますが、第1項企業債、予算額4,000万円に対し決算額は同額の4,000万円でございます。第2項工事負担金、予算額580万円に対して決算額は700万4,824円で、120万4,824円の増となっております。第3項固定資産売却、予算額1,000円に対し決算額4万8,278円で、4万7,278円の増となっております。第4項繰入金、予算額1,000円に対し決算額はゼロで、1,000円の減となっております。

支出でございますが、第1款資本的支出、予算額2億5,568万5,000円に対し決算額2億4,485万7,392円で、不用額が1,082万7,608円となっております。その内訳でございますが、

第1項建設改良費、予算額1億8,191万9,000円に対して決算額1億7,309万2,830円で、不用額882万6,170円となっております。第2項企業債償還金、予算額7,176万6,000円に対して決算額7,176万4,562円で、不用額が1,438円でございます。第3項予備費、予算額200万円に対し支出はございませんでしたので全額不用額となっております。

下の欄外をごらんください。資本的収入額4,705万3,102円が資本的支出額2億4,485万7,392円に対して不足する額1億9,780万4,290円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額770万8,522円、当年度分損益勘定留保資金1億6,089万7,151円、繰越利益剰余金2,919万8,617円で補てんをいたしております。

次に6ページをお願いいたします。損益計算書でございます。これは平成25年度における水道事業の経営成績をあらわすものでございまして、金額は消費税抜きの額でございます。

1の営業収益、縦の右のほうから2列目でございますが、5億1,758万1,588円に對しまして2の営業費用は4億892万6,484円で、差し引き営業利益は、一番右の列の1億865万5,104円でございます。3の営業外収益259万3,674円に對し4の営業外費用3,255万1,496円で、2,995万7,822円の不足を生じます。上の営業利益からこの不足額を差し引いた経常利益は7,869万7,282円となります。これに5の特別利益、6の特別損失を加減した下から3行目でございますが、当年度純利益は7,811万1,187円でございます。この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金3億4,563万4,139円を加えた当年度未処分利益剰余金は4億2,374万5,326円となります。

次に利益の処分について、御説明をさせていただきます。7ページをお願いいたします。下段の表4の平成25年度人吉市水道事業剰余金処分計算書（案）をごらんください。当年度未処分利益剰余金4億2,374万5,326円のうち、減債積立金として2,919万8,617円、建設改良積立金として3,000万円、合計5,919万8,617円の処分を予定いたしております。したがって、翌年度繰越利益剰余金は3億6,454万6,709円となります。

以上が議第77号平成25年度人吉市水道事業特別会計における利益の処分及び決算の概要でございます。なお、剰余金計算書、貸借対照表、また監査委員によります決算審査意見書なども添付しておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（永山芳宏君） 次に、議会運営委員長から報告があり決定しましたとおり日程第3、議第68号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第4号）につきましては、本日、委員会付託を省略し本会議において直ちに審議、採決をいたします。

議第68号について、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第68号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第68号は原案可決確定いたしました。

○議長（永山芳宏君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時59分 散会

平成26年9月第5回人吉市議会定例会会議録（第2号）

平成26年9月9日 火曜日

1. 議事日程第2号

平成26年9月9日 午前10時 開議

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第1 | 議第69号 | 平成26年度人吉市一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第2 | 議第70号 | 平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第3 | 議第71号 | 平成26年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第4 | 議第72号 | 平成26年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第5 | 議第73号 | 平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第6 | 議第74号 | 平成26年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第7 | 議第75号 | 平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議第76号 | 平成26年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議第77号 | 平成25年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第10 | 議第78号 | 人吉市いじめ調査委員会設置条例の制定について |
| 日程第11 | 議第79号 | 人吉市いじめ問題対策連絡協議会設置条例の制定について |
| 日程第12 | 議第80号 | 人吉市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議第81号 | 人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第14 | 議第82号 | 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第15 | 議第83号 | 人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第16 | 議第84号 | 人吉市風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定について |
| 日程第17 | 議第85号 | 人吉市道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議第86号 | 人吉市道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議第87号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第20 | 議第88号 | 損害の賠償について |
| 日程第21 | 議第89号 | 損害の賠償について |
| 日程第22 | 議第90号 | 市道路線の廃止について |

日程第23 議第91号 市道路線の認定について

日程第24 一般質問

1. 村 口 隆 君
 2. 松 岡 隼 人 君
 3. 田 中 哲 君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員 (18名)

- | | |
|-----|-----------|
| 1番 | 宮 崎 保 君 |
| 2番 | 高 瀬 堅 一 君 |
| 3番 | 村 口 隆 君 |
| 4番 | 大 塚 則 男 君 |
| 5番 | 平 田 清 吉 君 |
| 6番 | 犬 童 利 夫 君 |
| 7番 | 松 岡 隼 人 君 |
| 8番 | 井 上 光 浩 君 |
| 9番 | 豊 永 貞 夫 君 |
| 10番 | 川 野 精 一 君 |
| 11番 | 笹 山 欣 悟 君 |
| 12番 | 西 信八郎 君 |
| 13番 | 村 上 恵 一 君 |
| 14番 | 田 中 哲 君 |
| 15番 | 仲 村 勝 治 君 |
| 16番 | 三 倉 美千子 君 |
| 17番 | 森 口 勝 之 君 |
| 18番 | 永 山 芳 宏 君 |

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
副 市 長	坂 崎 博 憲 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君

教 育 長	末 次 美 代 君
総 務 部 長	中 村 則 明 君
市 民 部 長	中 村 明 公 君
健 康 福 祉 部 長	松 岡 誠 也 君
経 済 部 長	松 田 知 良 君
建 設 部 長	田 中 幸 輔 君
総 務 部 次 長	迫 田 浩 二 君
市 民 部 次 長	加 賀 邦 保 君
健 康 福 祉 部 次 長	中 川 一 水 君
経 済 部 次 長	大 淵 修 君
経 済 部 次 長	廣 田 五 浩 君
建 設 部 次 長	山 田 巧 君
建 設 部 次 長	木 村 秀 敏 君
総 務 課 長	溝 口 尚 也 君
企 画 財 政 課 長	告 吉 眞 二 郎 君
自 治 振 興 課 長	小 澤 洋 之 君
会 計 管 理 者	椎 葉 幹 夫 君
水 道 局 長	東 俊 宏 君
水 道 局 次 長	愛 甲 泰 士 君
上 水 道 課 長	那 須 義 徳 君
教 育 部 長	井 上 祐 太 君
教 育 部 次 長	今 村 修 君
教 育 部 次 長	東 和 人 君
農 業 委 員 会 長	舟 戸 幸 弘 君
事 務 局 長	

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	赤 池 謙 介 君
次 長	山 本 繁 美 君
庶 務 係 長	椎 葉 千 恵 君
書 記	白 坂 禎 敏 君

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、さきに決定されましたとおり質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（永山芳宏君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君）（登壇） おはようございます。新・九州相良クラブの村口でございます。よろしくお願ひします。きょうは朝から非常にいいお知らせというか、錦織選手が全米オープンで準優勝という歴史的な快挙を迎えた朝でございました。私もスポーツを推進する1人として非常に喜ばしく思い、正々堂々とあのプレッシャーの中で戦う姿を見て、非常に感動してきょう来た次第でございます。

きょう9回目の一般質問になりますが、初めてトップバッターをさせていただきます。私ごとではございますが、小中学校とソフトボール、野球では、常に打順はトップバッターでございました。特段足が早いわけではなく、当時の監督さんからは、チームで一番元気と気合いが入っているからという理由でトップバッターを努めておりました。そのときの気持ちを思い起こしながら、きょうも元気よく気合いを入れて、是々非々で議論を行わさせていただきたいと思ひます。

通告には（仮称）鉄道ミュージアムについては3項目めとしておりましたが、議長の許可をいただき、1項目めに質問させていただきます。

それでは、質問に入ります。5月の臨時議会において提案、可決された（仮称）鉄道ミュージアムについて、運営方法、展示物、人件費、ランニングコスト等の事業計画が明確に示されなかったことに対して、私と松岡議員は、鉄道ミュージアムの是非を問う前に、事業計画をきちんと示し議論するべきという理由で反対を示しました。反対討論の中でも、私は反対の理由を述べておりますが、有利な基金があったから基金ありきだということは、かつて日本中において施設の建設をすることが目的となり、事業計画や運用などが十分に議論されずに将来への財政負担を与えたいいわゆる箱物行政といわれる言葉があること、また、今回の鉄道ミュージアムは入場料が無料ということでございますが、一方で、かつては国内にも施設の利益だけでは運営できないため、運営費を税金で補てんされ続け、最終的に施設が莫大な赤字を発生させたあげく閉鎖された施設があるのも事実でございます。私は、今後生きて

おれば20年、30年後、将来への責任がございます。また私たちは議会ごとに、会派で約3,000部の会報を発行、そしてフェイスブックやブログなどを通しての情報発信、また市民の皆様から意見を聞く意見交換会、そして、あらゆる会合などに呼ばれて議会の状況などを話す機会などをいただいております。今回5月臨時議会終了後に、鉄道ミュージアムのお話を聞きたいとの理由で会合に呼ばれた数が今までで一番多かったこと、そして手紙や電話、フェイスブックやコメントのメッセージでもこれも多くの意見を今回いただきました。このような現状の状況を考えれば、議会で承認されたからといってこのまま静観するわけにはいかないと私は考えます。また、鉄道ミュージアムが5月臨時議会で提案、可決されて4カ月が経過しようとしておりますので、この4カ月の間、現在の進捗状況を中心に、市民の皆様の声を反映しながらきょうは質問を行っていきたいと思います。

初めにおさらいとして再確認ですが、まず建設の目的についてお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） おはようございます。それでは、お答えいたします。

再確認ということですので、今までの答弁と重複いたしますが、よろしく願いいたします。

開通当時の姿を残す現在では珍しい肥薩線という鉄道遺産の歴史を今に伝える文化遺産としてとらえ、この鉄道遺産の存在、その価値及び保全、保存の必要性などを次の世代へ引き継いでいくことは、現在を生きる私たちの使命であり、(仮称)鉄道ミュージアムの建設は、肥薩線沿線利用者のみならず、地域内外の方々に広く情報発信をするための大きな手段であると考えております。と同時に、本市におきましては、SL人吉やいさぶろう・しんぺいがその他のJR各線、他の民間鉄道におきましてもそうでありますように、列車の運行そのものが人、物を運ぶ手段から、観光振興の目玉として日本各地で注目されていることや、富士山や富岡製糸場の世界遺産登録が地域振興にいかに寄与するものであるか、よく御存じだろうと存じます。

一方、市長のマニフェストの第1番は、「農業と観光で稼ぐ・儲かる経済都市ひとよし」でございます。マニフェストを実現するための政策の一つが肥薩線の世界遺産登録とD51復活運動でございます。肥薩線の世界遺産登録につきましては、市民の方々から多くの賛同をいただいているものの、その道りは長く困難な面もございます。このような中、日本各地で鉄道を存続させるための施策や鉄道を観光に結びつける観光振興策が、さまざまな形で取り組まれておりますが、本市におきましてはその手段の一つとして(仮称)鉄道ミュージアムの建設をとらえているところでございます。世界遺産登録が目標ともなれば、当然国内外にその存在価値を知っていただき、気運の醸成を図ることも大変重要な使命の一つです。そのためにもこのミュージアムが持ちますガイダンス施設、案内施設としての役割は非常に大きいものと考えております。

一方、地方都市で、案内のみの施設としては集客も望めませんし、市民の方の利益という

点においても一部に限られます。よって、地域社会とともに歩んだ歴史や今に残る鉄道遺産の歴史的、文化的価値を多くの人たちに理解していただくために、鉄道遺産の存在、重要性、保存の必要性について情報発信をします地域文化振興の拠点、本市の玄関口の一つであるJR人吉駅、くま川鉄道の人吉温泉駅に近接する地の利を生かし、観光客の皆様にも気軽に立ち寄っていただき、心地よい空間と情報を提供し、本地域観光のスタートの場となる観光振興の拠点、本市の観光案内人の皆様や各種団体の皆様の活動や情報交換などの場としての地域の連携を図る民間連携の拠点という三つのコンセプトを持っているところでございます。肥薩線を未来に残すとともに、市長マニフェストにありますように、いかにこれから観光で食べられる町にしていくか、(仮称)鉄道ミュージアムが持つ役割は、大きなものであると期待しているところでございます。

以上です。(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(永山芳宏君) 3番。村口隆議員。

○3番(村口 隆君) 今まで過去の議会においても、5月の臨時議会においてもそういう答弁でしたので、肥薩線を世界遺産にするというのは十分わかります。ただ、これ最近の話なんですけど、跨線橋が撤去されているんですよね、今、人吉駅ですね。これは非常に私からするならば、そういう世界遺産を目指すのであるなら、ああいう跨線橋は残すべきではないのかなという気はしております。ただ、もう通告後でしたので撤去されたのがですね、この件に関してはきょう質問はしませんが、それで市民の方も今、フェイスブックを中心に非常になぜ跨線橋が無くなるのかということで、非常に議論が巻き起こっているのも事実だと考えております。そういった意味を考えるならば、やはり何らかの恐らく情報はあったはずだと思いますので、何らかの手を打てなかったのかなと考えるところでございます。この件に関しては、先ほども言いましたが、通告しておりませんので答弁は求めません。

次に、臨時議会で示されなかった展示物、また運営方法などの事業計画は、4カ月が経過しようとする今、どこまで進んでいるのか。また臨時議会では展示物などに対して、今後出費も考えられるということで答弁されておりますので、その展示物に対しての今後予想される支出はどれぐらいあるのかをお尋ねいたします。

○総務部長(中村則明君) お答えいたします。

展示の内容につきましては、現在、展示計画から実施設計までのトータルコーディネートを水戸岡鋭治氏にお願いしているところでございますが、開館当初の展示につきましては、水戸岡氏の人を呼び込むためには、他の一般的な鉄道ミュージアムとは一線を画したいという強い意志とスペースなどを考慮しまして、肥薩線を初めとした鉄道の歴史、鉄道に係る施設などを、映像として視覚に訴える手法を中心とした展示のほか、ミニ図書館を初め子供を取り込むための水戸岡氏ならではの遊び心をくすぐる品々を散りばめ、鉄道に触れながらその場を離れたくなくなるような演出にも期待をしているところでございます。運営につつま

しては、指定管理を前提に検討を進めておりますが、目的に沿ったより有利な運営を目指して、本市直営による部分委託なども含めて検討しているところでございます。

次に、展示物などに対して、今後支出についての御質問でございますが、当然月日を重ねるごとに展示の内容も変えていかなければ、何度来ても同じものになってしまいますので、常設展示のほか企画展示、季節ごとの入れかえは考えていかなければならないと思っております。当初は、水戸岡氏のトータルコーディネートでのスタートとなりますが、部分的な入れかえや肥薩線を未来へつなぐ協議会においての研究成果の展示なども今後は考えられるわけでございます。展示品につきましては、当時の鉄道関係となりますと、既に博物館や個人の所有となっておりますので、委託展示などを念頭に、関係者の皆様へ御協力のお願いを考えているところでございます。

いずれにいたしましても、今後とも議会に御相談させていただきながら、許される予算の中で運用を想定しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 今答弁いただいたんですけど、要は何も決まったらんということですかね。検討中、明確に決まっていない、期待している、お願いを考えているという言葉なんですけど。5月開館ですよ、あと8カ月。今の答弁を聞く限りでは、水戸岡先生の頭の中ではでき上がっているかと思うんですけど、まだ2億5,000万円の予算を使ってつくるといふことに対して、市民への報告は何らできないということにとらえてよろしいのでしょうか。まだほとんど決まっていないということでもよろしいのでしょうか。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

いろいろと検討は進めておまして、現在公表できる確定しているものとして、皆様に間違いなくお伝えできるというものは先ほどの答弁のとおりでございます。当然、残り少ない月日でございますので、検討のほうは進めております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） それが私は事業計画だと思うんですよ。私も小さい会社を経営しておりますが、例えば、従業員にボーナスを出したい、設備を整えたい、そういったときに今非常に厳しいです。事業計画をしっかりと書いて、その財源の根拠から、その返済するまでの期間の売り上げの状況とか、そういった事業計画をしっかりと書いて、そこで初めてOKが出て借りられるというのが私は世の中の現状だと思います。今、この現状は事業計画がない、そしてその中で予算はもう2億5,000万円決まっている、あと8カ月後、それでもまだ提示できる展示物、運営方法など事業計画は決まってない。ここが私は市民が一番疑問に思っているところだと思うんですよ。私も当然そこは疑問に思って、前回5月議会で反対しました

が、当時と何ら私は状況は変わってないんじゃないかなと今聞いて思っております。今後、早急に進められるとは思いますが、やはりこういうところが普通の一般の常識では考えられないところではないかなと、私はそう考えます。それでは、この件に関しては今の答弁で、要はほとんどが検討中であるということで理解をしておきます。

次に、開館後についてですが、これも市民の皆様との意見交換会での声であったんですが、「じゃあ収入はどうなるの、その収入源は、そしてどうやってそこで利益を生むの」というのが、これが意見の中で多いほうの意見でした。それについてお尋ねします。まず、開館後の収入について、その収入源をお尋ねします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

収入源についての御質問でございますが、この（仮称）鉄道ミュージアムにつきましては、市が建設する施設でございますので、通常の収益を目的とした施設とは異なるものでございますが、市の支出を抑えるといった観点から見込めるものといたしましては、ミニトレインの利用料、喫茶・軽食部分や占用使用時の使用料などが上げられます。この（仮称）鉄道ミュージアムにつきましては、そこで収益を上げることが最終の目的ではなく、人をいかに集め、市内に人を流すかということがコンセプトの2番目に上げております観光の拠点として考えているものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 今の答弁を聞いてちょっと疑問がありましたので、お尋ねします。ミニトレインの使用料、喫茶店等の使用料、そういったものは決まっているんでしょうか、料金は。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

検討はしておりますが、まだ利用料金につきましては、確定したものではありません。また施設内の軽食部分に貸し出すとか、施設を使うときの料金につきましても、まだ決定しているものではありません。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） あと8カ月ですよ、ミニトレインの利用料は別として、喫茶店とかそういう施設が入ったときに、8カ月で間に合うんでしょうか、今決まなくて。少なくとも、済みません、これ私の感覚なんですけど、新たな事業を始めるときに準備とか、いろいろあると思うんですけど、今決まってないということですから最低でも8カ月、例えば7カ月、6カ月、5カ月どんどん狭まっていますよね開館まで、開館はもう決まってるんですから、5月でですね。その時間がどんどんなくなっていくのに、果たしてそういう急いで喫茶店とかそういう施設を入れて、うまくいくんでしょうか。私は非常にそこは疑問だと思います。

ます。指定管理をするのであるならば、早い段階で指定管理を募って、そしてその喫茶店なり何なり運営をしてもらう、そこはもう既に準備をしてないと私は間に合わないと思うんですよ。じゃあいつの段階で業者が決まるんですか、指定管理が決まるんですか。そこが私は非常に今の答弁を聞いて、大丈夫なのかな実際というのが思いました。ただ、まだ決まっていないということです、きょうはそこがどうなのかということをお尋ねしていますので、それはそれで答弁として受けとめたいと思います。

それでは、これも市民の皆様の声が多かった点で、開館後についてランニングコスト、前回の臨時議会では年間600万円ぐらい、水道光熱費ですか、で600万円ぐらいという答弁をいただいておりますが、ランニングコストが実際どれぐらい、4カ月たった今、ランニングコストはどれだけ試算されているのか。そしてそのランニングコストに関しては、私は補助金とかそういうのはないと思うんですよね、もちろん、税金だと思しますので。そのランニングコストに対して財源はどうなっているのか、どういうふうを考えておられるのかをお尋ねします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

ランニングコストでございますが、建物の管理に係る経費といたしまして、光熱水道などの需用費、通信運搬などの役務費、清掃、警備、各種点検業務に係る委託料などを想定して、以前もお答えしておりますけれども600万円と想定しております。ただこの中には、人件費につきましては、委託等の形態がまだ決まっておりませんので算出していないところでございます。指定管理にいたしましても、市の直営によります部分委託のいずれかにいたしましても、財源となるのは、議員が質問の中でも御指摘されたように一般財源となる見込みでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 前回の臨時議会と同じで、年間600万円というところなんですけど、あのときも人件費がまだ出てないという同じ答弁だったと思うんですよね。何ら変わりはないということかなと思います。人件費を仮に直営ですか委託にするかもまだ決まっていない、直営にした場合はもちろん人件費がかかってくるとしたときに、恐らく1人じゃ無理でしょう、2人、3人、もしくは5人ぐらい要るとしたときに、1,000万円ぐらいじゃないでしょうか5人の場合、人件費が。最低でも1人150万円ぐらいだとしても5人で750万円ぐらい要ると思います。それに600万円足したときに、1,000万円優に超えると思うんですよね。これを今言われる一般財源、要は皆様の血税ですよね、血税で出していなければならぬ。そしたら私が最初冒頭にも言いましたが、国内に施設の利益だけでは運営できないため、運営費を税金で補てんされ続け、最終的に施設が莫大な赤字を発生させたあげくに閉鎖された施設が国内にはたくさんあるということも、これは私が言わなくてもわかっておられると思

いますが、そういうのも事実でございます。この時点で、4カ月前の臨時議会と比べてもほとんど進捗がないと。執行部の皆さん、水戸岡先生の頭の中では進捗しているかもしれませんが。それはわかります。ただ、それは市民にはわかりません。そういった状況で本当に大丈夫なのかなと、非常に今の言葉を聞いて危惧したところでございます。仮に1,000万円、一般財源から毎年支出をされたとしたとき、恐らく5年、10年、15年、20年したときには、今度はまた改修費なり修繕費なり、そういったのが出てくると思います。そしたらそこでまた何千万要ると思います。そこで、例えば市長が言うように、それで儲かってみんなが食べられて、それで観光客が倍増して、ならばそれはOKでしょう。ただ、今の現時点で何も示されていない状況で、これで成功すると信じてくれと言われても私は厳しいと思うんですよ。頭の中でわかっておられる方々は、それは大丈夫という言葉は出るかもしれません。私たちが中小企業の経営者として銀行と折衝するときも、私たちの頭の中にはあるんですよ、大丈夫というのが。でも、それを形で示さんとお金で借りられんとですよ。これが私は今の世の中の現状だと思います。ですから、頭の中で考えて頭の中で試算して頭の中でしとつても、これは私は税金を1円でも入れる以上はだめだと思うんですよ。5月の臨時議会でも言いましたが、私も松岡議員も鉄道ミュージアムがだめじゃないんですよ。だめじゃなくて、それを議論する材料がないで、あまりにもなさ過ぎると、何も決まっていなくてどうして決めたらいいんですか。ちゃんとそこを示してから提案されてもよかったんじゃないかと。市民の方もそういう意見ですよ。ですから、やっぱりこういったところが、私は非常に今回多くの市民の方に反響を得たところじゃないかなと思います。きょうは現状を確認するという意味で、それが大きな趣旨で質問をしておりますので、内容については一応ここで質問は終わりますが、最後にこの件で市長に対して答弁をお願いします。

今まで私と部長のやりとりの中で、市民の意見を交えながら話をしました。会報が3,000部、フェイスブック、ブログ、意見交換会、そして会合に呼ばれたりして、いろんなところで話をしてきました。そんな中で一番多かったのが、「費用対効果はどうなっているんですか」これは市民から聞かれたことですよ。「予算の根拠はどうなっているんですか、明確なランニングコストは出てるんですか、入場無料でランニングコストはどうするんですか、どこから持ってくるんですか、血税からなんですか、鉄道ミュージアムをつくることによって観光客がどれだけふえるんですか、S L人吉の乗客や今来ている約130万人の観光客の回遊ならば意味がない」という意見も出ております。「大きな血税が動くのだから、今後、また大きな血税が投入されるおそれがある施設だから議論を徹底してもらいたかった」というような意見を市民の方からいただいております。それと、お葉書が一つだけ私に来ました。これは全部読めば時間がないので、かいつまんで読みます。「鉄道ミュージアム建設の件、あまりにもずさんな内容に驚いております。何を展示するのか、どんな運営をするのか、具体的な説明、議論もないまま箱物工事が進んでいることに腹が立ちます。このような形で

物事が進んでいってよいのでしょうか。税金を払うのがばかみたいに感じます」こういった内容です。今までの私とのやりとり、市民の声、今のような市民の声を聞いて、最後市長にお伺いします。聞かれて、市長の見解をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○市長（田中信孝君） おはようございます。お答えいたします。

2億5,000万円といういわゆる予算は、ほぼハードに係る予算であります。今議員が御指摘になっておられるのは、その中でどのようなソフト事業を行っていくのかということではなかろうかと思っております。そのソフト、または運営方法、そしてランニングコストというのが、いわゆるハードの予算に対して不明確であるというところが非常に市民の皆様方にも御心配、御不安をお掛けしているところではなかろうかと思っております。そういう御意見を真摯に受けとめさせていただきまして、1日も早く事業計画、そしてソフト、運営、ランニングコストを明確にしていきたいと思いますというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 1日も早く明確にしたいということでございますが、本当に1日も早くしていただかないと、どんどんどんどん不満は出てくると思います。早急に対応していただき、そして全協なり臨時議会なり開いていただき、また説明をしていただきたいと思えます。きょうは鉄道ミュージアムについては、先ほども申しましたが、この4カ月の進捗状況、これが一番メインでしたので、この件に関してはここで終わりたいと思えます。

次に、川上哲治氏顕彰事業についてお尋ねします。2月1日から3月30日まで、九日町のオリンピア2階において開催されました川上哲治氏追悼記念展について、まずお尋ねいたします。

2月1日から3月30日までの入場者数、そしてわかれば、あそこの中でアンケートを取られていたと思いますので、県別、年代別、そして入場者の方が感想などを書かれていると思いますので、そういったので御紹介できるのがあれば、そこを教えてくださいと思います。よろしく申し上げます。

○教育部長（井上祐太君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

まず、入場者数でございますけれども、男性が1,212人、それから女性が806人、合計2,018人でございます。県別、年代別は把握はできておりませんが、アンケートにお答えをいただきました221人の方を分析してみますと、県外が75人、それから管内97人を含みます県内が146人、年齢別でございますけれども、その221人をちょっと構成を見たときに、10代未満が2人、10代が11人、20代が7人、30代が17人、40代が23人、50代が40人、60代以上は121人となっております。また入場者の感想としましては、川上哲治さんのファン、もしくは読売巨人軍とか、そういうファンの方が多く、「感動した、貴重な体験だった、郷土の誇りとして自慢に思う、記念館を継続してほしい」そういうものが多くありまして、一様の賞

賛の声をいただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 県外が75人、県内が146人、221人という中での数字ではございますが、約2カ月の間に2,018人の方が訪れられておるということで、1カ月にするなら約1,000人ぐらいかなと、年間にしたとき1万2,000人ぐらいなのかなと思います。ただ、今回私のところに問い合わせがあったんですけど、関東のほうのファンの方とか野球関係者からですね。やはり3月30日までということ、行きたくても行けないと、例えばゴールデンウィークまでなかつかなかとか、家族旅行を兼ねて人吉に行くけどみたいなですね。そういった話は実際あっておりました。ですから、日にちが長ければ長いほど夏休みが入ったり、冬休みが入ったりするならばまだ伸びたんじゃないかなという気はします。そして年代別を見てもわかるように、60代以上の方が圧倒的に多いと、121人ということ、やはりこれもそういう余裕のある方の世代、生活にも時間にも余裕のある方の世代がやはり多く来られたということは、常にああいうのがあれば来られるのではないかなという気はします。感想の中にも「感動した」とか、「継続してほしい」という言葉があったということなんですが、それが率直な、私もやっぱりそうだなと思った次第でございます。ただ、これも継続するにもお金が要ることでございますし、なかなか難しいのかなという気はせんでもなかつですけど、ただ、やはり川上哲治氏においては、人吉のじゃなく日本の、もしくは世界を代表する野球選手でございますので、やはり私は何らかのそういう顕彰が必要ではないかなと考えています。この件に関しては、あとでまた質問します。

それでは、先ほどは入場者の方の感想をお聞きしましたが、追悼記念を終えての市の感想をお願いします。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

今回は民間の御厚意により、町なかで開催されましたことは、時期的なものなんですけど、ひな祭り、それから百田商店街の開催に多分当たったと思います、オープニングのときがですね。はるかぜマラソンの開催などとも重なり、その相乗効果で、多くの方に故川上哲治氏の功績や人となりをお伝えできたものと市、それから教育委員会、事業主体でございますけれども、評価をしているところでございます。川上氏の人生と申しますか、スピリットは、私どもが想像を超える崇高なものであると、これはいろいろなものを見させていただきまして、それは認識いたしておりまして、偉大な川上氏の功績に触れることにより、私たち郷土に対する自信と誇りを感じるとともに、これは市民のみならず、すべての人に夢と希望をもたらすものではないかと考えております。いずれにいたしましても、郷土の偉人を顕彰しますことは川上哲治氏、それからほかにも犬童球溪氏いらっしゃいますけれども、本市の先人たちに敬意を払い、それから郷土に対する愛着と自信と誇りをはぐくむためには、なくては

ならないものと認識をいたしているところでございます。

感想になったかどうかわかりませんが、以上、お答えさせていただきます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 十分感想になっと思ったと思います。なくてはならないという言葉聞いて良かったなと思った次第でございます。

それでは、次に3点目に、今川上哲治記念球場にコーナーを設けてあります。私はあれをみたときによく頑張ってもらってるなと思った1人でございますが、ただ、いかんせん、あそこも平日の来場者数というか利用者数というか限られておりますので、ちょっともったいないのかなという気はせんでもなかつですけど、ただ見た中で、まだまだ私はあるんだと思うんですよ、あれ以外にもですね。そういったものが球場に展示されているほかに、展示品はどれぐらいあるのか。それと展示していない展示品は今後どうされるのかをお尋ねします。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

まず、1点目の球場の展示場には書籍、パネルなど約100点を展示いたしております。防寒ジャンパーとか楯、川上さんが記載されている雑誌などがあと42点ほど残っておりまして、これは倉庫に厳重に保管をいたしているところでございます。

それから、2点目の展示していない品物を今後どうするのかでしたよね。これは42点の中には、ソックスなどの今展示しているものと同様のもの、それから新しいバットにサインがされているもの、それから川上さん以外の選手の方の色紙、それとか野球に関わりのないトロフィー、恐らく何か大きな大会でのトロフィー、野球ではないというふうに見ておりますけれども、そういう展示に不適として判断したものが42点のほうには結構あります。今の展示物をごらんになることを楽しみにしておられる方もおられますので、入れかえが可能なものは限られておりますけれども、1年程度の一定期間をめどとして、入れかえも今後検討していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） あと42点あるということでございますが、防寒ジャンパーと言われましたが、防寒ジャンパーとはウィンドブレイカーのことなんでしょうか。済みませんね、防寒ジャンパーで何かなて最初思いました、1回確認をと思ひまして、ウィンドブレイカーですね。そういうウィンドブレイカー等も、やはり野球をしている者であれば非常に、私たちが見るのは、昔のユニホームと今のユニホームですごくいいんですよ。昔は刺しゅうがいいみたいな風潮があったんですけど、そして何かいろいろついているのがですね。今は生地自体に練り込んであって、全く軽くて汗をかいてもすぐ乾くみたいな素材になってるんですけど、そういったところをまず見ます。昔どぎゃんと着よんなったっかなとか。ですから、そ

ういうジャンパーとかもあるのであるならば、飾っていただきたいなという気もしますし、水前寺球場にまだあるんですよ、お宝が。私は水前寺球場によく行きますので、行けばしょっちゅうじゃないですけど、行ったとき時間があれば、ああこういうのもあるのかということとよく見ますが、あそこもなかなかやっぱり人目につく所がありませんので、あれはもったいないなと思っております。ただ、あそこは吉原捕手関連も一緒にしてありますので、また市の所有物だと思いますので、なかなか簡単にはいかないと思いますが、そういったのを考えれば、私はまだまだ熊本県内には川上さんのそういうお宝、展示品はあるのではないかなと思っている次第でございます。そういったところも将来的には検討されて、もし人吉でばしっといくのであるならば使っていいよというような、私は答えもいただけるのではないかなとは個人的な考えですが、そうは考えております。

それでは、顕彰事業はこれで終わりなのか。今後、もしまだ考えておられるのであるならば、どこまで考えておられるのかをお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

本来であれば、こういうのは市長が答えるべきなんですけれども、私が答えをさせていただきます。顕彰事業には終わりはないものと考えております。時代を経る中で、また新たな顕彰ということも十分にあり得ることだと存じております。御存じのとおり、川上哲治氏は本市の名誉市民でもございます。10年ごとの節目の市制式典で顕彰をいたしますとともに、川上氏の冠を付した大会の開催、それから野球教室の実施、それから副読本「打撃の神様」の普及、それからビデオ放映など、時期を見ながらこれは進めていくことが肝要かと考えております。

一方、川上氏の功績を称える先ほども申し上げましたけれども冠事業、これは各種大会を実施していくことも本質的な顕彰のあり方、今もやっていますよね、大会を。日常や年間の行事を通して、私たち市民の会話や行動の中にあらわれてくるような状況を生み出すことにも今後努めてまいりたいというふうに考えております。これは亡き川上哲治氏だけに言えることではなく、名誉市民を初めとする本市の先人たちに光を当てることは、これは先ほど述べましたけれども、この先人、先輩たちに敬意を払い、そのことを自分自身の誇りにすることが郷土愛、それから郷土への自信と誇りにつながり、ひいてはまちづくりの原動力になっていくものと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。今後も節目の年にやっていきたいということでございます。お金がかからないところで言うなら、例えば10月に川上哲治旗学童少年野球大会、済みませんちょっと名称間違っているかもしれませんが、10月ですね、来月開催されます。12、13、14だったと思いますが、そういったのもやはり例えば市のホームページとか、

市のフェイスブック等もありますので、そういったのでばんばん宣伝してもらって、どんどん人に来てもらって、そしてあそこの中の記念館というか、展示品を見てもらうというのも私はありではないかなと思います。

この件に関して最後の質問ですが、市のホームページなどウェブサイトの中で、とりあえずと言ったらちょっと言葉は悪いんですけど、ウェブ記念館みたいなのができないのか。記念館を建ててほしいという、さっきも継続してほしいという要望はあってると思うんですけど、なかなかやっぱり予算の関係等もあると思いますので、いろんなウェブ記念館であると思うんですね。ですから、ただ単に今展示してあるもの、展示してないもの、そういったものじゃなく、まだ川上さんと一緒に野球された方で御存命の方もいらっしゃると思います。もしくは川上さんを目指して野球をやっている人もいると思います。そういった人のいろんな言葉とか、市長の言葉もですし、そういったウェブの中で記念館が立ち上げられないのか、そういった考えはないのかをお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

今の川上哲治記念球場の展示室には、さまざまな写真、パネルを展示しております、その原画を保有しているところでございます。川上氏を顕彰したパンフレットが川上哲治記念事業実行委員会で制作をされておまして、この資料をもとに、現在NPO法人人吉市体育協会のホームページにおいて「川上哲治の野球人生」という、これは開いていただければわかるんですが、コーナーが設けられております。本市におきましても同実行委員会の御協力を得ながら、市のホームページへの掲載について、やはり今後取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 体協のホームページの中にあるのはわかってるんですけど、やっぱりああいうのじゃなくて、もうちょっとびしっとした、人吉市のホームページでいうなら、それこそ肥薩線の特設ウェブみたいなサイトみたいなのがありますよね、ああいった感じですよ、私が言いよつとはですね。そういったのができればいいかなと思います。タイミング的に今月の9月2日に、川上さんの映画「川上哲治物語 背番号16」、9月2日にDVDで発売されました。これいろんなところで買えると思います。こういったのも恐らく大手の企業がこういったDVDで発売してますので、9月2日先週ですか、ですからやはりこういったところ私は乗るべきだと思うんですね。発売するということは、恐らく買う人がいるから発売するのであって、買う人がいればじゃあ川上さんて人吉市、じゃあ人吉市のホームページのぞいてみようかということも私は十分考えられると思います。ですから今私チャンスだと思います。ですからそういったきっちりしたウェブ記念館をつくっていただければと思います。

それといろんな監督が今までプロ野球の中でおったと思うとですけど、私も監督というほどでもありませんがチームを率いて、勝つチームをつくるのはそんなに難しくないといふといかんとですけどでくっとですよ、私でもでくっとですよ。集中して練習して、部員をしめつけて気合い入れてさせればでくっとですよ。ただ、勝つチームはでくっとですけど、勝ち続けるチームはこれは難しかつですよ、勝ち続けるチーム。川上監督は勝ち続けるチームをつくられた唯一の監督なんですよ、9連覇。これは私は非常にこの重みはすごいものがあると思います。私たちも一大会だけ集中してこの大会行くぞ、勝つぞていえば勝てるんですよ。でも1年間トータルで勝ち続けるて、これはなかなか難しいところですよ。それもまたレベルの高いプロ野球、この中で9連覇されたということの偉業ですね、もう十分御理解されていると思うんですけど、そういったところをもう1回掘り起こしていただいて、とりあえずウェブ記念館、とりあえずという言葉が適切か不適切かはわかりませんが、ウェブ記念館の開館を早急に要望したいと思います。この件について終わりたいと思います。

続きまして、川上哲治記念球場のナイターの設置についてお尋ねいたします。川上哲治記念球場の昨年度の年間利用数は、そして、第一市民グラウンドの昨年度のナイターの年間利用数をお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

平成25年度の川上哲治記念球場の利用者数は9,549人でございまして、もう一方、第一市民運動広場の夜間照明利用者は8,997人でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 第一市民グラウンドのナイター利用者が8,997人、約9,000人ですね。川上記念球場が9,500人、ほぼ同数かなと思うんですけど、第一市民グラウンドのナイターが約9,000人、この大多数は私は野球かソフトだと思ふんですよ。サッカーもされていると思いますが、そういった中、今回この質問する趣旨としまして、まず3年後に県民体育祭が人吉会場であるということ、これが第1点でございます。そして今第一市民グラウンドのナイターが、約9,000人の中で恐らく半数ぐらいは野球とソフトボールで使用されているということ、ここを今確認して、これからの質問につなげていきたいと思っております。

前の議会で市長の答弁の中で、ナイターは設置したいけど地盤が許さないという言葉が答弁されたかと思いますが、地盤の関係でナイターが設置されていないとされているが、その根拠は。そのときにどのような調査をされたのか、もしくは調査はされているのかをお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

調査はしております。当球場の地盤については、平成8年2月に川上哲治記念球場建設の折の事前調査で実施されました試験ぐい及びオーガーによる試験掘り、機械ですね、の結果

報告書があります。これによりますと、当球場の土地は、地表から20メートルの間は堅い地層と、それから軟弱な地層が混在する非常にまれな特異的な地質であり、くいの支持層を得るためには、20メートル以上の深さが必要であるということがございます。地盤に難があるため、通常の工法を用いた管渠では、構造物への亀裂等も招きかねないため、基礎を支えるためのくいの長さを通常よりも長くしなければならないと、その報告書の中で詳しく報告されています。地盤の関係の理由は以上でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。平成8年2月に実施されて、ちゃんと報告もあるということがわかりました。何で私がこの質問をしたかという、「当初はナイターのでくっはずやったとやもんな、ただ予算のなかったけんナイターば削ったとやもんな」という話がよく耳にしておったということで、実際本当にナイターはここは無理とかなと、確かに昔、あそこはごみ捨て場でしたので、昔の蟹作球場の時代からちょっと掘ればお菓子の袋が出てきたりとか、プラスチックの破片が出てきたりとか、そういった状況は確かにありました。ですからそういったので感覚的にはわかつたですけど、本当に調査されているのかなというのが一つ疑問にあったところで今回質問させていただきました。

それでは、そういった20メートルのくいを打たんとできん、ナイター施設は無理としても、今簡易照明などあると思うんですけど、内野の部分だけを照らす照明、例えば練習だけできるとか、そういった簡易照明などを設置して、先ほど出ました第一市民グラウンドのナイターの利用数の約半数ぐらいをこちらの川上哲治記念球場のほうにもってくるのはできないのか、要は簡易照明が設置できないのかをお尋ねします。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

私も大分調べてみたんですけど、議員の御指摘どおり夜間照明を設置することで、夜間にも利用することができるというのをいろいろサイトを見まして確認したところでございます。簡易という点では、バッテリー式の投光器、それからモバイルに優れた移動照明車、これもスポーツ施設などで利用されているようでございます。いずれにしても、設置に必要な経費がどれくらいのものになるのか、設置できる条件はどのようなものがあるのか、設置した場合の照度がどれくらいになるのか、これを当然研究していかなければいけないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 私も高校時代、簡易照明の中練習をしてきました。恐らく今もこちらの高校は簡易照明があると思います。あれぐらいでいいと思うんですけど。さっき照度の話も出ましたが、照度で言うならば、今の第一市民グラウンドは私はだめだと思っております。

そういったところで検討されるということで、十分検討していただければと思います。

今回質問した趣旨で、先ほども申しましたように、3年後に県民体育祭が人吉市で開催されます。それを受けて、人吉市のナイター施設は第一市民グラウンドだけです。ほとんどの約9,000人の中の半数ぐらいは野球、ソフト関係だと思います。それに大会前になると、やはり関係する競技団体が、もう一般はナイターしか練習できませんので、恐らく練習する場所がなくなってくるのではないかなと僕は想像します。それに学童の子供たちの野球とかの場所が、結局県体とかがあるならば県体とかの練習が優先されるんですよ、今でも。ナイターを取ろうと思っても、県民体育祭でもう押さえてあれば子供たちが使おうと思っても使えないんですよ。これが現状でございます。またそれと、そういった現状の中、川上哲治記念球場に簡易式のナイターでも設置してもらえるのであるならば、私は市民グラウンドが空いて、例えばそういった屋外スポーツ、女子ソフトとか男子ソフト、サッカー、野球とか屋外スポーツがあつとですけど、そういったのが3年後の県体に向けても練習する場所がふえれば、また強化につながるのではないかなと思っております。そういったスポーツの環境、私は前回の議会で、市長に「水曜日に待ってますので来てください」と言って、首を長くして待っておりましたが、なかなかちょっとタイミングが合わなかったのか来ていただけなかったと。そういった現状を、今人吉市の社会人がスポーツをする現状はナイターしかありません、ほとんどが平日はですね。今そういった現状です。それに対して市長の考えをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

川上哲治記念球場につきましては、平成24年3月の定例議会で村口議員にお答えをいたしております。そこで、市制70周年記念式典の際にお願いいただきました400勝投手の金田正一さんに、川上哲治記念球場にナイター設備がないとの御指摘を受けた折、地盤が脆弱のためナイター設備の設置が困難であることを説明いたしました。

さて、大きな目標であります2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた本市の子供たちの競技力の向上、さらにはオリンピック選手の輩出等を考えるとき、練習時間の確保、練習環境の整備という点では、夕刻から夜間の有効利用というのは非常に重要なファクターの一つであるというふうに認識いたしております。そういったことから、現在策定を進めておりますスポーツ推進基本計画におきまして、スポーツ振興におけるソフト面、ハード面の基本的な考え方を整理するというにいたしております。平成29年には御指摘のとおり熊本県民体育祭開催、平成32年（2020年）には、御承知のとおり東京オリンピック・パラリンピックの開催を通して、本市でもスポーツへの関心がより一層高まるということが予想されているところでございます。受け皿となります体育施設が必要不可欠なものというふうになってまいりますので、しっかりと推進計画を策定し、また国や県と連携を図りながら、体育施設の整備、充実に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） スポーツ推進計画に盛り込みたいということで、まだでき上がってないと思いますので、そこは今からも見ていきたいなと思います。ただ、今市長が今までの私ずっとスポーツ関連の質問をしてきたと思うんですけど、今のが一番力強かったなと思いました。今回期待して待っていたじゃないですけど、期待しておきたいと思います。

少々長くなりましたが、私の一般質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時21分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君）（登壇） おはようございます。7番議員、新・九州相良クラブの松岡隼人です。

先ほど村口議員もおっしゃいましたが、本日はやはり錦織圭選手の活躍、これが話題となります。日本人として初のテニス四大大会、シングルス決勝に臨まれ、準優勝という輝かしい結果を残されました。やはり世界の舞台で、しかも世界の頂点で活躍される姿といえますのは誇りに思いますし、感動をいただき、そして勇気もいただいた次第です。これが錦織選手にとっても終わりではなく、スタートだというふうに思いますので、ますますの御活躍を期待するところです。私も今置かれている立場で、全力を尽くしたいというふうに考えております。

それでは、質問に入ります。本日は2項目について通告をいたしております。1点目が球磨川流域の治水対策について、もう1点が避難勧告発令によって浮かび上がった課題と対応についてです。

まずは、球磨川流域の治水対策について質問を行います。平成20年9月2日、人吉市議会9月定例会の中で田中市長は、川辺川ダム建設計画の白紙撤回を表明されました。そして、同じ年の9月11日、熊本県議会にて蒲島知事は、現行の川辺川ダム計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を追求すべきという判断をされました。それを受けて平成21年1月13日に、国、県、流域市町村長が御出席のもと、ダムによらない治水対策を極限まで検討することを目的に、第1回ダムによらない治水を検討する場が開催されました。それから、9回の本会議と5回の幹事会が開催され、平成26年4月24日に、第10回ダムによらない治水を検討する場が開催されました。第10回会議では、これまでの経緯、直ちに実施する対策及び追加して実施する対策案と、それによって得られる治水安全度について説明がなされています。

このときの議事録を読みますと、蒲島知事は「検討する場で積み上げた対策案は、現時点で最大限の検討が尽くされたものであると考える」とおっしゃっています。また対策実施後の治水安全度が、結果として全国の直轄河川に比べて低い水準にとどまっていることについて、「流域市町村長のみならず、住民の皆様方に御心配をおかけしていることは、川辺川ダム建設計画の白紙撤回を表明した者として責任の重さを感じている」とおっしゃっています。このことは、平成26年2月の熊本県議会定例会の中でも松田県議の質問に答弁されております。この蒲島知事の発言を受けて、田中市長はどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

これまで10回に及ぶダムによらない治水を検討する場での議論を重ね、積み上げてまいりました直ちに実施する対策及び追加して実施する対策案を実施した後の治水安全度が国により示されたところがございます。その結果、人吉地点においては、追加して実施する対策案実施後に、計画放水または地盤高以下で流下可能な洪水の流量規模、年超過確率は5分の1から10分の1となり、全国の国が直轄いたします河川水準と比べて低くなっております。

そこで、知事の発言についてでございますが、平成26年2月の県議会において松田議員の質問に対し、「対策実施後の人吉地点での治水安全度が、結果として全国の直轄河川の水準と比べて低くなったこと、そのことにより地域住民、市町村長に御心配をおかけしていることは、川辺川ダム建設計画の白紙撤回を表明した者として責任の重さを感じています」との発言の後に、「このまま議論が長引くことは、流域住民の皆様々の安全性を向上させることにはつながりません。大切なことは、少しずつでも安全性を高めるため、できることを間断なく、着実に一つ一つ積み重ねていくこととあります」と答弁されております。私も全くそのとおりだと考えているところでございます。

これまで国におかれましては、下流の八代市、中流部の芦北町、球磨村における堤防補強や掘削など、直ちに実施する対策を着実に実施していただいております。県においても県管理河川の治水対策や中流部の家屋かさ上げなどの対策を実施していただき、いよいよ人吉地区においても直ちに実施する対策に着手いただけると期待をしているところでございます。私も平成20年9月2日に、川辺川ダム建設計画について白紙撤回表明以来、国、県、流域市町村長とともに、球磨川のダムによらない治水を検討する場において、さまざまな議論を重ねてまいりました。

4月に開催されました第10回ダムによらない治水を検討する場におきまして、議論の結果について、流域市町村長から住民への説明会開催の要望がございました。それを受けまして、国・県においては、流域の住民の皆様を対象に説明会を開催されたところがございます。本市での住民説明会におきましても、住民の参加者の方からは、「人吉地点での安全度が低いのではないか」、または「破堤しないような堤防対策を」などの意見が出されたところがございます。市といたしましても国・県に対し、ハード対策について、可能な限り着手してい

ただくよう強くお願いをし、ソフト対策両面から安全度を高めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 続きまして、蒲島知事も先ほど市長の御答弁の中にもありましたが、治水安全度が全国の直轄河川の水準と比べて低いとおっしゃっており、全国のいわゆる直轄管理区間の河川整備計画においては、戦後最大の洪水を安全に流下させることを目標として目標流量を設定していることが多く、その結果として河川整備計画の目標流量の規模は、おおむね年超過確率20分の1から70分の1の範囲となっている中、ダムによらない治水を検討する場において検討されてきた直ちに実施する対策及び追加して実施する対策案実施後においても、計画放水または地盤高以下で流下可能な洪水の流量規模、つまり年超過確率は、渡地点、人吉地点において5分の1から10分の1となっておりますが、この安全度に対して田中市長はどのようにお考えですか、お尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

治水安全度についてでございますが、例えば、ダムを想定して80分の1、80年に1度、つまり、この流域住民には80分の1という数字を聞いたときに、80年に1度という数字を聞いたときに、安心しきってしまう難点があると私は考えているところでございます。東日本大震災におきましても、さまざまな防潮堤が張りめぐらされていましたが、気象予報によって津波の高さのアナウンスも関係したと思いますが、防潮堤を頼って命を落とされた方もいらっしゃると聞いております。また、治水安全度がそれでは何分の1ならよいのかとの議論もでございます。そこで、やはりソフト対策、住民の防災に対する意識の高さ、この意識の高さも包含した流域住民のいわゆる災害安全度を求めていかなければならないと考えているところでございます。また、追加して実施する対策案実施後の流域浸水区域も示されましたけれども、これはいわゆる破堤が前提となっております。確かに最悪の状態の破堤を前提にしなければなりません。しかし、破堤をしなければ洪水は流下してまいります。昭和57年、それから昭和40年、この二つの洪水も破堤をしなければ流下するわけでございます。確かに風浪、うねりによる多少の越水はあったとしましても、破堤しなければ流下していくと言えるのではなかろうかと思っております。よって、堤防等の年次点検を強化して、洗掘とかひび割れ等の老朽化の補修、改修をきちんと実施してくならば、破堤の確率は極端に下がってくるのではないかと考えているところでございます。先ほども申し上げましたとおり、当然破堤を前提としなければなりません、その破堤をさせないための施策をとっていく必要があるのではないかと考えておるところでございます。今後は、国において河川整備計画策定前であっても、可能な限り実施できる対策に取り組んでいくとの考えを示されており、県においても球磨川水系における防災・減災ソフト対策に対する財政支援の説明があったところござ

います。

市といたしましてもハード対策による治水安全度を高めながら、地域住民の皆様への早めの情報伝達や避難誘導體制の確立、ソフト対策にも取り組んでいかなければならないと考えておるところでございます。今後も国・県と連携を図りながら、災害時の人命優先を第一に、市民の皆様の方災に関する意識を高めながら、治水安全度、地域防災力の向上を図るための施策を行っていく必要があると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） ただいま国、県、流域市町村と連携しながら、ダムによらない治水対策を検討されております。全10回の会議においても、市長は早急な開催の御要望をされており、国に関しましても、検討しながら御案内をしていくというような答弁がされておりますので、そちらのほうの推移を見ていきたいというふうに考えます。

以上をもちまして、球磨川流域の治水対策については質問を終わります。

続いて、避難勧告発令によって浮かび上がった課題と対応について質問を行ってまいります。まずは8月19日から20日にかけて、広島県にて大規模土砂災害が発生しております。お亡くなりになられた方に対しまして御冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた方へお見舞いを申し上げます。今回は、これから防災についての議論を行っていきたいと思っておりますが、本市においても8月31日に防災訓練が行われ、私も消防団の一員として訓練に参加をいたしました。さまざまな組織間の連携を図るといったことに関しましては、とても有意義な訓練になったのではないかとこのように思っております。と同時に現場での訓練、いかに人が逃げるかというところの必要性も感じた次第です。これから、避難勧告発令によって浮かび上がった課題と対応について議論をしてまいります。先ほど市長もおっしゃったように、ソフト面の充実をどうやって図っていくかということを目的に質問をさせていただきます。

本市では、台風8号の接近に伴い、7月9日午後4時に市内全域を対象に避難勧告が発令されました。指定避難所が9カ所設置され、午後11時現在で321の方が避難をされたわけですが、幸いなことに死傷者などの人的被害はなく、建物その他におきましても大きな被害がなかったことは施政方針で述べられたとおりです。私も台風8号の接近に伴い、テレビやインターネット等で随時状況を確認しており、避難勧告が発令されたにも関わらず、被害がなかったということは本当に幸いだったと感じております。ただ、避難勧告が発令されたことによって、避難または避難所の設置に関して課題も見えたと思っておりますので、市民の方から伺いました声や私が感じたことを含めまして質問をいたします。

私は当日、消防団の一員として広報活動に努めておりました。避難勧告が人吉市内全域に発令されたという情報は、テレビ、インターネット、電話、防災行政無線、消防団等の広報などによって、ほとんどの方に伝わったのではないかと感じています。ただ、避難場所につ

いては少々混乱しました。私は避難勧告が発令されたときに、人吉市のホームページから避難場所を記した資料をフェイスブックに添付して投稿をしましたが、これが当日人吉市から出された指定避難所とは違っており、投稿後に気づき修正をしたところですが、第一報では私自身も正しい情報を得ていなかったし、人にも正しい情報をお伝えすることができませんでした。市民の皆様になるべく早く情報を伝えたいと思ってやったことですが、逆に混乱を来した形になったのではないかと反省をしております。自分の反省も踏まえまして、避難場所を正しく伝えることが難しいと感じたわけですが、通常広報ひとよしや防災会議、人吉市のホームページに示されている避難場所と、今回避難当日に示された避難場所に対してどのように考えておられるのか、また今後はどのようにされていくのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

去る7月9日に全市を対象として発令した避難勧告におきましては、防災行政無線やインターネット、携帯電話の緊急速報メール、また消防団の方等に協力を得まして、全市民の方にお伝えしたところでございます。また、市が直接発信しました情報に加えまして、テレビやラジオ、フェイスブックなどでも多くの方々に避難情報が伝達されたことは大変よかったことだと考えております。

今回は、初めに各町内に自主避難の呼びかけを行った上で、避難勧告を発令したあとに、9カ所の指定避難所を開設して自主避難所からの移動をお願いいたしましたが、町内の中には、広報に掲載した施設でない所に自主避難をお願いしたケースもございまして、避難をしようとしている方々に混乱を招いてしまったという事例がございました。また避難勧告発令後には、市民の皆様からもどこに避難すればいいのかという問い合わせが数多く寄せられております。このように避難所の周知が徹底できなかったことは、反省すべき点だと考えております。また現在は、議員のほうの質問にもございましたように、フェイスブック等のSNSで情報が早く伝わるようになりましたが、インターネット上に残っておりました過去の避難場所の情報が、今回の避難場所の情報として誤って伝わっていたという事例も報告を受けているところでございます。今後の対応といたしましては、ホームページに掲載する避難情報について、ネット上でアクセスしやすい環境を整備した上で、避難に関する情報がわかりやすく正確に伝達できるように改善してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 今部長から御答弁いただきましたが、やはりそのときになってあわて探すんですね。その情報というのが今回はいろいろあったということが私自分自身も含めて反省したところです。だから避難場所を正しく伝えるということ、避難勧告自体は恐らくほとんどの市民の方に、私は伝わったのではないかとこのように実感をしておりますが、避難場所を確実に伝えること、これが課題でありますし、一番重要なことだというふうに考え

ております。もう私の周りなんかは、ほとんどがやはりフェイスブックとかインターネットからすぐ自分の携帯で、避難場所はどこだっていうのを例えば人吉市のホームページにアクセスして確認をしたりとか、そういうことを周りはほとんどやっておりますので、情報発信に関しましても正しい情報を発信していただきたいというふうに思いますし、私個人といたしましてもしっかりとした情報を市民の皆様がありとあらゆる手を使って早く伝えてまいりたいと、そのように考えております。

次に、当日の指定避難所への避難者が321名、つまり市民の約1%弱だったというこの結果に関しまして、本市ではどのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

今回は過去最大クラスの台風が本市を直撃するとの予測から、市内全域を対象とした避難勧告を発令しました結果、200世帯、321名の方が避難所へ避難をされました。避難された方の割合といたしましては、6月末時点での本市の人口が3万4,516人でございますので、議員御質問で御指摘のとおり、約1%にも満たない割合となります。7月7日に台風の特別警報が発表された沖縄県では、約60万人を対象に避難勧告が出されておりますが、実際に避難された方は947名にとどまり、対象者の0.14%しか避難されてなかったとの結果も伝えられております。地理や歴史、台風に対する意識が異なる点はございますが、いずれにしましても、避難を促す難しさを改めて実感したところでございます。内閣府の避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインにも示されておりますが、本市におきましても近年の大災害の教訓を踏まえ、空振りをおそれず、早めに避難勧告等を出すことを基本的な方針といたしまして、今後も予防的避難の重要性を周知してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 今この避難者数321名に対する考えを述べていただいたわけですが、これまでも部分的には避難勧告というのは発令されていたというふうに私も認識しております。今回、市内全域に対して避難勧告が発令されたわけですが、私もその避難勧告の発令自体を否定するものではありません。しかしながら、やはりその避難勧告を発令したあとの検証、どうだったのかということに関しましては、基準等々も場所を含めて今後もやはりしっかりと検証していかなければならないことではないかというふうに考えております。早めの避難勧告発令に努めてまいるというふうに部長今おっしゃいましたが、逆に、またオオカミ少年みたいになっては逆効果となりますので、そのあたりのあんばいというのは本当に難しいと感じますが、やはり行政としてしっかりとした避難勧告、市民の皆様が避難をして被災されないような、被害に遭われないような勧告の発令をやっていただきたいというふうに考えております。災害の発生時等におきまして、避難勧告は強制力はありませんが、居住者に立ち退きをすすめるものであり、首長が人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状

況での発令になると思いますので、当然市民は避難すべきですが、結果として1%の方の避難となりました。私は今回の避難勧告を受けまして、避難できるけどしなかった方と避難したいけどできなかった方、大きく分けてこの二つのパターンに分けられるのではないかというふうに思います。避難できるけどしなかった方たちに関しましては、自分の命は自分で守ることが大原則だと私は思いますし、それぞれの状況をおのおのが判断して出された判断、結果だと感じています。今回は、幸いなことに被害がほとんどありませんでしたから、結果的にはよかったです。やはり大丈夫だろうという気持ちが避難をおくらせ被災につながったという例が、先ほどの市長答弁でもありましたとおり各地で見られます。今回、避難できるけどしなかった方たち、これは私がそういうふうに思っているわけですが、なぜそうだったのかということ調査、分析をしておられるのでしょうか。また、その対応をどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

議員の御質問の中にもありましたとおりに、幸いなことに本市におきましては、台風8号による被害はほとんどございませんでした。しかしながら、この台風8号によって沖縄県や長野県などでは、土石流によりお亡くなりになった方も含め、大きな被害が発生しております。このような災害が本市で発生していたとしても少しもおかしくはございません。ただ幸運だったということになるかと思えます。今回、避難をされた方々に関しましては、予防的避難としまして、正しい判断をされたのではないかなと思っております。今議員の御質問にありました避難をされなかった方についての調査等は、現段階では行っておりません。今避難をされた方の名簿を町内ごとに作成しておりまして、それを地図上に今後落とし込んでいこうと思えます。それにより土砂災害等の危険がある区域とか、浸水の危険がある区域の所で避難されていない方に、もちろんどういう形かというのは今明言できないんですけども、そのときのどういう判断をされたかというのはお尋ねをしたいというふうに考えております。先週、夕方かなり雨が強く降ったときがございましたけれども、そこで一例でございますが、合ノ原にお住まいの方が、いつも大雨が降っても濁らない水が、庭のほうにあるんですけども、それが濁ったというところで、自主的に公民館のほうに会長、町内の方に御相談されて、一家族でありましたけれども避難をされたという例がございました。幸いにして何も発生せずに、朝前にはお帰りになったということですけども、今後も市民の方それぞれが、周辺の地形や家屋の構造、またその地域がどういうふうな地域になっているか、土砂崩れのおそれがある所なのか、球磨川の浸水のおそれがあるのか、そういったものをしっかりと認識をしていただけるように進めてまいりたいと思えます。災害から自分と家族の命を守る唯一の手段は、議員のほうもおっしゃっておられますとおりに、早めの避難ということに限ると存じます。今後も繰り返しそういうことを訴えてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 逃げること、避難することというのが本当に一番大事なところだというふうに考えます。避難できるけどしなかった方たち、先ほど部長がおっしゃいましたように、いつ本市におきましても災害が起こるかわからない、また、災害はやはり起こるといふふうに考えたほうが私はいいんじゃないかというふうに考えております。自分のところは大丈夫だろう、そういう気持ちが一番危ないのではないかというふうに思いますが、そこで一番私が大事になると思うのは、やっぱり防災教育と啓発、これが大事だろうと思いますので、子供たちも含めて市民全体に対する防災に関しての教育、啓発を行っていくべきではないかというふうに考えております。

次に、避難したかったができなかったという方がいらっしやっただんじじゃないかというのが最も気になる場所です。私は先ほどから申しているとおおり、自分での避難が大前提になると思いますが、それができない方の避難方法、手段をどのようにして確保していくかが課題だと考えます。避難できない方の避難方法に関してどのようにお考えですか。また、その対応についてお尋ねをいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

災害時に徒歩での移動が困難な方や避難のために介助が必要な方々に対する対応といたしましては、市に直接連絡があった場合には、災害対策支部に連絡を行い、市の公用車、また場合によっては、消防団の応援を得て送迎を行っているところでございまして、今後も同様な対応をしてまいりたいと考えております。しかしながら、職員や消防団で送迎できる人数にも限りがございます。避難したくても連絡手段がない方や連絡することをためられる方がおられることも考えられます。現在、町内会を中心として、日ごろから声かけを行うネットワークや日常的な見守り体制の整備が進められておりますが、地域における支え合いが災害時に有効に機能し、いざというときに安心して避難ができるよう、防災の観点からもサポートを行ってまいりたいと存じます。また今回の避難に関しまして、各町内の方が自主的に避難誘導、御自分の車で避難所等に案内をしてくださったというのは、複数の町内のほうから報告を受けているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 今部長がおっしゃいましたとおおり、この前の避難勧告の発令に際しまして、町内会長さん初め民生委員さん等々、やはり町内全体に声をおかけいただいた、そういう話を聞いておりますし、町内で協力しながら車に乗せて、指定避難所まで避難したという例も私も聞き及んでいます。やはり一番避難の上で大事なことというのは、私はコミュニティー、町内だと思えます。行政も消防団も全力を尽くして避難誘導、避難支援、それは行っていくというふうに思いますが、そこには限りがあると思えます。行政にだけ頼るのでは

なく、コミュニティー、町内会でのそのような避難体制づくり、これが一番大事なのではないかというふうに今回感じました。これまでも町内単位でマップ作成を行われたりとか、現在そのような避難するのに支援が必要であろう方を例えばピックアップしたりとか、じゃあその方をどのようにして、だれが指定避難所までお連れするかとか、そういう議論が行われている町内もあるようです。ここはやはり一番大前提でありますし、一番肝心なことだと思います。じゃあ行政として何をすべきかと考えたときに、やはりそのような地域に入り込む、またはそのような地域がまだ準備してない場合は、旗を振ってみずからが入り込んで、そして町内の方が自発的にそのようなことをされるようなサポートを私はすべきじゃないかというふうに考えております。実際に災害が起きたときになったら、もうそれは手おくれであって、それまでにいかに行政が町内、またはコミュニティーなどに入り込んで、一緒にそして行政に頼らなくても住民の方が自主的に避難されるような体制をつくり上げるか、これが一番大事なことではなかろうかというふうに考えております。執行部におかれましては、まさにそういう役割、備えのための準備、支援を行っていただきたいというふうに考えています。

それでは、次に避難所の環境整備に関してですが、避難所で情報が不足していたということが聞かれました。私も当日は人吉西小学校へまいりましたが、確かに正しい情報を早く入手するための手段というのは、準備されていなかったように思います。避難された方は不安なので避難されているわけで、最も知りたいことは今どういう状況か、今後どうなるのかということだと思います。私は避難所において正しい情報を早く入手するための環境整備をするべきだと思いますが、この件に関しましてはどのように考えておられますか。また、今後どのような取り組みをされるのかお尋ねをいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

今回の台風8号に関しまして、市職員に対するアンケートも実施いたしております。避難所業務に従事した職員からも、避難所にテレビがなく、状況の変化を把握することができなかったという意見が出されております。避難された方にとりましても、情報を得ることができない状況で時間を過ごすことは、心理的に負担が大きいと認識いたしておりますので、避難所におけるテレビ等の情報収集機器につきましては、まずは指定避難所から整備を検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 今部長から御答弁いただきましたが、常時そこにテレビを置かなくても私はいいと思います。指定避難所として開設されたときに、正しい情報を早く受け取れるような環境整備をぜひ行っていただきたいと思います。そのほかにも、例えば発電機が必要ではないかとか、さまざまな御要望があったというふうに私も考えておりますが、まずは情報、これだけはやはり得れるような整備をお願いしたいというふうに思います。

これまで質問を行ってきたわけですが、今後、本市はどのような防災・減災のためのソフト対策に取り組んでいかれるのかについてお尋ねをいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

具体的なソフト対策についての御質問でございますが、まず今年度におきましては、G空間技術を活用した地域連携型まちづくり実証事業といたしまして、鹿児島県伊佐市及び湧水町と合同で、防災訓練を実施する予定でございますが、現在訓練に向けた協議を行っているところでございます。これは山間部における避難の実証ということになるかと思っております。また町内会ごとの研修会やマップ作成の実施につきましては、まずは先ほども若干触れましたが、土砂災害危険箇所がある町内会や球磨川の浸水の危険性がある町内会から開催の呼びかけを行うことといたしております。

最後に、人吉市消防団の防災サポーターでございますが、先日実施しました人吉市総合防災訓練に加えまして、サポーターを対象とした防災研修会を開催したいと考えております。今後は、防災サポーターが町内における防災リーダーとして、防災に関する町内の研修会が活発に開催されるよう取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） ただいま部長からソフト面の対策について御答弁をいただきました。

これまで私も質問をしてきまして、やはりハードの整備、これはやっぱり1960年以前といえますのは、日本中で数千名という方が災害によって亡くなっておられます。それはなぜかという、やはりあるべき所にあるものがなかったからというのが大きな原因だというふうに言われています。やはりハード整備、しっかりとしていただき、安全度を高めていただく、と同時にソフト対策も私から提案をさせていただきましたし、部長からも答弁をいただきました。最後はやはりいかに逃げるか、これが一番大事だというふうにも考えておりますので、逃げるための体制づくり、仕組みづくりをしっかり行政のほうでもサポートし、私も現場に入り込んで、皆様方と一緒に上げていただきたいというふうにも考えております。いずれにいたしましても、本市で災害発生するというふうにも考えますし、そのときに1人として死傷者を出さないというような体制をハード面の整備、ソフト面の整備、車の両輪として行っていただきながら、防災・減災対策を進めていただきたいと思っております。

以上をもちまして、すべての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時07分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、こんにちは。14番議員の田中哲でございます。

今回は2点ほど通告しております。1点目は工業用地造成についてでございます。2点目は防災対策についてでございます。

まずもって、先月20日未明に発生しました広島市の土砂災害では、8日現在、亡くなられた方が72人、行方不明の方が2人、避難されている世帯が324世帯で、まだ644人の方が避難生活されているということでございます。亡くなられました方に、心よりお悔やみを申し上げたいと思います。同時に1日でも早い復旧、復興を祈念申し上げたいと思います。また、先月31日日曜日、市庁舎別館周辺で行われました人吉盆地南縁断層付近を震源とする震度6弱を想定した防災訓練は、関係諸団体、多くの市民の参加によって滞りなく行われましたが、このような訓練を繰り返すことが、必ず今後の人吉市の防災に役立つものと思っております。

最初に、工業用地造成事業についてでございます。今回、提案されております平成26年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、8月26日の全員協議会の中で、人吉中核工業用地造成についてということで説明がございました。いただきました資料の工程表を見ますと、平成28年3月の完工に向けて、平成26年度が主に調整池の工事、平成27年度が造成工事と関連工事を行う予定であると説明がございました。平成26年度の調整池工事に2億3,000万円の予算を9月補正予算に提案されております。また、議会冒頭に採決されました特定地域再生事業人吉ハラル促進区実現のための“おもてなし”構築事業の824万7,000円が採決されまして、市民の中に、「いよいよ人吉市にも企業誘致ができるのですか」という意見や、「イスラム圏に向けた食肉工場ができるのですか」という意見をこのごろよく聞いております。前回、大きな期待を持たせた大手企業のマザー工場誘致が誘致話がなくなってから、田中市長もいろいろな場所で、「今後大手の製造工場は期待できなくなった、これからはイスラム圏に向けたハラル事業が有望」と語っておられました。また、今回の整備計画方針の中で、国から認定を受けたハラル促進区及びモデルケース事業を推進するための受け皿とすべく工業用地を造成するとなっております。議会冒頭採決されました特定地域再生事業人吉ハラル促進区実現のための“おもてなし”構築事業とあわせ、工業用地の造成に向けた特別会計補正予算が提案されたことで、市民の間で、今度は間違いないだろうという強い期待感が感じられます。私も人吉市が抱えるいろいろな問題も、結局安定した雇用の場がないということに尽きるとの思いで、今回の工業用地造成が本当に企業誘致につながるように、また今回は絶対成功してほしいとの思いで質問してみたいと思います。

まず、今回の整備計画方針の中で、現有地を基本とするとなっておりますが、今の中核工業用地の拡張はあり得ないのかをお尋ねします。このことは、前回の企業誘致の話が持ち上がったときに地元に変な期待があり、今回も地元ばかりでなくいろいろなところから聞か

れますので、この点について最初お尋ねいたします。それに前回も期待の多かった地元への説明と市民への説明はどのように行っていくのかをお尋ねいたします。もし地元等に説明が終わっていましたが、どういう意見が出たのか、それと新聞等で発表後に、市民からの反応がありましたらお尋ねいたします。

○**経済部長（松田知良君）** 皆様、こんにちは。お答えいたします。

1点目の工業用地の今後の拡張についてでございますが、平成20年10月、臨時市議会におきまして、多目的運動広場用地から工業用地への用途変更をお認めいただいた際の当初の計画では、マザー工場の誘致を図るべく20ヘクタールの造成を予定していたところでございます。しかしながら、その後社会情勢の変化等により予定しておりました企業の進出が難しくなったことから、工業用地の拡張を断念し、市が保有している約11ヘクタールの土地で今後企業誘致を進めてまいりたいと軌道修正を余儀なくされたところでございます。つきましては、今回の整備は現在の計画に沿った形で進めさせていただきたいと考えておりまして、現在市が保有している土地の範囲内での整備を行い、拡張は予定していないところでございます。

2点目の地元への説明についてでございますが、今後の整備計画及び今回の調整池拡張改築工事につきまして、8月26日に地元町内会長の皆様に説明を行ったところでございます。なお、平成27年度の造成工事に入ります前には、再度地元住民の皆様へ説明会を行いたいと存じます。

次に、地元町内会長の皆様に説明しました際の地元からの意見でございますが、やはり雇用の創出と地元の定住人口の増加につながるであろう今回の計画については、大いに期待しているとの声をいただいております。ただし、環境には十分配慮してほしいとの御意見も賜ったところでございます。

また、新聞等で発表後に市民からの反応はあったのかとの御質問でございますが、今のところ特に伺っていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○**議長（永山芳宏君）** 14番。田中哲議員。

○**14番（田中 哲君）** 次に、平成26年度が主に調整池の工事、平成27年度が造成工事と関連工事を行う予定であり、平成26年度の調整池工事に2億3,000万円の予算を予定しているとの説明でございます。またその財源は、特別会計補正予算書の地方債を見てみますと、限度額2億3,000万円の工業用地造成事業債を起債されるようでございますが、起債の償還方法はどうかお尋ねいたします。また、平成28年3月の完工までに、全体の工事金額はどのくらいを見込んでおられるのかもお尋ねいたします。それに次年度からの造成工事においても同じ起債の方法がとられるのかもお尋ねいたします。また、前回の企業誘致の話が持ち上がったころは、償還金の財源は企業用地の売却金を充当するような話でございましたが、

今回の償還金への充当財源はどういう方法を考えておられるのかもお尋ねいたします。また、整備計画の内容で説明されました工業用地面積は、A工業用地とB工業用地で合わせて5.3ヘクタールと説明を受けましたが、A工業用地とB工業用地が完売されたとして、どのくらいの売却金額を見込まれているのかをお尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

1点目の起債の償還方法でございますが、償還方法及び利率は、銀行等との協議により決定されますが、2年間据え置き後10年償還、もしくはそれに近い条件で金融機関と協議してまいりたいと存じます。

2点目の全体工事金額でございますが、建設資材や人件費の高騰、また、現在県と開発行為の許可に向け協議を行っておりますが、工法等の変更の可能性なども考えられ、現時点において明確にお示しすることはできかねますが、おおむね4億5,000万円から5億円を見込んでいるところでございます。

3点目の造成工事おける起債の方法でございますが、調整池工事と同様の条件にて行いたいと考えております。

4点目の償還金への充当財源でございますが、用地の売却金額を充てることとなります。2年間の据え置き期間を想定しておりますので、その期間内に土地を売却できるよう全力を上げて企業誘致を進めてまいりたいと存じます。

5点目の完成時の売却見込金額についてでございますが、まだ総工事費が確定しておりませんが、工事に要した費用相当分といたしまして、4億5,000万円から5億円を見込んでおるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま償還金の充当財源は、用地の売却金を充てるとの答弁でございました。将来とも一般会計からの繰り出し等はないと考えてよいのでしょうか、お尋ねいたします。それと現在仮置きしてあります造成地用の約30万立方メートルの土砂、これは西回り九州自動車道の工事から発生した土砂と聞いておりますが、この土砂を搬入していた当時は、市有の現有地約10町歩と購入予定の私有地、約10町歩分を合わせた約20町歩分の造成用地の土砂と聞いておりました。工業用地の横の国道を車で通りますと、見上げるほど高くまで土砂が積み上げられていますので、大雨時に土砂が流れ出るのではないかと地元の心配も聞いたことがございます。また工業用地造成、もしくは開発において、このように高く盛土して造成することはあまりないと思います。市民からも、あのようによく造成するのですかというような意見がございますが、今回の現有地のみ工業用地造成ということでございますので、現在のように高く積み上げたままの工業用地造成ということになるのでしょうか。この仮置きした土砂の現有地以外への搬出はないのでしょうか、お尋ねいたします。

それと、以前と今回搬入した土砂の正確な数量と、土砂の種類は何が主な種類であったのかをお尋ねいたします。

○**経済部長（松田知良君）** お答えいたします。

一般会計からの繰り入れなどの有無についての御質問でございますが、償還が始まりますまでに、企業に用地の売却がなかった場合、一時的に一般会計から繰り入れをお願いすることになるかと存じます。しかし、その後企業に土地を売却できたならば、一般会計にその分を戻すこととなります。いずれにいたしましても、一般会計から繰り入れることがないよう早期の土地売却に努めてまいりたいと存じます。

次に、工業用地の造成は現在のように高いままなのかという御質問でございますが、現有地内での処理ということで、まだ盛土されていないスペースに盛土を行い、敷きならし転圧して造成していく計画にしており、現在の高さより約2メートル程度下がる見込みでございます。

次に、仮置き土砂を現有地外へ搬出しないのかという御質問でございますが、多量の土砂を場外へ搬出するとすると、運搬費用も多額となりますことに加え、処分できる広大な用地を見つけることが必要でございます。したがって、費用対効果の観点からも場外への搬出は行わないことで計画したところでございます。

続きまして、以前の盛土と今回の盛土の正確な数量と土砂の種類はという御質問でございますが、以前につきましては九州縦貫自動車道建設に伴うもの、今回につきましては西回り自動車道建設に伴うものということでお答えをさせていただきます。九州縦貫自動車道建設の際に搬入した土量は、125万9,000立方メートル、そして今回の西回り自動車道建設工事に伴い搬入した土量は、32万6,427立方メートルでございます。

次に、それぞれの土砂の種類でございますが、九州縦貫自動車道建設の際は、砂岩、凝灰岩を含む砂礫が主なものとなっておりますが、西回り自動車道建設工事の際につきましては、砂岩、凝灰岩を含む砂礫のほか、山の開削等で発生しました山土が一部含まれております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○**議長（永山芳宏君）** 14番。田中哲議員。

○**14番（田中 哲君）** 次に、当初計画されました造成地の地盤高と今回計画されています地盤高はどのくらいになるのでしょうか。それと仮置きする前の平均地盤高と今度の計画高はどのくらいで、何メートルぐらいの高さになるのでしょうか、お尋ねします。それに元の計画高、それに仮置き前とすると今回の計画高ずいぶん高くなるようでございますが、工業用地として本当に大丈夫かなという気がいたします。また、仮置きされました工業用地造成用の土砂、主に砂礫土ということでございますが、以前集結してありました九州縦貫自動車道の加久藤トンネルからの搬出土砂、岩砂砕いた山ずりが主だったと思いますが、加久藤トン

ネルよりの搬出土砂と比較いたしますと、本当に工業用地の造成用盛土として適当なのかどうか、敷きならし用の材料としては適当だろうと思いますが、土砂が多い砂礫土を盛土するとなると、盛土材料として品質的に疑問が残るわけですが、いわゆる土砂の圧密度及びコーン指数は確保されているのかどうかをお尋ねいたします。また、土質及びボーリング調査はいつ、どのように行われたのでしょうか。私の記憶間違いかもしれませんが、予算的に提案されたことがないように思われますので、お尋ねいたします。また、仮置きした土砂の雨による国道側への流出を地元から心配の声があるわけですが、今回の工業用地造成では、この国道側への土砂流出対策はどのように講じられておるのかをお尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

1点目の当初計画の地盤高と今回の造成計画高はどれくらいになるのかという御質問でございますが、地盤の高さにつきましては、地点ごとに高さが異なりますので、平均地盤高でお答えさせていただきます。また、高さに用います数値につきましては、一般的に工事等で用いられている日本水準原点の標高を基準とした高さでお答えさせていただきます。

まず、20ヘクタールを造成しようとした当初計画における地盤高の平均計画高は190メートルでございました。今回計画しております地盤高の平均計画高は198メートルでございます。

次に、仮置き前の平均地盤高と今度の計画高がどれくらいで、その高低差がどの程度になるのかという御質問でございますが、まず仮置きする前の平均地盤高は193.5メートルでございます。次に今回計画しております計画高は198メートルでございますので、約4.5メートルの高低差となります。

3点目の仮置き土砂が盛土材として品質が適しているかという御質問でございますが、議員御指摘のとおり、圧密度やコーン指数といった試験は、確かに盛土材の判定として一般的に行われている有用な試験でございます。ただ今回の場合、トンネル工事や山の開削工事など多用な現場から土砂を搬入しておりますので、より詳細な判定をするために、地質各層ごとに密度試験、含水比試験、粒度試験等土質試験を実施し、盛土性質の把握を行い、品質的に問題ないことを確認した上で設計を行っているところでございます。

4点目の地質調査の時期についての御質問でございますが、地質調査につきましては2回実施しております。1回目は平成21年度の仮置き盛土をする前に、基本設計にあわせた調査として実施をしております。2回目は平成24年度仮置き盛土をしたあとに、実施設計にあわせて実施をしております。

5点目の国道側への土砂流出対策及び雨水流出対策についての御質問でございますが、まず、売却予定地となる平地部の周囲に側溝を敷設し、平地の雨水が法面部に流れ込まないように設計しております。また法面部につきましては、1割8歩の勾配を確保し、高さ5メートル

ルごとに小段を設け、小段排水及び縦排水を設置し、法面部の雨水処理を行い、雨水浸食防止のために植生シートを施す予定としております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま盛土の高さとか土質についてお尋ねしたところ、問題ないと答弁でございましたが、工業用地としての要件を満たしている、地盤も安定していると考えてよいのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、26年度で工事を予定しておられる調整池について、既設の調整池の3倍ほどの約1万8,000立米ほどの雨水が貯められるとの説明を受けておりますが、この調整池の放流の方法は直接放流になるのか、河川放流になるのか。河川放流となればどの河川に放流されるのでしょうか。また管理者との協議は済んでいるのでしょうか、お尋ねいたします。また、構造的には放流方法は自然流下方式になるのか、人口操作方式になるのかもお尋ねいたします。それに大きな調整池となるようでございますが、調整池やため池での事故等も多く報道されておりますが、その安全対策はどのようにとられるのかもお尋ねいたします。そしてまた企業誘致にとりまして不可欠な工業用水は、どのように確保されるのでしょうか、お尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

1点目の工業用地として地盤は安定しているのかとの御質問でございます。本工業用地につきましても、大規模な盛土による造成となりますことから、最終的な安定地盤となるまで経年的な沈下等が予想されます。したがって、先ほど述べましたように土質、性質を十分確認し、圧密沈下量や地下水の影響などに留意しながら造成を進めてまいりたいと考えております。また、進出する企業に対しましても現況説明や地質調査の情報を提供するなど、安心して立地を検討していただくよう企業誘致に努めてまいります。

2点目の調整池の放流についてでございますが、計画対象流域に降った雨水を一たん調整池に集水させ、下流域へ放流が可能な量に調整した後、直下の下流水路へ放流し、最終的には鳩胸川へ流下させる計画といたしております。

3点目の管理者との協議は済んでいるのかという御質問でございますが、河川管理者の熊本県河川課と事前協議を重ね、現在の設計内容による計画でおおむね了解を得たところで設計を行っているところでございます。

4点目の放流方式についてでございますが、今回の計画は自然放流方式となります。

5点目の調整池における安全対策についてでございますが、基本的に調整池は人吉市の管理用地となりますので、調整池の管理用道路と国道接続部の入口にかぎ付きの開閉さく等を設置し、物理的に侵入ができないよう計画しております。あわせて立入禁止看板を設置して注意喚起を促す措置を講じてまいります。また、調整池のコンクリート擁壁の天端部分には

転落防止さくを設置し、安全対策を図る計画といたしております。

6点目の工業用水の確保についてでございますが、平成20年度に工業用地の東側において地下水調査を実施しており、1日当たり約700トンの地下水が揚水可能という結果が出ておりますので、工業用水が必要な場合は、地下水の利用が可能であると考えております。また上水道につきましても、用地内に100ミリメートルの上水道管の布設計画を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 今回の企業誘致に向けた努力は、工業用地造成に着手するという決意で並々ならぬものを感じるわけでございますが、競争激しい企業誘致を勝ち取るためには、人吉中核工業用地のメリットをどのようにアピールしていかれるのかをお尋ねいたします。5年後に完工する蟹作サブインターもそうでしょうが、よその工業団地と差別化を図るために梢山工業団地との兼ね合いもございましょうが、市税等の減免等も考えておられるのかをお尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

1点目の人吉中核工業用地のメリットをどのようにアピールするかとの御質問でございますが、まず、地理的優位性を強調してまいりたいと存じます。本市は、熊本市、鹿児島市、宮崎市の各市にそれぞれ1時間強で往来可能であり、南九州における交通ネットワークの中心に位置しております。この南九州3県は、畜産県として全国でも上位を占めており、ハラル促進区を推進する上で、物流、生産加工の面におきましても多大なアピール効果を有しているところでございます。また議員のお話にありましたように、蟹作のスマートインターの完成による将来的な利便性も持ち合わせております。さらに、当地域の人材確保という面につきましても、人吉球磨地域には普通高校、実業高校、合わせて五つの高校があり、情報系の専門学校もございますので、有能な人材の採用が可能になり、企業側から見ましても魅力を感じていただける点ではないかと考えております。ほかにも災害リスクが低い地域であることもアピールできる材料の一つと考えております。

2点目の市税の減免についてでございますが、人吉市企業立地促進条例に基づき、梢山工業団地への企業誘致の際と同様の優遇措置を講じてまいります。市の優遇措置といたしまして、固定資産税の減免、工場等建設補助金、雇用奨励金の3本柱で企業を支援してまいります。なお、県にも同様の補助制度がございますし、進出企業の業種によりましては、各省庁からの補助制度がございますので、企業が当市に進出しやすいよう企業に各種優遇措置等を紹介し、誘致につなげてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 今回の中核工業用地造成をハラール促進区及びモデルケース事業と位置づけられていますので、大体誘致されようとしている企業のイメージはわいてくるわけでございます。そこで、現在日本でムスリム圏に流通している食品はどのようなところで生産し、流通しているのかをお尋ねいたします。また、日本国内からハラール食品をイスラム圏に向けて輸出している企業、団体はあるのか。それに大手食品企業もハラール食品についての取り組みの現状はどのような状態なのかをお尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

まず、現在日本国内でムスリム向けに流通している食品の生産場所と流通経路についてという点でございます。一概に食品といった場合、生産及び流通しているものがさまざまにあり、国内に限って言いますと、主に牛肉、鶏肉、みそ、しょうゆなどで、供給量としてはわずかでございますが、国内生産に取り組む企業等が近年ふえてきているようでございます。しかしながら、牛肉を初めインスタントラーメンやレトルト食品なども含めた大部分の食品は、日本国内ではなく、インドネシア、マレーシア等のイスラム圏と中国、韓国、オーストラリア等のイスラム圏以外の海外諸国からハラール製品を日本国内に輸入しているのが現状であり、ハラール対応が進んでいる先進国と比較いたしますと、日本企業の生産及び流通の国内シェアは小さい状況にあります。

次に、日本国内からハラール食品をイスラム圏向けに輸出している企業についてでございますが、JETRO（日本貿易振興機構）の日本産の農林水産物及び食品輸出に向けた調査報告書によりますと、日本国内で生産し、イスラム圏向けに輸出している企業は公表もされていないようであり、現時点ではイスラム圏で開催される食品展に出品、参加する程度であるため、輸出している企業はほとんどないものと考えております。しかしながら、今後インドネシア等との国家レベルでの2国間政策対話の進展によっては、牛肉を初めとした食品を日本国内で生産し、輸出できる企業もふえてくるのではないかと考えております。

次に、大手食品企業等のハラールへの進出状況についてでございますが、主にインドネシア、マレーシア等の現地においてそれぞれハラール認証を取得され、食品や調味料、外食、お菓子類、化粧品等で20社程度が事業を展開されているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 次に、くまもと県南フードバレー構想での位置づけ及び熊本県との連携、それに関係自治体との関係はどうなっているのかをお尋ねいたします。それと生産者団体と協議、連携はどうなっているのかもお尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

1点目の県南フードバレー構想での位置づけでございますが、この構想は、県南地域にある豊富な農林水産物を中心に、広く食に関連する産業の活性化を目指すものでございます。

その中でも6次産業化、農商工連携による地域内生産物等の高付加価値化といたしまして、ハラールに関する取り組みが盛り込まれております。このような中、知事も県議会においてハラール推進県を目指すとして表明されており、県の関係部署にも部局にも、横断的にこの御協力をいただいているところでございます。人吉球磨地域でも人吉球磨企業誘致推進協議会におきまして、企業誘致に関し情報交換等を行い、情報の共有化を図っているところでございます。

2点目の生産者団体との協議、連携につきましては、まだハラール促進区に関する取り組みを始めたばかりであり、これから協議をお願いしていかなければならないところでございますが、庁舎内における勉強会におきましては、ゼンカイミート株式会社の社長にオブザーバーとして御参加いただき、ハラール促進区の推進に関し、御協力と御助言をいただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 最後に田中市長にお尋ねいたしますが、工業用地の完成は工程表では平成28年3月と説明されております。また先ほど、完工するまでの概略で4億5,000万円から5億円という投資額の説明もございました。やはりこういう大きな投資を決断された背景には、企業誘致の十分な感触と自信に裏づけされたものがあろうと思います。また、先ほど申されましたように、今回の工業用地造成イコール企業誘致的な期待が市民にもございます。私たちが執行部に何としてもこの企業誘致頑張ってもらいたいとの思いでいましたので、私たちがこの企業誘致でお手伝いできるところはやっていきたいとの思い入れもございます。そこで、現時点でハラール関係の企業誘致に関してどのような段階なのかをお尋ねいたします。現時点で人吉中核工業用地に進出を希望されている企業はあるのかどうか、また、今後どういう企業誘致活動を展開されていくのかをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

ことしの6月議会での川野議員の御質問でも述べさせていただいたところでございますが、平成19年に市長に就任させていただきまして以来、関東から沖縄まで業種にこだわらずに企業誘致に奔走してきたところでございます。しかしながら、結局他の地域には青い鳥というものを発見することができなかったということでございました。そこで2年前に原点に戻り、本市と南九州3県の地域資源の特色に着目し、それを活用した産業を展開していこうという思いに至ったところでございます。そこで、なぜ本市を中心とした南九州3県にまたがるハラール促進事業かと申しますと、御承知のとおり世界人口の4分の1を占め、約16億人の人口を有するといわれるイスラム圏の中でも、特に成長がめざましい東南アジア諸国を中心としたハラール市場というものに着目したわけでございますが、その理由といたしまして、本市を含め熊本、宮崎、鹿児島県の3県は、全国有数の畜産県であることが一つでございます。

二つ目に、日本初のインドネシアとトルコのハラール認証を受けたゼンカイミート株式会社が隣接地域に存在していること、三つ目に、内閣府の地域再生計画の認定を既に受けていること、さらに本市提案の人吉ハラール促進区をコアとした地域産直広域ネットワーク及びツーリズム構築事業が、全国135件の応募のうち最終的に33件が採択されたものの一つとして、同じく内閣府の地域活性化モデルケースとして選定されたところでございます。これらの状況を踏まえまして、8月25日には内閣府、総務省、経済産業省、農林水産省、文化庁からそれぞれ課長級の方々にこの人吉市の地までお越しをいただき、モデル事業の実現に向けコンサルティングをお願いしたところでございます。

そこで、田中議員のハラール関係の企業誘致は現在どのような段階なのか、また進出を希望されている企業はあるのかとの御質問でございしますが、まだ本格的にスタートして間もない現状において、具体的に名乗りを挙げておられる企業は残念ながら今のところはございません。しかしながら、今後のハラールに関するさまざまな取り組みを進めていく中で、いざ企業の進出について具体的な話が舞い込んでまいりましても、現在の状況ではその受け皿となる用地の提供に最低でも1年半以上を要するというところでございまして、これは企業誘致を進める上でも大きな障壁となることは明白と思われまことに、今回中核工業用地の造成に着手することとしたところでございます。企業誘致をより円滑に、またスピーディーに進めていく上で、今回着手いたします工業用地の整備は、必要不可欠であると確信をしているところでございます。

また、今後どのように企業誘致活動を展開されていくのかとの御質問でございしますが、本市内に熊本、宮崎、鹿児島の3県にまたがる南九州の物流拠点となるハラール専用の食品加工供給基地、いわゆるセントラルキッチンの形成を図るべく、中核工業用地の関連企業の集積を考えているところでございます。そうすることで雇用の創出を多面的に図り、交流定住人口を増加させ、地域の活性化を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま田中市長から答弁がございました。市民から今度こそはと大きな期待もあるわけでございます。ぜひこの工業用地造成完成時までには、ぜひとも企業誘致につなげてもらいたいと思っておりますし、その中で私たちも本当にお手伝いできる場所はお手伝い申し上げたいと、そういう心意気は持っているということをお伝えしておきたいと思っております。

次に、防災対策についてでございます。私は6月議会におきましても防災対策について一般質問を行いまして、いわゆる災害時において事業者の基本的な役割、住民の基本的な役割を明確化する自助、地域住民がお互い連携、共同し合う共助、それに住民と地域を補完する

行政の役割、いわゆる公助を明確化した防災基本条例、仮称でございますが、この条例の制定をメインに質問をしたところでございます。先月20日未明に発生いたしました広島市の土砂災害は、冒頭申しましたように、今までになかったような大きな土砂災害をもたらしました。また、先月の27日には治水・防災に関する特別委員会で、平成24年7月の北部九州豪雨災害で甚大な被害を受けました阿蘇市に土砂災害の状況、その後の対応ということで研修してまいりました。阿蘇市さんのほうからは、研修時の冒頭に災害直後の人吉市社協、消防団、それに市民の皆さんのボランティアに対して感謝の言葉があったことを報告しておきます。なお、土砂災害の概要としては、人的被害が死者21名、行方不明者が1名、住家の被害が全壊60棟、半壊が1,121棟、床上浸水が38棟で、罹災世帯数が1,219世帯の3,160人ということでございました。近年の異常気象によります豪雨災害は、各地に大きな土砂災害をもたらしております。昨年の伊豆大島でも大きな土砂災害をもたらしたのも記憶に新しいところでございます。人吉市も災害に遭われた地域と同じような地形のところもございまして、急峻地の近くや危険溪流の近くに住宅が点在しているところもございまして、またそれに、地質的にもろいシラス等の火山灰が堆積した場所もございまして、人吉市の防災が過去の災害の教訓より、球磨川の氾濫や中小河川の増水による水害対策を重点的に考えられてきたものと思いますが、これからはどこにも近年のこの異常気象がもたらす土砂災害への防災対策も必要になるのではないのでしょうか。そこで、近年の土砂災害がもたらしたものの、阿蘇市さんへの研修を踏まえまして、また、先ほどの松岡隼人議員の一般質問の避難手段、避難場所の整備と重複することがあるやもしれませんが、質問いたしてまいります。

人吉市の土砂災害危険箇所はどのくらいあるのか、人吉市で土砂災害のおそれのある土砂災害の種別ではどんな要因の危険箇所が多いのか。それと平成18年7月だったと思いますが、瓦屋町の与内山地内で地すべりが発生し、熊本県で工事を行っていただいたことがございましたが、その後、周辺住民からその後についての説明がないということでございます。その後地すべりの兆候はないのか、現在もセンサーで監視されているのか。また、ほかの所は大丈夫だろうかと声を聞きますので、その後の対策と住民説明ということでお尋ねいたします。また、土砂災害防止法でいうところの土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の定義とその箇所はどのくらいあるのかをお尋ねいたします。また、同法の改正の動きがあるようでございますが、土砂災害防止法の主な改正点の要旨はどういうものかもお尋ねいたします。また、各家庭に配布してありますハザードマップを見てみますと、なぜここが土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されていないのかと疑問を持っているところがございまして、県の管轄、それに難しい問題もあると思いますが、人吉市として、もう少し熊本県のほうに指定の働きかけをすることができないかということでお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。たくさん御質問があつておりますので少々長くなるかと思いますが、よろしくお願いたします。

まず、土砂災害危険箇所と申しますのは、熊本県が土砂災害の発生のおそれがある箇所につきまして、地形図をもとに抽出したものでありまして、人吉市には204カ所ございます。この土砂災害危険箇所のうち熊本県が基礎調査を実施し、土砂災害防止法に基づく指定が行われた区域が、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域と呼ばれるものでございます。

次に、本市で発生するおそれがある土砂災害でございますが、土石流、地すべり、崖崩れの3種類がございます。まず土石流ですが、谷や斜面にたまった土、石、砂などが、集中豪雨などにより水と一緒にになって一気に流れ出てくるもので、発生のおそれのある箇所は70カ所でございます。次に、地すべりですが、比較的緩やかな斜面において、地中の粘土層などのすべりやすい面が、地下水の影響などでゆっくりと動き出す現象で、発生のおそれのある箇所は4カ所でございます。最後に崖くずれですが、急傾斜地において地面にしみこんだ水分が、土地の抵抗力を弱め、弱くなった斜面が突然崩れ落ちることをいい、発生のおそれのある箇所は130カ所でございます。急傾斜地におきましては、集中豪雨のみではなく、地震が原因で崖くずれが発生することも考えられます。

次に、瓦屋町の地すべり後のその後の対策と住民説明がどのようになっているのかという御質問でございますが、本事業は、与内山地区におきまして平成18年7月21日から22日にかけての梅雨前線の豪雨により、地すべり活動が活発化したため崩落が発生したものでございます。その後、県におきまして地すべり対策工として、抑止工と集排水施設の工事を実施され、平成19年3月末に着手し、平成20年3月までに対策工を完了されております。地すべり発生後の平成18年8月から地すべり活動の状態を監視し、平成21年度まで継続して動態観測を行っておられるそうです。観測結果によりますと、抑止工施工後、地すべり変移の蓄積が認められないことから、抑止工の効果を確認できたとのことでございます。県におかれましては、定期的に整備地区の点検を実施しており、平成21年及び25年に実施した施設点検におきまして、異常は見受けられていないとの報告がっております。また、住民の皆様に対しては、平成19年3月に対策工事を発注した際に、地すべり防止区域の追加指定に係る説明会は開催されておりますが、工事完了後は住民の皆様に対しての説明は行われていないとのことでございます。

次に、土砂災害防止法における土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の定義でございますが、土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域と呼び、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊が生じ、住民に著しい被害が生じるおそれがある区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる区域を土砂災害特別警戒区域と呼ぶことと定義されております。本市におきましては、204カ所の土砂災害危険箇所のうち土砂災害警戒区域として82カ所、そのうち68カ所が土砂災害特別警戒区域を含むものとして指定されております。

次に、土砂災害防止法の改正点の要旨や改正の動きでございますが、国や県からの通知等

はまだ届いておりませんが、報道等によりますと、広島市の土砂災害の被害が拡大した原因の一つとしまして、被害現場の多くが警戒区域や特別警戒区域に指定されておらず、危険性が十分に伝わっていなかったことが上げられていることを背景としまして、全国の約53万カ所の土砂災害危険箇所のうち、土砂災害警戒区域の指定が進捗していない残りの約18万カ所について、指定を促進するための内容が盛り込まれるとのことでございます。なお、警戒区域の指定に関しましては、住民の方の抵抗が大きく、合意形成が非常に困難なことから、全国的に指定が進捗しなかったことも理由の一つという報道もなされております。

最後に、熊本県による本市の指定の状況でございますが、平成20年7月に最初の指定がございましてから、平成25年3月に1回目の追加指定、このときには7カ所が追加指定されております。現在未指定の土砂災害危険箇所につきまして、指定に向けた基礎調査を進めていただいているところでございます。なお、指定の際には地元自治体のほうに協議がなされますので、そういった機会をとらえまして促進等の要望のほうを行っていきたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 最初に先ほどの質問で、与内山地内というところを与内山団地と言ったような気がしますので、訂正方お願いします。

では、瓦屋町の与内山地内の地すべりの工事後の地元対策に関しましては、答弁の内容を地元伝えておきますが、もし地元説明の要望がございましたら、熊本県のほうにその旨をお伝えいただきたいと思っております。

次に、近年の豪雨災害の特徴は、同時多発的に、また夜間に発生していて、その対応の難しさが言われております。そういう場合に遭遇したとき、特に公助の限界から自助、共助の重要性が指摘されておりますが、このことに人吉市での取り組みはどうなっているのかをお尋ねいたします。また、特に夜間や同時多発的に災害が発生した場合、錯綜する情報、正確な情報収集が大切になってまいります。人吉市の情報収集の体制と職員の配置体制はどうなっているのか、また、その見直し等の考えはないのかをお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

本市における自助、共助の取り組みにつきましては、まず民生委員・児童委員や高齢者相談員が中心になり、向こう三軒両隣による声かけネットワークの組織化を目指して、地域における日常的な見守り体制の整備を進めているところでございます。さらに、町内会を初めとする自主防災組織に対して、避難行動要支援者名簿を配付して情報提供を行うとともに、支え合いマップを作成する町内に向けての出前講座を実施して、災害時における要支援者の避難支援体制を整備することで、自助及び共助力を高めていただくよう地域における助け合いの推進を図っているところでございます。また、人吉市消防団におきましては、本年度から防災サポーター「市民の命を守り隊」を発足することができましたので、今後は隊員一人

一人に、地域の防災リーダーとして活躍していただけるよう取り組んでまいりたいと存じます。

次に、災害時の情報収集の体制と職員の配置状況でございますが、現在は、大雨警報が発令された場合や台風が接近した場合に、災害対策本部総務班4名及び水防班6名から7名で待機を開始いたしまして、防災情報ネットワークシステムなどを利用した情報収集や現地の調査を開始いたします。降雨や河川水位の情報、市民の皆様から寄せられる情報などにより、危険度の上昇が確認された場合には、支部の設置や人員の増員を段階的に行っているところでございます。複数の場所で災害が発生するような場合には、全職員が災害対応業務に従事することとなりますが、支部からの調査報告や外部との連絡調整、市民の皆様からの電話への対応などには、本部総務班の16名で対応する体制をとっております。今後、限られた職員数の中で適切な災害対応を行っていくためにも、実際に避難された自治体の経験を御教授いただきながら、職員の配置体制につきましても必要に応じて見直しを行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 次に、去年の伊豆大島の土砂災害、ことしの広島市の土砂災害でも早めの避難勧告・指示の出し方が問題になっておりますが、人吉市の基準ではどうなっているのか、見直し等についての考えがあればお尋ねいたします。また、防災無線での伝達方法では、普段でもよく聞こえないとか、部屋の中、ましてや大雨や雷鳴時にはあまりよく聞こえないという声も聞きます。夜間に災害が発生した場合、電気、電話が不通になった場合には、サイレンの吹鳴が大変有効との説明が阿蘇市のほうでございました。避難勧告・指示に当たって、夜間に災害が発生した場合、電気、電話が不通になった場合に、どのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

土砂災害の発生を予測する情報といたしましては、熊本県が雨量観測所ごとに土砂災害危険度レベルを判定して、ホームページ上に現在の危険度レベルと1時間後、2時間後の予測が公表されております。危険度レベルはレベル14までございまして、過去に土砂災害が多発した状況をレベル10として危険度が判定されます。また、熊本地方气象台と熊本県が共同で発表する土砂災害警戒情報がございまして、この土砂災害警戒情報は、市町村単位で発表されております。本市におきましては、土砂災害に関する避難勧告等の発令を判断する場合には、土砂災害危険度レベルと土砂災害警戒情報の発表の有無に加え、実際の雨の降り方や今後の雨量の予測などを含めて総合的に判断しておりますが、土砂災害危険度レベルが8を超える観測所が出た場合には、直ちに避難勧告等の発令区域を選定する作業を始めることといたしております。また夕方の段階で、それまでに多くの降雨があり、さらに夜間に多くの雨

量が予想される場合には、明るい安全なうちに避難をしていただくように、早い段階から予防的避難を呼びかけることといたしております。また、防災行政無線を使用した避難情報等の伝達につきましては、議員御指摘のとおり、大雨や雷雨により聞こえないことが想定されますので、放送の前にサイレンを吹鳴することを今後は徹底していきたいと思っております。サイレンの吹鳴の長さや回数につきましては、訓練のときに鳴らしておりますけれども、いろいろとそのときに御意見をいただいておりますので、改善してまいりたいと存じます。防災行政無線の放送に加えまして、電話連絡や緊急速報メール、車両による広報活動など複数の手段を用いることにより、防災行政無線を補完することとしております。また、本市の防災行政無線につきましては、市独自の通信網を使用しており、予備の電源も確保しておりますので、停電や電話が不通となる状況が発生した場合にも24時間は放送が可能となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 次に、避難場所についてでございますが、6月議会でも指定緊急避難場所、それに避難場所の違いがよくわからないということで取り上げましたが、人吉市の市街地では、浸水被害を想定して避難場所を大体指定してあるようでございますが、避難場所まで遠い、また川や水路を渡って避難しなければいけない場所がある、こういう所は特に夜間の避難途中被害に遭ってしまう、阿蘇市さんのほうでの犠牲者2名もこのケースであったのではないかと説明を受けたところでございます。また、人吉の山間部や市街地でも急傾斜地の近くでは、避難場所まで遠い所や、大雨のときは道路に沢の水があふれ出すような所を避難しなければならない所もございます。

そこで、避難場所からもう少し災害の種別ごとに、もっと地域別に細やかな避難場所の見直しが必要ではないでしょうか、お尋ねいたします。それと阿蘇市さんでは、避難場所の職員による解錠にとまどったとの説明がございましたが、人吉市の場合はどうなっているのかをお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

現在の避難所につきましては、災害対策基本法の改正に伴いまして、所在する場所で考えられる災害の種類に応じて見直しを行ったところでございますが、町内の皆様や実際に避難された方などからも、避難所の選定や避難経路の危険性などについて御意見をいただいております。これらの避難所に関しましては、地域の皆様の御意見をいただきながら、地域の実情に即した見直しを進めてまいりたいと存じます。また、避難勧告発令時に開設いたします指定避難所といたしましては、現在、学校などの公共施設を指定しているところでございます。避難所の業務に従事する職員の配置を初め避難に必要な物資の調達、配送などの問題もございますが、この指定避難所につきましても見直しについての検討を進

めてまいりたいと存じます。

次に、避難所のかぎの管理、解錠の対応についてでございますが、これまで実際に開設した指定避難所は、小中学校など市が管理する施設がほとんどでございますので、これらの施設に関しましては、かぎを管理しております教育部等の職員を災害対策における避難施設担当といたしておりまして、避難所開設の対応を行っております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 次に、今回の広島市の土砂災害を見ていてもそうでございますが、近年の災害後には、大量の災害廃棄物が出ておりますが、この災害廃棄物処理についてお尋ねいたします。災害廃棄物処理についてのマニュアル及び行政、業者との連携はどうなっているのかをお尋ねいたします。また、災害廃棄物の仮置き場については想定できているのでしょうか、お尋ねいたします。それと、今回の広島市の土砂災害発生直後に問題になっていたようですが、せっかく応援、お手伝いに駆けつけた災害ボランティアの受入体制が整わないということでお断りしたとの報道もあっておりますので、災害ボランティアの受入体制についても、できましたらマニュアル化することも必要と思われませんが、このことについてお尋ねいたします。

○市民部長（中村明公君） それでは、お答えいたします。

災害廃棄物処理マニュアルにつきましては、人吉市地域防災計画書の中に災害廃棄物処理計画を記述しておりまして、その内容は、被害状況調査、把握からごみ処理対策、し尿処理対策、廃棄物処理施設の応急復旧でございます。

次に、行政、業者との連携についてでございますが、行政間では災害発生時の対応等につきまして、環境省を筆頭に九州地方環境事務所、熊本県、人吉市間で災害関係業務フローができ上がっておりまして、特に熊本県廃棄物対策課とは日ごろから連携をとっておるところでございます。また、静岡県牧之原市、指宿市、伊佐市、湧水町、えびの市との間で、災害時等の相互応援に関する協定に基づく応援要請が可能となっております。球磨管内の町村とは協定書は交わしておりませんが、廃棄物処理施設であるクリーンプラザは共同運用しておりますので、管内市町村で協力のもと進めていくこととなります。次に、業者との連携では、熊本県が平成21年5月に社団法人熊本県産業廃棄物協会と「災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定書」を締結しておりまして、その後、平成23年7月に人吉市と同協会との間で「災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定書」に関する実施細目を締結しているところでございます。このことにより、災害時に大量に発生した廃棄物を迅速かつ適正に処理することができ、災害地域の生活環境保全及び速やかな復旧の支援を受けることとなります。なお、その他市内事業所、団体等の間で災害時における支援活動、応急復旧活動、救援物資提供、応援、情報収集等に関する協定に基づく応援要請が可能となって

おります。災害廃棄物の仮置き場につきましては、災害廃棄物処理計画の中に、大量の廃棄物の排出が予想され、処理が不可能と思われる場合は、暫定的に廃棄物集積場所を第一市民グラウンド、川上哲治記念球場に指定し、一時的に保管すると定めております。災害の状況や規模等によりましては、この2施設だけでは対応できない場合もございますので、予備的な仮置き場につきましても今後検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） 皆さん、こんにちは。それでは、私のほうから災害ボランティアの受け入れについてお答えいたします。

まず、今回の広島市の土砂災害において被害に遭われた方、亡くなられた方に対し、心からお見舞いとお悔やみを申し上げます。

今回の広島市の土砂災害におきましては、全国各地から多くのボランティアが駆けつけましたが、まず人命救助を優先するという状況、さらに二次災害の危険性も高いという状況において、ボランティアニーズとのマッチングが機能しなかったため、まずボランティアを県内に限定して受け入れるということを決定されたようでございます。その後、現在では県の内外を問わず、マイクロバスによる団体のみ受け付けるというように変更されたとのことでございます。災害ボランティアの受け入れにつきましては、宿泊や食事、必要物品等の準備など、まず受入体制の整備が求められます。さらに、支援を必要とするニーズに応じて、ボランティアの人数や具体的な支援の内容などを的確に把握することが大変重要になってまいります。本市におきましては、大規模災害が発生した場合は、人吉市地域防災計画書に基づき、市長が速やかに人吉市社会福祉協議会に対して、災害ボランティアセンターの設置を要請し受入体制を確立することとなっております。

議員御質問の災害ボランティアの受入体制に関しましては、平成23年度に人吉球磨の1市4町5村の社会福祉協議会で締結しました球磨ブロック社会福祉協議会災害時相互応援協定に基づき、人吉市社会福祉協議会が災害ボランティアセンター運営マニュアルを策定しているところでございます。マニュアルでは、ボランティアの募集に伴う手順につきましては、第一段階として市内でのボランティア募集を行い、第二段階において球磨ブロック管内におけるボランティアを募集し、第三段階として熊本県内の他市町村からのボランティアを募集し、第四段階として県外からのボランティアを募集するというように、市内から順次、広域的に募っていくこととしております。いずれも実際には災害の規模に応じて、必要とする段階から臨機応変に対応するものでございます。なお、同協定に基づき平成23年度から毎年持ち回りで災害ボランティアセンター設置訓練や炊き出し訓練などを実施しておりまして、訓練の成果等を検証し、災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直しを毎年行っているところでございます。以上のようにマニュアルを作成し、実地訓練も行っているところではございますが、いざ大規模災害等が発生した場合は、予測できない自体が十分考えられます

ことから、柔軟にしかも迅速、的確に対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま災害廃棄物処理について、また災害ボランティアの受入体制について、それぞれマニュアル化したものがあるという答弁でございました。今回、阿蘇市さんのほうに研修にまいりまして一番感じたことは、阿蘇市さんのほうでも避難勧告、避難場所、職員の災害時の体制等、同じようなマニュアル化したものはあっても、なお災害の種類、大きさ、時間帯によっては、マニュアルどおりに対応することがなかなか困難であったということでございますので、あらゆる災害被害を想定し、被害を最小限にするにはどう対処すべきかということを常に地域住民とともに考え点検し、そしてきめ細やかに対処していただくようお願いをしておきます。

以上で一般質問を終了いたします。

○議長（永山芳宏君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時35分 散会

平成26年9月第5回人吉市議会定例会会議録（第3号）

平成26年9月10日 水曜日

1. 議事日程第3号

平成26年9月10日 午前10時 開議

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第1 | 議第69号 | 平成26年度人吉市一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第2 | 議第70号 | 平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第3 | 議第71号 | 平成26年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第4 | 議第72号 | 平成26年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第5 | 議第73号 | 平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第6 | 議第74号 | 平成26年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第7 | 議第75号 | 平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議第76号 | 平成26年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議第77号 | 平成25年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第10 | 議第78号 | 人吉市いじめ調査委員会設置条例の制定について |
| 日程第11 | 議第79号 | 人吉市いじめ問題対策連絡協議会設置条例の制定について |
| 日程第12 | 議第80号 | 人吉市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議第81号 | 人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第14 | 議第82号 | 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第15 | 議第83号 | 人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第16 | 議第84号 | 人吉市風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定について |
| 日程第17 | 議第85号 | 人吉市道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議第86号 | 人吉市道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議第87号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第20 | 議第88号 | 損害の賠償について |
| 日程第21 | 議第89号 | 損害の賠償について |
| 日程第22 | 議第90号 | 市道路線の廃止について |

日程第23 議第91号 市道路線の認定について

日程第24 一般質問

1. 豊 永 貞 夫 君
 2. 三 倉 美千子 君
 3. 大 塚 則 男 君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員 (18名)

- | | | |
|-----|-----|-------|
| 1番 | 宮 崎 | 保 君 |
| 2番 | 高 瀬 | 堅 一 君 |
| 3番 | 村 口 | 隆 君 |
| 4番 | 大 塚 | 則 男 君 |
| 5番 | 平 田 | 清 吉 君 |
| 6番 | 犬 童 | 利 夫 君 |
| 7番 | 松 岡 | 隼 人 君 |
| 8番 | 井 上 | 光 浩 君 |
| 9番 | 豊 永 | 貞 夫 君 |
| 10番 | 川 野 | 精 一 君 |
| 11番 | 笹 山 | 欣 悟 君 |
| 12番 | 西 | 信八郎 君 |
| 13番 | 村 上 | 恵 一 君 |
| 14番 | 田 中 | 哲 君 |
| 15番 | 仲 村 | 勝 治 君 |
| 16番 | 三 倉 | 美千子 君 |
| 17番 | 森 口 | 勝 之 君 |
| 18番 | 永 山 | 芳 宏 君 |

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	田 中 信 孝 君
副 市	長	坂 崎 博 憲 君
監 査 委 員		篠 崎 國 博 君

教 育 長	末 次 美 代 君
総 務 部 長	中 村 則 明 君
市 民 部 長	中 村 明 公 君
健 康 福 祉 部 長	松 岡 誠 也 君
経 済 部 長	松 田 知 良 君
建 設 部 長	田 中 幸 輔 君
総 務 部 次 長	迫 田 浩 二 君
市 民 部 次 長	加 賀 邦 保 君
健 康 福 祉 部 次 長	中 川 一 水 君
経 済 部 次 長	大 淵 修 君
経 済 部 次 長	廣 田 五 浩 君
建 設 部 次 長	山 田 巧 君
建 設 部 次 長	木 村 秀 敏 君
総 務 課 長	溝 口 尚 也 君
企 画 財 政 課 長	告 吉 眞 二 郎 君
自 治 振 興 課 長	小 澤 洋 之 君
会 計 管 理 者	椎 葉 幹 夫 君
水 道 局 長	東 俊 宏 君
水 道 局 次 長	愛 甲 泰 士 君
上 水 道 課 長	那 須 義 徳 君
教 育 部 長	井 上 祐 太 君
教 育 部 次 長	今 村 修 君
教 育 部 次 長	東 和 人 君
農 業 委 員 会 長	舟 戸 幸 弘 君
事 務 局 長	

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	赤 池 謙 介 君
次 長	山 本 繁 美 君
庶 務 係 長	椎 葉 千 恵 君
書 記	白 坂 禎 敏 君

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（永山芳宏君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、おはようございます。9番議員、公明党の豊永貞夫でございます。ことしは雨の多い夏となってしまいました。それに伴って広島を初め全国各地で災害が発生し、多くのとうとい命が奪われました。心から御冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。今回は1項目です。地域包括ケアシステム構築についてであります。

戦後のベビーブーム時代の1947年から1949年までの3年間に出生した団塊世代の出生数は、年間250万人を超え3年間で合計は約806万人にも上りました。この世代すべてが75歳以上の後期高齢者となるのが2025年問題と言われていています。65歳以上の高齢者数は、2025年には3,657万人となり、2042年にはピークを迎え3,878万人になるとの予測が出ています。また、75歳以上の高齢者の全人口に占める割合は年々増加していき、2055年には25%を超える見込とされております。全世帯に占める高齢者のみの単身及び夫婦の世帯割合は、2010年の20%から、2025年が約26%となると予想されています。また、日常的に介護が必要な認知症高齢者も280万人から470万人に達すると見られています。高齢者が住みなれた地域で、医療、介護、生活支援などのサービスを一体で受けられる地域包括ケアシステムの実現に向け、各地域で取り組みが本格的に始まっています。そのような状況の中、システム構築への第一歩となる医療介護総合確保推進法が本年6月に成立しました。今後は同法に盛り込まれた財政支援制度などを活用し、各地域の実情などを踏まえたシステムをどのように具体化していくか、自治体の取り組みが焦点になっていきます。団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、高齢者が安心して暮らせる地域社会をどのようにつくり上げていくかは、地方政治の最大の課題でもあります。今回の一般質問は、来年度介護保険事業計画、老人福祉計画が第6期として見直し、策定されます。医療介護総合確保推進法成立後の見直しで、制度が始まってから初めての大きな改革になると思います。2025年を見据えた本市の現状と認識、今後の基本

的な方針をお聞きしたいと思えます。

成立した医療介護総合確保推進法は、効率的で質の高い医療を行うための病床の機能分化・連携や在宅医療・介護を推進する新たな基金が都道府県に設置されることになりました。財源は、社会保障と税の一体改革で論議され明確になった消費税の増税分です。介護給付の総費用額は、制度開始の平成12年（2000年）の国の実績では3.6兆円だったのが、2014年度当初予算で10兆円までふくれ上がっています。そのまま介護費がふくらみ続けると、介護保険料のほか保険に投入する税金を賄うための負担もふえていきます。高齢化の進展により、介護保険料は現在の全国平均5,000円程度から、2025年には8,200円程度に上昇することが見込まれており、地域包括ケアシステム構築を図る一方、介護保険制度の維持、可能性の確保のための重点化、効率化も必要となっています。

まず、初めに介護保険制度開始からの状況をお尋ねします。介護保険制度の状況として、制度開始当初の2000年と2014年の利用者数についてと、2025年での利用者数の推移はどのように予測しているかお尋ねします。1点目、65歳以上の第1号被保険者数の推移、2点目、要介護・要支援認定者数の推移、3点目、サービス利用者数の推移として、在宅サービス利用者数、施設サービス利用者数、地域密着型サービス利用者数についてお尋ねします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） 皆さん、おはようございます。それでは、お答えいたします。

まず、65歳以上の第1号被保険者数でございますが、介護保険がスタートした平成12年9月末の数値で9,266人、現在の平成26年7月末で1万944人、2025年、平成でいうと37年でございますが、この年が現時点の推計で言いますと1万1,600人程度となると見込んでいるところでございます。要介護・要支援認定者数は、平成12年9月末の数値で1,158人、平成26年7月末で2,045人でしたが、2025年には現時点の推計で2,200人程度となる見込みでございます。在宅サービス利用者数は、同じく平成12年が616人、平成26年が1,167人、施設利用者数は、平成12年が403人、平成26年が448人でございます。平成18年に整備を行った地域密着型サービスの利用者数は、平成18年9月末で53人、平成26年が215人となっているところでございます。2025年における各サービスの利用者数の見込みについてでございますが、これからどのようなサービス基盤整備を行うかによって変わってまいりますので、現時点では推計することは難しいと考えているところでございます。平成26年度中に策定いたします第6期の介護保険事業計画策定の中で、サービス基盤整備量を適切に見込ながら、2025年における各サービス利用者数を見込んで対応してまいりたいと考えております。

以上です。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 利用者数の推移をお聞きしましたけれども、要介護支援者の数が現在までで400人ほどふえております。ただ、ほかの施設利用者、2025年の利用者数がちょっと予測できないということですが、全体的に見ますと、あまり思ったほど急激な増加と

というのは見られないような状況を、今数字を聞いた上で確認したところでございます。サービス利用者、ただ国の推計では、やはり都市部では急増するというふうに見られておりました、もともと高齢者の人口の多い地方では、緩やかな増加になるというふうな見方をされております。ただし、人口は減少していきます。国立社会保障人口問題研究所の日本地域別将来推計人口の平成25年3月のデータによりますと、人吉市の人口は2025年にはこのままいくと2万9,555人となり、高齢化率も40%ほどになると見込まれております。人口は減っていきますけれども、その分高齢者のほうはふえていくので、割合的にはやはり多くなっていくものだと思っております。2025年を見据え、高齢者が安心して暮らせる地域社会とするために、地域包括ケアシステムの構築が重要になっていきます。地域包括ケアシステムとは、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制を言いますけれども、国は地域包括ケアシステムの姿として、おおむね30分以内に必要サービスが提供される日常生活圏域、中学校区を単位として想定されております。これまで本市では、第3期介護保険事業計画から現在の第5期計画まで、中学校区ではありませんけれども、東・西、東間・大畑、西瀬・中原の3圏域を設定されております。第6期の計画では、この圏域はどのように考えておられるかをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

国の想定する日常生活圏域につきましては、議員御指摘のとおり中学校区を想定しているところでございますが、高齢者が住みなれた地域で生活を継続することができるように、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等サービスを提供する施設の整備状況などを総合的に勘案して区分するものということになっております。本市におきましては、平成18年度から20年度の計画期間である第3期に、先ほどお話がありましたように、東・西圏域と東間・大畑圏域、それから西瀬・中原圏域ということで、三つの圏域を日常生活圏域として設定しておりまして、それ以降、第5期まで圏域ごとに必要な地域密着型サービスの基盤整備等を行ってまいりました。今後第6期におきましても、引き続きこの3圏域の地域の特徴及び課題を考慮して、サービス基盤の整備量の策定をしていく予定でございます。

以上です。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） これまでの圏域同様、この3圏域で第6期も計画を立てていくということでありました。地域包括ケアシステム構築への第一歩となる医療介護総合確保推進法は、高度急性期から在宅医療、介護まで一連のサービスを地域で総合的に確保することが柱となっていますけれども、この法律、具体的にはどういった内容なのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

今回の医療介護総合確保推進法の目指すところは、効率的かつ質の高い医療体制と地域包

括ケアシステムを構築し、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進することで、持続可能な社会保障制度の確立を図るところにあります。その法律に盛り込まれる介護保険関係の主なもので5点をお答えさせていただきます。

まず一つ目が、現在要支援の認定の方々に保険給付している訪問介護と通所介護につきましては、介護保険制度を財源とした市町村が取り組む事業、これを地域支援事業といいますけれども、こちらのほうに移行されます。二つ目が、特別養護老人ホームの新規入所者が原則、要介護3以上の方に限定されるということになります。三つ目が、第1号被保険者につきまして公費を投入し、低所得者の方々の保険料につきまして軽減の拡充が図られます。四つ目ですが、一定以上の所得のある利用者の自己負担が、現行の1割負担から2割負担への引き上げとなります。五つ目が、低所得の施設利用者の食費、居住費を補てんする補足給付の要件に、所得だけでなく預貯金等を勘案するようになります。

このように介護保険関係におきましては、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化のための制度改正が行われる予定でございます。また、それ以外にも消費税増税分を活用した新たな基金を都道府県に設置することや、医療と介護の連携を強化するために厚生労働大臣が基本的な方針を策定すること、また地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保などが盛り込まれております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 内容としてはかなり改正がされているように感じます。特養ホームの新規入所者が要介護3以上、これもかなり厳しくなっていくんじゃないかと思っております。ただ低所得者に対しては、公費投入によって保険料の軽減化がされるということ、所得の高い方は1割から2割と、これも今後さまざま課題として上がってくる問題じゃないかと思っておりますけれども、高齢化が一段と進む中で利用者がふえていきます。介護保険制度が維持できるように、さまざま維持可能な限り、できるように盛り込まれているようであります。いかに元気で要介護の状態にならないようにするかが重要だと考えます。

介護保険における地域支援事業として、介護予防を推進する取り組みをされておられると思いますけれども、その取り組み状況についてお尋ねします。もう1点は、認知症高齢者対策の状況と第6期に向けての取り組みの考えをお尋ねします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

地域支援事業は、被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、平成18年に創設された事業でございます。この事業は、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業と大きく三つに分けることができます。一つ目の介護予防事業は、要介護等の状態になるおそれのある方々を質問票などにより把握

して、通所型、訪問型のサービス利用につなぎ、運動機能等の維持、向上を図っていただくものです。現在通所型の教室は、6カ所の通所サービス事業所、3カ所の温泉旅館等を会場に週一、二回の頻度で実施をしております。平成25年度は170の方が参加され、そのうち31人は、お元気になられて教室を卒業していただいております。そのほか通所型の教室といたしまして、地域の公民館等を利用して行うデイサロン事業や生活サポート員の派遣を行い、掃除、調理などの家事支援事業も行ってしております。次に、二つ目の包括的支援事業といたしましては、人吉市地域包括支援センター、これは愛称で元気・長生きセンターと呼んでおりますが、ここを高齢者の方々の何でも相談窓口と位置づけて、総合相談支援事業を行っております。御本人や御家族、近隣住民の方などを通した各種相談に対応し、必要に応じて専門的な機関へつなぐほか、時間をかけてくり返し支援させていただいたり、虐待等の緊急を要する対応などを行っております。次に、三つ目の任意事業といたしましては、家庭で介護をされている介護者のストレス解消や在宅介護の知識、介護技術の習得を目的とした交流会の開催や介護用品の支給事業、金銭管理や判断能力の低下した方への成年後見制度の利用促進のための支援などを行っております。

次に、2点目の質問の認知症高齢者の対策でございますが、主なものといたしまして四つの事業を行っております。一つ目が月1回専門医による相談会の実施、二つ目が認知症を地域の方々に理解していただき、住みなれた地域で生活が続けられるよう支援していただくための認知症サポーター養成講座の開催、三つ目が緊急時に身元の確認ができ、家族などに連絡がとれる仕組みのSOSキーホルダーの作成、普及、四つ目が事前登録により、普段からの見守りや緊急時の対応のための高齢者見守りネットワーク事業などを実施しております。認知症サポーター養成講座は、平成20年度から取り組みを開始し、平成25年度末で6,015名の方に受講していただいております。第5期の介護保険事業計画の中で、県では人口の15%以上の認知症サポーター養成を目標とされていますが、本市は既に17%を超えております。SOSキーホルダーは、平成24年3月から作成を始めまして、平成26年8月末現在3,779名の方にお持ちいただいております。緑色の6桁の番号の書かれたキーホルダーですが、これまでに救急搬送、徘徊保護、忘れ物、落とし物を含めまして、48件の対応をしてきております。認知症対策の今後につきましては、認知症サポーターの方々が実際活動していく場の設定を行う必要があると考えております。また、第6期の介護保険事業計画から義務的の事業となります認知症初期集中支援推進事業を、認知症疾患医療センターや認知症サポート医の方々の協力を得ながら実施する必要があります。これは認知症が疑われる方や認知症の方、御家族を訪問し、初期の支援を集中的に行い、自立生活のサポートを行うことで、住みなれた地域での生活を続けていただけるよう支援する事業でございます。認知症に限らず各関係機関や多くの職種の方々との定期的な意見交換の場を設定し、さらに医療、介護、福祉の連携を図っていく必要があると存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） さまざまな取り組みをなされておるようでございます。この今から計画される第6期の計画の中に、生活支援や介護予防の担い手の養成、発掘やマッチングなどを行う生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員の配置も盛り込むようになっているようでございますので、その辺も今後課題として上がってくると思いますので、よろしくお願ひいたします。また、高齢者が地域のサロン、会食会、外出の補助、介護施設でのボランティア活動を行った場合に、ポイントを付与するボランティアポイント制度が、地域支援事業の一般介護予防事業での枠組みが活用可能になったようでございます。以前、このボランティアポイント制度については、一般質問で取り上げまして、御提案させていただいておりました。具体的には介護支援ボランティアの活動実績に応じてポイントを交付、ポイントは介護保険料や介護サービス利用料に充てることができ、実質的な保険料負担軽減にもつながります。それだけでなく、高齢者が活動を通じて社会参加、地域貢献ができ、自身の健康増進も図ることにつながり、介護予防にも役立つというものでございます。ぜひ取り組んでいただきますよう改めて御提案申し上げたいと思います。認知症対策もさまざま取り組みをされているようでございますが、地域包括ケアシステムでは、認知症対策もやはり大きな柱の一つとなるようでございます。今後、高齢者が急増する上で、認知症患者または予備軍もふえるものと予想されます。ちょうど先週ですか、ニュースであつたんですけれども、横浜市のJRの線路上で81歳の男性が電車にはねられ死亡するという事故がありました。男性は妻と2人暮らしで、認知症の診断を受けており、男性の自宅から現場まで約50キロ離れていたということでございます。また、そのほかにも同様に、認知症で徘徊していた91歳の男性が列車事故で死亡し、JRが遺族に損害賠償を求めて、その裁判で81歳の妻に賠償責任があるとした判決が出たというニュースもありました。本市でも他人事ではないと感じております。

認知症高齢者対策は、喫緊の課題ととらえています。今後、対象者が増加すると思われまます認知症対策の一つに、GPS機能付きの機器を携帯してもらうことは、ますます必要になると思いますけれども、今現在もそれは活用されていると思いますけれども、この件につきましてどのような考えをお持ちか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

今議員から紹介がありました高齢者のGPSのシステムですけれども、パソコンやスマートフォンからGPS所持者の位置を地図上で確認することができますので、認知症高齢者の徘徊における検索ツールといたしまして、大変大きな効果があるものと思います。本市におきましても介護保険の地域支援事業といたしまして、GPS導入に係る経費のうち事業加入料金や充電器などの費用の一部を助成しているところでございます。しかしながら、現在の

利用者は1名にとどまっております。利用者がなかなかふえていかない状況でございます。利用者がふえていかない理由でございますけれども、GPSは常に身につけていただくことで効果が発揮できるというものでございますが、この常に身につけていただくということが最初で最大の難関ということでございます。認知症の方の多くは、御自身の着なれたもの、持ちなれたものでないと安心をされないということがありまして、持ちなれたバッグの中に見つからないように入れたり、洋服に縫いつけたりするようないろんな工夫もされているようでございますが、GPSは携帯電話ぐらいの大きさがありますので、また充電も必要だということもあって、一たんは御利用されていても途中でやめられる方もいらっしゃるという状況でございます。しかしながら、GPSは高齢者徘徊の捜索において大変効果があるということは間違いのない事実でございます。今後は認知症の方でも簡単に身につけることができるよう機器が小型化されることも期待いたしまして、普及啓発を図りたいと考えているところでございます。

以上です。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） GPS機器については、携帯ぐらいの大きさならちょっと厳しいかもしれませんが、さらに小型化していくと思います。その辺の情報も収集しながら普及、啓発に努めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これから第6期の介護保険事業計画を策定されると思いますけれども、市民の方が一番関心があるのは、内容の見直しもそうですが、保険料が幾らになるかであろうかと思えます。現在第5期の介護保険料基準額は、熊本県では一番高い額となっております、5,895円。以前から市民の方から高いという声を多く寄せられていましたけれども、第6期の基準額はどのぐらいになるのでしょうか。まだ策定もされておられませんので、確定額というのは答弁できないと思いますけれども、おおよそで答えられる範囲で、どれぐらいになるかというのをお尋ねいたしたいと思えます。また、ほかの自治体と比べて本市の基準額が高額になっているその要因の分析はされているのでしょうか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

第5期の介護保険料は今申し上げられましたように5,895円となっております、その前の第4期の介護保険料からいいますと21.4%、1,041円の増となったところでございます。第6期は高齢者がますますふえることに伴う介護サービス量の増加や、認知症独居高齢者の方々への施策等で、現在よりも上昇することが見込まれておりますけれども、現段階におきましてはその額については決定しておりません。今後、本市における適切な介護サービス量などを学識経験者、医療・保健・福祉等の委員で構成されます介護保険事業計画等策定・運営委員会におきまして、適切に見込んでいただきながら介護保険料基準額の設定を行っていきたいと考えております。

次に、2点目の質問の本市の介護保険料が高くなっている要因ということでございますが、介護保険料は介護サービスの量が多ければ保険料は高くなり、逆に介護サービスの量が少なければ介護保険料は低くなるということでございます。本市の介護保険料が高い理由としては、さまざまな要因があるわけですが、大きな要因としましては、介護サービスの提供される基盤が整っており、ほかの自治体よりも介護保険を利用される量が多いためだということを考えております。介護保険サービスの給付分析をしてみますと、本市においては特に施設サービスに係る費用額が高くなっております。施設サービスには、一般に特別養護老人ホームと呼ばれている介護老人福祉施設、それからリハビリによる在宅復帰を目指します介護老人保健施設、症状が安定し長期の療養を必要とする医療のニーズが高い方が入所される介護療養型医療施設の三つの施設があります。その中でも1人当たりの費用額が高くなる介護療養型医療施設の第1号被保険者1人当たりの病床数が県内でも一番多くなっており、介護療養型医療施設サービスの費用額が全国平均の5倍、県内平均の2倍以上となっております。そのことが介護保険給付額が高くなっている要因であると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 第6期の基準額はまだ確定されておられませんので、答弁はございませんでしたけれども、高齢者数が多くなるにつれて額が多くなるのは大体わかります。県下で一番高くなる要因も今言われました理由が要因だろうと思いますけれども、この介護療養型医療施設の病床が県下で一番かなり倍数で多くなっている、これがなぜかというのが一つ疑問であるんですけれども、先ほど答弁されました、それだけ市の受け皿が多つくられていたと、高齢者に対してやさしい町のためにつくっていたというのが結局はこういう形で高額になっていったというのが一つの原因だというふうに理解をしました。安くないものだろうかというのが一つありますけれども、実際に施設がある以上、利用する方もいらっしゃるんで、これをできませんというのは言えませんので、これはなかなか安くできないというふうに思っております。ただ、安くするためには、介護保険を使わないような健康な高齢者になっていただくことが一番だと考えます。どうしても必要な方は利用していただいて、介護予防のさまざまな取り組みに参加していただくことも大切だと思います、予防ですね。若年層の自己管理の重要性はもちろんですけれども、健康診断、市民健診を受けることも最終的には介護保険を安くすることにつながるんだと思います。時間はかかるとは思いますけれども、2025年、その後も見据えていかなければならないと改めて感じた次第であります。

最後に、市長にお尋ねして終わりたいと思います。高齢化が進む中で人口減少も進み、厳しい財政運営になるのは目に見えています、高齢者の方へ地域包括ケアシステム構築をしなければならぬと思います。笑顔があふれ、幸せいっぱい健康福祉都市ひとよし、2025年

問題について、田中市長の考えをお尋ねします。

○市長（田中信孝君） おはようございます。

我々団塊の世代、大変大きな課題となっているところでありますが、2025年全国の高齢者数は、御指摘のとおり3,500万人に達すると言われております。本市におきましては、そのときは高齢者数のピークはもう過ぎているというふうに予測をいたしております。豊永議員も御指摘のとおり、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に公表しました日本の地域別将来推計人口によりますと、2025年における人吉市の人口は2万9,555人、65歳以上の高齢者数は1万1,671人、高齢化率は約40%の39.49%という数字が出されております。高齢者数は減少するものの、それにしただがって人口も大幅に減少しておりますために、高齢者は減りながらも高齢化率は上昇するという新たな局面が出てくるわけでございます。また、医療と介護のリスクが高くなる75歳以上の後期高齢者の方々も、同じく2025年には6,962人、約7,000人、割合は23.56%と推計されておまして、しばらく高どまりで推移していくものではなかろうかと思っております。世帯の構造から見ますと、いわゆる老々世帯、高齢者単独世帯の増加が今後見込まれてくるところでございますし、高齢者を見守る社会のつながりもさらに弱くなっていく傾向にあるのではなかろうかと思っております。高齢者を地域で支える体制の構築が、よってますます重要となってくるということが言えると思っております。

今回、持続可能な社会保障制度の確立を図るために、消費税増税分を医療介護の連携強化のために活用する基金が創設されたり、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を図るための制度改正が行われましたが、この増税と給付削減だけでは、高齢世代だけでなく現役世代の負担もますます重くなっていくということが言えるわけでございます。そこで国はさらに消費税の引き上げ、高所得の高齢者への負担増を求めているところでもございます。今年度は介護保険事業計画等策定・運営委員の皆様を初め市民の方々の御意見も拝聴しながら、2025年を見据えた第6期介護保険事業計画等を策定することとなります。住みなれた地域の中で医療、介護、予防、生活支援、住まいの五つのサービスを一体化して提供していくとする地域包括ケアシステムの実現に向けて、どのように施策を打ち出していくのか、そのキーワードはやはりおっしゃるとおり、元気な高齢者の活躍というのが非常に重要になってくるのではなかろうかと思っております。医療と介護の連携でこれがつくられてくるというふうにも考えているところでございます。これからは、高齢者になっても生涯現役として御活躍をしていただく、地域の担い手となって、介護が必要な高齢者を支援する体制を構築、活用していくことが重要と考えているところでございます。また、医療の現場では今後、高度急性期、急性期、回復期、慢性期といったサービス提供体制も構築されていくこととなりますが、患者、利用者の視点に立って、元気・長生きセンター、介護支援専門員といった専門職の積極的な関与のもと、介護サービスの提供体制も構築していきながら、医療との連携を強化していくことも重点的に取り組む課題と認識しているところでございます。2025年を見据

え、高齢者の方々、若い世代、だれもが安心して暮らせるような、笑顔があふれ、幸せいっぱい健康福祉都市ひとよしを目指して、マンパワー、社会資源を最大限活用して、この難題に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 今週末の日曜日、敬老の日で皆さん参加されると思いますけれども、そこに参加される方は元気な高齢者でございますので、ともに喜んでいきたいと思っておりますので皆さんよろしく願いいたします。

これで一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前11時01分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 皆様、こんにちは。「18番」議員の三倉美千子でございます。ことしの夏は雨が多かったように思います。9月になれば晴天の日が続くだろうと期待をしておりましたけれども、そうはいきませんでした。昨日は晴れましたが、湿気が多く本当蒸し暑い日でしたし、きょうもすっきりした天気じゃないかと、それでも晴れているのでまだいいほうかなと思います。そのうちに台風のシーズンが訪れるんじゃないかと思っております。早く秋晴れが待たれます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。今回は1項目め、ふるさと（寄附）納税について6点、2項目め、市民の声より市庁舎守衛室横の喫煙所の移動について、3項目め、学校敷地内の樹木伐採についての3項目を通告しております。

それでは、質問に入ります。1項目めのふるさと納税についてでございます。1点目、納税をしていただく対象者は、どのような人たちを考えておられるかをお尋ねいたします。

済みません、失礼いたしました。ちょっと議長から指摘がありまして、16番議員なのに18番と言ったそうです。16番、三倉で訂正いたします。

○市民部長（中村明公君） おはようございます。お答えいたします。

ふるさと納税の寄附の対象者につきましては、市民、団体及び人吉市出身者等、本市のまちづくりに賛同していただく方を対象に、市内外から広く寄附金を募っているものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） ふるさと納税ですので、私は人吉市出身者が寄附をするものと思っており、人吉市にゆかりのある人と思っておりましたが、そんなことは関係なく、人吉のまちづくりに賛同される方はだれでもよいということですね。

それでは、2回目の質問に入ります。2点目、現在のふるさと納税の状況をお聞かせください。

○市民部長（中村明公君） お答えいたします。

平成20年10月1日から平成26年8月31日まで、延べ156件、金額が1,284万5,677円の寄附をいただいているところでございます。内訳といたしましては、県外が104件で818万9,000円、市外が18件で46万5,000円、市内が29件の206万1,677円、法人の寄附が5件ありまして213万円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 今の説明で5年10カ月、6年足らずで1,284万5,677円の寄附があったということです。PR次第でもっと成果が上がるのではないかと思いますので、そこで3点目の質問をいたします。人吉市がふるさと納税を呼びかけていることを知らせる方法、周知方法はどのようにされているのか、お尋ねいたします。

○市民部長（中村明公君） それでは、周知方法についてお答えいたします。

ふるさと納税制度の周知方法につきましては、カルチャーパレス、スポーツパレス、石野公園などの公共施設を初め市内のホテル、旅館、駅構内観光案内所等へのリーフレットの配布、市ホームページ及び広報ひとよしへの掲載を行っているところでございます。また、数年前には同窓会が開催される際に、市職員を通じてのリーフレットの配布と制度の説明を行うなどのPRに努めてまいりました。今後は、さらに多くの方々に寄附をしていただくために、ふるさとを離れて生活されている皆様への効果的な周知方法の検討や、現在使っておりますリーフレットがちょっと見にくいという御指摘もいただいておりますので、もっとわかりやすいようなリーフレットにするための内容の見直しなどについても検討を行いまして、ふるさと納税制度の一層の周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） ふるさと納税制度があることは私も知りませんでした。私は大阪に研修に行ったときにふるさと納税制度があることを知りました。かなり多くの県でやっているというお話でしたが、平成24年4月からですから、人吉市は制度が始まって5年足らずで募集を始めていらっしゃると思いますので、すごいなと思っております。

そこで質問です。寄附の目標額は幾らか、お尋ねいたします。

○市民部長（中村明公君） お答えいたします。

寄附金という性質上、目標額を設定することは困難でございますので設定しておりませんが、個性豊かで夢と活力のあるまちづくりとふるさとづくりに資することを本制度の目的としておりますので、できるだけ多くの浄財を期待しているものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 5年10カ月目で1,284万5,677円の寄附があったということですので、PR次第ではもっと成果が上がるのではないかなと思っております。

そこで3点目の質問をいたします。人吉市がふるさと納税を呼びかけていることを知らせる方法、周知方法はどのようにされているのかお尋ねいたします。

○議長（永山芳宏君） 三倉議員、先ほどその質問されましたよ。

○16番（三倉美千子君） 失礼しました。それでは、済みませんね、原稿を忘れてしまって自分の書いたのを頼りにしながらお話をしているんですが。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時27分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）
16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 皆様、大変失礼いたしました。

続いて質問をいたします。5点目の質問ですが、納税の中に物品、自動車等はふるさと納税に入るのかお尋ねいたします。

○市民部長（中村明公君） お答えいたします。

物品による寄附の場合、所得税法上は金銭以外のものによる寄附も寄附金控除の対象となり、その場合の評価は、寄附をしたときのその資産の価値、時価によるのが原則となっておりますが、本市条例におきましては寄附金、お金でございますが、寄附金を財源として各種のまちづくり事業を実施するものとされていますので、自動車等の物品は対象外と考えているところでございます。なお、一般寄附としての物品等による寄附につきましては、本市での活用が困難な場合はお受けすることができない場合もございます。したがって、事前にそういった場合はそれぞれの担当課において御相談いただきまして、その御相談の上で対応させていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 今の答弁に対してですが、私のほうにお尋ねになった方にちゃんと説明をしておきたいと思います。わからない点は市役所の係の所に行かれるように説明をし

ておきたいと思います。

次に6点目、所得税控除（還付）について質問をいたします。市民の方から、これもふるさと納税をしようと思っているがどうしたらよいのかとお尋ねがありました。市役所に行つてどの課でもいいので職員に尋ねられるよう、行きますと教えてもらえますからと言いましたが、私が古都人吉応援団募集のパンフレットを持って行って読みながら説明を始めましたが、寄附金控除の計算方法のところ、モデルケースに数字を入れて計算してみましたができませんでした。私にはできなかつたんですね。自分の収入とか所得税とか住民税とか入れてもなかなか難しく計算ができませんでした。いろいろな条件があるということでしたのでですね。ところがその質問をした人が「寄附はな、若い人は子育てなんかでできんとばい」と、それで「年寄りがわかるようなパンフレットにせんと効果が少なかばい」というようなことを言われました。そこで、私もパンフレットにあるような計算の仕方をできるようにしないと、またお尋ねがある可能性がありましたので、そう思いましたので質問ですが、どのような計算をしたらよいのか例を挙げ、計算をお願いしたいと思います。

○市民部長（中村明公君） お答えいたします。

寄附金につきましては、所得税におきましては所得控除、住民税におきましては税額控除の対象となるものでございます。実際の控除額につきましては、総所得金額、住民税の所得割額及び寄附金等の個人の条件ごとに異なり、また税法上の寄附金の限度額もでございますので、モデルケースを一つの例として御説明申し上げます。例えば、給与収入が700万円、家族構成が本人と妻、扶養がない、そして所得税の税率が20%、住民税の所得割が35万円、このケースでございますけれども、この方が本市に5万円の寄附をいただいた場合でございますと、所得税が9,800円の控除または還付、住民税が3万8,200円の控除となり、合計4万8,000円が寄附金控除となるものでございます。なかなか計算が難しく一概には申し上げられませんので、具体的な寄附の申し出等についてお問い合わせがございましたら、担当課のほうにお尋ねいただければというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 今説明がありましたように、例えば私の場合でも所得税をどれだけ払っているのか、市民税をどれだけ払っているのか、家族構成と年収だけはわかるんですが、そういうところもなかなかわからないんですね。それで私自分の例を税務課に行つて計算をしていただいたんですが、やっぱり所得控除があると、私がこれをしたのは、ふるさと納税を広めようと、たくさんしてもらおうという気持ちがあったことと、すればこういう特典がありますということも伝えたかったからしましたけど、なかなか難しいなっていう部分があります。計算を私もしてもらいますと、そのかわりここの固定資産がこれだけ高くなりますとか、そういう反対のものもありますので、今御答弁のように詳しいことははっきり知りた

い方は、市役所の担当課、税務課で私のほうは説明をしていただいたんですけども、そこに行って調べていただいて、そしてわかってもらって納税はしていただきたいと思っております。これを言った人が、私のほうにいろいろ尋ねた人から、市長もテレビに出ておられたとお聞きしました。私はNHKしか見ないものですから見てないんですが、それをお聞きしましたけれども、市役所としても市長がテレビ番組に出演されてから寄附額が多くなってるんですよということを話してくれましたので、すごく効果があることですね。いろんなことを言う人はありますけど、効果のある方法ならば、罪がかからない程度にいろんなことをやっていただきたいと思っています。

そこで、ふるさと納税につきまして、市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

ふるさと納税につきましては、ふるさとを離れて生活されている皆様が、生まれ育った故郷、思い入れのある町など、何らかのゆかりがあるふるさとへの寄附金という形で応援をしていただくことによりまして、結果として自分のふるさとへ納税するのと同じ効果となるという制度でございます。また、出身地や市内の方、市外の方を問わず、人吉市への熱い思いで応援していただける方であれば、どなたでも参加することができますので、本市の個性豊かで夢と活力のあるまちづくりにできる限り多くの賛同が得られるよう、今後とも首都圏を初め全国各地におられる熊本県人会等の皆様方へのPRを行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。そして、ふるさとの自然環境及び地域景観を保全、活用するための事業を初めとした六つの応援メニューの事業を推進していくことにより、笑顔のまちづくりに取り組んでまいりたいというふうに存じております。

現在、全国の半数を超える市町村で寄附に対するお礼として地元特産品等を贈るなど特典制度を設けておられますが、本市としましては寄附の特典効果につきまして、全国各地から数多くの寄附をいただくための有効な手段であると認識しているところではございますが、特に最近では、テレビや新聞報道で数多く取り上げられていることもあり、特典の有無について、本市にも電話や窓口で問い合わせをいただいているところでございます。他市町村が実施しています特典の最近の傾向としまして、高級食材などを贈呈するといった少々加熱気味といえる状況となっております、ふるさと納税の本来の趣旨から逸脱しているのではないかと懸念している面もございます。しかしながら、政府は税金が軽減される寄附の上限額を現在の2倍に引き上げるというふうに発表をされておられますし、手続も簡素化することを平成27年度税制改正に盛り込む方針でありますので、今後さらにふるさと納税制度への関心が高まっていくというふうに考えております。このような状況のもと、本市としましてはふるさと納税制度の趣旨を尊重し、お礼として何ができるのか、または、いわゆる寄附額に応じてさまざまな物品が、1年間でその物品だけでも暮らせるという方々も今や出現しておられるわけございまして、いろいろ検討してまいりたいと存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 今市長の答弁をお聞きしましたが、私の知人が東京に住んでおられるんですけど、ビルを持ってたりいろいろされている方なんですね、私もお会いしたことがあります、その方がやっぱりふるさと納税をして、それにはそんなに高くない物だけでも、お野菜とかそんなものが送ってくるんだそうです。いろんな所に納税をされてるということをお聞きしまして、質問にも取り上げようと思った一つでございます。それで今人吉も考えているとおっしゃっていただきましたので、そういうこともPRしていただいて、気持ちだけでいいと思うんですよね。そういうことをやっていただければふるさとのかなとは思ってますので、ふるさと納税について終わりたいと思いますが、とにかく対象は人吉市内でもいいということをお聞きしていただきたいなという気持ちもあります。ふるさと納税につきましては、これで終わります。

次に、市民の声よりに入ります。ここで市庁舎守衛室横の喫煙所の移動についてですが、喫煙所ができてから市職員の方々がよく利用されています。心置きなく喫煙されているそうです。ところが、このごろは外来者がいらっしゃる、人吉に用事でいらっしゃる方も来て、その方たちが喫煙所の中に入らないで外で吸って、守衛室のガラスを開ければ流れてくる、廊下にも流れてくる、何とかできないか、自分たちで注意ができないとおっしゃるんですね。よその人でもある、市の職員の人たちでもある、注意できないので何とかならないかというのが市民の声でありました。もっと庁舎から離れた所へ移動していただきたいという相談がありました。喫煙所は足元から数十センチ開いてます。コンクリートの上に立ってます。そして上も開いてるんです。私も外を通りますと息を止めて足早に廊下の中に入ってる状況です。と言いますのは、喫煙をしないという中には私みたいな人もおられるかなと思います。私は平成4年ごろ50歳ごろに肺に何か異物があるということで、熊本でブロンコファイバー、肺組織をとってもらったんです。そして帰りはそのまま1時間ぐらい休憩して車で帰ったんです。その間には血たん、肺の組織をとってますので、血たんが出る。結果が火曜検査して金曜日にわかるということで、3日間だったんですよ。その間家では食欲がなく、本当に体重が3キロ減りました。3日で3キロ。そしてお布団も上げれなくなったんです。そういう自分の思いも害だけじゃなくてどれだけ精神的に病むかということですね。それを思うからたばこに関しては特に私が質問したりしてるとおっしゃるので、それでできないかという質問でございますが、よかったらできないならできない、できるならできるとそういうこといいですので、答弁をよろしく願いいたします。

○総務部長（中村則明君） 皆さん、こんにちは。それでは、お答えいたします。

三倉議員が本市庁舎での喫煙対策について、最初に御質問されました平成15年から健康増進法が施行され、施設管理者の義務として多数の人が利用する施設において受動喫煙を防止

するための措置を講ずることが法制化されました。これに伴いまして、本市といたしまして平成15年12月に庁舎喫煙所設置工事費をお認めいただき、現在の守衛室横と3階ベランダに喫煙所を設置させていただき、庁舎建物内禁煙を実施したところでございます。喫煙所設置場所の選定に当たりましては、当時で既に建築後40年以上が経過した建物の老朽化、文化庁指定の史跡の中にあり敷地内に増改築ができないこと、耐震度基準を満たしておらず、市庁舎内の改造もできないことなどの条件を考慮した結果、現在の位置となったところでございます。したがって、喫煙所設置当時と何ら状況が変わっていない現状では、三倉議員御提案の喫煙所の移動につきましては、場所の選定は極めて厳しいと考えておるところでございます。しかしながら、御質問でもありましたとおりに、喫煙所の外での喫煙をやめるなど喫煙ルールの徹底や、窓を閉めて煙が庁舎内に入らないように工夫するなど、非喫煙者の皆様にできる限り御迷惑をかけないように努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） ただいまの答弁で、諸事情で現在の位置から移動は難しいということですよ。非喫煙者にできるだけ人に迷惑をかけないことを努めていただきたいということですが、そのことを守っていただきたいと思います。要望されました市民の方には私のほうからその状況を説明をしておきます。今後新庁舎建設がありますよね、できればそのときにはしっかり分煙できる喫煙室を設けることを提案といたしますか、要望しておきたいと思えます。以上で、喫煙所の移動について終わります。

次に、学校敷地内の樹木伐採について、斜面の倒木について、木の葉がプール、プールサイドに落ちるといことで質問しておりますけれども、工業高校のほうに大きな直径1.8メートル、高さ40メートルの木が倒木して、私は西校のPTA出身ですので、気にもなりましたので行ってみました。ところがもう切れた電線はよくされていましたし、まだ完全には直ってなくて工事を頼んでいるという状況でした。全員協議会で出たような状況でした。壊れた小屋はもうなくなっておりました。ところが西校の斜面になつて場所と同じような大きなスギの木が何本も立ってるんです。また起きるんじゃないかなと思って、私が学校に許可をもらってそこを見に行つたんですが、そしたらそのときに校長先生、教頭先生も出てきていただいて、西校のプールはきれいになっております。その裏に大きな木があるんです。ところが実が落ちていて今度はセンダンの実ですかね、そういうセンダンの実もあったと思えますけれども、大きい木なんです。ですからプールサイドのフェンスの外ですので、プールに葉っぱが落ち、プールサイドにも落ちれば滑ったりで危ない。中だったら衛生面から考えますと不潔になりますね、子供たちは目を開けて泳ぎますから。そういうことで何とかできないかなと思っておりますし、プールサイド以外にもいっぱい木があります、西校の場合はですね。よその学校も見て回つたんですが結構あります。プールの横ですけれども、運動場

に桜の木が結構大きくなっておりますけど、葉っぱがいっぱい落ちてたり、夏休みでしたのでいろんなことをただ見るだけ、観察だけしてまいりましたが、そういう状況ですので、教育委員会としてそういう状況に対しての考えをお尋ねしたいと思います。

○**教育部長（井上祐太君）** こんにちは。私どもが聞き取りで聞きました内容は3点ございましたので、1問目と2問目が今議員のほうから、同じような内容で言われましたから、一緒に答弁をさせていただいて、三つ目の全体的なことについては、教育長のほうから御答弁させていただきたいと思います。

御指摘のとおり人吉西小学校北側、球磨工業高校と隣接する所に数十本の樹木が立っておりますけれども、議員がおっしゃったようにそのほとんどがスギの木でございます。大きいものでは幹周りが1.8メートル、樹高が20メートルほどございます。これらの木々も雨水が集中する傾斜地の狭い地域に密集して立っておりますので、今回の損害賠償の案件の原因となりましたセンダンの木の倒木と同じように、根腐れの心配は当然でございます。ただ、先ほど御質問の中で復旧がまだとおっしゃってましたけど、復旧はもう終わっておりますので、その旨はちゃんとここで明確にしておきたいと思っております。教育委員会としましても、児童の安全確保のために現地調査を行いまして、必要に応じた措置、これは伐採ぐらいでは済みませんので、やはりその素材生産あたりの状況も踏まえて、今後検討していきたいと思っております。

それから、西小学校のプールでございます。これは老朽化に伴いまして、昨年度に改築を終了しまして、ことしの6月19日にプール開きを行いました。それから、学校現場からも周辺樹木の落ち葉が大量にプール内に堆積するとの報告はあっているところでございます。これひどいときにはプールの一面に覆うように落ち葉が落ちてきてると。プール周辺地の調査を行いました、隣接する民地に立っているどうもヒノキ等の樹木の葉が、強風の際にあおられて落ちて、プール内に落下しているようでございます。ただ、これは市の所有以外のところから来ているみたいですので、その所有者の調査を行いまして、ちょうどプールはもう終わりましたので、対応を検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○**議長（永山芳宏君）** 16番。三倉美千子議員。

○**16番（三倉美千子君）** 私が見たときに、西校は1階建てでずっと広いけど、それを長男が1年のときからあそこで勉強した、入学式もそこだったんじゃないかなと思うぐらいの、その横に個人の名簿、何年生だれだれ何年生だれだれと書いてあるのがあるんです。だからかなり大きくなっております。そういうこともありますし、本当に迷惑になってきますので、そこら辺を考えて対処していただいたら伐採料なんかもあんまりかからないと思えました。もう一つ、西校には私たち40歳になる次男たちが卒業式のときに池をつくってます。西校の階段の渡り廊下に行く右側のほうに茶色のれんがで、その中身はかなり大きいんですよ。

それに「希望の泉」とみかげ石に書いて、昭和61年卒業生というのがあります。その学年はPTAの役員会というのをしているんですよ。ことしも1月にして、お掃除ばしに行かんばんねということにしてました。ところが全然みんな忙しくてせずに済んでるんですが、中には本当に草、葉っぱ、いろんな葉っぱがたまってますし、そこに水が出るように噴水みたいにする機械は倒れて埋まってますし、土砂もたまってるんですけど、泳いでるのはメダカ二、三匹、きれいな赤いものもいました。結局どこも何も手につけられない、学校も壊しもできない、そしてお掃除もしない、そういう状況じゃないかと思います。それで記念品を贈るときに、例えばタイムカプセルなんかは何歳になってからまた埋めたりとかですけど、あのプールなんかどうしようもなくなります。それで、私の年代ですと70歳を超えてますですよ。

○議長（永山芳宏君） 三倉議員、通告以外の発言は控えて、早く次の質問をお願いいたします。

○16番（三倉美千子君） それぞれに、亡くなられた人も出てきますので、そう思えるような記念は残さないように学校が考えて、保護者への指導も必要かなと思っております。そのことについては、また見ていただいて対処していただき、検討していただきますように要望をしておきます。それに対しての教育長の答弁を求めたいと思います。

○教育長（末次美代君） こんにちは。御質問にお答えいたします。三倉議員のほうから要望等もございましたけれども、そこ付近も勘案しながらお答えに入れたいと思っております。

まず、学校の樹木についてでございますけれども、学校建設時に緑化のために植栽されたもの、卒業の記念として植栽されたもの、あるいは寄贈されたものなど思い出がいっぱい詰まった樹木ばかりでございます。また、天皇皇后両陛下によるお手植えや全国の植樹祭に見られますように、木を植えるという行為は、日本人にとって非常に意味のある儀式であり、子供たちを見守り、子供たちと一緒に成長してもらいたいという強い思いが込められているものと認識をしているところでございます。さらに、成長した樹木は、いやしや潤いの景観にもなり、心の安らぎのためにも大切なものでもございます。教育委員会では、これらの樹木を大切に、毎年定期的に剪定、消毒をしております。また児童・生徒、周辺にお住まいの方に危険があるような樹木につきましては、必要に応じ伐採、撤去も行っております。具体的には、ことし川崎市における街路樹の枯れ枝の落下事故を受けまして、5月に市内全小中学校の樹木を点検し、枯れ枝等必要に応じて除去を実施したところでございます。今後とも寄贈、記念樹の処分には最大限の配慮を行い、その対応を誤らないように心がけるとともに、基本的には児童・生徒の安全を第一として、適切な樹木の管理に努めてまいりたいと思っております。やはり思い出がいっぱいある樹木でございます。これからも大切に保護、管理に努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 今教育長のほうから御答弁がありました。ぜひ事故のないように処置していただいて、対処していただくことをお願いしまして私の質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 皆さん、こんにちは。4番議員の大塚則男です。昼食が済んだ後で少し眠気が差すかもしれませんが、しばらくの間おつき合いをいただきたいと思えます。8月に入ってから雨続き、日照不足などの影響で稲作のできぐあいが気になるところです。広島市においては土砂災害が発生し、大変痛ましい災害となってしまいました。亡くなられました皆様の御冥福を心からお祈りいたします。昔の人が言っていましたが、「迫と迫の間には家はつくるな」という言葉を思い出しました。本市においても急傾斜地、土砂災害危険箇所など早急に見直しを行っていただき、安心・安全対策に取り組んでいただきたいと思えます。

今回の通告は、市長の施政方針について、農業振興から畜産経営について、市民の声から（仮称）鉄道ミュージアムについて、梢山多目的グラウンド整備についてお尋ねします。

1点目、田中市長の施政方針の中で、今回内閣官房が公募しました地域活性化モデルケースに全国33件の中の一つに人吉市が選ばれたとのことですが、人吉市は地域産業の成長、雇用の維持、創出に関して提案され、地域資源を生かした人吉ハラル促進区を実現するための地域再生計画を示されています。国からも政策担当の方がお見えいただき、実現に向けて進んでいくものと期待しているところです。関連企業誘致のための中核工業用地の造成、5年後にはスマートインターチェンジの開通、あるいは新庁舎建設に向けての取り組みなど、課題としながらも人吉市の将来に夢が持てる明るい話題でもあります。ハラル促進区の実現は人吉球磨のみならず、県内はもとより南九州全体が期待と関心をお持ちいただくものと思えます。まず、関連企業誘致の実現、そして稼働していただくことを私は考えますが、今後何年ぐらいをめどとしてお考えなのかお尋ねしておきたいと思えます。

もう1点は、広島市において大規模な土砂災害が発生し、現在各方面から支援などが行われています。先日、治水・防災特別委員会で視察させていただきました阿蘇市においても、20名の方が2年前の恩返しをしたいとの思いで、27日夜マイクロバスにて出発され、広島市の災害現場に入り、ボランティア作業に携わられたとの記事を見ました。被災地の受け入れ体制の事情もあるかと思いますが、人吉市として社会福祉協議会が所管する人吉市災害救援ボランティア派遣など検討されるお考えはないのか、あわせてお尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

先般、内閣府から地域資源を生かした人吉ハラール促進区、これを実現するための地域再生計画の認定をいただいたところでございます。人吉ハラール促進区と申しておりますけれども、より思いを込めて申しますと、人吉市における南九州のハラール促進区ととらえているところでございます。今後、計画におきましては段階的に取り組む事業の展開を想定しております。

まず、初めの取りかかりといたしまして、インドネシアやマレーシアを中心とした東南アジア諸国からの訪日観光客をターゲットとして、ハラール使用の牛肉等の食品を初めとしたハラールフードと、本市を初め南九州に存在する肥薩線やトレッキング、ラフティングといった地域資源を最大限に活用したアウトドアを組み合わせたハラールツーリズムの商品開発と販路拡大、またホテル等の旅館業や飲食店といった受け入れ体制を構築することにより、まずは我々が持つ地域資源のファンになっていただくための宣伝、プロモーション活動を推進する必要があるかと存じております。それを踏まえまして次のステップといたしまして、熊本、宮崎、鹿児島 の 3 県にまたがる南九州の物流拠点となるハラール専用の食品加工供給基地、いわゆるセントラルキッチン の 形成を図るべく、中核工業用地への関連企業の集積を考えているところでございます。以上のステップを踏まえまして、関連事業を総合的に推進することで、本市を初めとする南九州のさまざまな未利用、低利用の資源を効果的に活用し、雇用創出を図りつつ拠点形成を図ることで、ハラール促進区としての交流・定住人口を増加させ地域活性化を図るものでございます。関連企業の進出時期につきましては、現段階では明言できるものではございませんが、一つの目安として、スケジュール的に最短で、平成28年3月に造成工事や付帯設備工事を終える予定でございまして、2020年、平成32年の東京オリンピック・パラリンピック大会までには、訪日されるムスリム、いわゆるイスラム教徒向けに世界最高水準のハラールを活用した和食による日本流のおもてなしを、日本全国に提供できる地域となるよう企業誘致と環境整備を進めてまいりたいと存じているところでございます。

以上、お答えいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） それでは、私のほうから災害救援ボランティアの派遣についてお答えいたします。

本市の災害救援ボランティア養成事業は、災害ボランティア活動に関心のある市内在住の市民を対象に、災害ボランティアとしての基礎研修を初めサロン活動などの取り組みを学ぶことで災害に対する認識を深め、災害ボランティアリーダーとして活動できる人材を養成することを目的として、人吉市社会福祉協議会が平成23年度から実施しておりますボランティアの養成事業でございます。平成23年度は東日本大震災の被災地、福島県南相馬市で仮設住宅に設置された集会所でのサロン活動や流出物の洗浄等を行い、平成24年度には九州北部豪

雨の被災地であります阿蘇市において、家屋の泥だしやボランティアセンターあっせん活動などの現地での救援活動を体験していただいたところでございます。

議員御質問の広島市への派遣につきましては、広島市災害ボランティア本部のホームページによりますと、現地の受け入れ体制が整わないうちに全国からボランティアが集まったため、現地では駐車場不足や交通渋滞を起こすなど、混乱の一因となっているようでございまして、現在はマイクロバスによる団体のみを受け入れているという状況のようでございます。また本市の事業は、本市における災害ボランティアセンターの円滑な運営を担う災害ボランティアリーダーを養成することを目指しておりますことから、現段階における災害救援ボランティアの広島市への派遣は予定しておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） これまで雇用の維持、創出には厳しい状況が続いていましたので、今回期待が持てる地域再生計画と受けとめ、より多くの関連企業の進出を期待したいと思えます。熊本市もハラルセミナーを開くなど積極的に受け皿づくりに取り組んでおられます。茨城県の県議会議員の方も人吉市のハラル促進区に注目され、ハラル市場に積極参入を述べておられます。関連企業の進出が実現しますと、中核工業用地の活用などが具体化し、八代港あるいは各地域への搬送するための物流事業所が必要になります。南九州からの注目度も高まり、現在、佐賀県鳥栖市が九州全体の物流の拠点になっていますが、ハラル促進区の実現により、県内はもとより南九州への拠点として物流センターなども考えられるものと思えます。そのことによりスマートインターチェンジと中核工業用地の中間にあります人吉クラフトパーク石野公園の利用が増加すると思えます。私が一般質問で述べましたように、今後温泉施設などを再度検討いただき、休憩とレジャーが楽しめる施設にしていくことも必要ではないかと思えます。ハラル促進区が実現することで、雇用創出、観光面、宿泊施設などに対して将来夢と期待が持て、人吉球磨の活性化につながっていくと考えます。ただ注目したいのは、人吉球磨の畜産農家が参入できるシステムが可能かどうか、実現するならより大きな地場産業になると考えますので、早期実現に期待したいと思えます。

災害救援ボランティアの派遣について答弁いただきましたが、昨日の田中議員の質問に対して、マイクロバスにてお越しいただける団体は受け入れると、健康福祉部長の答弁がっておりますので、大変申しわけなく思えます。被災地域の復旧には、日数と人手がまだまだ必要だと思います。本市における災害ボランティアリーダー養成ということですが、災害現場に出向き、さまざまな救援活動など行うこともリーダー養成の一つではなかろうかと思えます。今後ボランティア受け入れの要請などありましたら、ぜひ派遣の検討をお願いしたいと思えます。

次に、農業振興策についてお尋ねします。これまでに農業問題については、ベテランであ

る笹山議員がさまざまな角度から幾度となく質問されています。私自身、小さいころはニワトリを追いかけたり、川魚をとることばかりしていましたので、牛については時々食としていただくことはあっても、育てた経験のない私がお尋ねさせていただくことは大変おこがましいとは思いましたが、関係者の方からありがたくお話をいただきましたので、私なりに見聞きしたことをもとにお尋ねしたいと思います。

昨年12月議会でも議員が質問されていますが、現在、畜産組合は広域合併に向けた検討を進められておられます。このことについて是非を問うものではありませんので、御承知おきをお願いしたいと思います。ただ農業経営全体にも該当すると思いますが、農業経営の高齢化、後継者不足、TPP問題など厳しい現状にある中、農業経営者の減少に歯どめがかからない状態にあることは御存じのことと思います。これからの農業経営に携わる皆様がどのような振興対策を望んでおられるのか、どうしたら農業経営が継続できるのか、今回は畜産農家の存続についてお尋ねします。

まず、畜産の人吉、球磨郡内の販売額は幾らか、そのうち人吉市が占める販売額は何%で幾らになるのか。同じく、人吉球磨の飼料作物の転作奨励金の額並びに人吉市の奨励金の額は幾らになるのかお尋ねします。また、耳にしたことですが、家畜市場が球磨郡錦町市場から県の家畜市場に移管することにより、廃業したいと考えておられる畜産農家があると聞きました。そのような事態が起きた場合、人吉市の受ける影響をどうとらえられるのかお尋ねします。

○経済部長（松田知良君） 皆様、こんにちは。お答えいたします。

まず最初に、畜産の人吉球磨管内の販売額及び人吉市の占める割合についての御質問でございますが、球磨畜産農業協同組合によりますと、平成25年4月から平成26年3月までの1年間で、球磨家畜市場にて取り引きされた販売額は、人吉球磨管内農家出荷分が18億2,679万2,000円、そのうち人吉市農家出荷分が11.5%の2億979万2,000円となっております。

次に、転作奨励金のうち飼料作物の人吉球磨管内の交付額及び人吉市での交付額の御質問でございますが、経営所得安定対策の平成25年度実績でお答えさせていただきます。まず、人吉球磨管内の交付対象面積は延べ約3,484ヘクタールで、交付金額は約15億5,355万円となっております。また、人吉市での交付対象面積は延べ約250ヘクタールで、交付金額は約1億1,450万円となっております。

続きまして、球磨畜産農業協同組合の合併及び県市場への一本化による人吉市の影響について、どうとらえているかという御質問でございますが、合併については、来年4月から5月ごろに開催される球磨畜産農業協同組合の合併臨時総会にて、人吉球磨地域及び芦北地域などのすべての組合員の投票により合併の有無が決定されることとなります。仮に合併が決定した場合でございますが、現在の球磨畜産農業協同組合は、平成28年4月に球磨支所となり、現行とほぼ同様の窓口業務などを現在の事務所で行い、市場については平成30年3月末

をもって球磨家畜市場を閉鎖し、菊池郡大津町にある県家畜市場への出荷が始まるとのことであり、遠方の市場への出荷が運搬に対する不安の声を畜産農家から伺っております。このことから市といたしましては、出荷する市場の変更が畜産農家にとっての大きな変化と考えております。なお、球磨畜産農業協同組合は、合併に関する座談会等の場において、県畜産市場への運搬や市場内での牛の積み降ろし等のシステムを構築していくとの説明をされているとでございます。また、先月開催されましたえびの市、伊佐市、湧水町及び人吉市にて構成します4市町防疫協定事務協議の場において、各市町とも高齢化による畜産農家の廃業、減少の傾向にあるとの報告がございました。

市といたしましては、合併の有無にかかわらず、高齢化による畜産農家の廃業、減少なども踏まえた上で、人吉市畜産会と協議、連携しながら畜産経営継続のための有効な支援策をとってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 人吉球磨管内の販売額が18億2,679万2,000円で、そのうち人吉市の農家が2億979万2,000円、転作奨励金の交付額は、人吉球磨管内で15億5,355万円、人吉市は1億1,450万円ということですが、畜産農家の件数と保留牛の数は、必ずしも同数ではないので数字で判断できないとは思いますが、仮に単純計算で4割の方が廃業された場合、1億円以上の減収になり、転作奨励金の交付金額もかなりの減になります。例えば、子牛1頭約50万円として、飼料稲1反当たり8万円と思います。飼料作物は牛1頭に対して3反まで認めてあると伺いました。また、イタリアンの場合は1反当たり1万5,000円で、耕畜連携は1反当たり1万3,000円です。これを3反で合計しますと82万4,000円になり、牛1頭の減少額になります。あくまでも仮定の話ですが、仮に牛100頭減少したら8,240万円になり、これは大変な状況が起こり得ることになります。減少になった場合、税収に対してはもちろんのことたばこ生産農家、地元商店街などへの影響は避けられないと思います。畜産会の会長とお話をしましたが、現状把握と合併後の動向について大変危惧されておられ、調査を行うことには前向きにとらえていただいております。

そこで、早めの対策として畜産農家に対して、現状の把握と合併後の動向など把握するためにも関係者の方と協議いただき、可能なら年内にアンケートの実施を要望しておきたいと思っております。合併がなされた場合、答弁いただいたように大きな変化が起きてくると考えます。運搬の距離、搬送料、それに伴って起こる牛のストレスによる体重の減少、高齢化による牛の引き出しの問題、例えば畜舎から市場までの搬送を行うヘルパー制度などの充実、さまざまな課題が起きてくるようです。高齢化などで廃業が起きる中、畜産経営継続のための早急な支援策が必要に感じますが、中でもヘルパー制度の現状はどうなっているのかお尋ねします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

高齢化などによる廃業が起きる中で、支援策の現状でございますが、平成24年8月に人吉市畜産会が会員を対象にアンケート調査を実施されました。このことを受けまして、人吉市畜産会と協議し、平成25年度より人吉市農業活性化対策事業における畜産経営支援事業といたしまして、高齢者等の畜産農家が競り市、品評会等にて他の畜産農家に牛の積み降ろしを依頼した場合に、経費の一部補助を始めております。地区子牛品評会におきましては、1頭当たり1,000円、成牛・子牛の競り市、球磨郡市連合子牛品評会等に1頭当たり1,500円の補助をしております。平成25年度の実績といたしましては、延べ頭数80頭で10万8,500円の一部補助を行ったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 畜産農家の方は畜産に対して人には負けないとの思いと、家畜に対して強い思いと愛情を持っておられます。昔は古希はまれと言っていた時代から、最近70、80歳はまだ現役で、高齢であっても生きがいとして取り組んでおられ、病院に行くひまがないと話されていました。何とかして経営を継続していきたい、もっと牛の頭数を拡大したい思いは常日ごろから考えておられるようでした。12月議会において、引き続き地域農業の振興のために努力してまいりたい、また球磨農業活性化協議会、そして下球磨地域農業振興協議会などの組織の中で協議してまいりたいと述べておられますが、現在、畜産経営に対してどのような取り組みをなされておられるのか、具体的にお尋ねしたいと思います。また、青年就農給付金事業交付制度がありますが、新規就農者に対するの制度であり、後継者育成には対象外だと思います。そこで、人吉市単独でも後継者育成に何らかの対策を行うことはできないのかお尋ねします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

球磨農業活性化協議会及び下球磨地域農業振興協議会の取り組みでございますが、まず、球磨農業活性化協議会では、管内の畜産農家のさらなる所得向上を目的とする生産振興対策と鳥インフルエンザの発生を踏まえた防疫体制の再構築を主体とした事業を実施しております。生産振興対策では、肉用牛振興として1年1産を目指すとともに、子牛飼養管理技術向上に向けた取り組み、飼養管理技術の向上に向けた肉用牛講演会の開催、放牧衛生検査や研修会を通じた耕作放棄地等での放牧利用の推進、牛肉消費拡大に向けた取り組みを行っております。酪農振興といたしましては、父の日牛乳キャンペーン等牛乳消費拡大に向けた取り組みを実施、自給飼料振興では、自給飼料展示圃場の設置や飼料用米等の給与実証、コントラクター組織等の活動を支援した自給飼料増産の推進、良質堆肥生産に向けた堆肥成分分析を行っております。防疫対策では、悪性家畜伝染病の防疫体制再構築に向けた研修会の開催、毎月第一日曜日の球磨地域一斉消毒の日とあわせて、県の推進する毎月20日の熊本家畜防衛

の日への消毒徹底を推進し、畜舎衛生強化に取り組んでおります。

次に、下球磨地域農業振興協議会では、J Aを中心に繁殖部門において所得向上を図るために農協有牛導入事業を活用した優良素牛の導入、粗飼料確保によるコスト低減の実施、受精卵移植の活用により優良系統の子牛、球磨型放牧による放牧の推進及び指導、空胎検査巡回指導を実施いたしました。また、肥育部門におきましては、球磨牛の消費拡大と県産牛のブランド化の取り組みにより所得の向上を図りました。

また、人吉市単独での後継者育成に何らかの対策はないのかとの御質問でございますが、人吉市独自のものといたしまして、人吉市農業担い手対策事業補助金がございます。事業の趣旨といたしましては、認定農業者、農業生産法人及び集落営農組織の地域における担い手が、本市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するように育成、支援するものでございます。支援の事業でございますが、一つ目が新規就農者支援事業でございます。新規就農者とは、認定農業者の子息、または現在は熊本県が認定します認定就農者のことでございますが、おおむね45歳までの新規就農者が農業経営者として就農したとき、農業機械等の購入を行うときに、新規就農者支援事業補助金として20万円を交付するものでございます。二つ目が農業研修支援事業といたしまして、認定農業者、新規就農者、農業生産法人及び集落営農組織等で先進的な農業経営及び農業技術の向上を目的とした研修を行うときに、10万円を上限として経費の3分の1を支援する農業研修支援事業補助金がございます。三つ目が就農結婚成立事業といたしまして、認定農業者及び新規就農者が配偶者を迎え、ともに農業専従者となるときに、就農者結婚成立事業補助金として5万円を交付する支援事業がございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 畜産経営に対してさまざまな形で支援対策を講じていただいておりますが、その一方、けさの新聞報道の1面にはT P P交渉として「牛肉関税、一律で削減の検討」とあり、実現しますとより一層海外からの輸入が増し、国内の畜産農家は打撃を受けてまいります。政府も支援策は講じていくとは思いますが、畜産農家の減少に歯どめがかかる効果のある対策、安定した経営、所得向上、後継者育成の制度の充実などにさらに取り組んでいただきたいと考えます。地域に出向いてお聞きしましたが、たばこ栽培、園芸栽培などにおいても、将来的に厳しい状況になっていくとのことでした。12月議会において2005年の農林業センサスで、販売農家数の総計が771戸、2010年では総計696戸になっているとの答弁があります。5年間で75戸の減少になっていることになります。2010年から4年の経過ですので把握はできていないと思いますが、減少傾向に進んでいるのではないかと思います。仮に畜産農家が減少しますと、当然ながら飼料作物も減少し、生産農家の減少になっていきます。そうしますと耕作放棄地へと発展してまいります。平成22年8月の集計では、農地面積約1,860ヘクタールに対して耕作放棄地面積が約266ヘクタールで、農地全体に占める割合が

14.3%になっていますが、現在の状況はどうかお尋ねします。また水田の場合、転作することで奨励金が出ていますが、畑の耕作放棄地もかなり増加していると思います。畑の耕作放棄地活用に対してはどんな支援策があるのか、あるとした場合これまでの利用実績についてお尋ねします。

○農業委員会事務局長（舟戸幸弘君） こんにちは。耕作放棄地についての御質問にお答えいたします。

平成26年3月現在の集計結果では、農地面積約1,710ヘクタールのうち耕作放棄地面積は、田が約91ヘクタール、畑が約74ヘクタール、合計165ヘクタールとなっており、農地全体に占める耕作放棄地面積の割合は約9.6%となっております。なお、農地面積が平成22年当時と比較いたしまして、150ヘクタールほど減少しておりますが、これは現在、熊本県が推進しております復元不可能と見込まれる耕作放棄地を、農業以外で利用することを目指す非農地化により農地から除外したことなどによるものでございます。非農地化により農地から除外した土地につきましては、農地法の規制を受けることがなく、植林やソーラー発電など農業以外の用途としての活用が可能になると考えております。

以上、お答えします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

畑の耕作放棄地活用にどのような支援策があるのかとの御質問でございますが、まず耕作放棄地対策事業といたしまして、国の事業の耕作放棄地再生利用緊急対策がございます。この事業に取り組める方として、農業者、農業者等の組織する団体となっております。条件といたしましては、基本的に自己所有地以外の農用地区域内にある農地であること、再生作業年から数えて、5年間以上耕作を継続することなどの取り組みを達成されることに対して支援がございます。

次に、県の事業といたしまして、国の事業で対象にならない農用地区域の自己所有地や農用地区域外での農地活用など条件を満たすものについて、耕作放棄地解消緊急対策事業がございます。この事業に取り組める方は、農業者、地域営農組織等となっております。条件といたしましては3年以上の耕作を継続し、3年間作付状況を報告していただくことにより支援するものでございます。また、経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の中で、耕作放棄地を解消して、麦、大豆、ソバ、菜種を作付けする場合に、作付面積に応じた交付金を最長5年分交付するものがございますが、平成26年度をもって廃止することとなっております。

さらに、市の遊休地対策といたしましては、人吉市農業活性化対策事業の中で、放牧を行う農業者を対象に人吉市放牧推進事業として、遊休地などを活用して家畜の放牧を実施する場合に必要な電気牧さく等の施設の導入に係る経費の一部を助成するものがございます。

次に、この制度の利用状況でございますが、国の事業と経営所得安定対策事業につきまし

ては、実績はございません。県の耕作放棄地解消緊急対策事業につきましては、平成24年度が5件で81アール、18万4,400円、平成25年度が2件で32アール、7万9,800円の交付を行っております。また、市の遊休地対策として行っております人吉市放牧推進事業につきましては、平成23年度、1件で17アール、3万5,000円の助成を行っております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 耕作放棄地面積が減少していることに驚きましたが、国の制度で田畑に復元不可能と非農地化にして農地から除外したことで減少になったと理解します。とらえ方としてメリット、デメリットがあると思います。県の推進で耕作放棄地の面積は減少したといっても、農地法が除外され数字上のことであり、農業以外の用途としてすぐさま利用されると問題はないのですが、耕作放棄地と同様に長期間放置状態が続くなら、近隣の作物に対して悪影響を及ぼすことになっていくのではないかと思います。対策として畜産経営が将来的に安定していく振興策があるとするれば、たばこ栽培、園芸栽培農家などが飼料作物を生産されることも可能であり、耕作放棄地の解消にもつながると思います。畜産をおやめになった場合は、切りかえが厳しいと思いますが、たばこ栽培、園芸栽培、稲作農家、季節野菜、果樹類農家の切りかえについては、畜産農家よりある程度可能ではないのかと私は思いました。最近、農業に対して新規参入ということをお聞きしますが、私が考える新規参入とは、例えばこれまで園芸作物、稲作農家、またイチゴなどの施設栽培などをされた方が、新たな経営に畜産などを加えることも一つの新規参入だと考えます。畜産経営をふやすことで稲作農家などからも関心をお持ちいただき、いい結果に結びついていくものと私は考えますが、お考えをお聞かせください。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

園芸、稲作や施設栽培等の農家が畜産経営を加えることも一つの新規参入であると考えますが、そのような畜産経営農家のふやし方について、市の考えをお聞きたいという御質問でございますが、まず農業分野への新規参入の考え方でございますが、農業以外の分野から新たに参入された場合となっております。農業経営を既に営まれている方が、新たに畜産部門を始められることにつきましては営農類型の追加となります。また、畜産経営を始められることで考えられるものとしたしましては、畜舎や堆肥舎の建設、繁殖用母牛の導入及び粗飼料等を栽培するための農地の確保など、多くの初期投資と準備が必要であり、種つけから販売までには約2年の期間を要します。そうした初期投資や準備につきましては、一定規模以上の畜産新規参入への国や県、専門農協の畜産新規参入の牛舎建設補助や繁殖母牛貸付制度、融資制度を活用することで農業者の負担を軽減することが可能であると考えます。しかし、園芸、稲作や施設栽培等の生産経営と異なり、畜産経営においては飼料給与や牛の状況観察など日々の飼養管理は必須であり、既存生産物に応じた生活様式が確立されている農業者が、

新たな事業として畜産参入を考える場合には、そうした畜産経営のスタイルを十分に理解した上で参入されることが最も重要なことであると考えております。

市といたしましては、新たに畜産を経営に加える農業者について、国・県等の支援制度の紹介をしながら市の人吉市保留牛奨励事業等、既存の事業を活用した支援をしてみたいと考えます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 農業分野への新規参入とは、異業種の方が参入されることで、農業を行っている方が畜産部門を始められることは、営農類型の追加になるとのことで私のとらえ方は違っていたようです。答弁いただいた中で、新規参入に対して牛舎建設補助、貸付金制度、融資制度があるようですが、畜産に対する理解が大切であり、経営を行っていく上で資金力と努力が必要に思います。既存の農業者の方が行うにしても、現在の確立した生活に、さらに資金負担が伴うことになると思いますが、高齢化、廃業が避けられない中、新たな畜産経営を加えていかれる農業者は、経験と知識は兼ね備えておられますので、さまざまな支援策を活用していただき、大きな変化を迎える畜産経営継続に有効な支援策をお願いいたします、この質問を終わります。

次に、市民の声から（仮称）鉄道ミュージアムの運営についてお尋ねします。昨日の村口議員の質問と重複するところもあり、本日最後でもありますので割愛することも考えましたが、このまま進めてまいります。

（仮称）鉄道ミュージアムの建設については、議会において承認していますので、1日でも早く完成し、人吉市の観光の目玉として起爆剤の一つになることを期待しているところです。ただ、市民の皆様からさまざまな御意見をいただく中で、つい先日報道にありました熊本県立美術館の年間入場者が4万5,000人を超えないという報道を耳にし、気になりましたので改めてお尋ねさせていただきます。市民の皆様がよくお尋ねになることは、「牛舎建設も打ち出しているのに鉄道ミュージアムを建設すると言っているが、二つもつくる予算があつとや。市長の話を知ると人口減少、高齢化、税収の落ち込みなどの話がある中、大丈夫とや」とお尋ねになられます。（仮称）鉄道ミュージアム建設と牛舎建設は、それぞれ財源が違いますから一つに考えることはできないとお話をします。とはいえ市債、あるいは一般財源も組んでいますので、全く市民の皆様には負担がかからないとは言えないわけです。これまでも広報ひとよし、あるいは人吉市長の“かがやき”づくりトークなどでもお知らせされていますが、市民の皆様の反応がさまざまです。改めてお尋ねさせていただきます。

市民の皆様が特に気にとめておられることですが、起工式も済んで、建設に向かっていく（仮称）鉄道ミュージアムに係る工事の事業費の内訳と財源、そして年間必要な維持経費、展示物の内容、有料・無料の区別、運営の方法について御説明ください。また、内容は変わ

りますが、庁舎建設については候補地が決定した今後具体化されていくものですから、庁舎建設予算については概算になるかと思いますが、必要と考える予算、その財源、そして庁舎建設のための基金の現在高をお示してください。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

（仮称）鉄道ミュージアムに係る事業費のお尋ねでございますが、平成25年度はデザイン設計委託料への支出が1,197万円でございます。財源といたしましては、地域の元気臨時交付金が798万円、一般財源が399万円でございます。平成26年度は予算ベースでございますが、まず当初予算でお認めいただきましたものが、建築確認手数料21万4,000円、屋外付帯工事に係る設計委託料として245万2,000円でございます。また、5月の臨時議会でお認めいただきました総額2億5,000万円の内訳でございますが、消耗品が300万円、委託料が内部展示に係る設計委託料や建築工事管理委託料などございまして1,650万円、工事請負費は総額が1億8,307万8,000円ございまして、内容としましては、機械・電気設備などを含む本体建築工事のほか給水管敷設、外構などの屋外付帯工事でございます。備品購入費はミニトレインや映像機器、展示に係る什器、机、イスなどの管内備品でございます。4,742万2,000円、以上が2億5,000万円の内訳でございます。26年度の歳出予算は、当初と臨時議会の補正を合わせまして2億5,266万6,000円でございますが、財源としましては地域の元気臨時交付金5,033万5,000円、市債が1億7,550万円、一般財源が2,683万1,000円となっております。

（仮称）鉄道ミュージアムの年間に必要な維持費につきましては、昨日の村口議員への答弁と重なりますが、光熱水費などの需用費、通信運搬などの役務費、清掃警備各種点検業務に係る委託料などを想定しておりまして、およそ600万円程度と考えております。また、委託の形態がまだ決定しておりませんので人件費等は含んでおりません。展示の内容につきましては、現在展示計画から実施設計までのトータルコーディネートを水戸岡鋭治氏にお願いしているところですが、開館当初の展示につきましては、水戸岡氏の人を呼び込むためには他の一般的な鉄道ミュージアムとは一線を画したいという強い意志とスペースなどを考慮しまして、肥薩線を初めとした鉄道の歴史、鉄道に係る施設などを映像として視覚に訴える手法を中心とした展示のほか、子供を取り込むための遊び心をくすぐる品々を散りばめ、鉄道に触れながら、その場を離れたくなくなるような演出にも期待しているところでございます。有料・無料の区別につきましては、これまでの説明と同様に入館につきましては無料、ミニトレインにつきましては収入源として有料を前提に検討しております。運営につきましては、指定管理を前提に検討を進めておりますが、目的に沿ったより有効な運営を目指して本市直営による部分委託なども含めて検討をしているところでございます。

次に、現在検討を進めております市庁舎移転建設につきましてお答えいたします。まず、必要と考えられる事業費ということでございますが、これまでも議会における市庁舎建設に関する特別委員会や市職員によります市庁舎移転建設研究委員会で活発な議論が行われてき

ているところでございます。しかしながら、6月議会で予算をお認めいただきました市役所別館地地質調査や建物耐震度調査を進めているところでございまして、その調査結果によりましては、建設場所や工法、さらには現在の別館建物の活用により事業費が大きく変動いたしますことから、ここでは事業費が幾らになるかということはまだ未確定なところでございますので、今回実施をしております別館の建物調査等の結果を踏まえ、市庁舎建設事業につきましては、今後議会とも御相談をいたしながら検討をしていかなければならないものと考えているところでございます。また、市庁舎建設事業における財源でございますが、これにつきましては、国・県等の補助金がございますので、起債いわゆる借金をして建設することになります。起債の充当率が75%でございますので、残りの25%の財源は一般財源で対応しなければなりません。そこで、一般財源分を何とか庁舎建設等基金により充当できるよう事業仕分け等の実施を含め、基金への積み立てに鋭意努力をしているところでございます。なお、庁舎建設等基金の現在高でございますが、平成26年3月末で4億500万円となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） （仮称）鉄道ミュージアムの完成までに約2億6,400万円程度で、その後の維持管理として年間600万円程度と考えている、財源としましては地域の元氣臨時交付金と市債、一般財源からなっている、ただし人件費は含んでいないとの答弁でした。また、庁舎移転建設については、国・県の補助がないため、全体を100とした場合に75%の借金と25%の一般財源でやっていかなければいけないということのようです。また、現在の基金としては4億500万円と答弁いただきました。市庁舎建設基金については事業仕分けなど実施いただき、基金積み立てに努力をいただいておりますが、鉄道ミュージアムもそうですが、交付金を活用した場合でも、市債あるいは一般財源が占める割合が大きくなっていくと思えます。

今の答弁の中で、ここで1点だけお尋ねしたいんですが、答弁の中で委託先の形態が決定してなくて、人件費も含んでいないとのことですが、雇用について、広く一般に公募されるのかあるいはもう特定団体に委託されるのか、そういった方向性というのは決まっているのかお尋ねしておきたいと思えます。

○総務部長（中村則明君） 運営の方法につきまして先ほど答弁しましたように、いろいろと有益な方法を検討しているところでございます。ただ、現段階におきましてこういう方法でというところでお答えはできないところでございます。どうぞお許してください。失礼いたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） これからのことかもしれませんが、御存じのようにかなり職を探され

ている方、たくさんいらっしゃいますので、方法として一般公募ができるなら十分御検討いただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

税収の減、少子高齢化、人口減少などますます進んでいく中で、これらの事業を行うことにより将来の孫、子の負担増、市民サービスの低下、福祉サービスの低下などにはなっていないと思います。こういったことについてはどのようにお考えなのかお尋ねします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、少子高齢化や人口減少により財政状況がますます厳しくなっていることは常々私たちも実感しているところでございます。このまま人口が減少し少子高齢化が進みますと、就労人口が減少し、つまり稼ぐ世代が減少していくこととなります。この世代が減少するということは、市の歳入の根幹を成す税収の減としてあらわれることとなります。その結果として必要な住民サービスができなくなり、人口流出が起り徐々に衰退していくことにもなりかねないところでございます。そこで、人吉市がこのような状況にならないためにも、常に何か手を打たなければならないものと考え、時には大胆な投資を行うことも必要ではないかと考えるところでございます。投資と申しましても、ハードに限らずソフト事業も含めて幅広く人吉市を活性化させる施策を行うことが必要と考えているところでございます。この鉄道ミュージアムの構想というのは、大胆な投資になることと存じます。ただし議員御指摘のとおり、大きな事業を行っていくことが市民サービスの低下、福祉サービスの低下などにつながらないように、選択する事業を総合計画と照らし合わせ、身の丈に合った財政運営を行うことで、後世代に負担を残さないように努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 20年、30年後の人口推移といたしますか、高齢化、財政状況などを見きわめていただき、市民の皆様に対するサービスの低下などにつながらないよう身の丈に合った財政運営に努めていただきたいと思います。

次に、総務部長はさきの議会において、有料・無料もある中で、鉄道ミュージアムの年間の入場者数を5万人目標と述べておられます。仮に目標に届くのが厳しい状況になっていくとした場合、どのような対策を行い、目標達成に向けていくお考えなのかお尋ねします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

入館者の目標数5万人の設定につきましては、本市の他の施設の利用状況、SL人吉の利用客などを参考に、目標として立てた数字でございます。実際本市には、この数字以上の観光客の皆様にお越しいただいておりまして、また本市にお住まいの方もいらっしゃいます。そのような方にいかにして（仮称）鉄道ミュージアムに来ていただくようにするかということになるわけですが、観光客の皆様には旅の目的の一つとして、市民の皆様には憩いの場として、何度も来ていただくのが理想でございます。ですので、まずは人吉駅や機関

車庫に隣接する地の利を生かし、気軽に鉄道を感じることでできる空間の整備を目標としているところでございます。そのためには鉄道マニア向けに偏らず、また子供たちも取り込める施設ということで準備を進めております。

目標到達が厳しい場合の対策はという御質問ですが、展示内容につきましては常設展示のほか企画展示、期間ごとの展示内容の変更のほか鉄道に関するイベントや、可能であれば屋外を活用した例えば地場産品の直売などもあわせて検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 熊本県立美術館の資料を見ますと、事業内容は違うと思いますが、先ほど述べましたように年間入館者が4万5,000人を超えないという状況にあるとのことでした。25年度の常設展入館者は、本館、別館合わせて3万3,000人です。これにイベントを20回、日数にして532日行った場合6万2,000人の入館者が訪れておられます。ここには貸し会場がありますので、貸し会場の入場者が約26万1,000人ですので、合計32万3,000人になるんですが、月平均でいきますと2万6,900人です。かなり豪華な美術展のイベントが行われていますので、内容により入館者数にばらつきもあるようです。もう1カ所、熊本伝統工芸館ですが、平成14年度常設展示場入場者数は、有料・無料合わせて2万7,100人です。ここは1、2階の展示室の稼働状況が高く、毎月利用されていまして13万9,000人の入場が起きています。しかし平成18年になりますと、常設展示場の入館者が1万4,200人で、1、2階の展示室の入館者は12万人です。熊本市の人口が75万7,000人で、年間訪れる観光客が平成24年度が522万9,000人です。入場者数が減少傾向にあり、特に常設展示場の減少幅が大きく、原因としてとらえられておられるのが、展示内容が固定的であることから観光客以外の来場者が足を運ばない点とされておられます。全国13カ所ある鉄道博物館関係の中から、一昨年視察に行かせていただきました四国の伊予西条駅にあります四国鉄道文化館は平成19年度に建設されています。館内にはDF50形電気式ディーゼル機関車と0系新幹線が展示されています。ここは建設開館当時は9万人の来館者があっていったということですが、近年では3万人と右肩下がりになっているとのことでした。ただ、ことしの7月に南館をすぐ近くにオープンされましたので、ことしは既に1万5,000人の来館者になっているということでした。担当の方のお話として、非常に大変ではあるが、イベントなどくり返しくり返し行っていかなければ入館者の増加は厳しいとのことでした。私がここで述べたいのは、展示物の充実と先ほど総務部長おっしゃいましたが、季節ごとのイベントをタイミングよく多く取り入れなくては常設展示の見学、観光客、地元生徒の学習利用だけで客足を伸ばすことはかなり厳しいと考えます。イベントを行うことは一定の経費が必要になると思いますが、1人でも多くの来館者を望むわけですので、無料・有料問わず、計画的に催しなどを行うことが必要に思います。このイベント実施などについては、どのように考えていかれるのかお尋ねします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

先ほどもイベントという言葉には触れておりますが、ここでは臨時的なイベントということでお答えいたします。

まず、考えられますのは（仮称）鉄道ミュージアムのデザイン、設計などを手がけられている水戸岡鋭治氏を招いてのイベントでございます。現在、熊本市現代美術館においてデザイン展を開催されておられますが、トークショーやサイン会など水戸岡氏が参加されたイベントは、いずれも大盛況であったと伺っております。オープン当初だけに限らず、さまざまな場面で水戸岡氏のデザインに対する思いや夢などを直接感じることができる機会を持ちたいと考えているところでございます。このほか著名人に限らず、昔を知る語り部の方に鉄道に関する話を伺うイベントでございますとか、子供向けのイベント、さまざまな団体との共催イベントなどが考えられるところでございます。鉄道ミュージアムは1階、2階とも間仕切りを無くして、オープンスペースを広く確保できる設計となっておりますので、その空間を生かしまして、季節やテーマに応じたイベントの開催を検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 先ほど述べましたとおり、イベントの開催などを行っていかねば集客増にはならないと考えます。水戸岡先生関連のイベントもぜひお願いしたいんですが、歴史と文化に恵まれた人吉ならではのイベントを官と民が一緒になって企画し、取り組んでいただきたいと思います。人吉球磨に元気と活力を発する鉄道ミュージアムになることを期待して、この質問を終わります。

次に、市民の声から稍山多目的グラウンドの整備についてお尋ねします。これまで議会において質問があっていますが、現時点では整備に取り組むことは厳しいとの判断と受けとめています。しかし白紙になったわけではないと思いますので、優先順位などを明確にさせていただき、早い段階での整備目標は考えておられないのかお尋ねします。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

あきらめたわけではございませんので、まずもってこれを。白紙になったわけでもございません、まず御答弁させていただきます。ことしの6月23日の全員協議会において御説明をいたしましたとおり、現在総合計画の下位計画としまして、人吉市スポーツ推進基本計画なるものを策定作業を進めているところでございます。恐らく年度内には完成いたしますので、時期を見て議会のほうにもしっかりと御説明をさせていただきたいと考えております。このスポーツ推進基本計画は、スポーツの振興、それからスポーツを取り巻く環境の整備等について、これまでなかったわけでございますので、市の方針を明らかにするもので、スポーツ施設につきましても全市的な観点で整備、それから改修、それから配置の方向性を、レイアウト

トですね、そういうものを示すものとなっております。これまでは、単発的かつ随時対応してきましたスポーツ施設の整備につきまして、計画的かつ一定の方針を持って取り組もうというイノベーション、新しい切り口でございまして、スポーツ政策を再度整備することも目的としております。要は、これまでも議員もおっしゃいましたけれども、議員各位におかれまして、さまざまな状況の中で熱心にこのスポーツ施設につきまして議論をしていただきましたものの、我々執行部のほうでもスポーツ振興にかかわる諸先輩方が、さまざまにいろいろな状況の中でいろいろ検討してきましたけれども、やはり核になるものがないと、どうしても計画を推し進めることができないと、要するにスポーツの振興とそれと一緒に抱き合わせて施設の整備もやっていく、そういうものは同じものだと、両輪だということを常々痛感してございまして、今回の策定に至ったわけでございます。当然梢山地区の多目的グラウンドの整備につきましても、この計画の中で改めて位置づけしていくこととなりますし、スポーツ施設につきましては、公認の陸上競技場の建設を初め今ある施設の長寿命化計画など、大きな事業も視野に入れておりますので、これはかなりの調整が必要になってまいります。また限りある財源の中で、庁舎建設を初め市全体の事業計画、それから実施計画の中での当然優先順位等もございまして、今後さらに事業を精査する中で、整備目標についてもしっかりお示しをしてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） スポーツ推進基本計画の策定、それに基づいて整備に取り組むということだと思っておりますが、まずは本市にある多目的グラウンド、一つ一つの使用目的を明確にすることが必要であると考えます。何にでも利用できます、いざ使用するとしたら不都合が起きてくる、これが現在の本市のグラウンド状況だと思います。グラウンドが市内にあるのに、なぜ近隣町村に借用しなければならないのか、なぜあさぎり町のサッカー場が利用しやすいのか、公認のグラウンドゴルフコートは整備できないのかなどなどの課題を考えますと、先ほど優先順位などと言われましたが、市民サービスの一つとして、早い段階での取り組みをお願いしたいと思います。

梢山多目的総合グラウンド整備については、早い段階で計画がなされていたと思います。その時点で有利な助成金の申請が検討され、実施設計図までできてきたと思いますが、なぜ事業変更になってしまったのかお尋ねします。また、工事に着手ができない現在、実施設計図の取り扱いはどうなるのかお尋ねします。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

スポーツ振興くじの助成、スポーツ宝くじにより得られる資金をもとに、スポーツの振興を目的とする事業に対して行われるもので、これはt o t oの助成事業でございます。このt o t oの助成事業で、今回の梢山の多目的グラウンド整備をやるというふうに当初そう

いうふうに計画をされておりました。t o t oの助成事業の中には、天然芝化の開設事業というメニューがございまして、さっき大塚議員がおっしゃいました内容はこれを想定されていることと存じますけれども、確かにこの助成金は有利な事業でございます。芝生化と付帯工事の一部を助成の対象にしまして、助成金の額は助成対象経費の4分の3、それから助成対象経費の限度額も3,000万円となっているところでございます。梢山多目的グラウンドの改修につきましては、この助成がやっぱり一番いいのではないかと、これは計画の段階から認識をしておりました。一昨年、このグラウンドの改修事業について測量設計業務を補助金でいただきまして、議会でお認めいただいて実施をしたところ、算出をいたしました概算工事費が約6,900万円になっておりまして、この事業実施に向けて、例えば先ほどのt o t oの助成金を利用した場合に、単純に計算しましても相当な一般財源の持ち出しが必要になるというのがこの事業の最大の今課題となっております。当然この6,900万円を精査しながら事業の見直しをする必要もございまして、現在はそれが一番のネックになっているところでございます。今後も梢山多目的グラウンドに対しまして、全体の実施を目指すのか、あるいは長寿命化という視点での一部実施を含めて、この測量設計をもとに、実際利用されているサッカー関係者、それからグラウンドゴルフ関係者の皆様、年間約4,000人ぐらいの利用があるそうなんです、この方たちとも御相談をして、どういう方向性がいいのか決めていかなければならないというふうに考えているところでございます。どちらにいたしましても、先ほどお話をしておりますスポーツ推進基本計画での施設整備の方針、またそれに基づきます事業の年次計画を明確に位置づけてまいりますので、整備時期、具体化していくということで御理解をいただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 9月7日付の新聞の25面に記事としてありました。「人工芝競技場じわり増加、技術進化、安い維持費、けがが少なく幅広い利用」と大きな活字だけ挙げるところのことです。まず、人工芝になりますと天候に左右されずでき、子供から高齢者の方まで幅広く使えるのが魅力的です。現在県内には4市2町、7カ所あるようです。私が述べました有利な助成金とは、部長おっしゃいましたようにt o t oの助成事業のことです。確かに限度額はありますが、おっしゃいましたように最も有利なものと考えています。梢山多目的グラウンドの利用状況を確認しましたが、毎年伸びています。平成23年度が3,320人で、平成25年度になりますと4,675人の利用になっています。ことしも7月現在で1,736人の利用になっています。最近是他市町村から小学生、中学生、高校生の大会など、使用いただく回数が増加していることが理解していただけたと思います。宮崎県綾町のスポーツ施設の規模までをすぐに求めませんが、せつかく増加傾向にある各種大会を本市でしっかり受けとめることにより経済効果につながっていくものと思います。市全体の計画の中で、グラウンドの

整備についてはすべてが先送りにならないように、せめて一、二カ所は使用目的をはっきりして整備に着手していただくことをお願いしまして、一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 2 時 20 分 散会

平成26年9月第5回人吉市議会定例会会議録（第4号）

平成26年9月11日 木曜日

1. 議事日程第4号

平成26年9月11日 午後1時 開議

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第1 | 議第69号 | 平成26年度人吉市一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第2 | 議第70号 | 平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第3 | 議第71号 | 平成26年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第4 | 議第72号 | 平成26年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第5 | 議第73号 | 平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第6 | 議第74号 | 平成26年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第7 | 議第75号 | 平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議第76号 | 平成26年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議第77号 | 平成25年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第10 | 議第78号 | 人吉市いじめ調査委員会設置条例の制定について |
| 日程第11 | 議第79号 | 人吉市いじめ問題対策連絡協議会設置条例の制定について |
| 日程第12 | 議第80号 | 人吉市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議第81号 | 人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第14 | 議第82号 | 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第15 | 議第83号 | 人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第16 | 議第84号 | 人吉市風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定について |
| 日程第17 | 議第85号 | 人吉市道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議第86号 | 人吉市道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議第87号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第20 | 議第88号 | 損害の賠償について |
| 日程第21 | 議第89号 | 損害の賠償について |
| 日程第22 | 議第90号 | 市道路線の廃止について |

日程第23 議第91号 市道路線の認定について

日程第24 一般質問

1. 仲 村 勝 治 君

2. 笹 山 欣 悟 君

日程第25 委員会付託

2. 本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

3. 出席議員 (18名)

1番	宮 崎	保 君
2番	高 瀬	堅 一 君
3番	村 口	隆 君
4番	大 塚	則 男 君
5番	平 田	清 吉 君
6番	犬 童	利 夫 君
7番	松 岡	隼 人 君
8番	井 上	光 浩 君
9番	豊 永	貞 夫 君
10番	川 野	精 一 君
11番	笹 山	欣 悟 君
12番	西	信八郎 君
13番	村 上	恵 一 君
14番	田 中	哲 君
15番	仲 村	勝 治 君
16番	三 倉	美千子 君
17番	森 口	勝 之 君
18番	永 山	芳 宏 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	田 中 信 孝 君
副 市	長	坂 崎 博 憲 君
監 査 委 員		篠 崎 國 博 君

教 育 長	末 次 美 代 君
総 務 部 長	中 村 則 明 君
市 民 部 長	中 村 明 公 君
健 康 福 祉 部 長	松 岡 誠 也 君
経 済 部 長	松 田 知 良 君
建 設 部 長	田 中 幸 輔 君
総 務 部 次 長	迫 田 浩 二 君
市 民 部 次 長	加 賀 邦 保 君
健 康 福 祉 部 次 長	中 川 一 水 君
経 済 部 次 長	大 淵 修 君
経 済 部 次 長	廣 田 五 浩 君
建 設 部 次 長	山 田 巧 君
建 設 部 次 長	木 村 秀 敏 君
総 務 課 長	溝 口 尚 也 君
企 画 財 政 課 長	告 吉 眞 二 郎 君
自 治 振 興 課 長	小 澤 洋 之 君
会 計 管 理 者	椎 葉 幹 夫 君
水 道 局 長	東 俊 宏 君
水 道 局 次 長	愛 甲 泰 士 君
上 水 道 課 長	那 須 義 徳 君
教 育 部 長	井 上 祐 太 君
教 育 部 次 長	今 村 修 君
教 育 部 次 長	東 和 人 君
農 業 委 員 会 長	舟 戸 幸 弘 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	赤 池 謙 介 君
次 長	山 本 繁 美 君
庶 務 係 長	椎 葉 千 恵 君
書 記	白 坂 禎 敏 君

○議長（永山芳宏君） 皆さん、こんにちは。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行い、その後に委員会付託をいたします。議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（永山芳宏君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君）（登壇） 皆さん、こんにちは。15番、仲村でございます。

それでは、通告に従いまして、危機管理について質問いたします。要旨は人吉市国民保護計画について、消防団員の家族に報奨金制度を、人吉市自主防災組織についてを質問してまいります。

去る8月31日、人吉市総合防災訓練は、町内会を初め多くの関係諸団体が参加され実施されましたことに、感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、人吉市国民保護計画について質問いたします。2011年3月11日、東日本に発生しました東日本大震災は、日本の歴史上最大規模の地震、津波災害でありました。国家の非常事態だったと思います。しかし、国家の非常事態に国民保護法は発動されませんでした、なぜなのか。国民保護法は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律のことです。武力攻撃や大規模テロなどのとき、県、市町村が住民と協力して住民の避難を行い、住民を守るための仕組みでございます。有事法制の一つと言われます。東日本大震災に自衛隊は出動いたしました。その根拠は、災害対策基本法と原子力災害特別措置法であります。国家の非常事態に個別の法律によって、現場には指揮命令されました。指揮の一元化ができなかったことでもあります。

質問は、人吉市地域防災計画と人吉市国民保護計画の主な相違点についてお尋ねいたします。事務区分について、事務区分根拠法令、対応する災害、対応する主体の情報の流れ。それから対策本部について、対策本部の設置、名称、設置の根拠。活動内容について、避難指示、避難解除、避難の範囲、救援の実施、救援の対象者。それぞれの相違点をお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） 皆さん、こんにちは。それでは、お答えいたします。

初めに、人吉市国民保護計画の経緯につきまして御説明いたします。平成7年に発生した地下鉄サリン事件や平成10年の北朝鮮によるテポドン発射事件、平成13年にアメリカで発生

しました同時多発テロ、そういう事件などを契機といたしまして、平成16年6月に国民保護法が成立し、同年9月から施行されております。本市におきましては、国の国民の保護に関する基本方針や県の熊本県国民保護計画を踏まえて、平成19年1月に人吉市国民保護計画を作成して、国民保護に関する事項について定めております。

続きまして、御質問の人吉市地域防災計画と人吉市国民保護計画の相違点につきまして、御説明いたします。まずは事務の区分でございますが、防災計画は災害対策基本法を根拠法令とし、地震や風水害などの自然災害に対するための事項を定めておりまして、市が対応の主体となる自治事務に区分されます。対策本部の設置や避難勧告等の情報に関しましては、市から県を通して国に伝達されます。対しまして国民保護計画は、国民保護法を根拠法令とし、弾道ミサイルやテロなどの武力による攻撃に対応するための事項を定めておりまして、国の指示により市が対応を行う法定受託事務に区分されるものでございます。警報の発令や避難措置の指示、救援の指示などの情報は国から県を通して市に伝達されます。

次に、組織態勢でございますが、防災計画では、災害対策基本法第23条の2及び人吉市災害対策本部条例に基づき、市長が人吉市災害対策本部を設置し、市内を九つの支部に分けて支部単位で対応を行うのに対しまして、国民保護計画では、国民保護法第27条及び人吉市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例に基づき、市長が国の指定を受けて人吉市国民保護対策本部を設置し、市の部単位で対応を実施いたします。国による緊急事態の認定や対策本部設置の指定を受けていない段階におきましては、多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、市長は速やかに人吉市緊急事態連絡本部を設置し、住民の生命、身体及び財産の保護のために初動態勢を確保することとなっております。

次に、活動内容でございますが、防災計画では避難の指示や解除を市長が行います。この場合、人吉市内の避難所が避難の範囲となります。また、救援活動に関しましても市長が人吉市民を対象として実施いたします。対しまして、国民保護計画では避難の指示や解除は県知事が行います。避難の範囲につきましては、人吉市内の避難所に限らず、市外、県外に避難することも想定しております。この場合、避難の誘導に関しましては市長が実施いたします。また、救援活動に関しましては県知事が実施することとなっております。救援の対象となりますのは、人吉市民以外も含むこととされております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 1回目の質問で私が質問しましたなぜなのかというのが今の回答で大体わかったと思います。国民保護法が発令されなかった災害との相違点が大体今の説明で私にはわかりました。

それでは、2回目の質問に入りたいと思います。市民の避難の方法についてお尋ねいたし

ます。危機事案が発生しますと、まずJ-A L E R Tにより国から警報が発令されます。その後、国の指示の伝わり方、どんな流れなのか、避難する住民には市職員の伝達になると思いますが、情報の流れをお尋ねいたします。また避難の方法については、武力攻撃なのかテロなのか、そのとき発生事案によって行動が変わります。家の中が安全なのか避難所がいいのか、歩いてか車でなのか、何日ぐらい避難しなければならないのか、いろいろと住民は考えると思いますが、指示は的確に、情報は確実に伝えなければなりません。避難計画は事案ごとに違うと思いますが、マニュアルが必要と思います。策定されているのかをお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

国民保護計画で想定される日本に対する武力攻撃が迫った場合におきましては、国はその情報を把握し、国民に対してJ-A L E R Tを使用して警報を発令します。この警報は、防災行政無線で即時に自動放送を開始するように設定いたしております。国が避難の必要があると認めた場合には、県知事に対して避難措置の実施が指示されます。県知事から発令された避難指示は、市長に通知され、市長が避難指示の周知と避難誘導を実施することになります。市民への情報伝達に関しましては、自然災害の場合と同様に、防災行政無線を初めとして車両による広報や電話やメールなどさまざまな手段を使用いたしますが、この場合防災行政無線は、職員の手動により一斉放送を行うことになります。

次に、避難の方法につきまして御説明いたします。市におきましては、県知事から避難指示の通知を受けた場合には、発生した武力攻撃の種類や規模により、避難が必要な地域や避難先、避難の手段や経路等を定めた避難実施要領を、警察や消防など関係機関の意見を聞きながら策定いたします。策定した要領に沿って、町内会、学校、事務所等を単位として避難誘導を実施することになります。

御質問の武力攻撃やテロなど、想定される事案に応じた避難計画のマニュアルについては、現在作成しておりません。これから熊本県や県内の各市の情報を収集しながら検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） まだマニュアルができていないということでございますが、一生に1度あるかないかの事案でございますので、十分検討してからマニュアルをつくっていただきたいと思っております。

それでは、3回目の職員の研修と訓練についてお尋ねいたします。地方自治体の危機管理は大きく分けて四つに分けられます。一つは自然災害、大雨、地震、台風等でございます。二つは事故、火災、列車事故等でございます。三つは感染症、鳥インフルエンザ等でございます。四つは武力攻撃、大規模テロなどでございます。自然災害については毎年訓練されて

います。感染症については、口蹄疫、鳥インフルエンザが近くで発生し、多様の経験を積んでいます。事故と武力攻撃、テロについては事案は発生していません。1度経験した事案については積極的な行動がとれると思います。一生に1度あるかないかわからない武力攻撃やテロに対処訓練するよりも、災害訓練のほうがわかりやすいと職員の方は思われるかもしれませんが、しかし、日本を取り巻く国際情勢は決して平穏ではございません。中国の軍事的な台頭、領有権をめぐる争い、朝鮮半島情勢の悪化、ミサイル発射、拉致問題、領域侵犯、破壊工作活動により一方的に攻撃されることも考えられます。危機は突発的に発生します。事案が発生してから対応を考えても遅いと思います。事案はどこで発生するかわかりません。発生した以上、真っ先に駆けつけるのは地元の公務員、消防職員、消防団、警察職員、そして被災住民の避難誘導する地元自治体の職員でございます。あらゆる事案を考え、職員の研修と訓練は重要と考えます。人吉市国民保護計画を策定されてから、研修または訓練されたことがあるのか、あればその内容と回数をお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

その前に、先ほどのマニュアルが作成してあるかということで、若干説明が足りませんでしたので補足をさせていただきます。人吉市国民保護計画という計画書は作成しております。基本となるマニュアルは当然作成しております。ただ、議員御質問の個別の事案に応じた細かいのは、まだ未作成ということでございます。言葉が足らずに申しわけございません。

続きまして、今御質問の職員の研修と訓練につきましてお答えいたします。国民保護関係の職員の研修や訓練についての御質問でございますが、本市におきましては現在のところ、一般職員を対象とした職員研修や訓練は実施しておりません。熊本県が開催する研修会や会議に担当職員が参加して、国民保護に関する情報収集を行っております。また、防災安全課におきましては、国民保護に関する国からの緊急情報が配信されるJ-A L E R TやE m-N e t（エムネット）の操作につきまして、職員が定期的に通信訓練を行っております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 防災対策本部と国民保護対策本部との組織の違い、機能の違いを職員は常に考えておくべきだと思います。情報の連絡体制、現地からの情報の収集、住民への情報の提供など、日ごろから図上訓練できるのではないかと考えます。国民保護法の訓練は、県は平成22年に1回やったと私は考えますが、確認はしていませんがインターネットにはそう書いてありました。人吉市は防災担当者が国民保護の係を兼ねています。自然災害を訓練に取り込み、国民保護を後回しにすると国民保護事案には対処できないと思います。逆に国民保護事案に取り組みば防災にも応用できます。それだけ国民保護の事務量は大変大きいと思います。職員は退職、昇格、異動、採用などで常に動きます。研修と訓練はすべきだと思いますが、市長の考えをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

国民保護に関する職員の訓練、研修についての御質問でございますが、私自身も4年ぐらい前から国民保護法に基づく訓練の必要性というのは、つとに感じてきているところでございます。平成17年度から地方自治体と共同で、国民保護に関する図上訓練や実動訓練が総務省の指導によって実施されているところでございます。平成26年2月4日には、国と熊本県、天草市、苓北町が共同で、武装グループによる武力攻撃を想定した図上訓練が実施されておるところでございます。国民保護に関する訓練につきましては、このように国や県を初めとする多くの関係機関の協力が必要となりますので、市単独での実施は難しい面がございますが、議員御指摘のとおり、市の職員が災害対策と国民保護対策における組織や機能の違いについて正しく理解し、武力攻撃やテロなどの事態が発生した場合に、市の職員として何をしなくてはならないのかを、初動体制でございますね、まずは、それを前もって学び、心構えしておくことは大変重要なことだと思っております。職員の研修や訓練につきましては、今後検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 続きまして、通告にあります人吉市国民保護協議会について質問いたします。人吉市国民保護協議会は諮問機関でございます。協議会の開催日と提案された議事の内容、協議会の日程の公表、会議の傍聴はできないのか、議事録の公開はできるのかについてお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

人吉市国民保護協議会に関しましては、前回は約2年前の平成24年10月11日に開催いたしております。会議におきましては、まず事務局から国民保護法に関する概要説明を行いまして、次に、人吉市国民保護計画の軽微な変更——これは保護計画に示してあります人口等の2年経過した時点での軽微な変更でございます——について御提案をいたしまして、委員の皆様から御承認をいただいているところでございます。最後に、陸上自衛隊第8特科連隊第2大隊から、国民保護における自衛隊の行動権限の概要につきまして、解説をしていただきました。

次に、協議会の日程の公表、会議の傍聴、議事録の公開に関しましては、特段に制限は設けてありません。なお、次回の協議会につきましては、来月10月2日に開催することといたしております。現在関係機関との調整を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 国民保護協議会の会議の開催を、できれば広報等に載せていただければ傍聴に行かれると思いますので、よろしく願いいたします。

通告の義務教育における国民保護法の教えはということでございますが、国民保護計画の啓発について、計画の上では県教委と協議するという事になってはいますが、協議されたことはあるのか、県教委のそのときの考え方はどうなるのかを教えてくださいたいと思います。

○**教育部長（井上祐太君）** こんにちは。私のほうから、2点御質問を受けましたのでお答えさせていただきます。

まず、人吉市国民保護計画の啓発につきまして、これまでに県の教育委員会と協議したことはございません。

それから、2番目の県教委の考え方でございますけれども、国民保護に関する啓発について、この考え方は、熊本県国民保護計画第5章、国民保護に関する啓発の項目に、学校における教育についての記載がございます。それによりますと、県教育委員会は、文部科学省の協力を経て、児童・生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、県立学校において安全教育や自他の生命を尊重する精神、それからボランティア精神の養成等のための教育を行うとあります。この部分が県教育委員会の考え方と私たちはとらえているところでございます。この県の考え方は、市の国民保護計画も参酌をしております、計画書の中に、うちのほうは第4章になるわけでございますけれども、国民保護措置に関する啓発ということで、学校における教育ということで、同じような状況で記載をさせていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○**議長（永山芳宏君）** 15番。仲村勝治議員。

○**15番（仲村勝治君）** 教育における国民保護の教えはということでございますが、今県の考え方をお尋ねしましたが、それでは、市教育の児童・生徒に対する国民保護法の学習指導はどんなやり方なのか、どんな指導をされているのかをお尋ねいたします。

○**教育長（末次美代君）** こんにちは。御質問にお答えいたします。

学校現場におきましては、国民保護法に特化した啓発や指導は行っておりませんが、地震や風水害などのさまざまな自然災害や交通災害、不審者の侵入等に備え、避難訓練を初めとする防災・安全教育を定期的実施しておりますし、日常的にも危険防止、危険回避等の安全教育を行っております。そうした日々の防災・安全教育を通して、児童・生徒が避難行動や集団行動など自分がとるべき行動について学び、危険を予測したり危険を回避したりする能力を高められるよう努めておるところでございます。また、訓練だけではなく、社会科の授業で警察や消防、消防団、自衛隊など地域を守る人々について学習したり、道徳、体育、総合的な学習の時間などで、災害時のボランティア活動や救援活動、そしてさまざまな支援活動等について学習を深めたりすることで命を大切にすることを心をはぐくむとともに、自他の生命を尊重する精神やボランティア精神、助け合いの精神の養成を行っております。市内の小中学校では、先ほど部長のほうから答弁の中にもございましたように、こうしたさまざまな

場面における啓発及び指導を通して、人吉市国民保護計画に掲げてあります児童・生徒等の安全確保及び災害対応能力の育成に、計画的、継続的に取り組んでおります。市教育委員会としましても、児童・生徒一人一人が防災意識を高め、自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神、自助・共助の精神の養成等が効果的に行われるよう今後も指導を行ってまいりたいと存じておるところでございます。

この問題について、少し教育を取り巻く大きな部分でお答えをさせていただきたいと存じます。仲村議員のお話をお聞きしておりまして、グローバル化、ボーダーレス化する社会の難しさといったものも改めてさらにひしひしと感じております。国際化や国際交流が活発化するということは、異文化や違う価値観を受け入れるということも意味していると認識しており、そこに摩擦が生じるのか、融合が生じるのか、現実的な場面に直面するわけですけれども、少なくとも私たち日本の教育現場においては、違う個性を受け入れる他者を認める人間性や人権の尊重を目指しながら、それをはぐくんできたものと信じております。また、平和のとうとさを戦争の悲惨さをもって説くことができる私たち親の世代が少なくなって、社会として平和をどう子供たちへ伝えていくのか過渡期にきているという感もあり、昨今の日本を取り巻く国際行政や世界の紛争等を事実としてどう向き合うのか、そういう中でどういった平和国家を堅持していくのか、教育の持つ課題は何なのか、非常に難しい時代になっておりますが、子供たちの未来とこの国のために、教育そのものが最良の選択をしていかなければならないと強く感じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 私は7月27日と28日、参議院議員の佐藤正久氏と宇都隆史氏、御両名の案内で、対馬の陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊の各基地を視察させていただきました。そのとき仏像が盗まれた神社も現地を回ってきました。海上自衛隊の基地の周囲を外国の不動産業者に買い占められた土地、建物というところも見てきましたが、そこはホテルとして利用されるそうでございます。対馬は千年の防人の歴史があります。長崎県対馬市は、人口3万3,000人の市でございます。韓国釜山との距離は49.5キロ、博多港との距離は147キロでございます。対馬は本当に国境の島ということでございます。対馬には韓国からの観光客が年間18万人訪れるそうです。観光客の多くは、外国とつながりのある人の経営する飲食店、ホテルを利用され、地元のホテルはあまり利用されないとお聞きいたしました。島の減少が続く中、住民の安全・安心が維持できるのか不安だとも言われました。日本国は国の方針として、義務教育9年間で一生にあるかないかわかりませんが、こういう国民保護法という法律をしっかり教え込むべきじゃないかという気がしております。韓国の釜山と対馬の距離が最も近いのは、釜山の花火が対馬から見えるということ、夜に。写真を見せてもらいましたが、そのときの写真はこれでございます。向こうの明かりがここにあるのが釜山です。

国民保護法を国はもう少し大事にして、国民は義務教育しか受けない人もいますから、義務教育の中でしっかりと教え込むのが大事なかなという気がしております。

それでは、次の消防団員の家族に報奨金制度を質問いたします。消防団員は生業を持つ中で、地域の防火、防災、国民保護の任務に当たっています。この任務を遂行するためには、家庭の理解と協力、支えが必要であります。家族の支えは団員と家族を強い絆で結びます。他の市町村では団員の家族に対して報奨金制度があります。人吉市も団員の家族に対して報奨金制度を設ける考えはないかお尋ねいたします。また、永年家族の支えで務めた消防団活動を辞めるとき、団員に対し退職報奨金が支給されます。報奨金額は部長、副部長、班長同じ額でございます。部長職は初級幹部として会議も多く、調整、連絡など団員をまとめる重要な立場であります。消防団は階級制で、それぞれの役職に差があってもよいと考えますが、差を設ける考えはないかお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

本市におきましては、消防団員本人に対して、階級と勤続年数に応じて退職報奨金を支給しておりますが、消防団員を支える家族の方への報奨金制度につきましては、現在のところございません。他市の状況について確認いたしましたところ、九州では宮崎市や日向市では家族功労金として、団員の退職の際に年数に応じて支給する制度があるようでございます。具体的に申しますと、宮崎市では10年以上勤務した団員の家族に対し4万円から15万円を、日向市では10年以上勤務した団員の家族に対し3万円から7万円を支給されているようでございます。消防団員本人への退職報奨金につきましては、消防基金からの財源がございまして、家族への報奨金につきましては全額が市の負担となりますので、現段階におきましては厳しい状況であると考えております。なお、報奨金のかわりというわけではございませんが、本市におきましては、消防団応援の店のサービスが8月からスタートしております。これは、応援の店に登録している商店や店舗において、消防団の身分証を提示すればお店ごとのさまざまなサービスが受けられるものでございまして、応援の店の中には団員本人だけではなく、家族にもサービスが提供されるお店が多くございますので、今後は広く情報を発信して多くの家族の皆様にご利用していただきたいと考えております。

次に、部長の階級にある消防団員の退職報奨金でございますが、本市におきましては、国から示される階級の区分と金額を基礎として退職報奨金の額を算定しております。部長、副部長、班長には同額の退職報奨金を支給しているところでございます。なお、この件に関しましては、消防団のOBの方や部長経験者の方からも、何かと負担が大きい部長の金額と班長の金額が同額であると部長本人の士気に影響するだけでなく、これからの団員が部長になるのを敬遠する原因になるとの意見もございまして、まずは消防団理事会等で幹部の意向を確認してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 消防団の家族に報奨金というのは、私は1年に1回出初め式のときに家族に支給するというのを聞いたわけですね。ほかのところは今部長がおっしゃった年数について出していくというのがあるんですが、私が聞いたのは、1年に1回出初め式のときに家族の奥さんとか、そういうじいちゃんかばあちゃんかわかりませんが、そういうところに出していくという考え方でございます。なぜかという、やっぱり家の中で消防団員と常に接するのはやっぱり奥さんが会議等に送り迎えとか、飲み方があったら迎えにも行かにかいかんし、いろんな務めをしてくれるちゅうところで、その報奨金を出されているのかなという気がいたしました。前向きに検討していただければ大変いいのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の自主防災組織についてお尋ねいたします。「平成7年」12月議会において自主防災組織について質問いたしておりますが、そのときの総務部長は、阪神淡路大震災後、災害対策基本法が改正され、自主防災組織が用いられるようになり、人吉市においては町内会を一つの単位にして自主防災組織として県に報告、組織率100%と認められたと回答されました。現在の組織数と組織率についてお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

本市の自主防災組織につきましては、各町内会を町内の自主防災組織として位置づけておりますので、組織数といたしましては町内会の数と同数の92、組織率といたしましては100%となっております。しかしながら、データが古くて申しわけございませんが、平成19年度に町内会を対象として実施いたしました調査におきましては、自主防災組織の規約や連絡網を整備されている町内会が全体の約56%でございましたので、現在全国的に考えられている自主防災組織の条件を満たしていない町内会も多く残っているというのが実情でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 大変失礼しました。「平成7年」と言いましたが「平成17年」でございますので、間違いましたので、見ててちょっと数字が合わなかったものですから、訂正よろしくお願いいたします。

それでは、町内会の自主防災組織が結成されてから「約20年」が経過しましたが、組織率56%ということでございますが、町内会の組織は人口減少の影響によって構成員の高齢化、活動する人員不足など問題点が多くございます。人吉市の自主防災組織の訓練はしっかりされているのかお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） 先ほどの組織率でございますけれども、町内が自主防災組織になっておりますので、組織率とすると100になるんですけれども、実動とすると平成19年で

56%の活動ということでございます。

現在の自主防災組織の訓練についてお答えいたします。市が主催しております人吉市総合防災訓練におきましては、町内会による避難訓練と炊き出しを訓練メニューといたしております。去る8月31日の訓練におきましては、東間校区の町内会の皆様が実動訓練を実施されたところでございます。各町内会の皆様には小学校単位で順に参加をいただいているところでございます。先ほど19年のときの実際の組織率と申しますか、実態として56%というお話をしました。何とか実態を上げようというところで、平成20年から実動訓練を実施しているところでございます。また、今年度は消防団のほうにおきましてサポーター制度を導入いたしておりますので、そういうところからも実動の組織率を上げていきたいと考えております。また、組織ごとの訓練に関しましても、町内会単位で自主的に実施されている状況でございまして、すべてを把握しているものではございませんが、消防団と協力して消火訓練を実施する町内会や、避難勧告発令を想定した住民の搬送訓練を実施された町内の事例もございまして。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 大変申しわけございませんが、「20年」と言いましたが「約10年」経過です。引き算がちょっと間違いました、済みません。

それでは、最後の自主防災組織の活性化というところで質問いたします。人口減少のため町内会単位では役員の高齢化、地域での活動等困難なことが多くなっています。自主防災組織を活性化させるためには、大胆な組織の改革が必要と思います。地域の防火、防災を担っている消防団の区域、例えば第1方面隊第1分団第1部の区域は、田町、麓町、新町、南町でございます。自主防災組織のこの枠組みを消防団の区域と同じようにしたら地域の活動、訓練などは地域と密着した行動ができるようになるのではないかと思います。新しい枠組みを推進する考えはないかお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

人口減少と高齢化の影響によりまして、町内会の運営や活動に大変御苦労されているところが、先日中原校区のほうから町内の合併等についての御相談と申しますか、要望がございましたが、中原校区以外にもございますでしょうし、現在は活動を維持できているとしても将来的な不安をお持ちの町内会もあるかと存じます。市といたしましても、町内会の活動そのものが不安視されている中で、災害時に自主防災組織として十分に機能するのかという問題は、早い段階で解消しておくべき課題であるとも考えております。その町内会の御相談があったときに、私のほうが申しましたのは町内会の連合体というところで、行政の町内とするとともに町内で、町内会とすると二つの町内会で連合体をつくるとか、そういう形で町内会活動の維持をというところで先日の座談会でお答えしたことはございますけれども、自主

防災組織におきましてもそういった町内と同じように、複数の町内が協力して防災に関して一つの組織として活動することは可能ではないかなというふうに考えております。議員が御質問の中で御提案された形での組織も、そういう連合体の一つだと存じます。今後は、地域の皆様の御意見をお聞きしまして、自主防災組織の枠組みの拡大につきましても必要に応じて検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 自主防災組織の活性化でございますが、中原校区は市長との座談会のときに出された要望書がございますが、あの回答をよく読んだら、それぞれの住民の意思で合体して連合していくのはいいんですよという考えでございますから、今回、今私が要望しました消防団組織と自然と重なっていく分は差し支えないと私は考えていますが、できれば行政のほうで、新しい枠組みを推進していただければというところで私質問したわけでございますので、今後町内会がどう判断されていくかは町内会のほうになるだろうと思います。

今回、いろんな国民保護計画と消防団と自主防災組織について質問しましたが、やっぱり一番大きな問題は、国民保護計画を国がちゃんと教育の中で示していただきたいというのが私の考えでございますが、来年は教科書採択年になります、その教科書の中に国民保護法がきちっと書いてあるような教科書を採択していただければ、児童・生徒にその教えがぴしっとわかるのかなという考えがございます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時53分 休憩

午後2時07分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 皆さん、こんにちは。11番議員の笹山でございます。今議会最後の登壇となりました。今回で46回目の質問になりますが、トリを務めるのは初めての経験でございます。いましばらくおつき合いを願いたいと思います。

午前中は、長崎がんばらば国体カヌー競技会の開始式が開催をされたところであります。皆さんと一緒に参加をしたところでありますが、いよいよきょうから4日間の競技が展開をされます。人吉市ならではのおもてなしとともに、地元出場選手の活躍を期待するとともに、また全国の選手の皆様方の活躍に声援を送りたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。今回は市長の施政方針より、台風8号接近に伴う避難勧告の検証、マイナンバー制度、フッ化物洗口についての3項目、高齢者福

社から介護相談員派遣事業についての1項目を通告したところであります。

まず初めに、台風8号接近に伴う避難勧告の検証についてであります。一昨年の九州北部豪雨災害に続き、ことしは広島市で発生した土砂災害におきましても多くの方がお亡くなりになりました。御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げたいと思っております。市長の施政方針におきましても台風8号接近に伴う市の対応について述べておられます。今回台風が接近する前の明るい時間帯に1人でも多くの方々へ避難をしていただくため、午後4時に市内全域を対象とした避難勧告を発令されたところであります。市内全域を対象とした避難勧告は初めてのことであったと思いますが、幸いにして大きな被害等がなかったことについては一安心をしたところであります。しかしながら、市内全域を対象とした避難勧告の発令によって、さまざまな課題が出てきたように思います。執行部のほうにもそのような課題等については届いていることとは思っております。また、一昨日の松岡議員も質問されておりますし、松岡議員の質問と若干重複部分もありますが、私なりに私の観点から質問をしていきたいと思っております。

まずは、その対応に対する全体的な検証、もしくは総括をどのように行われたのかお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

先々月7月9日に本市に接近しました台風8号への対応でございますが、まず、上陸予想日の前日の8日の昼12時半に防災行政無線による台風接近に関する放送を行い、市民の皆様へのお知らせを開始いたしまして、翌々日の10日、午前11時に避難勧告解除の放送を行うまで災害対応を行ったところでございます。本市におきましては、議員の御質問にもありましたとおり、市内全域を対象とする避難勧告は初めての経験でございまして、指定避難所につきましても職員を配備できる最大規模の9カ所を開設いたしました。今回の災害対応に関しましては、各所からさまざまな御意見をいただいております。市役所の内部におきましても災害対策本部及び支部の職員から避難された方々からの御意見や、業務担当者が感じた問題点やその改善方法の提案などを集約したところでございます。また、実際に避難所まで避難された方々に関しましても、現在整理と分析を行っているところでございます。今回明らかになりました問題点や課題につきましても、改善策を検討いたしまして見直しを行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） それぞれの立場から課題、また問題点が出されたようであります。またそれぞれの課題等については、現在まだ整理、検討中というようなことで整理をして分析をしておられるようであります。そのような中から、実は8月に中原校区の町内会長の皆さん方、それから公民館役員の皆さん、また校区社協の役員の皆さん方と私たち校区の議員

団との懇談会が開催をされたところでもあります。その席上においても今回の避難勧告に対しては、集約をできないほどのさまざまな意見が出されたところでもあります。当日は時間が足りなくて、その時間内では取りまとめができないということで、改めてそれぞれの意見をいただきながら中原校区の町内会長さん方でまた意見を取りまとめるというようなことで終わったところではありますが、そのときに出された意見等を踏まえて、二、三点私が気になった点についてちょっと述べて、執行部の見解等お尋ねをしておきたいと思っております。

まず1点目に、新生児への対応の問題ということでもあります。今回の避難において、生まれて間もない約2週間もたっていないそういった赤ちゃんを連れて避難をされて来られた方がいらっしやったということでもあります。やっぱりそういった新生児の赤ちゃんについては、いろんな感染等の問題等があって、非常に大変な状況になったのかなと思っておりますが、そのような場合でも、やはり的確な判断をして対応していただきたいというふうに思っております。そのような問題があったということでもあります。2点目に、自主避難所から指定避難所への移動の問題であります。例えば上原田活性化センター、もしくは中原コミセンに自主避難をしておられた、そういった方々に対して、中原小学校の指定避難所に移動するようにと、避難するようにとという指示があったということでもあります。食料とか物資の提供等の問題等もあったようでありますけれども、やはり一度避難所に避難して、さらに移動するといった場合に、やはり高齢者の方たちにとってはなかなか移動手段がない、そういったこともありますし、そういった状況の中で移動された方もいらっしやれば、そのまま移動されなかった方もいらっしやる。最終的には、そういうことであればもう自宅に帰るということで自宅に帰ってしまったと、そういったさまざまなことがあったようであります。そういった対応については、地元の町内会長さんも非常に苦慮をされたように聞いたところでもあります。今回はそういったさまざまな対応等がありましたけれども、そのような場合等についての対応、これをやっぱりきちっと考えておくべきじゃないかなというように思っているところです。その一つの問題があります。3点目には、例えば土砂災害等の危険があって、避難したくても避難ができない、そういった状況もあるのではないかと。ですので、そういった避難が難しい場合の対応等についてどう考えるのかというふうな問題があったということでもあります。4点目には、ペットの持ち込み、これに対する対応をどう考えるのかと、そういった問題であります。ほかにもいろいろと出されましたが、私が気になった点については、この4点今お話を申し上げましたけれども、非常に気になったところでもあります。今の一連でありますけれども、このような課題が出た部分について、恐らく執行部のほうにも届いている部分もあろうかと思っております。このような課題についての対応、これについてはどのように検討されておられるのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

今回避難された方々の中には、新生児、乳幼児を連れて母親の方や体が御不自由な方など、

避難されるときに支援が必要と思われる方々もいらっしゃいました。避難所となりました小中学校では、体育館を利用させていただきましたので、授乳をされる方や御高齢の方など御不便をおかけしたと存じます。今後は各施設におきまして、避難するための場所とは別に授乳や着がえなどを行えるスペースを確保できないか協議を進めてまいりたいと存じます。また、体育館での避難生活が困難な方に対しましては、畳の部屋があるコミュニティセンター、もしくはスポーツパレスに避難していただく方法について検討してまいります。

避難の呼びかけに関しましては、上陸予想日の前日の8日の段階から予防的な避難を呼びかけることとし、町内会などへ自主避難所開設をお願いいたしました。翌日の9日には、台風の予想進路が変わり本市に直撃するおそれがあったこと、沖縄地方に特別警報が発表されたことを考慮しまして、避難勧告を発令して指定避難所を開設いたしております。結果的に議員御指摘のとおり、自主避難所へ避難していただいた直後に指定避難所へ移動していただくことになり、避難された方々へ二重の移動をお願いすることになりました。今後は自主避難されている方々が、避難勧告発令後も自主避難所にそのまま滞在されることに関しまして、市長のほうから指示も出ておりますので、状況にもよるかと思ひます、柔軟に対応してまいりたいと存じます。

また、避難された方々への食料や物資等の提供に関しましては、避難所によりましては、長時間お待たせしてしまうこととなりました。特に寝具につきましては、夜の11時ごろまで時間を要した場所もございます。避難所で使用する物資につきましては、調達に関しましては市内の小売店と、配送に関しましては応援協定締結団体との連携を図りながら、事前の備蓄もあわせて改善に努めてまいりたいと存じます。また、土砂災害危険箇所等にお住まいの方で、今回避難することができなかった方の情報につきましては、災害対策支部や避難所からの報告や本部への問い合わせでも現在のところ情報が入っておりませんが、一昨日の松岡議員の御質問にもお答えしましたとおりに、地図上に落としまして、実態の調査を行いたいと存じます。

また、ペットを同行して避難所へ避難された方につきましては、避難所や支部からの報告と受け入れの可否についての相談を受けまして、衛生面やアレルギー対策、鳴き声等による睡眠を妨げるおそれがあることから、ペットを同行しての避難はお断りをさせていただいたところでございます。ペットを同行して避難された方に対しましては、一般の避難者の方の居住スペースとは別のスペースを準備する必要がございます。一例では玄関に近いところで一晩過ごされたりとか、あるいは体育館の倉庫で過ごされたという報告も受けております。ペットは家族の一員であるという飼い主の方のお気持ちは十分に理解しているところでございますが、今回開設した避難所におきましては、個別のスペースを事前に準備しておくことができなかったことから、避難勧告に従って避難をしていただいた方々が不快な思いをされたというお話をお聞きし、細やかな配慮が不足していた部分があると感じております。他の

自治体におきましても、ペットを同行した避難につきましては同様の悩みを抱えておられるとお聞きしておりますので、本市におきましても避難所運営における今後の課題としてとらえているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） それぞれの具体的な課題等について、それぞれ答弁をいただいたところであります。やはりそれぞれの状況によつて的確に対応することが必要だと思っておりますので、今後ともさらに検証等深めていただきながら、的確な判断の中で対応をしていただければというふうに思っているところであります。ただ1点、ペットの同行という部分については今後の課題というふうなことで、きめ細やかな配慮が足りなかったというふうなことで、今後の課題というふうなことで答弁いただきました。このペットの同行避難につきましては、やはり東日本大震災、それから九州北部豪雨災害で浮き彫りになってきたというふうに思っております。ペットが置き去りになる悲劇、もしくはペットの同行避難というふうなことで課題に上がったようであります。

そこで、環境省は昨年6月に、ペットの犬、猫との同行避難を原則としたガイドラインを作成をしているようであります。また、熊本県の地域防災計画におきましても、被災動物の救護に関しては、被災した飼養動物の保護、収容に関する対策として、県は被災地に残された動物の収容及びえさの確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が地域住民、市町村、県獣医師会、県内の動物愛護団体等と連携して、迅速に行われるように努めるというように記載をしてあります。また避難所の管理、運営に関しましては、必要に応じ市町村は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めると。また応急仮設住宅の管理、運営に関しては、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮をする。それから被災動物対策として、県は各保健所において災害によって負傷した動物の収容及び収容した動物の一時保管に努めるというふうに示されているようでもあります。今後、県は年度内に具体的な現場マニュアルを市町村に示す方針との記事も読んだところであります。飼主のペットのしつけのあり方等も踏まえて、今後検討される課題だろうと思っておりますけれども、そのところは環境省もしくは県が計画の中でうたい込んで取り組みを進めている、そういったことも踏まえて、今後検討をお願いできればなと思っているところでもあります。

また、市民の方から聞いた話であります。話を聞きますと、ああそういうふうなことも考えられるのかなということでもちょっと気になった点があります。仮定の話であります。それは今回の避難につきましては、市内全域を対象とした避難勧告であったけれども、もし仮に、例えば避難勧告どおりに全市民の方が避難された場合には、市としてはどのような対応をとるのだったろうかと、また全市民が収容、避難できるような施設、避難所の受入態勢が可能だったのだったろうかと、その辺はどぎゃん考えとっただろうかなというふうなことで話

をちょっと聞いたところであります。これはもう仮定の話でありますけれども、やはり例えば市内全域にそういった避難勧告を発令するというのであれば、その可能性も検討しながら当然対応する必要もあるのかなと、もしいざ避難をして避難所に入れない状況が出た場合にどう対応するのかと、そういったことも十分にやっぱり検討しておく必要があるのかということで、今回ちょっと気になったところであります。このような、これは仮定の話でありますけれども、そういうふうな話、例についてはどのようにお考えか、お尋ねをしておきたいと思えます。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

今回の避難勧告では最も多かったときに200世帯、321名の方々が実際に避難されました。これは本市の人口からいたしますと、1%に満たない割合となっております。また、避難勧告に伴いまして9カ所の指定避難所を開設いたしましたが、9カ所の受け入れ可能人数の合計は6,450名でございます。全市民の約18%しか受け入れることができない状況でございます。勧告を出しておきながら、言い方はちょっとおかしいかもしれませんが、すべての市民の方が避難されることは想定しておりませんでした。開設する避難所の受け入れ可能人数につきましては、今後予防的避難を推進していく上でも、再度検討を行ってまいりたいと存じます。また、学校施設における体育館以外のスペースなどにつきましても、災害時の利用に関しましては、いろいろ想定をしながら今後協議を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） もしもというふうな仮定でありますから、実際本当にそのようなことは起こらないだろうと、それは私も予想できることであります。ただ、市が市内全域を対象とした避難勧告を発令されるわけですから、その避難勧告に従って自分の自由な意思の中で避難をするということですから、どれだけの人たちが避難をするかわからないという状況であります。その中であっても、やはり市内全域に避難勧告を出した場合の最大限の対応を踏まえて、やはり市の責任として検討しておく必要があるのではないかと、収容先がどれだけあるかと、そこはやっぱり十分に今後検討しておく必要があるんじゃないかなと私は思ったところであります。やはりそこまでの責任を持って避難勧告が発令されるというふうに思いますので、その辺は十分に検討していただきたいというふうに思います。

また、例えば全市への避難勧告をした場合には、指定してある避難所についても、その避難勧告の対象地域に入っているわけですから、避難所であっても危険があると、その危険の可能性があると想定できるのかなと考えるわけなんですね。例えば原発のことを考えてみますと、川内原発が再稼働というふうな話も進んでおりますが、もし川内原発で事故等があった場合、人吉市が約60キロというふうな状況であります。風向き等によっては人吉市も原発の被害を受ける、そういった地域にもなってくるのかなと思っております。そういったときに

一斉に市内に避難勧告を、もう危ないから避難をなさいという形で避難勧告、もしくは避難指示等を出した場合に、果たして市民はどこに避難すればいいのでしょうか。市内の指定避難所には避難できないといった状況もあります。そういった場合にはやっぱり遠いところに避難をしなければいけない状況も発生するんじゃないかなというふうに思うわけなんです。そういったところも踏まえて、今後十分に市内全域に対する避難勧告のあり方については、さらに検討をする必要があるのかなと私は感じたところであります。

そういったところで、今後はやはり水害とか風災害、もしくは土砂災害といったそれぞれの危険度を十分に把握をしながら、その危険度に応じた地域の状況、これはやっぱり細かに調査をし、地図に落とすなら落とす、そういった作業をしながら細やかな情報を収集しておく、また、その収集に基づいてそれぞれの危険度に応じた避難勧告を発令するべきではないかなと、そういうようなことも考えるわけです。そういった考えについては、どのようにお考えでしょうか。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

今回の台風8号に関しましては、台風、文字どおり風ということでございますので、全域に避難勧告をとということで、そのことはもう議員も御質問の中で御理解いただけてることと思います。水害や風水害、そういった災害に応じてということでございます。議員御指摘のとおり風水害や土砂災害における避難勧告の発令に関しましては、危険度に応じたきめ細かな運用を行っていかねばならないと考えておりますが、現段階におきましては、町内単位で避難を呼びかけている状況でございます。同じ町内におきましても、災害の危険性が高い区域と比較的安全な区域、また危険性がゼロに近い区域とさまざまでございますので、まずは、市民の皆様お一人お一人がお住まいの区域が、どれぐらいの危険性がある区域であるかを前もって認識していただくことが最も重要であると考えております。また、今回避難所に避難された方の、まだ正確に完全な分析は終わってないんですけれども、高齢者のおひとり暮らしの女性の方の避難が多かったようでございます。もしかしますと、場所的にはそういった災害の可能性は低いところでも、やはり1人で夜を過ごすとか、そういうのが怖いというところで避難されている方もいるのかなと思います。

平成22年度には、ハザードマップを作成しまして全世帯に配布しておりますが、土砂災害警戒区域に関しましては、皆様にもう1度確認していただくために、土砂災害区域ごとに影響が想定される範囲等の地図を作成いたしまして、災害支部や町内会に配付はさせていただいております。現在、市福祉課では町内会に呼びかけまして、町内ごとの支え合いマップづくりに取り組んでいるところでございまして、現在25町内においてマップが完成していると聞いております。マップづくりの作業においては、町内の危険箇所について確認していただくことができますので、防災の観点からも町内ごとの支え合いマップづくりをサポートしていきたいと考えております。災害の危険性が高い区域にお住まいの方に身近な危険箇所を把

握していただき、周辺の皆様と協力して災害から命を守るために、予防的避難を実践していただくことを目標として今後も取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 今部長答弁されましたように、災害から命を守るためにやはり必要なことをきちっと、予防的な避難等実践をされながら市民の生命、財産を守る、そういった取り組みについても今後もさらに検討をお願いしておきたいというふうに思っております。以上で、この項目については終わっていきたいと思います。

次に、マイナンバー制度についてであります。このことにつきましては、さきの全員協議会において社会保障・税番号制度についてということで、説明をいただいたところであります。なかなかやっぱり難しく、よく理解する部分がありませんでしたので今回通告をした次第であります。制度の導入につきましては、平成27年10月にマイナンバーと呼ばれる国民一人一人に割り当てる番号の付番の通知を行い、平成28年1月に利用開始をするということで進められているようであります。

そこで、まずお尋ねをしておきたいことは、マイナンバー制度が導入された場合に、住民サービスへの影響がどのようなものがあるかということであります。例えば、住民へのメリットもしくはデメリットがどのようなものが想定されるのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○市民部長（中村明公君） それでは、お答えいたします。

社会保障・税番号制度、マイナンバー制度と言いますので、ここではマイナンバー制度という名称でお答えをさせていただきます。

マイナンバー制度につきまして、まず初めにどのような制度か説明させていただきます。マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一の情報であるということの確認を行うための基盤でありまして、マイナンバー制度の法律性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平、公正な社会を実現するための社会基盤であります。マイナンバー制度では、住民票を有する全住民に対して、1人1番号の重複のない個人番号（マイナンバー）を住所地の市町村長が指定いたします。原則として、一度指定された個人番号は生涯変わることはありません。国の行政機関や地方公共団体などでは、社会保障分野、税分野、災害対策分野で保有する個人情報とマイナンバーとをひもづけいたしまして、効果的に情報の管理を行い、さらにマイナンバーを活用して、同一のものに関する個人情報を他の機関との間で迅速かつ確実にやり取りすることができるようになるという制度でございます。

マイナンバー制度が導入されることで、住民サービスへのメリットはという御質問でございますが、現在は社会保障、税に係る行政手続においては、それぞれ関係書類の添付が必要のため、関係機関を回って添付書類等をそろえなければならないなど住民に過度の負担があ

りますが、制度導入後は添付書類等が必要なくなるなど、将来的には窓口受け付けのワンストップサービス化などにも大きな効果を発揮するものと考えております。また、必要なときに必要な方へ情報提供等が行えるプッシュ型サービスが可能になるというメリットもございます。さらに税業務においては、より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られるなどのメリットがあります。住民に対するデメリットでございますけれども、直接的なデメリットについては現状としては判断できませんが、マイナンバー制度導入に対しての国民の懸念、不安材料として3点ほど挙げられております。まず、個人番号を用いた個人情報の追跡、名寄せ、突合が行われ、このことで集積、集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかとといった懸念、外部漏えいの懸念でございます。次に、個人番号の不正利用等、いわゆる他人の個人番号を用いたなりすまし等でございますけれども、これによって財産、その他の被害を負うのではないかとといった懸念、財産被害の懸念でございます。3点目に、国家により個人のさまざまな個人情報が、個人番号をキーに名寄せ、突合されて一元管理されるのではないかとといった懸念、個人情報一元管理の懸念でございます。マイナンバー制度を進めていく上では、これらの懸念を持たれることが制度推進上でのデメリットではないかととらえております。これらはあくまでも懸念が生じるというデメリットでありまして、実際にはその懸念に対して、すべて制度面、システム面において対策が講じられております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） それぞれにメリット、デメリットがあるようではありますが、やはりデメリットの部分、個人情報漏えいまたなりすまし、国家一元管理の問題、非常にやっぱり気になる場所であるわけなんですね。そのような点については対策等が講じられているということでもありますけれども、どういった対策が講じられているのか非常に気になる場所があります。

そこで、私たちに直結する課題については、まずやっぱり個人情報保護、漏えいの問題ですね。個人情報保護をどのような形で守っていくのかということ。それからもう一つはなりすましなどの不正行為があった場合の防止対策、これは非常に私は気になる場所です。この二つの個人情報漏えい、もしくはなりすまし、これの安全対策もしくは防止対策、これについては、現在市としてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○市民部長（中村明公君） お答えいたします。

まず、制度上の対策について、この安全対策について御説明いたします。一つ目は、特定個人情報保護評価でございます。個人番号をその内容に含む個人情報ファイルを特定個人情報ファイルと定義づけされておまして、その特定個人情報ファイルを取り扱う事務のすべてに特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析する義務を法令により

定められた事務手続でございます。個人のプライバシー等の権利、利益の保護措置が十分であるかを閾値評価というんだそうでございますが、その閾値評価と呼ばれるもので事前にチェックをいたしまして、その安全性が十分であると認めることを宣言するものでございます。二つ目は、特定個人情報保護委員会でございます。個人番号、その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講じることを任務として、平成26年1月に設けられた委員会であります。具体的にはマイナンバーを扱う行政機関、地方公共団体に対して、監視、監督や特定個人情報保護評価についての指針の作成、公表、苦情処理のあっせんを行うとしており、個人情報の漏えい等の事故防止に努めるものでございます。三つ目は、マイポータルと呼ばれているものでございます。これはインターネット上で、個人番号カードを使って自分だけが見ることができる自分専用のページにアクセスできるというものでございます。これによって、自分の個人情報がいつ、なぜ、どの機関からどの機関へ提供されたのかを確認することができる機能が備わっておりますので、不正利用やなりすましを監視することができるようになっております。四つ目は、罰則の強化がございます。なりすましなどの個人情報の不正利用また個人番号利用事務等に従事する者が、不正な利用、提供を行う等の違反行為について、従前の法律に比べ罰則を強化し、抑止力を高める対策がなされております。次に、システム上の対策として符号化と呼ばれる安全対策がございます。情報連携は個人番号とは異なる符号を使って行われるということでありまして、情報連携に個人番号を直接用いず、符号化と呼ばれる一種の暗号化を施したあとに送信する対策が講じられております。また個人情報を一元管理せず、分散管理を実施し、またアクセス制御によりアクセスできる人の制限、管理も行うよう対策が講じられております。また、本市といたしましてもマイナンバー法及び制度を正しく理解し、コンプライアンスの遵守及び個人情報保護の重要性とICTの知識について、さらに理解を深めるよう全職員を対象とした研修会を行ってまいりたいと考えております。

それから、なりすまし等の不正に対して防止対策はということでございますけれども、なりすまし等の不正に対する防止対策につきましては、本人確認を適正かつ正確に行うことに尽きるのではないかとこのように考えております。

ここで通知カードと個人番号カードの申請から交付までのことについて、簡単に説明させていただきます。最初に、個人番号を記した通知カードと個人番号カードの交付のための申請書が地方公共団体システム機構から各個人の自宅に郵送されます。次に、個人番号カード申請書と顔写真を郵送で地方公共団体システム機構に送り、その後写真付きの個人番号カードが居住地の地方公共団体に送付され、市民は受領のため市町村の窓口へ来庁するという流れになっております。個人番号カードの交付時に本人確認の徹底のために、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律によりまして、本人確認の方法について厳密に定めてございますので、それに基づき市窓口での本人確認を適正に行ってまい

ります。また、さきに述べましたマイポータルにより、各自が自分自身の情報の使用状況を随時チェックできることにより、被害の阻止、早期発見あるいは抑止力としても効果を発揮するものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） かなりの対策等が講じられているようであります。なかなかやっぱりすべての今答弁いただきました部分をなかなか理解することはできませんが、そういった厳しい対策の中で今回進められようとしているということで理解をしておきたいと思っております。ただ今回の補正予算見てみますと、電算システムの改修費が計上されているわけなんですね。総務費関連で約1,801万円、それから民生費関連で1,663万2,000円ほど計上をされているようであります。平成28年1月の利用開始ということで相当の期間がありますけれども、やはり26年度の予算、もしくは27年度の予算関係で、今後もこれ以外にもさらに経費が必要になってくるのではないかなと思っているところであります。

そこで、今後今回の補正予算以外にどの程度の必要経費をさらに見込んでおられるのか、また、その経費等については国の財政支援がどのようになっているのか、この点をちょっと確認をしておきたいと思っております。

○市民部長（中村明公君） マイナンバー制度に係るシステム改修に要する経費の今後の見込みについてお答えいたします。

今回のシステム改修につきましては、本年度から平成28年度までの3カ年を予定しております。住民基本台帳システム、税務システム、団体内宛名システムの改修等に必要な経費が、本年度1,808万1,000円、27年度966万1,000円を見込んでおります。また、国民年金、介護、医療、生活保護など、社会保障関係システムの改修に要する経費が、本年度1,663万2,000円、27年度1,613万6,000円、28年度406万1,000円の予定でございます。このほかに、国が東日本、西日本に1台ずつ構築します中間サーバーに係る地方自治体の負担金として、98万1,000円を予定しております。

次に、これらのシステム改修等に対する国の財政的支援についてお答えいたします。番号制度の導入に係る地方公共団体のシステム整備、これにはシステム設計、開発、テストが含まれます。このうち直接的に番号制度の導入に係る経費を対象としまして、平成26年度から平成28年度にかけて国庫補助金を措置することとされております。なお、システムの更新に係る経費は対象外というふうになっております。まず、総務省管轄分といたしまして、住民基本台帳システム改修、中間サーバー整備負担金、団体内宛名システム整備に対して補助率が10分の10、税務システム改修に補助率が3分の2の補助が予定されております。また、厚生労働省管轄分といたしましては、生活保護、介護、医療など、社会保障関係システムの改修に補助率3分の2の補助、この中で国民年金につきましては、10分の10の補助が予定されて

おります。なお、税務システム改修及び生活保護、介護、医療などの社会保障関係システム改修の地方負担分、これは3分の1でございますが、これにつきましては、地方交付税（普通交付税、特別交付税）の措置がされるということになっております。ただし、既に交付決定がきております本年度の総務省分の補助金につきましては、国の予算の都合上、予定よりかなり低めの決定となっているところでございまして、補助申請額は1,576万8,000円でしたが、交付決定額が1,123万3,000円を予算計上いたしております。厚生労働省分につきましては、国の補助率で算出しました総額1,126万8,000円を予算計上させていただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 経費もかなり必要になっているようであります。ただその中でもほとんど国の国庫補助金、もしくは地方交付税の措置があるというふうなことで、かなりその辺は国のほうが支援をしてくれるのかなと思っておりますが、今年度交付決定を聞いておりましたが、なかなか満額の交付決定がないということであれば、その部分については市の一般財源としての持ち出しが出てくるのかなというふうに感じたところなんです。やはりどうしても国がすべてをこういった形で補助しますよ、また地方交付税で措置しますよと言いながらも、オーバー部分については、どうしても一般財源で市の単独での負担がどうしても出てくる、そういうふうに感じたところでありまして。そうしながらやはりこれはもう制度として決まっておりますので、28年1月の運用開始に向けて粛々と進めなければいけない、そういった状況があるのかなと思っております。ただ、基本的な部分についてということですから、ほかに自治体独自でマイナンバーに取り組もうとすれば、それだけまた自治体での負担が出てくるのかなと、その辺の違いがまた各自治体でのこのマイナンバーに取り組む姿勢があらわれてくるのかなと思っております。財政的に余裕があれば、それ以外の、基本的な部分以外に人吉市独自の自治体での取り組みをする、情報を取り入れる、もしくは人吉球磨圏域で必要な同じ共通する情報等については、人吉球磨の圏域の中で協議をしながらそういった部分もカードに入れて、人吉球磨が一体となって生活できるようなそういった部分も取り組むことができるのかなとは思っています。ただその辺についてはそれぞれの自治体の判断になるのかなというふうに感じたところでありまして。非常に難しい状況もあるのかなと思っております。

そういった形で今取り組み態勢を進めておられますが、現在は市民課が主幹課となってプロジェクトチームをつくりながら、それをもとに四つのワーキンググループで作業を進められている状況のようであります。ただ、今の職員の状況を見ても、それぞれの職員の通常業務、これも大変厳しい、非常に忙しい状況があっているのかなと思っております。大変通常業務も厳しい中にワーキンググループで、さらにこのマイナンバー制度についての事業を

一つ一つ推進を図っていくと、そういった状況が私はちょっと気になるところであります。期限が決まっておりますので、その期限に合わせてきちっと取り組みをしていかなければならないということであれば、やはり前もってきちっと準備室なり特別対策室なり設置をしながら、このマイナンバー制度についていろんな問題点等がないように取り組む必要があるのかなど、そっちのほうが発案としても進めやすいのかなというふうにもちょっと感じているところですが、そういった例えば特別室もしくは準備室、これを設置して取り組んでいくというようなお考えはないでしょうか、お尋ねをしておきたいと思っております。

○市民部長（中村明公君） お答えいたします。

現在、市長、副市長、各部長で組織する社会保障・税番号制度推進本部を設置いたしまして、全庁挙げて制度導入に取り組む体制を整備しているところでございますが、その事務局につきましては、市民部市民課が担当しておりますことから、本市におきましては市民部市民課を主幹課としているところでございます。また、制度導入に向けた実際の作業といたしましては、関係課の課長級で構成するプロジェクトチームと、その傘下にあつて関係係長や担当者で構成するワーキンググループにおいて、それぞれ役割分担の上進めていくこととしております。各プロジェクト及びワーキンググループは、御指摘のとおり四つでございますが、システム改修担当は総務部契約管財課、条例整備支援、個人情報保護担当は総務部総務課、番号制度導入支援担当及び個人番号、個人番号カード利用担当は市民部市民課と既にそれぞれの関連業務を所管する部署で役割分担することが決定しておりまして、今議会におきまして、それぞれの所管部署からシステム改修等の関連予算を御提案させていただくなど、制度導入に向けた準備を鋭意進めているところでございます。

このように現段階におきましては、制度導入に向けた運用面の整備を進めていくための内部業務が主でございますので、推進本部のもとに庁内連携を密にし、それぞれのプロジェクト担当部署が本来の所管業務とマイナンバー制度との関連性の中で、制度導入に向けて必要とされる業務を着実にやっていくことが肝要と考えております。したがって、現時点におきましては、準備室等の専管部署の設置は必要ないものと考えているところでございます。一方で、今後制度導入の工程が進んでまいりまして、市民の皆様への周知や個人番号の通知、個人番号カードの交付などが始まりますと、お問い合わせや窓口対応なども増加することも見込まれますことから、その際には業務量に見合った体制整備は必要ではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） そのようなことであれば、ぜひ十分に取り組みをしていただきたいと思っております。制度導入に向けてやはり業務に見合せて進めていくということが重要であろうかと思っております。先ほど部長答弁ありましたように、周知とか交付とか、そうなりますと

非常にいろんな業務量がふえてくるんじゃないかなとそれは思います。

そこで、あと1点お尋ねしておきたいと思いますが、市民への周知、これについては今後どのように取り組んでいかれるおつもりでしょうか、お尋ねをしておきたいと思います。

○市民部長（中村明公君） お答えいたします。

国におきましては、ことしの10月から内閣府でポスターの掲示を初めコールセンターの開設、外国人向けの広報、視覚障がい者向け広報など、いろいろな方法で広報周知が計画されております。人吉市におきましても既にホームページには掲載しておりますが、常に最新の情報に更新をし、より見やすくわかりやすいページにすることを心がけてまいりたいと思います。さらに10月以降につきましては、広報等も通じて、随時市民の皆様にも周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 市民の皆様方に混乱が生じないように、今後十分な周知を図りながら取り組みを進めていただきたいというふうに思っております。以上で、この項については終わっていきたいと思います。

次に、フッ化物洗口についてであります。今回、市長の施政方針において、私立保育所においてもフッ素洗口による虫歯予防への取り組みを実施していただくよう働きかけをしてまいりたいと、また小中学生については、児童・生徒の健康な歯を維持することを目的として、本年度市内小中学校において、フッ素を含むうがい液を用いたむし歯予防うがいの実施を計画しておりますというふうに述べておられます。いよいよフッ素洗口によるむし歯予防うがいが実施されるのかなというふうに思っているところであります。このことにつきましては、これまで2回ほど質問を行ってきたところでありますけれども、今回最終的な確認ということも踏まえまして、改めて質問を行っていききたいというふうに思います。昨年12月議会におきましても、教育委員会の考え等について質問を行ったところでありますけれども、まずはその後の取り組み経過について、どのように今まで取り組んでこられたのか、この点をお尋ねしておきたいと思います。

○教育部長（井上祐太君） お答えさせていただきます。

まず、今回のフッ化物洗口に関する取り組みの中で、ただいま議員がおっしゃいましたように、施政方針の中でむし歯予防うがいという名称で取り組ませていただいておりますので、御答弁のほうはすべて教育委員会のほうはむし歯予防うがいということで名称を使わせていただきたいと思います。議員のほうはどうぞフッ化物洗口で構いませんので、よろしく願いいたします。

昨年12月定例会で議員のほうから御質問いただきました11項目についての私たちの見解を示させていただいたわけですが、その後の取り組みでございしますが、それか

ら現在の状況について、少し詳しく説明をさせていただきます。まず、今年度初めに各学校で行われます家庭訪問の際に、教職員の先生方から市内全児童・生徒の保護者のほうへ人吉市「むし歯予防うがい」についてのお知らせを配布させていただきました。あわせてこのお知らせの内容につきましては、市のホームページ、それから広報のほうにも掲載をさせていただいております。次に、教職員の先生方への説明会でございますが、8月に2回ほど実施をしております。さらに9月3日に開催されました定例市内校長会におきましては、学校で実施される際の具体的なスケジュールを案として示させていただいたところでございます。このスケジュールや具体的な実施の方法につきましては、現在各学校におきまして検討をさせていただいているところでございます。学校や保護者の方への周知とあわせまして、教育委員会のほうでは学校歯科医、それから学校薬剤師の先生方にも実施の際の協力につきまして、御了承をいただいているところでございます。以上が経過でございます。

お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 今までの状況等説明いただきましたが、ただ、今の答弁聞いてやっぱり私若干気になった点があります。最初に家庭訪問の際に教職員の先生方から市内全児童・生徒の保護者にむし歯予防うがいのお知らせを配布してもらったというふうに今答弁されましたよね。先生方に何の説明もしないで、いきなり資料を配布してくださいと配布されて、その場で保護者の方からいろんな質問をされた場合に、先生方はどのように答えをされるのでしょうか。全く知識がない先生が家庭訪問で話をしながら、ならこれはどういうことでしょうかということその場で話をされたときに、恐らく先生方は答えようがなかったんじゃないかなと思ってます。これについては私は早すぎたのかなと、やはり先生方にはちゃんと説明をした上で、保護者に配布するのであれば、先生方十分理解した上で配布をすべきではなかったのかなというふうにちょっと私は感じたところであります。また、そうしながら8月に先生方の説明については2回実施をされたというわけですよ。ですのでその辺の家庭訪問の際の文書の配布、これはちょっと理解に私は苦しんでおります。ちょっと問題があったのかなというふうに私は思っているところです。ただ、それはもう実際配布してありますし、ホームページ等にも記載してあるということで答弁をされました。それで、先ほど教職員の先生方に説明会を実施されたということで答弁をされましたけれども、説明会の状況についてどうだったのか、また先生方の反応がどうだったのか、この点をお尋ねをしておきたいと思います。

○教育長（末次美代君） 今議員のほうからございました点につきまして、本当におっしゃるとおりだということはあると思います。御質問にお答えさせていただきたいと思います。

市内各小中学校の教職員の先生方への説明会につきましては、先ほど教育部長が申しましたように8月18日、26日の二日間開催いたしました。学校関係者の方々238名、これはほぼ

100%の方に出席いただいております。説明会では、市の保健センターから人吉市「むし歯予防うがい」の概要について、人吉市歯科医師会の先生からは、むし歯予防うがいによる歯の健康づくりについてお話をいただいたところでございます。教育委員会からのほうは、導入までのスケジュール等について説明させていただきました。また説明会の中で、市内の幼稚園や現在実施しております球磨郡内の小中学校で行われているむし歯予防うがいの様子について、映像でごらんいただいたところでございます。説明会に参加された先生方からは、保護者からの問い合わせがあった場合の対応、そして、万が一事故が起きた場合への対応等について質問がございました。これらの疑問点につきましては、保護者への説明会の際に、市及び市教育委員会で責任を持って説明を行っていくこと、また文書等により保護者への周知を図っていくこと、あわせて事故が発生した場合の具体的な対応方法等について、説明させていただきました。また、改めてむし歯予防うがいの実施につきましては、市及び市教育委員会が責任の主体であることも確認させていただきました。説明会に参加された先生方からは、「むし歯予防うがいについて少し難しくとらえていました」といった感想も寄せられており、今回の説明会でおおむね御理解いただき、先生方の実施に対する不安感や負担感の軽減について、いくらかはつながっていったものではないかと私自身感想として思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 教育長のほうから教職員の先生に対する説明会の状況等答弁いただきました。教育長はおおむね理解をしていただいたものと、そういった形で理解をされておられるようであります。私もある先生からもそういった状況等を聞きました。私はそうなのかなとちょっと感じたところもあります。先生方にはそれぞれのとらえ方がありますので、そういうふうに安心をされた先生方も実際にはいらっしゃるんじゃないかなとは思ってます。ただ、やっぱりどうしてもそういった雰囲気の状態をちょっと私も聞いたときに、例えば質問に対しての執行部からの的確な答弁といいますか、そういった部分がなかった部分もあったと、非常にあいまいな答弁があったというふうなことも聞いておりますし、やはりそのような雰囲気の中で教職員の皆さん方がざわざわとしたということであれば、やはりそのざわざわというのは、やっぱり不安、動揺がそういった形に出てきたのかなと私は感じたところなんです。ですので、やっぱり一概にすべての先生方が理解をされたのかどうかというのはわかりませんし、中には理解をされた先生方、もしくはさらに不安感といいますか、不安感が若干増した先生方、そういった先生方もおられたのではないかなと、私はある先生から話を聞いた中では感じたところでもあります。そういったところもお含み置きいただきたいなと思っているところであります。

ただ今後、先生方はほぼ100%の出席の中で説明会をされておりますが、今後は保護者に

対しても説明会をされるというふうに聞いておりますけれども、今後保護者に対する説明会の中で、私はもう以前からずっと説明会に対してのインフォームド・コンセントをきちっと十分に含めてというような形で要望をしておりますけれども、そういった部分について、保護者への説明会の中ではどのように説明をされるのでしょうか。教職員の先生方と同じような説明をされるのかどうかをお尋ねをしておきたいと思っておりますし、保護者の中でなかなか参加できない方もいらっしゃると思っております。説明会の参加者が少なかった場合の対応、もしくは周知についてはどのように考えていらっしゃるのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

今回のむし歯予防うがいにかかわりますインフォームド・コンセントとは、保護者の方々にていねいに実施の趣旨や内容、そして具体的な方法等について説明し、十分御理解、納得いただいた上でお子さんへの実施の同意をいただくということであると私は考えております。保護者への説明会においても、教職員向けの説明会同様、保健センター、人吉市歯科医師会の先生、それから学校教育課からと、それぞれの立場からお話をさせていただきます。具体的な内容を幾つか御紹介いたしますと、まずむし歯予防うがいの効果でございますが、うがい液にフッ素を使用するという事で、その働きによって歯質が強化され、虫歯を予防するというものでございます。次に、フッ素を使用する危険性でございますが、フッ素は人間の体内にも存在し、自然界にも広く存在している必須栄養素であり、医学的にはアレルギー反応などについては、ほとんど考えられないと言われておりますが、まれに過敏反応による唇周囲のかゆみやはれなどが発生することがあると言われております。また、うがい液を誤って飲み込んでしまった場合も考えられますので、学校における緊急な対処は言うまでもなく、場合によっては医療機関の受診もお願いすることにしております。そして、何よりこのむし歯予防うがいは、あくまで実施を希望される保護者の児童・生徒のみに対して行うものであるということを、すなわち保護者の同意が必要不可欠ということを改めて説明させていただきたいと存じます。

いずれにしましても、むし歯予防うがいのインフォームド・コンセントをより確かなものにするためには、より多くの保護者の方に説明会に御出席いただくことが重要であると考えております。また、説明会への出席を希望されなかった保護者には、既に御理解いただいている方もおられるかとは存じますが、本年度の実施開始前には改めて周知してまいりたいと存じます。今月9日、17日、25日と各中学校区ごとに曜日をずらし、3回の保護者説明会を予定しており、既に1回目の保護者説明会を一昨日の9日に大畑小学校において実施したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 保護者の説明会、3回実施を予定されているということですね。実際一昨日はもう大畑小学校で開催されたようでありますけれども、中学校区ごとに開催をされているようでありますけれども、私はやっぱり今回それだけ重要なことを取り組みをされるということであれば、小学校単位で説明会を実施されるのかなと私は思っていたところなんです。なかなか業務が忙しい状況もあろうかなとは思いますが、それだけ保護者に十分に理解をいただく、また保護者の同意をとって実施をしていくというふうなことを考えて取り組みをされるということであれば、やはり当然その学校学校単位できちっとした保護者に対する説明会が私は必要なんじゃないかなとちょっと感じたところであります。

そういった中で大畑小学校における説明会、実は若干話をお聞きしましたが、資料私もちょっといただきました。恐らくこの説明会の資料については、教職員の先生方に説明をされたやつと同じ資料で説明をされているんじゃないかなと思っておりますが、教育長が先ほどインフォームド・コンセントの考えの話をされましたけれども、若干私はそれで十分にこの資料を見て、そのインフォームド・コンセントが果たされているのかなと若干感じたところなんです。資料を見てみましても、やはりフッ素の安全性等についてはいろんな形で記載をされています。ところが、やはりこのフッ素が及ぼす危険性、もしくはリスクについては全く書いてありません。口頭で今教育長はアレルギーが起こったりとかいうふうな形での若干の危険性があるというふうな形で答弁はされましたけれども、資料としては全くそういったこと書いてないわけなんです。やはりそういった部分も資料にきちっと明記をして、安全性と危険性のリスク、それも十分に資料に明記をして、説明会を私は実施されるべきではなかったかなと私は思っています。それが私が以前から言っていたインフォームド・コンセントを十分にお願ひしますと言った部分なんです。そこで若干私はちょっと残念だなと思いましたが、そういった形で説明会はされています。

一つ私がぬぐいきれない点は、十分なインフォームド・コンセントが行われたのかどうか、また今後も行われるのか、この辺については若干私の中では疑問として残っています。もう一つは、そういった中で説明をされますけれども、最終的には先ほど教育長が保護者の同意をとって行うということとされていますので、その保護者の同意については、今回最初に取り組むときの1回限りの同意をとって実施をされるのか、もしくは毎年度、毎年毎年同意をとって説明をする、もしくは説明に必要な資料等を配布をされながら、毎年毎年同意をとって実施をされるおつもりなのか、この辺はちょっと確認をしておく必要があるのかなと思っておりますので、この点についてお考えをお尋ねをしておきたいと思っております。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

保護者への同意の取り方につきましては、本年度は実施開始前に、来年度以降は年度当初に保護者の方に希望の確認をさせていただきたいと存じます。要するに毎年毎年やっていくということでございます。なお、年度途中でも保護者の方からの申し出があれば、例えばお

子さんに対するむし歯予防うがいを当初は同意しなかったけれども、途中からやりたいということであれば実施を、逆にちょっと合わないということであれば取りやめにつきましても、それはしっかり丁寧に対応させていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） ぜひそのようによろしく願い申し上げたいと思います。その中であってもどうしてもやっぱり気になるのは、教職員に対する負担の問題、これはどうしても私もぬぐいきれない部分があるわけなんです。学校内もしくは教室内、教室ごとに実施が行われると思いますので、やっぱりどうしても担任の先生方に何らかの負担がかかってくる、そういうふうを感じるわけなんです。例えば、コップにつき分けるとか、運ぶとか、見守るとか、後片づけを見守るとか、いろんな形でその担任の先生方に負担がかかってくるのかなど気になっているところです。実際、球磨郡内の行っている学校の様子をちょっと聞いても、やはり例えば人的な部分とか予算的な部分で不足をしていると、そういった状況の中で最終的には学校任せにしながら、結局は担任の先生の負担にかかわってきていると、そういった状況も聞いておるわけなんです。最終的にはやっぱり担任がそこできちっと見て、指導といいますか、そういった形でしなければいけないというようなことで話を聞いてます。教職員の先生方に対する負担の軽減、これについてはどのようにお考えなのか、ここで改めて確認をしておきたいと思います。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

今回のむし歯予防うがいの実施につきましては、議員が御心配されている点も含めまして、新たな取り組み、そして学校での実施ということでございますので、当然のことながら学校への一定の負担をおかけすることになると考えております。それでも人吉市教育委員会におきましては、これまでも教職員の方々への負担をでき得る限り少なくするために、綿密な準備を進めてきたところでございます。具体的には薬剤の管理、保管、うがい液の作成、分注ポンプの消毒などは、学校薬剤師の方々等の御協力により、学校外で行うこととしております。先ほど教育部長から答弁がありましたように、現在各学校におきまして、具体的な実施方法について御検討いただいているところでございます。児童・生徒の発達段階や学校、学級規模によって実施方法に違いが出てくることが考えられますし、その違いは教職員の先生方への負担感の違いとしてあらわれてくる可能性がございます。教職員の説明会の折にはおおむね御理解いただいたと思う、また負担、不安感の軽減につながったものだと思うとは申しましたものの、今後もしっかりと各学校からの御意見をお聞かせいただき、少しでも負担感の軽減につながりますよう努力し、対応させていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） ぜひ教職員の先生方の負担感の軽減につながるように今後も努力をしていただきたいと思います。ぜひよろしくお願ひ申し上げたいと思います。一応教育委員会については、以上で質問を終わっていきたいと思います。

次に、保育所におけるむし歯予防うがいの取り組みについてちょっとお尋ねをしておきたいと思っています。現在保健センターにおいても1歳2カ月児、もしくは1歳8カ月児においてフッ素塗布を実施されておられると思っています。そこで、そのフッ素塗布の経過と現在の状況について、まずお尋ねをしておきたいと思っています。

○健康福祉部長（松岡誠也君） 皆さん、こんにちは。お答えいたします。

保健センターでのフッ素塗布事業でございますが、これは1歳8カ月児健診の際に、1歳2カ月と1歳8カ月の幼児を対象に、歯科医によるフッ素塗布を行っているものでございます。事前にフッ素塗布の効果とリスクを説明した文書と同意書をお送りし、希望される保護者のお子さんに対し塗布を行っております。平成24年度から開始しことしで3年目となりますが、昨年1年間の実績といたしましては、1歳2カ月児で対象者295名に対し実施数150名、実施率50.9%、1歳8カ月児で対象者303名に対し実施数254名、実施率83.8%となっております。

以上、お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 1歳2カ月児、もしくは1歳8カ月児の実施率、かなり高い実施率で行われているようであります。そういった経過を踏まえて、今回保育所においてもむし歯予防うがいを実施するような方向で検討されてきたのかなと思っているところなんです。今回改めて保育所においてむし歯予防うがいをを行うきっかけ、もしくはそのようにするまでの経緯についてはどのような状況だったのか、この点を確認しておきたいと思っています。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えします。

保育所でフッ化物洗口を推進することとしたきっかけでございますが、市長の施政方針でも申し上げましたとおり、本市の児童は虫歯が多いというのが一番の要因でございます。改めて数字を申し上げますが、平成24年度の年長児の虫歯有病者率、虫歯にかかっている子供の率ですけれども、65.3%ということですが、全国平均と比較しても熊本県は虫歯が多いということですが、県の平均が51.4%ですから、それよりもさらに悪いという状況でございます。保護者の皆様、保育所の先生方の虫歯予防の取り組みの御努力はあるものの、さらにフッ化物を使った虫歯予防という取り組みを進めなければ、このままでは子供たちの生涯の健康にも影響があるものと考えております。そのようなことから、本年3月に策定いたしました第2期の健康増進計画・食育推進計画におきまして、歯・口腔の健康対策の取り組みとしてフッ化物を使った取り組みを定めたところでございます。また、昨年9月9日付の人吉保健所長からの通知において、学校でのフッ化物洗口の実施を積極的に推進するという

県健康づくり推進課及び県教育庁の体育保健課の方針が示され、本市の小中学校においてもフッ化物洗口を実施することとなっております。既に市内のすべての幼稚園ではフッ化物洗口が実施されており、特に歯のエナメル質が形成される幼児期が最も大事な時期であることにかんがみ、残る保育所でもフッ化物洗口の実施を推進していくこととしたところでございます。

以上、お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 確かに第2期の人吉市健康増進計画・食育推進計画、これを見ますと、歯・口腔の健康ということで掲載をされております。ただ、これを見てちょっと気になったのは、一つはこの資料については、先ほど部長は虫歯保有率でパーセントを年長児の実績を答弁されたわけなんですね。ところがこの健康増進計画書を見ますと、これには虫歯の現状としては3歳児で虫歯がない者の割合、もしくは12歳児の虫歯のない者の割合として実績のパーセントを示してあるわけなんですね。これを見ますと、今部長が答弁された逆のパーセントがこの計画書には書いてあるということだと私は思っています。ただ、こういった計画書に基づいてこの政策を進めるんだからというふうに答弁されましたけれども、そうであればここに記載してある数字等はなぜ説明されないのかなとちょっと感じたんですね。私はどこからこの数字が出てきたのかなと、施政方針でうたってある、部長が答弁されたその虫歯保有率の割合について、どこからきたのかなということで、ちょっとこういった計画書も見てみたわけなんですね。そしたら計画書にはそういったことは全く書いてなくて、ない者の割合がこれだけだというふうな形で記載してあるもんですから、この計画書に基づいて同じような答弁ができなかったのかとちょっと感じたところではあります。

そのような中で今後実施をされると思いますが、保育所の先生方、保育所に対する説明、これについてどのように考えておられるのか。あと1点は、先生方もそうですけれども、保護者の方に対する説明、もしくは保護者に対しては、やはり教育委員会は同意をとるということで話をしていますから、保育園についても同意をとられるのかなというようにちょっと思っているところですが、保護者に対しての説明、もしくは保護者に対する同意のとり方、これについてはどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

保育所、保育士への説明でございますが、保育所につきましては、市立の小中学校と違い、私立の保育所でございますので、事業実施の主体は各保育所ということになります。事業を実施するかどうかは保育所の園長先生の御判断ということになりますが、市といたしましては、まず園長あるいは主任の先生方にフッ化物洗口の有効性などを御説明し、ぜひ取り組んでいただけるようお願いしてまいりたいと考えております。その上で御理解いただき、取り組んでいただくということになった保育所に対しましては、本市の保健師、歯科衛生士が出

向いて御説明するなど、フッ化物洗口の意義、方法、注意点など不安なく取り組んでいただけるよう丁寧に御説明することといたしております。また、既に市内の幼稚園ではフッ化物洗口を実施されておりまして、園に赴きお尋ねすると、やってみると思いのほか簡単だったというような感想もお聞きしております。そういった幼稚園での取り組みの例なども情報としてあわせて提供してまいりたいと考えております。

それから、次に2番目の保護者に対する説明ということでございますが、保育所においてフッ化物洗口を実施していただく際には、市としましてもできる限り連携、協力をしてまいりたいと考えております。各園には嘱託の歯科医の先生がいらっしゃいますので、その先生が御説明されるというケースが多いかと思いますが、保健センターの保健師、歯科衛生士もおじゃまして御説明し、御質問にお答えするなど十分な対応をとってまいることとしております。また実施に当たりましては、熊本県のフッ化物洗口実施マニュアルなどを参考に進めていくこととなりますが、その中でも、開始前に子供の保護者から承諾をいただいて進めることとされております。書面での同意書のあるお子さんについて実施し、希望されない保護者のお子さんについては、真水で洗口するなどの配慮もお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） あと1点確認をしておきたいと思いますが、教育委員会に対しても確認をしたところなんです、万が一事故等があった場合の責任の所在、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

小中学校におきましては、市立ということで実施主体は市でございますので、市の責任において対処するということになると思いますが、保育所の場合は私立の保育所であり、実施主体は各保育所ということになります。万が一事故がありました際には、第一義的には各保育所において対処されることとなると考えておりますけれども、市が健康増進計画に基づき事業を推進し、補助事業として保育所をお願いするものでございますので、保育所に任せることなく市が連携し率先して対応することにより、保育所や保護者の心配、不安につながらないように対処してまいりたいと考えております。

以上です。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 確かに市立と私立の違いはあろうかと思えます。ただ、私立であっても、私立だから各保育所が主体になる、それは当然かもしれません。先ほど部長答弁されましたように、保育所に任せることなく市としても連携をして対処していくということで答弁されましたので、恐らく市も何らかの責任を考えていくんだというふうに私は理解をしてお

きたいというふうに思っています。それは、いくら私立の保育所であってもすべて認可保育所なんです。認可保育所で基本的には保育園に対する入所措置、これは当然福祉事務所が入所措置を行っている、また保育料についても福祉事務所が保育料を決定している、また福祉事務所の監査が各保育園に対しても行われている、そういったことを考えれば、全く私立だからということは考えられないんじゃないでしょうか。そこに市が関与してますので、その関与している部分については、市の責任も当然そこに関与しなければいけない、私はそういうふうに思います。そのところは部長はそこまで答弁されませんでしたけれども、私は当然そういったことも含めて、保育園と市が連携をしてきちっと対処をしていくというふうに私は理解をしておきたいと思っておりますので、そのように話をしておきたいと思っております。ぜひそういったことでもよろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

あと1点、今回補正予算26万円の補助金が計上されてますけど、この補助金、これは1回限りなのか、それとも毎年度補助されるのか。先ほど部長が補助事業だからというふうな形で答弁はされました。1回限りの補助なのか毎年行われるのか、この点も確認をしておきたいと思っております。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

今回の補正予算案におきまして、むし歯予防対策事業補助金として26万円を計上させていただいております。これは市内の認可保育所を対象として、フッ化物洗口を実施していただく際の経費として半年分の薬剤費、それから洗口用のポンプ、コップなどの機材購入費として、1園当たり2万円を限度に助成するものでございます。本事業は、あくまでもフッ化物洗口を推進するためのモデル的な補助として考えておきまして、各園1回限りと考えております。既に実施している幼稚園に伺いますと、例えば1人当たり年間300円から400円を保護者から徴収されている園、または運営費の中から捻出されている園などそれぞれのございですが、年間通しての薬剤費は3万円から4万円程度であるということでございしますので、2年目以降については、各園で対処していただけるものと考えております。

以上でございます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 教育委員会、それから健康福祉部にかなり踏み込んだ質問をしてきましたが、あくまでもフッ化物洗口を否定するものではありませんが、やはりきちっと先生方、もしくは保護者に対しては十分な説明、インフォームド・コンセントを行いながらきちんと保護者の同意をとっていくと、そういった手順をきちっと踏まえながら取り組む必要があるんじゃないかなというふうに思っているところです。若干時間がありませんけど、私が私なりに若干気になる点をお話をちょっとしたいと思っておりますが、実は1994年にWHOがフッ素に関するテクニカルレポートを出しているようなんですね。その中にはフッ素塗布は、以下の二つの虫歯にかかりやすいものに限るということで、矯正装置装着者、頭頸部がんで放射線

照射による放射線炎患者で虫歯が多発するもの、もう一つは、フッ化物洗口は6歳未満の子供には禁忌、強く禁止という二つの部分が掲載をしてあるということのようであります。幼児のフッ素洗口については飲み込む量が多いと、また非常に危険であるということがわかって、そのようなことをWHOがレポートとして出しているようでありますが、日本では6歳未満のフッ素洗口は広く行われているところなんです、結局フッ素洗口に関して6歳未満禁忌と訳するところをフッ化物洗口は6歳未満の子供には処方されないといまいな表現で、さらには6歳未満でも洗口が上手にできればその限りではないというような訳し方をとらえて取り組みをされているような状況があるようであります。そういった部分が一つ私は気になっておりますので、そういった部分はぜひお読みいただきたいなと思っています。また、フッ素による全身に対する影響として、一つは知能低下が考えられる、二つ目にがんの増加が考えられる、三つ目に骨硬化症、四つ目に骨折、また五つ目にダウン症、また六つ目に甲状腺機能低下症というような状況が、やはりフッ化物が蓄積することによって発症するんだというような例があるようであります。そういった部分もきちっと踏まえながら保育園児、それから小中学校で行うということであれば、結局12年から13年ほど学校の中でフッ化物洗口をするわけですね。そしたらそれをきちっと水でうがいをしないと、そこを十分にさせないとそれが体内に蓄積されると。その蓄積によってそういった影響が将来にわたって出てくるという可能性があるなと思っています。そういった部分もきちっととらえる必要があるんじゃないかなということで、申し述べておきたいと思っています。そういった部分もきちっとリスクはリスクとしてとらえながら、そしてやっぱりきちっとした考えのもとに市の責任を果たす、市の責任のもとに取り組みをきちっと行っていただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

最後に、介護相談員派遣事業について通告をしております。時間が若干足らなくなるかもしれませんが、時間の範囲内で質問をしておきたいと思っております。介護相談員派遣事業について、どういうものかまずお尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（永山芳宏君） ここで、会議時間を延長いたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

介護相談員派遣事業とは、市が委嘱した介護相談員を特別養護老人ホームや老人保健施設、デイサービス事業所などの介護サービスの提供の場に派遣し、利用者や家族から介護サービスに関する疑問や不満等を聞き、サービス提供事業者との橋渡しをしながら利用者や御家族が持つておられる疑問や不満、不安の解消や問題の改善、介護サービスの質的向上などを図ることを目的とした事業でございます。

以上、お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） そのような事業を今年度から取り組まれるということであります。人

吉市の取り組み状況、それから県内自治体の取り組み状況がどうなのか、この点をお尋ねをしておきたいと思います。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

本市におきましては、本年度から事業に取り組んだところでございまして、7月に1名を委嘱し、熊本県が主催いたします研修会に参加していただいているところでございます。事業所に対する周知も行っておりまして、派遣を希望する申し出もございましたので、9月から派遣がスタートいたしました。また、県内の状況でございますが、県の情報によりますと平成26年3月末現在では、二つの自治体の実施をしております。本年度から本市を含め、新たに11自治体が事業に取り組んでいるところでございます。

以上、お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 今年度からほかの自治体でもかなり取り組みをされるようであります。

こういった介護相談員の方と違って、地域には民生委員さんとか高齢者相談員さんの方たちがおられるわけなんです。そういった方たちがそれぞれ地域の高齢者とか介護を必要とされる方等の相談等については、必要に応じて対応しておられるのかなと思っているところなんです。そこで、新たにこういった介護相談員の派遣事業というような形で、介護相談員の制度に取り組んでおられますが、民生委員さんとか高齢者相談員さんとの違いがどこにあるのか、もしくはこの介護相談員派遣事業を行うことによる効果についてはどういったことが考えられるのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

民生委員、高齢者相談員の皆様には、介護に関するだけでなく、さまざまな相談を受けていただいたり、行政とのパイプ役となっただけなど、地域における身近な福祉の窓口として大変重要な活動をしていただいているところでございます。地域活動には欠かせないものであると認識しておりまして、日ごろの献身的な活動につきましては、心から感謝を申し上げるところでございます。民生委員、高齢者相談員の活動と介護相談員派遣事業の違いでございますが、民生委員、高齢者相談員の活動は、地域での活動でございます。介護相談員派遣事業は、介護サービスの提供の場を訪ねサービス提供状況を確認したり、利用者や御家族のお話や相談を聞くということでございます。介護保険という利用者と事業者との契約関係の中で、サービスの利用者と提供者、市民と行政、それぞれの橋渡し役を担う活動を行うものでございます。その活動範囲が介護サービスの提供の場と限られているのが一番の違いであると考えております。

次に、事業効果でございますが、介護保険制度におきましては、介護保険に関する苦情の対応などは熊本県国民健康保険団体連合会や市の高齢者支援課などが窓口となっておりますが、これらの窓口は、何らかの問題が生じた場合の事後的な対応が中心となっております。

介護相談員派遣事業は、きめ細かな対応により苦情に至る事態を未然に防止したり、利用者の日常的な不安や疑問などをお聞きし、普段職員に言えないような要望も相談員には素直に話すことができ、そのことをサービス提供事業所に伝えることで改善が図られ、利用者の満足度が向上することや派遣を受けた事業所における介護サービスの質の向上が図られることを期待しているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 介護施設だけの取り組みじゃなくて、やはり介護を利用される方、在宅介護の方もいらっしゃるわけですよね。例えば事業所についてはそうかもしれませんが、在宅介護に対する相談等についての対応、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

介護相談員を派遣する場所は介護サービスの提供の場でございますので、訪問介護や訪問看護などを提供している利用者宅、利用者の自宅ですけど、そこも想定しております。ただ、現時点では在宅での介護サービスの提供の場に派遣している自治体は少ないようでございます。現在介護相談員の数は1名でございまして、まずは御利用者、家族及び介護サービス事業所の御理解、御協力を得ながら、本事業が本市に定着していくことに力を注いでまいります。将来的には、訪問介護や訪問看護を提供する場につきましても派遣ができますよう努めてまいりたいと考えております。それまでは、在宅での介護サービスに関する相談に限らず介護全般に関する相談につきましても、市の高齢者支援課、元気・長生きセンター、すなわち地域総括支援センターでございしますが、こちらで承っております。また、県の国民健康保険団体連合会、通称国保連と申しますけれども、こちらでも苦情相談を受け付けております。先ほど申し上げましたように、地域の民生委員さん、それから高齢者相談員さんに御相談いただいてもよろしいかと考えております。

以上です。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） もう時間がなくなりました。ただ、この介護相談員派遣事業、これについては介護保険スタートの日からメニューとしてあったようなんですね。平成18年の介護保険の改正によって地域支援事業のメニューに取り組みまれたと、そのような経過があるようでありまして。制度スタート開始から取り入れている自治体については活発に取り組みされていると、そういった状況もあるようでありまして、熊本県内自体が取り組みが遅くなったのかなという気がしております。ただ、このような介護相談員派遣事業に取り組むことによって、人吉市内の施設はもとより、どの施設でもどこを利用しても公平なサービスが受けられるように、利用者の方が気持ちよくサービスを受けられると、そういったことができるように介護相談員の充実を図っていただきますようお願いして、一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

日程第25 委員会付託

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第25、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第69号から陳第33号までを一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案、陳情を局長より付託いたします。

○議会事務局長（赤池謙介君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成26年9月第5回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第69号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第5号）につきましては、3ページの〔別記〕に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。また、陳情の件名につきましては、4ページに記載してありますので、念のため申し上げます。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第69号	平成26年度人吉市一般会計補正予算（第5号）	各委 [別記]
議第70号	平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第71号	平成26年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第72号	平成26年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第73号	平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第74号	平成26年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第75号	平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第76号	平成26年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）	経建
議第77号	平成25年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	厚生
議第78号	人吉市いじめ調査委員会設置条例の制定について	総文
議第79号	人吉市いじめ問題対策連絡協議会設置条例の制定について	総文
議第80号	人吉市税条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第81号	人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	厚生
議第82号	人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	厚生
議第83号	人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	厚生
議第84号	人吉市風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定について	経建
議第85号	人吉市道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第86号	人吉市道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第87号	工事請負契約の締結について	経建
議第88号	損害の賠償について	総文
議第89号	損害の賠償について	経建
議第90号	市道路線の廃止について	経建
議第91号	市道路線の認定について	経建
陳第33号	県下14市で一番高い下水道料の引き下げを求める陳情	厚生

[別記]

議第69号 平成26年度人吉市一般会計補正予算（第5号）	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正（全款） 第3条 地方債の補正
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 1款 議会費 2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民 基本台帳費を除く） 9款 消防費 10款 教育費 14款 予備費 第2条 債務負担行為の補正（10款 教育費）
○厚生委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民 基本台帳費） 3款 民生費 4款 衛生費
○経済建設委員会	第1条 歳出予算の補正 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 11款 災害復旧費

○議長（永山芳宏君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 4 時02分 散会

平成26年9月第5回人吉市議会定例会会議録（第5号）

平成26年9月24日 水曜日

1. 議事日程第5号

平成26年9月24日 午前10時 開議

日程第1	議第78号	人吉市いじめ調査委員会設置条例の制定について	}	総文		
日程第2	議第79号	人吉市いじめ問題対策連絡協議会設置条例の制定について				
日程第3	議第88号	損害の賠償について				
日程第4	議第80号	人吉市税条例の一部を改正する条例の制定について	}	厚生		
日程第5	議第81号	人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について				
日程第6	議第82号	人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について				
日程第7	議第83号	人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について				
日程第8	議第84号	人吉市風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定について	}	経建		
日程第9	議第85号	人吉市道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について				
日程第10	議第86号	人吉市道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例の制定について				
日程第11	議第87号	工事請負契約の締結について				
日程第12	議第89号	損害の賠償について				
日程第13	議第90号	市道路線の廃止について				
日程第14	議第91号	市道路線の認定について	}	各委		
日程第15	議第69号	平成26年度人吉市一般会計補正予算（第5号）				
日程第16	議第70号	平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）				
日程第17	議第71号	平成26年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）			}	厚生
日程第18	議第72号	平成26年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）				
日程第19	議第73号	平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）				

日程第20	議第74号	平成26年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）	}
日程第21	議第75号	平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算 （第2号）	
日程第22	議第76号	人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）	— 経建
日程第23	陳第33号	県下14市で一番高い下水道料の引き下げを求める陳情	— 厚生
日程第24		市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告	
日程第25		治水・防災に関する特別委員会委員長の報告	
日程第26		人吉球磨広域行政組合議会の報告	
日程第27		委員会の閉会中の継続審査及び調査について	

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 日程第1 から日程第27まで議事日程のとおり
- ・ 追加日程
 - 議第92号 平成25年度人吉市歳入歳出決算認定について
 - 報第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- ・ 追加日程
 - 平成25年度決算特別委員会の設置について
- ・ 追加日程
 - 意見第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書

3. 出席議員（18名）

1番	宮崎	保君
2番	高瀬	堅一君
3番	村口	隆君
4番	大塚	則男君
5番	平田	清吉君
6番	犬童	利夫君
7番	松岡	隼人君
8番	井上	光浩君
9番	豊永	貞夫君
10番	川野	精一君
11番	笹山	欣悟君
12番	西	信八郎君
13番	村上	恵一君

14番	田 中 哲 君
15番	仲 村 勝 治 君
16番	三 倉 美千子 君
17番	森 口 勝 之 君
18番	永 山 芳 宏 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
副 市 長	坂 崎 博 憲 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	末 次 美 代 君
総 務 部 長	中 村 則 明 君
市 民 部 長	中 村 明 公 君
健康福祉部長	松 岡 誠 也 君
経 済 部 長	松 田 知 良 君
建 設 部 長	田 中 幸 輔 君
総 務 部 次 長	迫 田 浩 二 君
市 民 部 次 長	加 賀 邦 保 君
健康福祉部次長	中 川 一 水 君
経 済 部 次 長	大 淵 修 君
経 済 部 次 長	廣 田 五 浩 君
建 設 部 次 長	山 田 巧 君
建 設 部 次 長	木 村 秀 敏 君
総 務 課 長	溝 口 尚 也 君
企画財政課長	告 吉 眞二郎 君
自治振興課長	小 澤 洋 之 君
会 計 管 理 者	椎 葉 幹 夫 君
水 道 局 長	東 俊 宏 君
水 道 局 次 長	愛 甲 泰 士 君
上 水 道 課 長	那 須 義 徳 君
教 育 部 長	井 上 祐 太 君
教 育 部 次 長	今 村 修 君
教 育 部 次 長	東 和 人 君

農 業 委 員 会 長
事 務 局 長

舟 戸 幸 弘 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	赤 池 謙 介 君
次	長	山 本 繁 美 君
庶 務 係 長		椎 葉 千 恵 君
書	記	白 坂 禎 敏 君

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、早速議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次採決をいたします。

日程第1 議第78号から日程第3 議第88号まで

○議長（永山芳宏君） まず日程第1、議第78号から日程第3、議第88号までの3件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） おはようございます。それでは、総務文教委員会に付託されました日程第1、議第78号から日程第3、議第88号までの3件について、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、議第78号人吉市いじめ調査委員会設置条例の制定については、いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として人吉市いじめ調査委員会を設置するため、新たに条例を制定するものです。これは、いじめにより重大事態が発生した場合には学校や教育委員会で調査をし、その結果は教育委員会から市長へ報告されますが、その報告について市長がさらに調査が必要と認めるときに、附属機関である人吉市いじめ調査委員会において再調査をするというものです。まず、いじめ防止対策推進法の概要と本条例の説明を受け、審査に入りました。

委員からの質疑に対し、委員の選任については、県の条例では2年の任期で委嘱してあるが、本市においては重大事態の発生がまれであると考えられること、また個別の事案ごとに委員もかわることを想定し、事案ごとに委員5名を委嘱することになっている。また、罰則規定については、委員は専門的な有識者であるので、守秘義務の重要性については十分理解、熟知されていることを踏まえて規定していないとの答弁がっております。委員から、重大事態の再調査については公平、公正な調査になるよう慎重にしていきたい旨の意見がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第2、議第79号人吉市いじめ問題対策連絡協議会設置条例の制定については、議第78号と同じく、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に係る機関及び団体との連携を図る目的で、人吉市いじめ問題対策連絡協議会を設置するため、新たに条例を制定するものです。

執行部から資料をもとに説明を受け、委員からの質疑に対し、第3条第1項第6号、その

他教育委員会が必要と認める者とは、人吉市子ども・子育て相談員、保健センター保健師、民生・児童委員代表、主任児童員代表、人吉っ子アドバイザー代表などを考えている。また、県内の設置状況は14市中、荒尾市、玉名市が設置でその他は今年度に設置を検討されているとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第3、議第88号損害の賠償については、平成26年5月20日未明、人吉市立人吉西小学校敷地内に植えてあるセンダンの木が夜半からの風雨の影響によって、隣接する熊本県立球磨工業高等学校側へつけ根から倒木し、工業高校工敷地内に敷設されていた電線が破損した事故について、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し和解するものです。市の賠償額は25万4,384円であります。

委員からの質疑に対し、賠償金は全額保険で賠償される。また、電線の破損によるほかの機器への影響はなかった。隣接している樹木の調査は根腐れ調査など今後検討していくとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第78号から議第88号までの3件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第78号、議第79号、議第88号は、原案可決確定いたしました。

日程第4 議第80号から日程第7 議第83号まで

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第4、議第80号から日程第7、議第83号までの4件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） おはようございます。厚生委員会に付託されました日程第4、議第80号から日程第7、議第83号までの4件につきまして、審査の結果を報告いたします。

日程第4、議第80号人吉市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。小型特殊自動車に係る軽自動車税の税額の引き上げ及び入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の保存年限を延長するため、条例の一部を改正するものであります。軽自動車税の小型特殊自動車のうち農耕作業用のもの1,600円を800円増額の2,400円に、その他のもの4,700円を

1,200円増額の5,900円に、それぞれ税率を引き上げるものであります。改正後の税率は平成27年度からの軽自動車税について適用することになります。

次に、入湯税関係の改正は、市税条例第151条第1項中、入湯税の特別徴収義務者が保存する帳簿の保存年限を1年間から5年間に改めるものであります。今回の改正は、本年3月31日に改正した第150条第2項の帳簿保存年限の5年間にあわせるもので、3月に改正する際に、この第151条の罰則規定を見落とししていたために改正するものであります。

審査の過程で委員からの質疑に、現在登録してある対象車は、4月1日現在で農耕作業用のもの736台、その他のもの54台である。税率改定の根拠は、標準税率と均衡を失しないようにしなければならないと地方税法に定めているので、農耕作業用のものと原動機付自転車で125cc以下の改正前の税額が同額のため、その改正にあわせて1,600円から2,400円に、その他のものは軽自動車四輪貨物の改定率1.25%で決めた。農耕作業用のものは購入時に自主申告してもらうことになる。人吉市の取り扱いに誤りがあったので、従来持っている人には来年4月をめどに文書、広報等で啓発を行っていく。農耕作業車で乗用設備があれば、公道を走らなくてもすべて課税の対象である。田植機はナンバープレートをつける場所がないのが問題であるとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第5、議第81号人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。今回上程されている議第81号、82号、83号の3本の条例につきましては関連があるため、条例制定に至った背景から執行部より説明を受けました。

平成24年8月に子ども・子育て支援法が制定され、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく子ども・子育て支援新制度が平成27年4月に本格スタートいたします。新制度の具体的取り組みとして四つ挙げてあります。一つ目に、幼稚園と保育所のいいところを一つにした認定こども園の普及、二つ目に、保育の場をふやし待機児童を減らす、三つ目に、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上、四つ目に、子供が減ってきている地域の子育て支援であります。現在は、就学前の施設は幼稚園と保育所が主であります。さらに認定こども園について普及が図られます。認定こども園のポイントは、一つは保護者の就労にかかわらず保育、教育を一緒に受けることができること。二つに就労状況がかわっても通いなれた園を継続して利用できること。三つに園に通っていなくても、子育て相談や親子の交流の場などに参加できることです。以上3施設、幼稚園、認定こども園、保育所等に係る運営基準等が議第82号に関係します。

次に、地域型保育として、少人数を預かる保育事業で新たに市町村の認可事業となり、待機児童解消を主な目標とした新規事業であります。四つのタイプがあり、一つ目の家庭的保育（通称保育ママ）は、定数5人以下できめ細かい保育を行うものであります。二つ目の小規模保育は、定員6人から19人以下で、その中でも職員配置等によりA型、B型、C型の三

つの類型に分かれます。三つ目の事業所内保育は、会社の事業所など従業員の子供と地域の子供を一緒に保育するものであります。四つ目に居宅訪問型保育は、障がいや疾患などで個別のケアが必要な場合や保育施設がない地域で、保護者の自宅において1対1で保育を行うものであります。以上、四つの地域型保育に係る基準等が議第81号に関係します。

次に、放課後児童クラブは現在も実施されておりますが、対象年齢が現在おおむね小学3年生までとなっておりますが、小学6年生までに拡大されることとなります。児童福祉法の一部改正により市町村で条例を制定することとなったことから、放課後児童健全育成事業に係る基準等が議第83号に係るものであります。

次に、保育、幼児教育の新制度の仕組みであります。現行制度は私学助成、就園奨励費の補助を受けた幼稚園と保育所運営費で委託している保育所があります。新制度であります。私立幼稚園は施設の希望により現行の私学助成のまま残ることができます。新制度には施設型給付として、幼稚園、認定こども園、保育所があります。現在の幼稚園は、施設型給付を希望される場合、幼稚園か認定こども園に移行するか選択することができます。保育所はすべて新制度に組み込まれ、同じく保育所もこのまま保育所でいくか、認定こども園に移行するかを選択することができます。また、市町村が三つの区分認定を行うこととなります。1号認定は満3歳以上で教育を希望される場合、2号認定は満3歳以上で保育が必要な場合、3号認定は満3歳未満で保育が必要な場合と定められています。幼稚園は1号認定、認定こども園は1号、2号、3号認定すべて、保育所は2号、3号認定が対象となります。地域型給付は四つの事業で3号認定を基本としています。

議第81号は児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、厚生労働省令で定める基準を参酌して定めることとなったため、新たに条例を制定するものであります。今回の条例については、本市の実情に国基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、参酌すべき国の基準を基本的に市の基準とすることとしております。第1章総則に趣旨、定義、一般原則などを定めております。第2章に家庭的保育事業、第3章に小規模保育事業（A型、B型、C型）について、第4章に居宅訪問型保育事業、第5章に事業所内保育事業について、それぞれに設備、人員、職員などの設備及び運営に係る基準を定めております。

審査の過程で委員からの質疑に、子ども・子育て会議はこれまで4回開催した。8月に4回目を開催したが、そこで子育ての量の見込み、確保策等を審議していただいた。あわせて保育園、幼稚園との会議を行っているが、施設の意向、希望等で量の見込みがかわるかもしれないが、現状についての案を提示しているところ。今後の動きは幼稚園と2回打ち合わせ、保育園とは園長会で会議を行っているが、幼稚園は既に入園申し込みが始まるが、移行の希望によって少し延ばしてもらっている。保育園は12月からとなるが、認定こども園に移行するところもあるため、11月ごろから募集をかけてもらおうと思っている。意向調査をしてい

るところですべての園が移行するとは決まっていない、3回目の意向調査をすることになる。保育料については、12月議会で審議をお願いすることになる。地域型給付については、人吉市は該当しないことになるが、有無にかかわらず条例を制定しなければならないことになる。今後申請があれば、条例に基づいて市が審査することになる。子ども・子育て支援法に基づく給付ということになり、今までは運営費として委託していた。居宅訪問は、障がいや施設に行けない場合、僻地などを想定しているなどの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第6、議第82号人吉市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、内閣府で定める基準を参酌して定めることとなったため、新たに条例を制定するものであります。幼稚園、認定こども園、保育所の三つの施設の運営及び地域型保育事業者の運営基準及び施設型給付を受ける施設としての確認事項を定めています。第1章総則に趣旨、定義、一般原則を定めております。第2章に特定教育・保育施設の運営に関する基準について、第3章に特定地域型保育事業者の運営に関する基準について、利用定員、申請・利用手続に係る項目などを定めておりますが、すべて国の基準どおりであります。

審査の過程で委員からの質疑に、私学助成と施設型給付の違いは、私学助成は学校教育法に基づき県から助成される。施設型給付は子ども・子育て支援法に入る。幼稚園は各園で料金が決定されているが、移行した場合は基準に基づき市が給付することになる。市内の園の状況は、今後変更されるところもあるが、保育園は来年認定こども園移行希望は5園、28年度以降1園、30年度以降1園、31年度以降1園、現行のまま5カ所。幼稚園は2園が現行のまま、次年度以降様子を見る、1園が施設型給付の幼稚園への移行を検討されているなどの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第7、議第83号人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。児童福祉法の一部改正等に伴い放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、厚生労働省令で定める基準を参酌して定めることとなったため、新たに条例を制定するものであります。趣旨、定義、最低基準、一般原則、設備基準、職員、秘密保持等、運営に係る基準を定めており、これもすべて国の基準どおりであります。

審査の過程で委員からの質疑に、保育園等で行っている学童保育がこれに当てはまり、市の方針としては、これまでどおりで方針をかえるつもりはない。本年5月1日現在346人が利用しているが、人吉市においては対象が小学校6年生まで拡大されるが、実際4年生以上も89人受け入れているとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第80号から議第83号までの4件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第80号、議第81号、議第82号、議第83号は、原案可決確定いたしました。

日程第8 議第84号から日程第14 議第91号まで

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第8、議第84号から日程第14、議第91号までの7件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第8、議第84号から日程第14、議第91号までの7件につきまして、審査の結果を報告いたします。

まず、議第84号人吉市風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定については、第2次一括法施行に伴い、条例の制定権限が県から市に委譲されたため、今回条例を制定するものであります。風致地区とは、大正8年に制定された都市計画法において、都市内外の自然美を維持、保存するために創設された制度であり、指定された地区においては建築物の建築や樹木の伐採、敷地の造成などに一定の制限が加えられることとなります。本市の風致地区は、村山風致地区13.2ヘクタール、城山風致地区39.6ヘクタール、蓬莱山風致地区14.2ヘクタールの3カ所、67ヘクタールの面積が対象となっております。風致地区内において許可を受けなければならない行為につきましては、まず建築物の建築、その他工作物の建設、建築物等の色彩の変更、宅地の造成等、水面の埋立てまたは干拓、木竹の伐採、土石のたぐいの採取、野外における土石、廃棄物または再生資源の堆積等となっております。これらの行為をする場合は、本年度までは県条例により県に許可を受けることとなりますが、本条例案施行後は権限委譲により市が許可権者となります。

審査の過程において委員から、昨年度実施された風致地区見直しの経過について質疑があり、執行部から、平成26年3月末に提出されたコンサルの調査結果では、区域ごとに新たに編入、解除の必要性があるとの意見をもらっている。風致地区の見直しは今後必要となってくるが、まず条例を先に制定し、今後引き続き風致地区の見直し、変更を進めていくとの説明があっております。

次に、議第85号人吉市道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、スマートインターチェンジ整備事業による連結路の設計及び施工に伴い、市道の構造に関し必要な一般的技術的基準を定めるため、条例の一部を改正するものであります。本条例第3条において、道路の区分は第1種、第2種、第3種、第4種となっており、現行においてはスマートインターチェンジにかかわる高速自動車道、自動車専用道路の第1種、第2種が含まれておりませんでしたので、今回関連項目に追加するものであります。

次に、議第86号人吉市道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例の制定については、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正及びスマートインターチェンジ整備事業に伴い、必要な道路標識を追加するため、条例の一部を改正するものです。改正案では、第3条関係の別表に補助標識の「終わり」の標識が追加されます。

次に、議第87号工事請負契約の締結については、水ノ手橋補修工事に対する工事請負契約の締結でありまして、指名競争入札により契約金額を2億4,516万円、契約の相手方をIHIインフラ建設・双栄建設 建設工事共同企業体とするものであります。

審査の過程において委員から、入札の状況について質疑があり、総務部契約管財課から工事の内容上、地元業者だけでは施工困難な特殊な工法があるため、市外の業者と一緒にして工事を行う建設工事共同企業体方式で入札を行った。3企業が入札に参加したとの説明があつております。また委員から、工事の市民への周知はどのように行うのかとの質疑に対し、広報ひとよしや新聞等でお知らせしたいとの答弁があつております。

次に、議第89号損害の賠償については、市営住宅敷地内集水ます転落事故に関する損害賠償であります。内容は、平成26年4月24日午後4時ごろ、当時10歳の女子児童の方が前田団地敷地内の児童遊園横に設置してあります集水ますのふたが20センチほどずれていたため、その間に落下し、右太ももを打撲した事故に関し、女子児童の親権者と人吉市との間で損害賠償の額を決定し和解するものであります。賠償の額は、事故当日の治療費と同額の6,910円となっております。その後、治療を受けることなく回復されたとの説明があつております。また、事故原因となりました集水ますの鋼製のふたは、当初裏側に2辺しかふたのずれどめがついておらず高さもなかったため、事故発生後ずれどめを4辺すべてに設け、高さも高くし、簡単に開けたりずれたりしないように改良がなされております。なお、委員会で現地視察を行っております。

審査の過程において委員から、ほかにもこのようなふたはあるのかとの質疑に対し、三日原団地や東間米山団地にあるのは、縦、横30センチ程度の小さなますで、本案件の集水ますのように、縦、横1メートルもある大きな集水ますは設置されていないとの答弁があつております。さらに委員から、損害賠償保険の保険額は妥当なのか。このケースの場合、慰謝料が発生すると思うが、慰謝料を請求する権利について、相手方に対して説明を行ったのか。市民を守るための保険であり、慰謝料を含めた額を支払うべきではないかとの意見があり、

執行部からは法律上の損害賠償の中には慰謝料も含まれるが、この金額で相手方も了承されたので、慰謝料に関する説明は行っていないとの答弁がっております。委員会としましては、執行部に対し賠償の相手方に対して、慰謝料を請求する権利があることを説明し、請求の有無について確認をすることを求め、本案件は相手方の意思確認がとれるまで審査を保留することといたしました。翌日審査を再開し、執行部からは昨年9月17日午後9時30分ごろ連絡がとれ、建設部担当職員が賠償の相手方と面会し、慰謝料を請求する権利があることを伝え、請求の意志を確認したところ、慰謝料は請求しませんとの返答があったとの報告がありました。委員からは、慰謝料を請求できることを伝えていなかったのは正当なやり方ではない。今後は市民に対し、法律上の権利をきちんと説明するよう特段の配慮をお願いしたいとの指摘、要望がっております。

次に、議第90号市道路線の廃止について及び議第91号市道路線の認定については、都市計画法第29条及び第32条の開発行為に伴い、市道東間地内第8号線の終点が変更となるため、同路線を一たん廃止し、新しい終点位置で認定し直し、残りを東間地内第9号線として新たに市道に認定するものであります。

議第91号の審査の過程において委員から、国道219号から市道へ西間方面から右折して進入する場合、渋滞が予想されると思うが車線は増設されるのかとの質疑に対し、国道には右折レーンの設置が予定されているとの答弁がっております。なお、委員会で現地視察を行っております。

以上、日程第8、議第84号から日程第14、議第91号までの7件につきまして、慎重審査の結果、いずれも全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第84号から議第91号までの7件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第84号、議第85号、議第86号、議第87号、議第89号、議第90号、議第91号は、原案可決確定いたしました。

日程第15 議第69号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第15、議第69号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 皆様、おはようございます。報告いたします。日程第15、議第69号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第5号）のうち、予算委員会に付託されました予算につきまして、審査の結果を報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、3億6,832万8,000円を追加し、歳入予算の総額を157億1,007万3,000円とするものです。今回の補正につきましては、主に国・県の補助事業の内示、申請などによる補正のほか、単独事業などの追加補正に伴うものでございます。

主なものとしまして、10款地方交付税1億1,765万5,000円の増額は、普通交付税の交付額の決定に伴うものでございます。14款国庫支出金のうち、がんばる地域交付金3,929万8,000円の増額は、平成25年度の国の補正予算における経済対策事業等に係る地方負担額をもとに算出された補助金で、充当先として元職業訓練校建物等解体工事、旧矢岳小学校排水路整備工事など全部で14の事業に充当されております。

委員からの質疑に対し、がんばる地域交付金は8月になり交付内示があったが、既決予算への充当も可能とのことだったので、今回の9月補正のほか、当初予算や6月補正の事業にも充当し、一般財源を縮減する形で財源の振りかえを行ったとの答弁がありました。

15款県支出金のうち、森林環境保全整備事業費補助金3,122万1,000円の増額は、市有林の苗木新植及び防護さくの設置事業に対する補助金でございます。

19款繰越金、前年度繰越金は4,000万円を増額するもので、補正後の繰越金総額は2億6,000万円となっております。

21款市債は6,088万3,000円を増額するもので、新たに起債するものが小学校施設整備事業債、中学校プール改修事業債など4件、増額するものが臨時財政対策債、公有林整備事業債、地方道路等整備事業債の3件となっております。補正後の市債総額は13億8,638万3,000円となっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） それでは、総務文教委員会に付託されました審査の結果の主なものを報告いたします。日程第15、議第69号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第5号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算につきまして報告いたします。

2款総務費、1項総務管理費は7,449万6,000円の増額補正となっております。1目一般管理費の増額は、社会保障・税番号制度（マイナンバー）導入に伴う例規集などに記載されている個人情報取扱業務洗い出し等の支援業務委託料、中神町小柿町内会の公民館増築工事に

対する地区公民館施設整備費補助金と平成25年度決算において生じた鉄道事業の経常損失額を補助する人吉市くま川鉄道経営安定化補助金などであります。

委員からの質疑に対し、個人情報を取り扱う業務委託に関しては、守秘義務の規定を設けてあり、マイナンバー制度においては個人情報保護法の適用となるが、厳しい罰則規定が設けてある。マイナンバー制度導入により一番のメリットは、役所などに申請する際の添付書類が不要になるなど、手続が簡素化されることである。基本になる番号は住民基本台帳の11けたのコードであり、それをもとに国が12けたの番号をつけることになる。他市へ転居しても番号はかわらないとの説明がありました。

6目財産管理費の増額は、ETC利用による高速道路通行料の通常割引制度が、本年4月から縮小され不足することからの増額と、人吉球磨能力開発センター入り口横の建物などの解体工事費、本庁舎1階と2階の空調設備3機分の改修工事費などあります。10目情報管理費の増額は、社会保障・税番号制度導入に伴う住民基本台帳や地方税関連の電算システムの改修委託料であります。

9款消防費、1項消防費は43万9,000円の増額補正となっております。2目非常備消防費の増額は、消防団の装備品としてヘルメット147個などを購入するものであります。平成21年度にも交換のために購入しているとの説明があっております。

10款教育費、2項小学校費は3,183万4,000円の増額補正となっております。1目学校管理費の増額は、旧矢岳小学校排水路整備工事費、3目学校建設費の増額は、小学校6校の屋内運動場非構造部材耐震点検の調査委託料及び遊具改修工事、西瀬小学校屋上防水改修工事、中原小学校倉庫増設工事、西小学校フェンス設置工事などあります。

委員からの質疑に対し、屋内運動場非構造部材耐震点検は、つり天井、照明器具、バスケットゴールなど、避難施設として使用される施設に関しての点検となる。また、各教室の天井点検については、今後対象になるのではないかと答弁があっております。

3項中学校費は1,444万2,000円の増額補正となっております。1目学校管理費の増額は、中学校3校のAED3台の耐用年数終了のため、買いかえるものなどあります。3目学校建設費の増額は、小学校と同じく中学校3校の屋内運動場非構造部材耐震点検の調査委託料と一中駐輪場設置工事、一中プールコースロープ収納型ベンチ設置工事、二中階段床改修工事などあります。5項社会教育費は1,699万3,000円の増額補正となっております。2目公民館費の増額は、中原コミセンの改修工事設計委託料、大畑コミセンの転落防止フェンス設置工事費などあります。中原コミセンの改修については現地視察をしております。5目文化財保護費の増額は、人吉城跡三の丸北側斜面修理の測量設計業務委託料とふるさとの食指南書作成と種田山頭火顕彰事業への人吉市民まちづくり応援事業補助金などあります。

委員からの質疑に対し、種田山頭火顕彰事業への補助金は、種田山頭火が昭和5年9月に人吉市に立ち寄った際に関係ある場所に詠んだ俳句を載せた石碑や案内板を設置するための

応援事業補助金との答弁がっております。

6 項保健体育費は88万3,000円の増額補正となっております。1 目保健体育総務費の増額は、むし歯予防うがい実施に伴う学校歯科医や薬剤師の費用弁償やうがい用医薬品代などがあります。このむし歯予防うがい実施に関しては、執行部より資料をもとに説明を受け、委員からは、フッ化物洗口実施の効果などについて質疑がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） それでは、日程第15、議第69号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第5号）のうち、厚生委員会に付託されました予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

3 款民生費は4,002万円を増額し、補正後の額を62億7,011万円といたしております。1 項社会福祉費は3,728万4,000円の増で、地域福祉支援、生活保護、障がい者福祉、児童福祉の各システム改修委託料、国民健康保険事業特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金、医療法人回生会堤病院が介護療養型医療施設から医療機関併設型小規模老人保健施設へ転換するための設備の整備等に対する補助金、老人福祉センター改修工事に伴い、空調設備を電化したことにより重油を使わなくなったため、現在タンクに残っている重油を処分し、タンクを廃止するための廃棄物処理手数料、介護予防拠点施設岳寿館の広場の排水が不良となっているため、広場を改修するための測量設計委託料などが主なものであります。3 項生活保護費は279万4,000円の増で、生活保護受給者の生活の質の向上及び医療扶助などの保護費を抑制するため、健康管理に係る相談、指導を行う健康管理支援員として保健師等を1名雇用する報酬、保護費の不正受給の返還金について確実な徴収を図るため、システムの改修委託料などが主なものであります。

次に、4 款衛生費は、1,940万2,000円を増額し、補正後の額を17億1,079万6,000円といたしております。1 項保健衛生費は1,907万7,000円の増で、予防接種法改正に伴い、本年10月から定期予防接種化される水痘の個別予防接種委託料及び高齢者等の肺炎球菌個別予防接種委託料、県の補助事業に基づく妊娠を希望する女性及びその同居者の行った風疹予防接種について、1人当たり1万円を上限に補助を行う予防接種助成金、保健センター屋根防水シートの張りかえ等工事請負費、虫歯予防のため私立保育園が行うフッ素洗口の実施に対し、モデル的にその経費の補助を行う補助金等が主なものであります。

審査の過程で委員からの質疑に、老人福祉センターの重油ボイラーは、すべて電化するので使わなくなるが、ボイラーの撤去費は計上していない。医療法人回生会堤病院の工事の進捗状況は足場、保護シートで覆っているので見ることはできないが、10月中の竣工を目指し、

11月開所と聞いている。岳寿館の広場は排水が悪く、グラウンドゴルフもできない。矢岳小学校の廃校で町内の運動会も岳寿館でできるのではないかと思っている。健康管理支援員は、生活保護受給者の健康管理、市民健診受診の促し、訪問、助言等をしてもらう国の10分の10の補助事業である。個部接種委託料は、483万円が高齢者等の肺炎球菌個別予防接種委託料で、個人負担が3割程度、400万円が幼児等の水痘個別予防接種委託料で、個人負担はなしといった答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 日程第15、議第69号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第5号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果を報告いたします。

6款農林水産業費につきましては、8,145万8,000円を増額し、補正後の額を4億2,609万6,000円とするものであります。1項農業費の主なものは、地図情報の公開などに係る農地台帳システム改修委託料105万9,000円、農業委員会事務局公用車の購入費用160万3,000円、現地視察を行いました薬草ミシマサイコを生産されておりますひとよし薬草部会への補助金10万円、大畑営農生産組合が購入するコンバインへの補助金のくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金292万5,000円、ひとよし産業祭実行委員会補助金237万5,000円、温泉地区水路測量設計委託料263万6,000円、蓑野地区水路整備工事400万円などであります。2項林業費の主なものは、有害鳥獣の捕獲に係る謝礼としての報償費356万円、現地視察を行いました平成24年度に公売された下永野町分収林の跡地30.90ヘクタールに、ヒノキ、スギを植栽する新植委託料3,214万8,000円、新植箇所を設置しますシカの侵入を防ぐ防護さく設置委託料1,371万円、民有林内に開設する3路線、3,170メートルの作業道開設事業補助金570万6,000円、間伐材供給安定化緊急対策事業補助金654万4,000円、平成26年10月1日に人吉市、山江村、中球磨森林組合が合併し、くま中央森林組合が設立されることに伴い、事務所の増改築や情報システム等の統合に必要な経費の一部を支援する森林組合合併施設整備事業補助金192万5,000円などあります。

委員から、有害鳥獣捕獲の報奨金について、アナグマは報奨金の対象になっていないが、アナグマによる被害も最近多く見られるので、報奨金の対象になるよう早急に検討してほしい。また、有害鳥獣を捕獲した後の処理加工施設について、国・県の補助金もあるので、関係者の意見を聞きながら研究してほしいとの要望がっております。

次に、7款商工費につきましては327万3,000円を減額し、補正後の額を3億4,417万7,000

円とするものであります。主なものは、人事異動などに伴います人件費の減額のほか、人吉市グランドデザインによる石野公園に設置されるのれん及び懸垂幕購入費97万1,000円であります。

次に、8款土木費につきましては5,852万6,000円を増額し、補正後の額を15億5,516万5,000円とするものであります。1項土木管理費の主なものは、道路河川課の現場用デジタルカメラ及び公用車を購入する備品購入費388万1,000円、人吉市住宅リフォーム促進事業補助金100万円などであります。

委員からの質疑に対し、住宅リフォーム促進事業補助金は、当初予算で1,000万円を計上していたが、現時点での申請件数が44件、申請額が788万8,000円となっており、今後も申請が見込まれるため、増額をお願いしたいとの答弁がっております。

2項道路橋梁費の主なものは、瓦屋城本線ほか1線の支障木除去委託料及び道路維持補修委託料360万円、単独事業で行います舗装修繕、側溝修繕等の道路維持補修工事1,500万円、人吉球磨広域行政組合からの受託事業、赤池古屋敷第2号線を含む2路線の測量設計業務委託料768万6,000円、戸越草津線ほか1路線道路改良等の工事、広域行政組合受託事業を含む工事請負費1,030万円、防護さく、カーブミラー、ガードレール等の設置に伴う交通安全対策関係の工事請負費240万円となっております。

委員から、交通安全対策費の予算については、それぞれの地域から要望に応えられるよう予算措置をお願いしたいとの要望がっております。

3項住宅費の主なものは、各市営団地の建築、給排水、電気各設備関係の修繕料1,000万円、西瀬団地、熊田口団地、前田団地、桜木団地、原田団地等の樹木伐採、剪定業務委託料107万6,000円などであります。

最後に、11款災害復旧費につきましては、3項公共土木施設災害復旧費を1,310万3,000円増額するものであります。主なものは本年6月から7月にかけて豪雨により発生した鬼木願成寺第1号線ほか3路線の災害復旧工事を含む工事請負費1,000万円などであります。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第69号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第69号は、原案可決確定いたしました。

日程第16 議第70号から日程第21 議第75号まで

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第16、議第70号から日程第21、議第75号までの6件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第16、議第70号から日程第21、議第75号までの6件につきまして、審査の結果を報告いたします。

まず、日程第16、議第70号平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、前年度繰越金のほか、平成25年度保険給付費に係る国庫負担金の精算などに伴うものであります。歳入歳出にそれぞれ2億6,335万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を48億2,927万円としております。

審査の過程で委員からの質疑に、システム改修委託料のうち62万1,000円は、高額療養費制度の見直しに伴うシステム改修費で、平成27年1月から改正することになり、自己負担限度額が所得によって三つの区分、上位所得者、一般所得者、低所得者に分かれているが、改正後は五つの区分に分かれることになる。年収約770万円以上が上位所得者となるが、さらに年収約1,160万円以上は、自己負担限度額を多めに負担していただくことになる。一般所得者は約770万円以下で低所得者以外となるが、約370万円で区分し2段階に分けることになる。低所得者は住民税非課税の方となる。負担能力に応じた負担をしていただく細かい細分化ということになる。繰出金の出産一時金は、一子当たり42万円で財源の3分の2は一般会計から繰り入れているので、精算により戻すことになる。所得の要件もなく、産科の補償制度3万円も含む。直接支払制度を利用すると国保連合会が仲介して、直接医療機関に支払われるといった答弁がっております。

次に、日程第17、議第71号平成26年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、前年度繰越金のほか平成25年度熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の精算などに伴うものであります。歳入歳出にそれぞれ1,047万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億224万3,000円としております。

次に、日程第18、議第72号平成26年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、国庫補助金、繰入金、前年度繰越金のほか、基金積立金、平成25年度国庫及び県支出金並びに支払基金交付金の精算に伴うものであります。歳入歳出にそれぞれ1億422万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億3,197万円としております。歳入は国庫支出金、繰入金、繰越金の増などが主なものであります。歳出はシステム改修委託料、市民後見推進事業委託料、国庫支出金精算金、県支出金精算金、支払基金交付金精算金、一般会計繰出金などが主なものであります。

審査の過程で委員からの質疑に、市民後見推進事業委託料は、いわゆる成年後見人は弁護士や司法書士等の専門職で少なく、数が足りないので、国が市民後見人の要請を市の努力義

務としている。社協に委託し法人後見をとってもらい、後見センターを設置してそのセンターに属していただく予定である。講習、もしくは研修を受けなければならないのではなく、最終的には裁判所が判断することになるといった答弁がっております。

次に、日程第19、議第73号平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、繰越金等の補正に伴うもので、歳入歳出それぞれ182万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,108万円とするものであります。

次に、日程第20、議第74号平成26年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）は、人事異動に伴う人件費の補正であります。収益的収入及び支出は、支出の予定額を496万8,000円増額しております。資本的収入及び支出は、支出の予定額を55万1,000円増額しております。資本的収入が資本的支出額に対し不足する額2億1,880万5,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,250万5,000円、当年度分損益勘定留保資金1億7,066万1,000円と繰越利益剰余金処分額3,563万9,000円で補てんすることといたしております。議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費1億3,567万5,000円を1億4,125万4,000円に改めるものであります。利益剰余金の処分は、繰越利益剰余金を3,563万9,000円に改め、「減債基金」として処分するものであります。

次に、日程第21、議第75号平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、繰入金及び繰越金の増額と原材料購入並びに人事異動に伴う経費の補正が主なものであります。歳入は一般会計繰入金にがんばる地域交付金として129万6,000円追加しております。前年度繰越金を1億993万円追加しております。歳出は事業費を139万円追加しております。市内一円の下水道マンホールふたの交換を行うためのふた等の材料購入費等であります。

審査の過程で委員からの質疑に、がんばる地域交付金の充当先は、平成25年度事業のマンホールふた更新事業の900万円のうち、450万円が地方負担分で、その地方負担分の地方の地域活性化に向けた交付金として129万6,000円に決定されたものであるといった答弁がっております。

以上、6件につきまして慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

済みません、訂正をお願いします。議第74号のところではありますが、利益剰余金の処分につきまして、繰越利益剰余金を3,563万9,000円に改め、「減債基金」と言ったようでありまして、しかし、「減債積立金」に訂正をお願いしたいと思います。以上、よろしくお申し上げます。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第70号から議第75号までの6件について、厚生委員長報告どおり決す

るに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第70号、議第71号、議第72号、議第73号、議第74号、議第75号は原案可決確定いたしました。

日程第22 議第76号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第22、議第76号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第22、議第76号平成26年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、審査の結果を報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ2億3,183万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,472万3,000円とするものであります。地方債につきましては、起債の目的を工業用地造成事業債、限度額を2億3,000万円とするものであります。歳出の主なものは、人吉中核工業用地の宅地造成工事に着手するに当たり、現在の調整池では容量に不足が生じることから、既存の調整池の拡張改築工事を実施するための工事請負費2億3,000万円であります。

今回の工事では、現在の調整池の容量の約3倍となる1万8,000立方メートルが必要とされることから、現在の築堤を撤去し、調整池の底部を3メートルから4メートル掘り込むことで容量を確保することとなっており、また現在の土堤の約30メートル下流側に、これまでの土堤ではなくコンクリート製の堰堤を築造することとなっております。なお、委員会で現地視察を行っております。

委員から、地元住民にも説明を行ってほしいとの意見に対し、工事着工前には説明会を行うとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第76号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第76号は原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時22分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第23 陳第33号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第23、陳第33号を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第23、陳第33号について、審査の結果を報告いたします。

日程第23、陳第33号県下14市で一番高い下水道料の引下げを求める陳情は、平成26年9月5日、人吉市鬼木町1525-9、日本共産党人吉市委員会委員長本村令斗氏及び人吉市灰久保町15、副委員長塩見寿子氏から提出されたものであります。陳情趣旨は、本年4月から下水道料が10.85%値上げされ、県下14市で一番高い下水道料となったが、10.85%も上がるのは納得できない。4月からは消費税が5%から8%に上がり、市民の生活は大変な状況になっている。自治体の役割は市民生活を守ることなので、県下14市で一番高い下水道料を引き下げようこの陳情を採択してほしいという陳情であり、1,087名の署名を添えて提出されたものであります。

審査の過程で執行部より、平成25年12月議会に上程された下水道料金改定に伴う人吉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、人吉市下水道事業運営審議会の答申に基づき、下水道使用料を平均7.75%改定し、あわせて消費税等の税率の改定に伴い、使用料について見直す必要があるため改正をお願いしたとの内容を改めて説明を受け、質疑を行いました。

委員の質疑に、他市の下水道の普及率は平成25年度末で人吉市73.2%、熊本市87.8%、八代市44.4%、荒尾市69.4%、水俣市51.3%、玉名市51.7%、山鹿市37.8%、菊池市30.8%、宇土市72.2%、上天草市16.9%、宇城市45.3%、阿蘇市20.3%、天草市29.4%、合志市99.1%である。10トン当たりの各市の料金は、人吉市1,620円、熊本市1,018円、八代市1,520円、荒尾市1,620円、水俣市1,620円、玉名市1,751円、山鹿市1,410円、菊池市1,460円、宇土市1,540円、上天草市1,728円、宇城市1,540円、阿蘇市1,080円、天草市1,479円、合志市1,010円となる。下水道が普及していないところからの負担に不公平感があるのではと思

うが、人口割ですれば約27%の方が恩恵を受けていないのに市費を投入するのが不公平感に感じているのではと考えている。市民に説明する責任があるということで、普及していない地域の方も負担しているというものを数値で示すことは難しい。平成20年11月の答申では改定を見送っており、平成17年に5.5%の改定率から9年ぶりの改定率となっているといった答弁がっております。

委員からの意見として、基準水量が各市ばらばらで人吉市と同じ10トンで比較すると料金が安い市もあり、決して本市が県下で一番高いとは言えないように思えるので不採択。下水道事業運営審議会の答申を受け、昨年相当議論した案件である。利用していない市民からも負担していただいているということも御理解いただきたいと思うので不採択。昨年、視察も行い十分な議論をし、苦渋の選択として値上げを判断してきた。その理由として受益者負担の原則、それまでの料金改定の据え置き、また高い下水道の普及率等々から判断してきたことを今回の陳情書によってかえることはしない、よって不採択。先を見越した改定と思われる、他市も平成27年4月の改定を予定されている市もあり、今後高い改定になるとと思われる。また、来年度からの企業会計以降もかんがみなければならないので不採択といった意見がありました。

採決の結果、不採択とすることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。採決は起立採決といたします。陳第33号についての委員長報告は不採択でありますので、陳情そのものについて採決いたします。

陳第33号について、採決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立なし]

○議長（永山芳宏君） 起立なし。

よって、陳第33号は不採択と決しました。

日程第24 市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第24、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君）（登壇） 日程第24、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を行います。

今回、第13回となる特別委員会を去る9月3日に開催いたしました。実質的には12回目の

審議になりますが、審議事項は今後のスケジュールと庁舎等移転建設審議会が行った基本理念、基本方針、求める機能の検討についてでございます。先に執行部より今後のスケジュールについての説明がありました。その内容ですが、4月のアンケートをもとに8月まで3回の審議会の基本理念と基本方針、求める機能について審議をしてきており、市庁舎建設に関する特別委員会と報告、修正のやりとりをしながら、今後は庁舎規模及び機能を検討し、その後の答申案をもとにパブリックコメントを行い、集約したものを3月議会で本特別委員会に諮り、その結果を踏まえて審議会に答申を行うという流れになるとのことです。

次に、庁舎等移転建設審議会が行った基本理念、基本方針、求める機能の検討について、資料をもとに説明を受けました。まず、基本構想の検討に係る経過としては、三つの指針を上げています。防災・災害対策拠点という新しい観点で進めていくということ。4月に行われた市民アンケートの結果に基づき、問題点や市民ニーズを踏まえて行うということ。二つの候補地から市役所別館地一帯を適地として位置づけた経緯を踏まえて行うということ。また、基本構想策定に向けての手順については、以下五つの段階を上げています。1、市庁舎の現状と課題の確認、新市庁舎建設の必要性の確認、2、市民アンケートを踏まえた新市庁舎の目指す基本理念と基本方針の検討、3、市民アンケートを踏まえた新市庁舎に導入する機能の検討、4、新市庁舎の規模の検討、5、移転建設計画の検討。今回は3番目までの市民アンケートを踏まえた新市庁舎に導入する機能の検討についてまでの説明を受けましたが、今回の重要課題ともいえる新市庁舎に求められる機能の中の行政機能については、「窓口、待ち合い、相談スペース、市民活動支援等の市民サービス機能」、「災害対策本部としての防災・災害対策拠点機能」、「環境共生、省エネルギー機能」、「執務環境、会議室等の執務機能」、「情報管理機能」、「駐車場、駐輪場、利便施設等の付帯設備機能」の六つの視点から細かく方針を挙げられています。

説明を受けた中で委員からは、執行部としてモデルとなるケースの視察を行ったのか。今回の求められる機能をすべて実現したら、事業費がかさむことになると思うがどのように考えているのか。市庁舎は災害対策本部であり、避難所としての機能は持つべきではないと思う。また、基本理念と基本方針の中にある職員の資質の向上という項目は、あえて入れる必要はないのではないかなどの質問や意見がございました。

以上、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第25 治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第25、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。田中 哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、こんにちは。日程第25、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告をいたします。

第11回本特別委員会において、平成24年7月に発生しました九州北部豪雨について、阿蘇市にその被害状況と対策について視察研修を行うということに決定し、平成26年8月27日水曜日に委員、執行部及び事務局の16名で視察研修を行っております。視察研修の冒頭、阿蘇市より災害直後の人吉市、市社協、市消防団、市民のボランティアに対し、御礼のあいさつがあり、事前に提出しておきました視察に関する質問事項に対し、総務課長初めそれぞれ担当する5課の職員の方により、九州北部豪雨災害の概要と阿蘇市の防災対策について説明を受けました。

阿蘇市は地形の関係で、年間降水量に占める梅雨期間の降水量が他地域に比べ多いということで、平成24年7月12日、豪雨災害時の降水状況は1時間最大降水量が108ミリ、3時間最大降水量が288.5ミリ、24時間最大降水量が507.5ミリで、いずれも観測史上最大であった。特に深夜1時から朝7時までの6時間に459.5ミリのこれまでに経験したことのないような大雨で、これは発達した雨雲が次々と流れ込み、積乱雲が繰り返し発生するバックビルディング現象が発生し、猛烈な大雨をもたらしたとの説明でありました。土砂災害の概要としては、相当量の雨量と火山灰土という阿蘇特有の地質、それに特殊な地形が大規模な崩落や土砂、人工林、岩石の流出、土石流の発生につながったとの分析をされておりました。被害状況といたしましては、人的被害が死者21名、行方不明者1名、住家被害が全壊60棟、半壊1,121棟、床上浸水が38棟、罹災世帯数1,219世帯3,160人、土木関係が約60億円、農政関係が約245億円、観光関係約51億円ということでありました。豪雨災害を振り返って、広域的な同時多発災害また夜間対応の難しさ、日ごろからの災害に対する備えの重要性、それに最悪の事態を想定した判断と行動の必要性を強調されておりました。そこから災害後の防災・減災対策として、避難勧告・指示等の避難行動基準の見直しや避難所の見直し、職員待機体制の見直しや予防的避難（早めの避難）の取り組みが必要との説明でありました。そのほかに災害廃棄物処理についてということで、瓦れき処理の問題や災害廃棄物の仮置きについて、今後の課題を含め説明いただきました。その後、土砂災害で大きな被害が発生しました阿蘇市一の宮町坂梨地区に移動し、熊本県阿蘇地域振興局職員の案内で土砂災害復旧現場を視察いたしました。

次に、第12回本特別委員会を9月3日水曜日の午前10時に開催いたしまして、先ほど報告しました阿蘇市の視察研修のまとめ、それからダムによらない治水対策案の住民説明会についてということで審議しております。

まず、阿蘇市の視察研修のまとめについてでは、委員から、人吉市も阿蘇市と同じような地形、急峻地を背後にする住宅地があることから、土砂災害特別警戒区域指定の見直しの必要性といった意見、避難勧告の出し方、避難勧告の範囲、伝達方法、それに明るいうちの避難の勧めについての意見、職員の配置と体制のあり方についての意見、災害種別による避難所の指定のあり方、避難所の合いかぎの一元管理の問題、災害廃棄物処理についての意見、災害ボランティアの受け入れ体制等、活発な意見が出ております。

次に、ダムによらない治水対策案の住民説明会については、執行部より8月18日月曜日、東西コミセンと8月29日金曜日、カルチャーパレスで行われました住民説明会の参加状況及び説明内容の報告を受けております。その説明内容は、国土交通省、熊本県からのダムによらない治水を検討する場の経緯や治水対策案の事業内容、実施することによって得られる効果と治水安全度、渡地区の浸水被害軽減対策、それに防災・減災のためのソフト対策の推進について説明が行われたこと。県や市町村の要望を受け、河川整備計画策定前であっても追加して実施する対策に取り組むこととし、来年度人吉市の対策についても着手できるよう概算要求の準備を進めていることの説明があったとの報告を受けております。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（永山芳宏君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第26 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第26、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 日程第26、人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

平成26年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、平成26年8月29日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第1、会議録署名議員の指名では、五木村選出の田山淳士議員、山本豊議員が指名されました。日程第2、会期の決定では、8月29日の一日限りとすることに決定しました。日程第3、行政報告では、理事会代表理事から平成26年3月の第1回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等についての報告がありました。日程第4から日程第10までの提出議案7件は一括議題とし、理事会代表理事から提案理由の説明を受け、続いて議案4件を一括して執行部の補足説明を受けた後、議案ごとに質疑、採決を行い、議案第16号平成26年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第1号）、議案第17号平成26年度人吉球磨広域行政

組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第2号）、議案第18号平成26年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）、議案第19号平成26年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の補正（第1号）の4議案については、原案のとおり可決、決定いたしました。

次に、決算の認定関連の認定第1号平成25年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号平成25年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号平成25年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についての3件を一括して会計管理者の決算書の説明と代表監査委員の決算審査意見書の報告を受けた後、日程を追加し、平成25年度決算特別委員会が設置され、決算の認定3件の審議については委員会に付託されました。委員には、高瀬堅一議員（人吉市）、松岡隼人議員（人吉市）、源島たまみ議員（多良木町）、金子光幸議員（湯前町）、皆越てる子議員（あさぎり町）、池田勝吉議員（相良村）、田山淳士議員（五木村）、嶽本孝司議員（球磨村）の8名が指名され、第1回決算特別委員会を開催し、委員長に田山淳士委員、副委員長に松岡隼人委員が互選され、第2回以降の委員会開催日程及び審査方法について審議され、決定しました。

最後に日程第11、委員会の閉会中の継続審査及び調査については、議会運営委員会及び平成25年度決算特別委員会から申し出のあった委員会の閉会中の継続審査及び調査申出書は、各委員長の申し出のとおり決定され閉会しました。

以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

日程の追加について

○議長（永山芳宏君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議第92号平成25年度人吉市歳入歳出決算認定について及び報第5号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての2件を日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、2件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議第92号及び報第5号

○議長（永山芳宏君） 執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） 皆さん、こんにちは。大変お疲れのところ恐縮に存じますが、ただいま追加提案いたしました議案につきまして御説明を申し上げます。

議第92号平成25年度人吉市歳入歳出決算認定についての案件は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度人吉市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いします

るものでございます。

報第5号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、平成25年度決算に基づき、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。詳細につきましては所管の責任者から御説明させていただきますと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願いいたします。

○総務部長（中村則明君）（登壇） 皆様、こんにちは。

それでは、報第5号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明を申し上げます。お手元の議案書の2ページをお願いいたします。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、財政の健全化や再生の必要性を判断するための指標として定められた健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。最初に上段のところでございます。1、健全化判断比率の御説明を申し上げます。普通会計における赤字の大きさを示す実質赤字比率と公営企業会計を含めたすべての特別会計を対象とした赤字の大きさを示す連結実質赤字比率は、平成25年度決算は黒字でございますので両比率とも数値はなしとなっております。また、企業会計及び一部事務組合を含めた標準的な一般財源に占める公債費の割合でもございます実質公債費比率は7.3%、第三セクターまで含めた標準的な一般財源に占める負債の割合でございます将来負担比率は30.1%で、いずれも早期健全化基準値を下回っているところでございます。

次に、下段の2、資金不足比率でございます。法第22条に基づく資金不足比率は、水道事業特別会計ほか、すべての公営企業会計で資金不足は生じておりませんので、数値はなしとなっております。

また、3ページから9ページまでは監査委員の審査意見書となっております。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○会計管理者（椎葉幹夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。お疲れのところ恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

私のほうから議第92号平成25年度人吉市歳入歳出決算認定について説明をさせていただきます。説明に入ります前に、皆様のお手元に配付しております資料の御確認をお願いいたします。まず、平成25年度歳入歳出決算書、それから監査委員の各会計歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書、そして決算に係る主要な施策の成果報告、以上の3冊でございます。配付漏れ等はないでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

それでは、平成25年度歳入歳出決算書により一般会計から説明させていただきます。決算書3ページをお開きください。数値につきましては、一番下の歳入合計の欄に記載してあり

ます左から2列目、上部の表で申しますと3列目になりますが予算現額、右に移りまして調定額、収入済額、不納欠損額、そして収入未済額の順で読み上げてまいりますので、よろしくお願いいたします。

歳入の予算現額164億9,994万3,082円、調定額168億705万7,097円、収入済額158億9,104万5,149円、不納欠損額9,208万7,700円、収入未済額8億2,393万272円となっております。収入済額の予算に対する割合は96.31%、調定額に対する収納率は94.55%でございます。なお、3ページの右下かぎ括弧内にありますとおり、さかのぼって1ページに記載があります1款市税、1項市民税の収入済額の中には未還付額6,024円が含まれております。

続いて5ページをお開きください。歳出でございます。歳出につきましては、歳出合計欄の左から3列目予算現額、支出済額、翌年度繰越額、そして不用額の順で読み上げてまいります。歳出の予算現額164億9,994万3,082円、支出済額154億16万1,743円、翌年度繰越額7億1,725万139円、不用額3億8,253万1,200円となっております。予算の執行率は93.33%でございます。なお、4ページの3款民生費、3項生活保護費の支出済額の中には返納を要する額24万1,999円が含まれております。前のほうにさかのぼっていただきまして、ピンクの仕切りのページをごらんください。下から2段目、歳入歳出差引額は4億9,088万3,406円となっております。

続きまして特別会計でございますが、まず国民健康保険事業特別会計でございます。6ページをお開きください。歳入合計の予算現額49億1,491万4,000円、調定額56億3,067万3,980円、収入済額49億8,149万5,711円、不納欠損額5,943万7,786円、収入未済額5億8,974万483円となっております。収入済額の予算に対する割合は101.35%でございます。調定額に対する収納率は88.47%でございます。

続いて7ページをお開きください。歳出合計の予算現額49億1,491万4,000円、支出済額「45億4,906万3,704円」、1列飛ばしまして不用額3億6,584万6,696円となっており、予算の執行率は92.56%でございます。前にさかのぼっていただきまして、仕切り紙をごらんください。歳入歳出差引額は4億3,242万8,407円となっております。

恐れ入ります。公共下水道特別会計に入ります前に、訂正をお願いいたします。先ほどの支出済額のところで「45億4,906万7,304円」と言わなければならなかったところを「45億4,906万3,704円」と申し上げたそうでございます。訂正をよろしくお願いいたします。

続きまして、公共下水道事業特別会計でございます。8ページをお開きください。歳入合計の予算現額11億6,576万1,000円、調定額12億2,061万6,003円、収入済額11億6,857万892円、不納欠損額400万7,893円、収入未済額4,803万7,218円となっております。収入済額の予算に対する割合は100.24%、調定額に対する収納率は95.74%でございます。

続いて9ページをお開きください。歳出合計の予算現額11億6,576万1,000円、支出済額10億2,364万17円、翌年度繰越額950万円ちょうど、不用額1億3,262万983円となっており、予

算の執行率は87.81%でございます。前に戻っていただきまして、仕切りのページをお願いいたします。歳入歳出差引額は1億4,493万875円となっております。

次に、人吉球磨地域交通体系整備特別会計でございます。10ページをお開きください。歳入の予算現額172万3,000円、調定額と収入済額は同額の171万8,262円となっております。収入済額の予算に対する割合は99.73%、調定額に対する収納率は100%でございます。

続いて11ページをお開きください。歳出の予算現額172万3,000円、支出済額171万8,262円、1列飛ばしまして不用額4,738円となっております。予算の執行率は99.73%でございます。前にさかのぼっていただきまして、仕切りのページをお願いいたします。歳入歳出差引額はゼロ円となっております。

次に、工業用地造成事業会計でございます。12ページをお開きください。歳入の予算現額4,345万3,000円、調定額と収入済額は同額の4,345万819円となっております。収入済額の予算に対する割合は99.99%、調定額に対する収納率は100%でございます。

続いて13ページをお開きください。歳出の予算現額4,345万3,000円、支出済額4,011万3,300円、1列飛ばしまして不用額333万9,700円となっております。予算の執行率は92.31%でございます。前に戻っていただきまして、仕切りのページをお願いいたします。歳入歳出差引額は333万7,519円になります。

次に、国民宿舎特別会計でございます。14ページをお開きください。歳入の予算現額22万9,000円、調定額と収入済額は同額の22万8,117円となっております。収入済額の予算に対する割合は99.61%、調定額に対する収納率は100%でございます。

続いて15ページをお開きください。歳出の予算現額22万9,000円、支出済額1万3,122円、1列飛ばしまして不用額21万5,878円となっております。予算の執行率は5.73%でございます。前に戻っていただきまして、仕切りのページをお願いいたします。歳入歳出差引額は21万4,995円となっております。

次に、介護保険特別会計でございます。16ページをお開きください。歳入の予算現額42億6,051万7,000円、調定額43億327万3,089円、収入済額42億6,519万1,789円、不納欠損額771万7,000円、収入未済額3,055万1,300円となっております。収入済額の予算に対する割合は100.11%、調定額に対する収納率は99.12%でございます。なお、1款保険料、1項介護保険料の収入済額の中には、未還付額18万6,900円が、また2款使用料及び手数料、1項手数料の収入済額の中には、未還付額100円が含まれております。

続いて17ページをお開き願います。歳出の予算現額42億6,051万7,000円、支出済額41億6,765万5,526円、翌年度繰越金48万6,000円、不用額9,237万5,474円となっております。予算の執行率は97.82%でございます。前にさかのぼっていただきまして、仕切りのページをお願いいたします。歳入歳出差引額は9,753万6,263円となっております。

次に、介護サービス事業特別会計でございます。18ページをお開きください。歳入の予算

現額2,575万6,000円、調定額と収入済額は同額の2,589万6,050円となっております。収入済額の予算に対する割合は100.54%、調定額に対する収納率は100%でございます。

続いて19ページをお開きください。歳出の予算現額2,575万6,000円、支出済額2,403万5,761円、1列飛びまして不用額172万239円となっております、予算の執行率は93.32%でございます。前に戻っていただきまして、仕切りのページをお願いいたします。歳入歳出差引額は186万289円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。20ページをお開きください。歳入合計の予算現額4億8,434万4,000円、調定額4億8,776万8,759円、収入済額4億8,456万5,159円、不納欠損額37万4,700円、収入未済額292万2,000円となっております。収入済額の予算に対する割合は100.05%、調定額に対する収納率は99.34%でございます。なお、1款、1項後期高齢者医療保険料の収入済額の中には、未還付額「9万3,000円」が含まれております。

失礼いたしました。今の未還付額の中で「9万3,100円」と申し上げなければならないところを「9万3,000円」と申し上げたそうでございます。訂正をよろしくお願いいたします。未還付額9万3,100円が含まれておりますということでございます。

続きまして、21ページをお開きください。歳出合計の予算現額4億8,434万4,000円、支出済額4億7,538万2,747円、1列飛びまして不用額896万1,253円となっております、予算の執行率は98.15%でございます。前に戻っていただきまして、仕切りのページをごらんください。歳入歳出差引額は918万2,412円となっております。

以上で、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の説明を終わりますが、法令で定める必要な添付資料であります歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書につきましては、本冊子の22ページ以降につづっております。また、財産に関する調書は245ページから、基金運用状況調書は266ページからとなっております。あわせまして別冊で、決算に係る主要な施策の成果報告及び監査委員の各会計歳入歳出決算審査意見書を提出しておりますので、慎重審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（永山芳宏君） ただいまの説明及び報告に対し質疑はありませんか。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。森口勝之議員。

○17番（森口勝之君） 今の報告でいただきました資料の成果報告の39ページですけれども、球磨川漁協への補助金95万円、この成果の中で、本事業などにより59万1,912尾の購入、その後が稚553鮎となつてまして、うち本事業分6万云々と書いてありますが、私の理解不足ですかね、ちょっと意味不明なものですから、御説明お願いしたいと思います。もし単純な間違いであれば訂正をお願いします。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時15分 休憩

午後 1 時32分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○経済部長（松田知良君） 皆様、こんにちは。大変時間をとらせてまして申しわけございません。

平成25年度決算に係る主要な施策の成果報告の39ページでございます。6款、3項水産業費の1目水産業振興費でございます。この施策の成果の欄でございます。ここで文字の入力の時点でミスがございました。正しくは、この3行目からなんですけれども、59万1,553尾の購入稚鮎という表現にならなければならないところを数字が紛れ込んでおりました。チェックが不足で大変申しわけございません。後ほど正誤表をお配りいたしますので、どうか訂正をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（永山芳宏君） ただいまの訂正については御了承いただきますようお願いいたします。

執行部に申し上げます。議案に関する書類につきましては、上程するに当たり内容を十分精査、確認の上提出されますよう御注意願います。

ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

日程の追加について

○議長（永山芳宏君） ここで、さらに日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま提出されました議第92号平成25年度人吉市歳入歳出決算認定についてに伴いまして、平成25年度決算特別委員会の設置についてを日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 平成25年度決算特別委員会の設置について

○議長（永山芳宏君） お諮りいたします。名称は平成25年度決算特別委員会、委員数は7名からなる特別委員会を設置し、委員は議長より指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、平成25年度決算特別委員会を設置し、委員の指名をいたします。

平成25年度決算特別委員会委員に、宮崎保議員、村口隆議員、大塚則男議員、平田清吉議員、犬童利夫議員、川野精一議員、西信八郎議員、以上7名の議員を指名いたします。

お諮りいたします。議第92号平成25年度人吉市歳入歳出決算認定については、ただいま設

置されました平成25年度決算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

ただいま選任されました委員の方々は、直ちに御会合の上、正副委員長を互選し、付託案件を審査され、議長に報告していただきますようお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時36分 休憩

午後 1 時55分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま平成25年度決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選がありましたので報告いたします。

委員長に西信八郎議員、副委員長に犬童利夫議員が選任されました。

日程第27 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第27、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び平成25年度決算特別委員会委員長からそれぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。各委員長の申し出に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会

(平成26年9月第5回人吉市議会定例会)

事件の番号	件 名	理 由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件 名	理 由
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件名	理由
議第77号	平成25年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	慎重審査を必要とするため
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関すること	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関すること	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関すること	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

○平成25年度決算特別委員会

事件の番号	件名	理由
議第92号	平成25年度人吉市歳入歳出決算認定について	慎重審査を必要とするため

日程の追加について

○議長（永山芳宏君）　ここで、さらに日程の追加についてお諮りいたします。

意見第7号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）を日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君）　御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 意見第7号

○議長（永山芳宏君）　提出者の説明を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇）　提案理由の説明は、意見書（案）の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案 朗読）

意見第7号

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要があります。

また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されていますが、公共サービスの質の確保を図るためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要です。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要があります。

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に向けて、政府に次のとおり以下の対策を求めます。

記

- 1 地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。
- 2 社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的

確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大を図ること。

- 3 復興交付金については、国の関与の縮小を図り、採択要件を緩和し、被災自治体がより復興事業により柔軟に活用できるよう早急に改善すること。また、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間が終了する2016年度以降においても、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保すること。
- 4 法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保を図った上で、地方財政に影響を与えることのないようにすること。また、法人事業税については、安定的な税収確保や地域偏在性の縮小をめざす観点から、現行の外形標準課税の充実を図ること。
- 5 償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
- 6 地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから現行水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な財源から、社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置付けを改めること。
- 7 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。
- 8 人件費削減など行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月24日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
内閣官房長官	菅 義 偉 様
総務大臣	高 市 早 苗 様
財務大臣	麻 生 太 郎 様
経済再生担当大臣	甘 利 明 様
(経済財政政策担当)	
経済産業大臣	小 淵 優 子 様
地方創生担当大臣	石 破 茂 様

意見第7号

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について
地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年9月24日

人吉市議会議長 永山芳宏様

提出者 人吉市議会議員

森口勝之	仲村勝治
井上光浩	松岡隼人
川野精一	西信八郎
犬童利夫	田中哲
高瀬堅一	村口隆
村上恵一	平田清吉
豊永貞夫	三倉美千子
大塚則男	宮崎保
	笹山欣悟

以上でございます。

○議長（永山芳宏君） ただいまの説明に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。意見第7号については、委員会付託を省略し、採決することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決いたします。

意見第7号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、意見第7号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（永山芳宏君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成26年9月第5回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後2時03分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 永 山 芳 宏

人吉市議会議員 豊 永 貞 夫

人吉市議会議員 川 野 精 一